

渡辺澄夫編

豊後国莊園公領史料集成五(上)

豊後国  
在隈郷・勝津留・笠和  
郷・賀来莊・阿南莊 史料

別府大学史料叢書第一期

刊行 別府大学付属図書館

## はしがき

本巻には『豊後国莊園公領史料集成』の第五巻として、大分郡諸莊郷を収録する予定であった。ところが、この地域は当国の政治・経済・文化の中心地で多くの文書が関連をもつのみでなく、しかも一宮由原八幡宮（中世は賀来社という）の龐大な文書がある。いわば県下では国東地方に次ぐ史料の集中地域であり、従ってついに一巻一冊収載が不可能となり、ここでも上・下二冊に分割せざるをえない結果となった。

したがって本巻収載の莊郷は、郡中枢部の荏隈郷・勝津留・笠和郷・賀来莊・阿南莊の五所に限定した。右のうち荏隈郷・笠和郷と阿南莊（郷）の三者は倭名抄郷の後身であり、中でも荏隈郷は国衙の所在地として、中世を通して国衙領であった。現大分市の中心部を占める笠和郷は、弘安八年（一二八五）の「凶田帳」では領家として「徳大寺中納言」が記されているが、一宮由原宮の祭礼・造宮等に国衙役の一部を勤仕している所からみれば、国半不輸領かと推定される。この両郷に挟まれた大分川左岸の狭小な低地から上野台地（高国府という）に及ぶ地域が、別名として開発されて勝津留島となる。領有権は転々として十一世紀末宇佐宮毎年万燈会御燈油料所となるが、鎌倉時代初期には山僧幸秀が地頭職を帯していたのを、守護職に補任された大友能直が八男能郷を養子にするとの条件で譲得し、能郷（志賀）に与えた。のち建長六年（一二五四）大友頼泰が強請して高国府の地頭職を獲得し、この地に守護所を置いたので、ここが永く豊後の政治・軍事・文化の中心地となった。因みに、荏隈・笠和両郷の地頭職が守護領となっているのも、大友氏の国衙支配や守護所の所在等と関係があるろう。

賀来荘・阿南荘ともに、阿南郷から成立した一宮由原宮（賀来社）領であるが、何れも領家職が設定せられ、由原宮は預所職として支配し収取を実現したらしい。賀来荘は一条左大将（実経）室家、阿南荘は西園寺公経家の不輸別納地となる。豊後一宮といいながら、地方的小社が荘園領家職を掌握するには、なお社会的・政治的資格が不十分であると見られた結果ではなかるうか。

阿南荘は本名が松富名（狭間村と号す）・松武名・光一松名の三名、他に別名平丸名があり、平丸名はのち賀来荘に編入される。右の本名のうち松武名百貫分は、弘治二年（一五五六）ごろ、大友宗麟が大徳寺瑞峯院に寄進した。同名に関する多通の取帳類の原本が、「大徳寺黄梅院文書」として京都大学文学部に所蔵されていることが福川一徳氏の示教によって判明し、同大学の配意により収載しえたことは幸であった。本文書は極く一部の研究者を除いては学界未見の資料であり、本巻の価値をいよいよ高からしめるものであろう。収録を許可された京都大学文学部博物館当局、ならびに面倒な調査・照合等の事務に当られた助手今岡典和氏の厚志を深謝したい。

本巻編集に当っては、その他各方面の支援を仰いだ。「大分郡古国府村水帳」は東京大学史料編纂所の許可を得、大分県史編纂室の写真を利用させて頂いた。また史料蒐集に当っては、福川一徳氏・甲斐素純氏・平野秀雄氏らの協力を銘記しなければならない。福川氏からは前記「黄梅院文書」の史料編纂所影写本の読本を送付され、これが原本（写真）閲読の機縁となった。また本巻所収の「甲斐守文書」も、阿南荘に関する未見史料であるが、これは平野氏発見の地場文書で、同氏から写真を貸与された。なお一枝軒梅船の『図書考略記』は本学仲領真信助教授を紹介し、多摩美術大学の横田忠司教授を煩わし、覆刻本のコピーを頂いた。以上の諸機関及び諸氏に対して、衷心から謝意を表したい。

なお各荘郷付録の「大字・小字一覧表」の調査については、大分市は市教育委員会社会教育課の秦政博氏、大分郡庄内町は同町大野勇氏の協力をえ、また秦氏からは口絵写真についても資料の提供をえた。また望月友善氏より『大分の石造美術』の利用を許され、別府大学付属博物館事務官白井昭一氏も調査記録の一部を提供され、なお白井氏及び甲斐素純氏には校正についても協力を仰いだ。以上御協力を仰いだ諸氏に対して、深甚の謝意を表したい。最後に、頁数超過により迷惑をかけた別府大学付属図書館、組版等について御迷惑をかけた、佐伯印刷株式会社  
の皆さん等にも、心から御礼を申し上げたい。

平成元年九月十三日

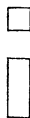
編者



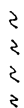
## 凡 例

- 一 本巻は『豊後国荘園公領史料集成』の第五巻上として、大分郡「荏隈郷史料」六六点(うち付録二)、「勝津留史料」一三六点(うち付録一・補遺二)、「笠和郷史料」一九九点(うち付録二)、「賀来荘史料」一五一点(うち付録三)、「阿南荘史料」二二二点(うち付録三)、総計七七四点を収めた。
- 一 史料蒐集に当たっては、文書のみならず、記録・編著・系図・金石文等、参考しうるものは可能な限り網羅することに努めた。『大分県史料』所載の文書は、可能な限り原本校合を期したが、果たしえなかつたものがある。
- 一 史料蒐集は、当該荘公の地名中心を原則としたが、該地域を本領とした地頭・御家人・国人衆等については、人名中心の編集法をも併用し、一層の完全を期した。
- 一 同一史料で二荘郷以上に関連あるものの内、必要と認めたもの以外は初出(又は最も関係の深い)荘郷に本文を掲げ、他は史料標題と参照注を付し、本文は省略した。長文史料も関連部分のみの抄出に止めた。
- 一 一国全体に関する長文史料は、初出の関係荘郷に当該郡全体を抽出し、以下の荘郷には標題のみを掲げ、参照注を付した。全文はできうれば全巻末に「豊後総国史料」(仮称)を立て、これを収載するようにしたい。
- 一 一国平均役等で、特定荘郷に関するものは当該荘郷に掲げ、なお荘郷特定なき史料とともに、「豊後総国史料」に再録する予定。

- 一 頁数節減のため、長文史料は二段組とし、とくに検地帳類は活字を落とし小字とした。
- 一 文書名は、原則として正文・案文・写等を区別したが、記録・編著によるものは、その区別を示さなかった。
- 一 文書名の下に、史料名・出典等を注記し、原本・現物の場合は所在地・所蔵者等を記入した。
- 一 頭注として文書内容の梗概、および重要な地名・人名等を摘記した。ただし二段組とした長文史料及び検地帳類については、これを省略した。
- 一 各荘郷ごとに、付録として大字・小字表を加え、地名にはすべて読み仮名（及び現地読み）を付した。ただし本巻所収の勝津留・笠和郷・賀来荘・阿南荘等の厳密な境域画定は今後の課題であり、あくまで一応の参考として掲げたにすぎないことを断わっておく。
- 一 原文には、句点（、）・並列点（・）を付し、異字・俗字・変体仮名等は、原則として正字・現行仮名に改めた。
- 一 巻末に、当該荘園の所在地及び関係地名等を示す地形図を付した。
- 一 編者の用いた記号は、左の通りである。



欠字。



墨抹で、原字判読可能なものの左側に付した。



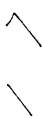
墨抹で、原字不明のもの。



異筆・追筆・金石文の所在部位等を示す。



薄冊の丁折目、丁替り目。



墨合点。

朱合点。朱書。

糊放れ・礼紙等の別紙。

首欠。

尾欠。行間にあるものは中間欠。

欠部・誤記・誤脱等に対する編者の案、年月・地名・人名の傍注等。  
異本・他本との校異。

文字の誤記・誤脱等。

原本の判読に疑問のあるもの。

編者の説明。



( )

[ ]

(、)

(カ)

○

以上

# 目次

## 荏隈郷史料

一	豐後國風土記	.....	一	
二	續日本後紀	.....	一	
三	倭名類聚抄	.....	二	
四	延喜式	.....	三	
五	保	由原宮宮師僧仙照辭	.....	五
六	永祚	由原宮宮師僧仙照解狀	.....	六
七	寛弘	由原宮宮師僧如壽解狀	.....	八
八	治安	由原宮宮師僧皇慶解狀	.....	九
九	萬壽	由原宮宮師僧皇慶解狀	.....	一〇
一〇	萬壽	由原宮宮師僧皇慶解狀	.....	一〇
一一	二	由原宮宮師僧皇慶解狀	.....	一一
一二	三	八幡宇佐宮御神領大鏡	.....	一二
一三	三	豐後國志	.....	一三
一四	承安	由原宮宮師僧仁圓解狀	.....	一三
一五	久安	由原宮宮師僧院清解狀	.....	一五
一六	長寛	由原宮宮師僧院清解狀	.....	一六
一七	寛	由原宮宮師僧院清讓狀	.....	一七

目次

七	(文中)	宇佐宮假殿地判指圖書	.....	(田原武彦文書)	.....	七
六	(建久八年九)	豐後國圖田帳案斷簡	.....	(到津文書)	.....	三
九	文曆	賀來社大宮司法橋上人位定文寫	.....	(柞原八幡宮文書)	.....	三
〇	文曆	幸俊・地頭某連署定文	.....	(同上)	.....	三
二	仁治	新御成敗狀	.....	(三浦周行旧藏文書)	.....	三
三	建長	法眼幸秀・頼秀連署契約狀	.....	(志賀文書)	.....	六
三	弘安	豐後國大田文案	.....	(平林本)	.....	元
四	弘安	豐後國圖田帳案	.....	(内閣文庫本)	.....	三
五	正應	賀來社宮師僧圓清讓狀	.....	(柞原八幡宮文書)	.....	三
六		豐後舊記	.....	(大日本史料)	.....	七
七		豐後國志	.....	.....	.....	七
六	嘉曆	彌勒寺喜多院所領注進	.....	(石清水文書)	.....	元
元	嘉曆	賀來社宮師僧源清讓狀	.....	(柞原八幡宮文書)	.....	〇
〇	嘉曆	賀來社宮主職給免田畠屋敷等注文案	.....	(同上)	.....	〇
三	正慶	賀來社年中行事次第	.....	(同上)	.....	三
三	建武	足利尊氏御判御教書案	.....	(同上)	.....	三
三	建武	足利尊氏事書案	.....	(同上)	.....	三
三	建武	笠和郷政所周防介頼秀請文	.....	(同上)	.....	三
四	曆應	沙彌寂圓植打渡請文案	.....	(同上)	.....	四
五	曆應	萬壽寺首座智徹等連署書狀	.....	(大友文書)	.....	四
六	文和	木屋行實軍忠狀	.....	(筑後木屋文書)	.....	四
七	正平	大友氏時當知行所領所職等注進狀案	.....	(大友文書)	.....	四
元	貞治	大友親世當知行所領所職等注進狀案	.....	(同上)	.....	四
元	永德	大友親世當知行所領所職等注進狀案	.....	(同上)	.....	四

四	至	德	四季 七月廿四日	賀來社恒例長日社壇勸行注文	.....	(柞原八幡宮文書)	.....	四
四	嘉	慶	貳年辰三月 日	賀來社御行幸儀式次第	.....	(同上)	.....	四
四	應	永	卅二年十二月六日	大友持直寄進狀	.....	(同上)	.....	四
四	望		十月一日	大友持直知行預ケ狀	.....	(文化庁藏若林文書)	.....	四
四	器	「永享	七年」八月九日	大友親綱知行預ケ狀	.....	(長野末夫文書)	.....	四
四	望	(享德三年)	三月廿三日	豐饒直弘・重吉秀直連署奉書	.....	(柞原八幡宮文書)	.....	四
四	哭			北肥戰誌	.....	(大日本史料)	.....	四
四	哭	文	龜 元年酉十二月十三日	賀來社遷宮等次第記	.....	(柞原八幡宮文書)	.....	四
四	哭	天	文 十五年	古國府石屋寺磨崖佛銘	.....	(大分の石造美術)	.....	四
四	哭	天	文二十三歲春三月	春日社並神宮寺領坪付	.....	(寒田文書)	.....	四
四	哭		十月廿七日	大友義鎮安堵狀	.....	(円寿寺文書)	.....	四
四	哭		二月十九日	大友宗麟 <sup>義</sup> 知行宛行坪付	.....	(大友家文書録)	.....	四
四	哭		八月廿三日	大友宗麟 <sup>義</sup> 書狀	.....	(同上)	.....	四
四	哭		十一月十一日	大友宗麟 <sup>義</sup> 書狀	.....	(同上)	.....	四
四	禹	永	祿 十三白手正月吉黄	萬松山靈藤禪寺棟札銘	.....	(南藤原凶跡考)	.....	四
四	壺	天	正 十年卯月十日	大友義統安堵狀	.....	(円寿寺文書)	.....	四
四	壺	天	(天正十三年頃) 九月廿六日	大友義統安堵狀	.....	(同上)	.....	四
四	壺	天	正 十四年十二月十三日	安部祐清朱印坪付	.....	(大友家文書録)	.....	四
四	壺		五月十七日	大友義統安堵狀	.....	(円寿寺文書)	.....	四
四	壺		七月廿日	大友吉統書狀	.....	(大友家文書録)	.....	四
四	壺		(天正十九年頃) 七月廿三日	大友吉統書狀	.....	(永富文書)	.....	四
四	壺	天	正 十九年卯八月吉日	豊後國檢地目録案	.....	(西寒多神社文書)	.....	四
四	壺	文	祿 三年正月九日	由原山宮主坊拘分供田注文	.....	(柞原八幡宮文書)	.....	四

三	大友氏段錢・准田錢催促書札禮……………	(当家筆法之抄条々)	三
四	賀來氏由緒覺……………	(大友家文書録)	四
五	豐後國大分郡古國府村水帳……………	(日野幸頭藏本)	五
六	大分市大字(古國府・羽屋・畑中・豊)・小字一覽表……………		六

勝津留史料

一	豐後國風土記……………		一
二	倭名類聚抄……………		二
三	八幡宇佐宮御神領大鏡……………	(到津文書)	三
四	大友能直讓狀……………	(志賀文書)	四
五	賀來社大宮司法橋上人位定文寫……………	(柞原八幡宮文書)	五
六	幸俊・地頭某連署定文……………	(同上)	六
七	宇佐宮御神領次第案……………	(到津文書)	七
八	法眼幸秀・賴秀連署契約狀……………	(志賀文書)	八
九	大友賴泰安堵狀……………	(同上)	九
一〇	尼深妙證狀……………	(同上)	一〇
一一	尼深妙讓狀……………	(同上)	一一
一二	沙彌成佛・藤原眞利連署書狀……………	(同上)	一二
一三	某讓狀案……………	(同上)	一三
一四	關東御教書案……………	(書陵部八幡宮關係文書)	一四
一五	豐後守護大友賴泰書下……………	(大友家文書録)	一五

六	文	永	十年三月廿三日	豐後守護大友賴泰書下案	(書陵部八幡宮關係文書)	二六
七	文	永	十年四月十一日	豐後守護大友賴泰書下案	(同)	二七
八	文	永	十年四月廿日	豐後守護大友賴泰書下案	(同)	二八
九	文	永	十年五月十四日	豐後守護大友賴泰書下案	(同)	二九
一〇	文	永	十年五月十六日	高田莊相論實檢使起請文案	(同上)	三〇
一一	文	永	十年五月廿日	大隅國正八幡宮大神賢官使等陳狀案	(同上)	三一
一二	文	永	十年五月廿二日	豐後守護大友賴泰書下案	(同上)	三二
一三	文	永	十年後五月十八日	豐後守護大友賴泰書下案	(同上)	三三
一四				東福第十世勅賜佛印禪師直翁和尚塔銘	(續群書類從)	三四
一五				豐鐘善鳴錄		三五
一六				豐後國志		三六
一七				豐後舊記	(大日本史料)	三七
一八	正	和	五年	圓壽寺五輪塔銘	(大分の石造美術)	三八
一九	文	保	二年九月	權少僧都道勇置文	(円壽寺文書)	三九
二〇				豐鐘善鳴錄		四〇
二一	文	保	三年 <small>歲次 己未</small> 六月十五日	權少僧都道勇圓壽寺供僧職補任狀	(円壽寺文書)	四一
二二				彌勒寺喜多院所領注進	(石清水文書)	四二
二三				佛種慧濟禪師中岩月和尙自歷譜	(統群書類從)	四三
二四				豐後舊記	(大日本史料)	四四
二五	建	武	三年六月	沙彌寂圓 <small>種田</small> 軍忠狀	(伊東東文書)	四五
二六	建	武	三年七月廿八日	沙彌寂圓 <small>種田</small> 軍忠狀	(今村孝次文書)	四六
二七	建	武	四年三月	志賀賴房軍忠狀	(志賀文書)	四七
二八	建	武	四年十一月廿六日	大神 <small>都甲</small> 惟世軍忠狀	(都甲文書)	四八



三	元建武	五年九月十五日	大神 <small>都</small> 甲 <small>惟</small> 世軍忠狀……………	(都甲文書)	二五
四	永康永	元年八月三日	沙彌正玄 <small>忠賀</small> 讓狀……………	(志賀文書)	二六
四	貞和	二年丙戌四月三日	高國府隆生寺鐘銘……………	(太宰管内志)	二七
四	貞和	四年卯月廿五日	豐後守護大友氏時施行狀……………	(都甲文書)	二七
四	正平	六年十二月廿九日	曾彌崎通秀軍忠狀……………	(曾根崎元一文書)	二八
四	文和	元年十二月廿七日	足利義詮公帖……………	(前田家所藏文書)	二八
四	文和	三年六月十八日	萬壽寺首座智徹等連署書狀……………	(大友文書)	二九
四	正平	十年十一月十八日	有間澄明軍忠狀……………	(肥前有馬文書)	二九
四	正平	十年十一月	於保胤宗軍忠狀……………	(肥前多久文書)	二九
四	正平	十年十二月	木屋行實軍忠狀……………	(筑後木屋文書)	三〇
四	正平	卯月十一日	大友氏時書狀……………	(荒卷文書)	三〇
五	延文	四年七月廿五日	豐後國志……………		三一
五	安元	九月廿八日	足利義詮御判御教書……………	(平野賢四郎文書)	三一
五	安元	九月廿八日	九州探題斯波氏經書狀……………	(阿蘇家文書)	三一
五	安元	九月九日	九州探題斯波氏經書狀案……………	(同上)	三二
五	正平	十七年十一月廿五日	安富泰重軍忠狀……………	(肥前深江文書)	三三
五	貞治	三年二月	大友氏時當知行所領所職等注進狀案……………	(大友文書)	三四
五	貞治	五年正月廿三日	足利義詮御判御教書……………	(同上)	三四
五	貞治	五年十月二日	足利義詮御判御教書……………	(同上)	三五
五	應安	六年二月廿日	室町將軍 <small>足利</small> 家公帖寫……………	(豐陽古事談)	三五
六	武德	乙卯四月朔	隆國府金園山保壽寺鐘銘……………	(日本古鐘銘集成)	三六
六	武德	乙卯四月朔	獨芳清曇頂相季潭宗泐贊……………	(大智寺藏)	三六
六	武德	三年七月十八日	大友親世當知行所領所職等注進狀案……………	(大友文書)	三七

三	明德	二年九月廿八日	西大寺末寺帳	……………	(相模極樂寺文書)	………	三六
三	應永	貳年六月一日	田原親貞置文	……………	(草野文書)	………	三三
三			今川記	……………	(改定史籍集覽)	………	三三
三			歷代鎮西要略	……………	(史籍集覽)	………	三三
三			豐後國志	……………	……………	………	三三
三	(應永十二年頃)	六月三日	古庄秀次奉書案	……………	(到津文書)	………	三四
三	(應永三十年頃)	十月十九日	大友親著書狀	……………	(田北隆信文書)	………	三四
三	(永享八年)	壬五月十九日	幕府上使景臨首座書狀	……………	(田北要太郎文書)	………	三五
三	(永享八年)	壬五月廿一日	弘忠書狀	……………	(田北一六文書)	………	三五
三	安	元年十一月九日	田染榮重書狀	……………	(永弘文書)	………	三七
三	明	七年 <small>きのとの</small>	志賀親家陳狀	……………	(志賀文書)	………	三六
三	明	八年 <small>日つし</small>	天開圖書樓記	……………	(圖書考略記)	………	三四
三	文	丙申三月初三日	宣胤卿記	……………	(大日本史料)	………	三四
三	自(延德元年)	十月朔	蔭涼軒目錄	……………	(尊經閣藏)	………	三四
三	至同	四月卅日	大友政親書狀	……………	(土居氏蒐集文書)	………	三四
三	(延德二年)	閏八月十四日	大友政親書狀	……………	(入江文書)	………	三四
三		三月十日	宣書狀	……………	(工藤隆弘文書)	………	三四
三		七月十日	田原親宗書狀	……………	(永弘文書)	………	三四
三		八月二日	田原親宗書狀	……………	(曾根崎元一文書)	………	三四
三	「明應五天辰」	九月□日 <small>(三五)</small>	宇佐大宮司家專使幡手房重書狀	……………	(永弘文書)	………	三六
三	「明應五天辰」	九月廿日	宇佐大宮司家專使幡手房重書狀	……………	(同上)	………	三六
三	龜	元年 <small>辛酉</small> 十二月十三日	賀來社遷宮等次第記	……………	(柞原八幡宮文書)	………	三六

四	永正二年三月廿五日	大友親治國中平均間別錢條々	(柞原八幡宮文書)	一四〇
五	永正十三年捌月 日	大内義興上疏	(統善隣国宝記)	一四一
六		某條々書案	(永弘文書)	一四二
七	十一月廿三日	大友親敦 <small>義感狀</small>	(小野文書)	一四三
八	二月廿二日	大友親敦 <small>義感狀</small>	(大友家文書録)	一四四
九	三月廿八日	惟久・能佐連署奉書	(円寿寺文書)	一四五
一〇	八月一日	豐鏡水源書狀	(筑後將士軍談所収五条文書)	一四六
一一	九月四日	佐田朝景書狀	(佐田リキ文書)	一四七
一二	「天文二年癸巳」三月廿五日	大友義鑿書狀案	(筑後三原文書)	一四八
一三	(天文二・三年頃)□月一日	大友氏加判衆連署奉書	(殖田俊吉文書)	一四九
一四	(天文二・三年頃)九月十四日	大友氏加判衆連署奉書	(賀來惟義文書)	一五〇
一五	(天文二・三年頃)九月十四日	大友氏加判衆連署奉書寫	(西文書)	一五一
一六	(天文三年)壬正月十九日	田北親興書狀	(田北憲明文書)	一五二
一七	(天文三年)三月廿六日	田北親興書狀	(同上)	一五三
一八	(天文三年頃)十二月四日	大友義鑑書狀	(岐部文書)	一五四
一九	(天文三年頃)十二月廿六日	大友義鑑書狀案	(筑後小河水書)	一五五
二〇	(天文三年頃)十二月廿六日	大友義鑑書狀	(筑後酒見文書)	一五六
二一	七月十日	大友義鑑書狀	(財津永秀文書)	一五七
二二	天文八年閏六月十二日	御湯殿上日記	(群書類從)	一五八
二三	(天文十三年)正月廿日	大友義鑑書狀	(尊經閣藏東福寺文書)	一五九
二四	三月十日	大友義鑑書狀	(甲斐守文書)	一六〇
二五	五月十六日	大友義鑑書狀	(同上)	一六一
二六	六月晦日	大友義鑑書狀	(同上)	一六二

二〇	(天文 十六年) 壬七月一日	大友義鑑書狀	.....	(同 上)	.....	二〇
一九	(天文 十六年) 壬七月廿三日	大友義鑑書狀	.....	(小屋重信文書)	.....	一九
一八	(天文 十六年) 閏七月廿四日	大友義鑑書狀	.....	(甲斐守文書)	.....	一八
一七	(天文 十六年) 閏七月廿六日	大友義鑑書狀	.....	(同 上)	.....	一七
一六	自天文十六年丁未十月廿六日	田尻親種豊後府内參府日記	.....	(肥前田尻家文書)	.....	一六
一五	至同 年霜月二日	田北鑑富知行預ケ狀	.....	(田北憲明文書)	.....	一五
一四	(天文 十八年) 卯月廿三日	大友義鑑條々事書	.....	(大友文書)	.....	一四
一三	天 文 十九年 二月十二日	大友記	.....	(大分県郷土史料集成)	.....	一三
一二		兩豊記	.....	(同 上)	.....	一二
一一		豊筑亂記	.....	(同 上)	.....	一一
一〇	(天文 十九年) 九月十日	大友義鑑感狀	.....	(横山文書)	.....	一〇
九		フロイス日本史	.....	(豊後篇)	.....	九
八		パルトリ「イエズス會の歴史」	.....	(大分県地方史)	.....	八
七		アジア篇	.....		.....	七
六	自天 文 廿年十二月廿七日	陶隆房等府内參入日記	.....	(永弘文書)	.....	六
五	至同 廿一年正月十六日	陶晴賢書狀	.....	(湯淺文書)	.....	五
四	(天文二十一年) 二月十九日	某手日記	.....	(到津文書)	.....	四
三	自天 文 廿二年正月一日	親家知行預ケ狀寫	.....	(由布文書)	.....	三
二	至同 年後正月四日	大友宗麟義鎮安堵狀	.....	(円寿寺文書)	.....	二
一	(年 未詳) 十二月十三日	兩豊記	.....	(大分県郷土史料集成)	.....	一
〇	(永祿 五年頃) 九月廿日	大友義統書狀	.....	(日野幸頭文書)	.....	〇
三六	天 正 六年 二月廿日	大友氏待屋奉行入連署事書	.....	(大友家文書録)	.....	三六
三五	天 正 十年 正月廿二日	大友義統條々事書	.....	(大友松野文書)	.....	三五

三〇	天正十一年八月十四日	大友氏加判衆連署奉書	……………	(円寿寺文書)	……………	一八三
三一	(天正十五年)三月廿二日	吉川元長書狀	……………	(吉川家文書別集)	……………	一八三
三二		フロイス日本史	……………	(豊後篇)	……………	一八五
三三	(天正十六年頃)正月廿四日	大友義統書狀	……………	(日野文書)	……………	一九〇
三四	(文祿元年)二月廿三日	大友吉統寄進狀	……………	(円寿寺文書)	……………	一九〇
三五	正月廿三日	大友義延 <small>義乘</small> 書狀	……………	(同上)	……………	一九一
付録						
一	大分市大字 <small>(上野・大分)</small> ・小字一覽表	……………	……………	……………	……………	一九二

笠和郷史料

一	豊後國風土記	……………	……………	……………	……………	一九三
二	倭名類聚抄	……………	……………	……………	……………	一九三
三	天喜元年三月十九日	由原宮座王僧救圓解狀	……………	(柞原八幡宮文書)	……………	一九三
四	久安元年二月日	由原宮宮師僧院清解狀	……………	(同上)	……………	一九四
五	長寛二年九月三日	由原宮宮師僧院清讓狀	……………	(同上)	……………	一九五
六	永萬元年十二月日	某下文	……………	(同上)	……………	一九六
七	嘉應三年三月日	由原宮宮師僧定清解狀	……………	(同上)	……………	一九七
八	治承元年八月日	賀來社政所放生會相撰配分注文案	……………	(同上)	……………	一九八
九	(文治年中)	宇佐宮假殿地判指圖寫	……………	(田原武彦文書)	……………	一九九
一〇	(建久八年カ)	豊後國圖田帳案斷簡	……………	(到津文書)	……………	二〇〇
一一	嘉祿二年正月日	豊後國留守所下文	……………	(柞原八幡宮文書)	……………	二〇〇
一二	寛元二年三月日	預所法眼幸秀下文	……………	(同上)	……………	二〇一

三	建	長	六年六月五日	法眼幸秀・頼秀連署契狀……………	(志賀文書)	三〇一
四	建	長	七年九月一日	造宇佐宮豊後國行事所下文案……………	(書陵部八幡宮關係文書)	三〇三
五	文永	十一年	甲戌十二月十六日	生石垂井寺鐘銘……………	(大分県金石年表)	三〇四
六				豊後圖志……………		三〇四
七	弘	安	八年九月晦日	豊後國圖田帳案……………	(内閣文庫本)	三〇四
八	正	應	元年六月廿三日	大友頼泰書下……………	(志賀文書)	三〇五
九	正	應	二年歲次三月三日	賀來社宮師僧圓清讓狀……………	(柞原八幡宮文書)	三〇五
〇	正	安	元年五月十日	沙彌阿法 <small>志賀</small> 泰朝愁狀案……………	(志賀文書)	三〇六
一	正	安	元年六月十一日	大友頼泰書下……………	(同)	三〇七
二	正	安	三年三月廿七日	鎮西 <small>北條</small> 實政御教書……………	(島津家文書)	三〇七
三	正	安	三年十二月廿日	沙彌阿法 <small>志賀</small> 泰朝讓狀案……………	(志賀文書)	三〇八
四	乾	元	貳年八月拾五日	豊後國在國司沙彌行念請文……………	(柞原八幡宮文書)	三〇九
五	嘉	元	二年十二月十九日	大友貞親書下……………	(志賀文書)	三〇〇
六	嘉	曆	二年八月十五日	賀來社宮師僧源清讓狀案……………	(柞原八幡宮文書)	三〇〇
七	嘉	曆	二年八月十五日	賀來社宮主職給免田畠地屋敷 注文案……………	(同)	三〇〇
八	正	慶	元年正月十一日	賀來社年中行事次第……………	(同)	三〇一
九	正	慶	二曆酉仲夏	知性神護寺天満宮由請書……………	(植田廣文書)	三〇一
〇	建	武	元年五月一日	後醍醐天皇諭旨……………	(志賀文書)	三〇二
一	曆	應	三季八月十三日	笠和郷政所周防介頼秀請文……………	(柞原八幡宮文書)	三〇三
二	曆	應	三年九月廿五日	沙彌寂圓 <small>田</small> 請文案……………	(同)	三〇三
三	康	永	元年八月三日	沙彌正玄 <small>志賀</small> 忠能讓狀案……………	(志賀文書)	三〇三
四	貞	和	四年正月十一日	源 <small>志賀</small> 頼房讓狀……………	(同上)	三〇四

目次

三	正平	四年八月	日	深江種重軍忠狀寫	……	(筑前深江文書)	……	三二四
三	正平	十四年五月	日	木屋行實軍忠狀	……	(筑後木屋文書)	……	三二五
三	正平	十四年六月	日	草野永幸軍忠狀	……	(九州大学文学部所藏草野文書)	……	三二五
三	延文	四年六月八日		足利義詮御判御教書	……	(大友文書)	……	三二六
三	延文	四年七月廿五日		足利義詮御判御教書	……	(入江文書)	……	三二六
三	延文	四年七月廿五日		足利義詮御判御教書	……	(諸家文書纂所取野上文書)	……	三二七
三	延文	四年七月廿五日		足利義詮御判御教書	……	(今村孝次文書)	……	三二七
三	延文	四年七月廿六日		足利義詮御判御教書	……	(平野文書)	……	三二八
三	延文	四年十月廿日		藤原 <sup>志賀</sup> 氏房軍忠狀	……	(志賀文書)	……	三二八
三	康安元年	十月十日		上總介某書狀	……	(東京大学文学部所藏斑島文書)	……	三二九
三	康安元年	十月廿八日		太平記	……		……	三三〇
三	康安二年	八月九日		九州探題斯波氏經書下寫	……	(阿蘇家文書)	……	三三一
三	康安二年	八月廿七日		九州探題斯波氏經書下寫	……	(同上)	……	三三一
三	康安二年	八月廿七日		九州探題斯波氏經書下寫	……	(同上)	……	三三一
三	康安二年	九月九日		九州探題斯波氏經書狀寫	……	(同上)	……	三三一
三	正平	十七年十一月廿五日		安富泰重軍忠狀	……	(肥前深江文書)	……	三三三
三				太平記	……		……	三三四
三				歷代鎮西志	……		……	三三五
三				北肥戰誌	……		……	三三七
三				九州探題斯波氏經書狀寫	……	(阿蘇家文書)	……	三三九
三				志賀賴房軍忠狀	……	(志賀文書)	……	三三〇
三				島津師久申狀案	……	(山田聖營日記)	……	三三一
三				歷代鎮西志	……		……	三三三

天	北肥戰誌……………	三三
亮	大友氏時當知行所領所職等 注進狀案……………	三三
貞	(大友文書)……………	三三
治	三年二月 日……………	三三
貞	足利義詮御判御教書……………	三四
治	五年正月廿三日……………	三四
貞	足利義詮御判御教書……………	三四
治	五年十月二日……………	三四
貞	法印幸仙讓狀……………	三五
治	六年未 <sup>丁</sup> 六月廿七日……………	三五
至	吉弘一曇輔書狀……………	三五
同	九月十四日……………	三五
自建	宇佐宮神官所司等申狀裏記錄……………	三五
德	(同)……………	三五
元	二年辛亥……………	三五
應	室町將軍 <small>滿義</small> 家御教書案……………	三六
安	四年正月廿日……………	三六
應	九州探題今川了俊 <small>貞</small> 書下寫……………	三六
安	四年六月廿五日……………	三六
應	今川義範書狀寫……………	三七
安	四年七月四日……………	三七
應	室町幕府奉行人定阿 <small>信綱</small> 書狀……………	三八
安	四年七月八日……………	三八
應	今川義範書狀寫……………	三八
安	四年八月三日……………	三八
應	室町將軍 <small>滿義</small> 家御教書寫……………	三九
安	四年十月三日……………	三九
應	今川義範軍勢催促狀案……………	三九
安	四年十一月十四日……………	三九
應	室町將軍 <small>滿義</small> 家御教書……………	四〇
安	四年十二月晦日……………	四〇
應	室町將軍 <small>滿義</small> 家御教書案……………	四〇
安	四年十二月晦日……………	四〇
應	室町將軍 <small>滿義</small> 家御教書……………	四一
安	五年正月十三日……………	四一
應	貞直書狀……………	四二
安	(應安五年力)……………	四二
應	今川義範書狀案……………	四二
安	五年正月廿三日……………	四二
應	權律師良存書狀……………	四二
安	(應安五年)……………	四二
應	九月十九日……………	四二
安	田原氏能軍忠狀……………	四二
應	(同)……………	四二
上	……………	四二



九	永	和	元年九月二日	足利義滿袖判下文	(大友文書)	二四
八	康	曆	貳年 <small>かのへ</small> 二月十六日	匡行讓狀	(柞原八幡宮文書)	二四
七	永	德	元年十一月廿日	頼清讓狀案	(志賀文書)	二四
六	永	德	〇二年霜月吉日	常妙寺寶篋印塔銘	(白井昭一調査記録)	二四
五	永	德	三年七月十八日	大友親世當知行所領所職等注進 狀案	(大友文書)	二四
四	永	得	三年十月十六日	志賀氏房讓狀	(志賀文書)	二四
三	至	德	四季七月廿四日	賀來社恒例長日社壇勤行注文	(柞原八幡宮文書)	二四
二	嘉	慶	貳年 <small>戌</small> 三月 日	賀來社御行幸儀式次第	(柞原八幡宮文書)	二四
一	明	德	三月十日	大智寺獨芳清曇書狀	(入江文書)	二五
〇	明	德	元年 <small>午</small> 八月六日	賀來社放生會相撲出足注文	(柞原八幡宮文書)	二五
九	明	德	元年八月六日	大智寺興聖清曇遺書	(大智寺文書)	二五
八	明	德	五年甲戌七月廿五日	沙彌善衛寄進狀	(柞原八幡宮文書)	二五
七	應	永	五年八月十九日	志賀親昌讓狀	(志賀文書)	二五
六	應	永	九年 <small>壬</small> 八月十三日	賀來社三ヶ度御行幸時三昧僧所役 日記	(柞原八幡宮文書)	二五
五	應	永		豊後國志		二五
四	應	永	廿四年 <small>丁</small> 九月廿六日	沙彌長忠寄進狀	(柞原八幡宮文書)	二五
三	永	享	五月十日	親久 <small>(九)</small> 書狀	(利根文書)	二五
二	永	享	貳年八月三日	大友持直代官職補任狀	(同 上)	二五
一	永	享	貳年八月三日	藤原某・左衛門尉某連署奉書	(同 上)	二五
〇	永	享	十二月十八日	賀來社社家中次志賀親賀・佐保永 智連署書狀	(柞原八幡宮文書)	二五
九	康	正	三年 <small>丁</small> 三月廿三日	豊鏡直弘・重吉秀直連署奉書	(同 上)	二五
八	康	正	三年 <small>丁</small> 二月廿五日	志賀親明置文	(志賀文書)	二五

100	寬正	元年正月吉日	賀來社宮師修築社内建立末社條書	……	(柞原八幡宮文書)	……	二六〇
101	明應	三年 <sup>甲</sup> 八月十一日	二樂坊源榮讓狀	……	(同上)	……	二六三
102	文龜	元年 <sup>辛酉</sup> 十二月十三日	賀來社遷宮等次第記	……	(同上)	……	二六三
103			豐後國志	……	……	……	二六六
104	永正	貳年七月	佐田泰景軍忠狀	……	(佐田文書)	……	二六六
105			大友親安 <sup>義</sup> 知行預ヶ狀	……	(野間文書)	……	二六六
106			大友親敦 <sup>義</sup> 感狀寫	……	(右田文書)	……	二六六
107			大友親敦 <sup>義</sup> 感狀	……	(首藤文書)	……	二六九
108			大友親敦 <sup>義</sup> 感狀	……	(中村文書)	……	二六九
109			大友親敦 <sup>義</sup> 感狀寫	……	(河野正二文書)	……	二七〇
110			大友親敦 <sup>義</sup> 感狀寫	……	(右田文書)	……	二七〇
111			大友親敦 <sup>義</sup> 書狀	……	(佐田文書)	……	二七〇
112			大友親敦 <sup>義</sup> 感狀	……	(碩田叢史所収野上文書)	……	二七二
113			大友親敦 <sup>義</sup> 感狀	……	(若林文書)	……	二七二
114			大友親敦 <sup>義</sup> 感狀	……	(藥師寺文書)	……	二七三
115			掃部助某打渡狀	……	(野間文書)	……	二七三
116	永正	拾六年四月十七日	大友氏加判家連署奉書	……	(同上)	……	二七三
117			田浦八角墓碑銘	……	(大分県金石年表)	……	二七三
118			肥後國小國高橋・大宮兩社舊藏	……	(小國郷の史蹟・文化財)	……	二七四
119			梵鐘銘	……	(野間文書)	……	二七五
120			大友義鑾知行預ヶ狀案	……	(大分県金石年表)	……	二七五
121	天文	三年甲午二月十六日	田浦八角石碑銘	……	(同上)	……	二七六
122			田浦八角石碑銘	……	(同上)	……	二七六
123			田浦田島墓碑銘	……	(同上)	……	二七六

二五	天	文	六年九月九日	足利義晴御判御教書	……………	(大友家文書録)	二二五
二六	天	文	十月廿六日	大友義鑑書狀	……………	(岐部文書)	二二七
二七	天	文	十八 正 十六	大友家條々書札禮	……………	(大友義一文書)	二二七
二八				フロイス日本史	……………	(豊後篇)	二二八
二九				バルトリ「イエズス會の歴史」	……………	(大分県地方史)	二二九
三〇	天	文	二十三歳春三月	春日社并神宮寺領坪付	……………	(寒田文書)	二三四
三一				豊後國志	……………		二六六
三二				日本一鑑	……………		二六六
三三				リヤンボ・日本航海路程記	……………	(ポルトガル船アジヤ諸國航海路程記)	二六七
三四				フロイス日本史	……………	(豊後篇)	二六八
三五			十月廿七日	大友義鎮安堵狀	……………	(円寿寺文書)	二六九
三六				大友家文書録	……………	(東大史料編纂所影写本)	二七〇
三七	永	祿	十年六月二日	永弘通種不知行地差出案	……………	(永弘文書)	二七〇
三八	永	祿	十一月廿三日	毛利元就・同輝元連署感狀	……………	(武藤助四郎文書)	二七一
三九	永	祿	十三年十一月四日	大友宗麟義萬雜諸點役免除狀	……………	(向文書)	二七一
四〇	(元龜	元年頃)	十一月一日	大友氏奉行人連署奉書	……………	(同上)	二七二
四一			正月廿八日	大友宗麟義鎮感狀	……………	(横山文書)	二七三
四二	元	龜	第二 <sup>辛未</sup> 歲七月十三日	備前今城餘慶寺銅鐘銘	……………	(今城餘慶寺藏)	二七三
四三			九月十三日	志賀親守書狀	……………	(大友松野文書)	二七四
四四	(元	龜	四年)	大友義統書狀	……………	(筑後梅津文書)	二七四
四五			六月廿六日	大友宗麟義鎮書狀	……………	(大友家文書録)	二七五
四六			九月廿三日	大友宗麟義鎮書狀	……………	(同上)	二七五
四七	(天	正	元年)	十一月十一日	大友宗麟義鎮書狀	……………	二七五
			十二月二日	大友義統書狀寫	……………	(北田梅三郎文書)	二七六

一四	一五七六年 (天正四年)	九月九日	一五七六年九月九日付 カブラル書翰	……	(耶蘇会士日本通信豊後篇)	……	二九
一四		八月十三日	大友義統感狀	……	(二宮淳一郎文書)	……	二七
一五		十二月十三日	大友宗麟 <sup>義</sup> 跡目安堵狀	……	(野間文書抄)	……	二七
一五		十二月二日	大友義統一跡安堵狀	……	(野間文書)	……	二九
一五	(天正 七年)	二月四日	大友家文書録	……	(東大史料編纂所影写本)	……	二九
一五	(天正 九年カ)	二日八日	田原親家書狀	……	(大友家文書録)	……	二九
一五	(天正 九年)	十月十五日	朽網宗歴 <sup>康</sup> 書狀	……	(鹿子木文書)	……	二九
一五	(天正 十年)		宇佐宮社僧大師供記裏書	……	(水戸彰考館文庫蔵)	……	三〇
一五	(年未詳)	三月八日	大友義統書狀	……	(佐田文書)	……	三〇
一五	(天正 十年)	三月十日	大友義統安堵狀	……	(円寿寺文書)	……	三〇
一五	(天正 十年)		一五八二年日本年報	……	(イエブス会の通信)	……	三〇
一五		十一月九日	田原紹忍 <sup>親</sup> 書狀	……	(蠣瀬文書)	……	三〇
一五		二月三日	大友府蘭 <sup>義</sup> 條數覺	……	(大友文書)	……	三〇
一五	(天正十三年頃)	九月廿六日	大友義統安堵狀	……	(円寿寺文書)	……	三〇
一五	(天正十三年カ)	十二月八日	浦上宗鐵書狀	……	(城内文書)	……	三〇
一五	(天正 十四年)	七月十九日	大友宗滴 <sup>義</sup> 書狀	……	(大友家文書録)	……	三〇
一五	(天正 十四年)	十月三日	豊臣秀吉朱印狀	……	(五条家文書)	……	三〇
一五	(天正 十四年)	十月三日	豊臣秀吉朱印狀	……	(大友家文書録)	……	三〇
一五	(天正 十四年)	十月三日	豊臣秀吉朱印狀	……	(問注所文書)	……	三〇
一五	(天正 十四年)	十月八日	上井覺兼日記	……	(島津鑑康所蔵本)	……	三〇
一五	(天正十四年カ)	十一月廿一日	大友義統書狀	……	(大友家文書録)	……	三〇
一五			豊臣秀吉書狀案	……	(大友松野文書)	……	三〇
一五	(天正 十四年)	極月二日	豊臣秀吉條々事書	……	(豊公遺文)	……	三〇

一七	(天正十四年) 拾二月廿日	島津義久書狀	(入田文書)	三三
一七		フロイス日本史	(豊後篇)	三三
一七	(天正十五年) 正月廿八日	大友義統感狀	(大友家文書録)	三四
一七	(天正十五年) 二月六日	長宗我部元親書狀	(同上)	三四
一七	(天正十五年) 三月十三日	大友義統書狀	(光照寺文書)	三五
一七	(天正十五年) 三月廿日	豊臣秀吉朱印狀	(豊公遺文)	三五
一七	(天正十五年) 三月廿二日	吉川元長書狀	(吉川家文書別集)	三六
一七	(天正十五年) 卯月三日	豊臣秀吉書狀	(大友家文書録)	三六
一七	(天正十六年) 正月廿四日	大友義統書狀	(日野文書)	三九
一七		大友義統安堵狀	(円寿寺文書)	三九
一八	自天正十六年七月五日	天正十六年參宮帳寫	(後藤作四郎文書)	三〇
一八	自天正十九年七月三日	丸山清忠書狀	(清原宣雄所藏文書)	三五
一八		大友吉統書狀案	(碩田叢史所収大智寺文書)	三六
一八		大友吉統書狀	(大友文書)	三六
一八		大友吉統政道條々事書	(岡部忠右衛門文書)	三八
一八		由原山宮主坊拘分供田注文	(柞原八幡宮文書)	三九
一八		豊臣秀吉朱印狀寫	(中川史料集)	三九
一八		柴山勘兵衛記	(碩田叢史)	三〇
一八		津山氏世譜	(津山チヨ子文書)	三三
一八		國東町興導寺大般若經輿書	(興導寺大般若經)	三三
一九		一五九六(慶長)年起ったいくつかの奇蹟	(イエズス会の通信)	三三
一九	自慶長元年閏七月廿五日	玄與日記	(群書類従)	三七
一九	至同年八月	中川氏年譜	(中川史料集)	三八

一	一	續日本紀	三〇五
二	二	豐後國風土記	三〇六
三	三	豐後國分尼寺墨書土器銘	三〇七
四	四	倭名類聚抄	三〇八
五	五	平丸郡司藤原貞助田地寄進狀	三〇九
六	六	由原宮宮師僧院清解狀	三一〇
七	七	由原宮宮師僧院清解狀	三一〇
八	八	由原宮宮師僧院清解狀	三一〇
九	九	由原宮宮師僧院清解狀	三一〇
一〇	一〇	由原宮宮師僧院清解狀	三一〇
一一	一一	由原宮宮師僧院清解狀	三一〇
一二	一二	由原宮宮師僧院清解狀	三一〇
一三	一三	由原宮宮師僧院清解狀	三一〇
一四	一四	由原宮宮師僧院清解狀	三一〇
一五	一五	由原宮宮師僧院清解狀	三一〇
一六	一六	由原宮宮師僧院清解狀	三一〇
一七	一七	勝山豐城世譜寫	三一〇
一八	一八	千光寺鑿口銘	三一〇
一九	一九	大分市大字(大分・勢家・駄ノ原・生石)・挾間町(内)・別府市(内)小字一覽表	三一〇
二〇	二〇	威德寺由來記	三一〇
二一	二一	豐府紀聞	三一〇
二二	二二	豐後國志	三一〇
二三	二三	勝山豐城世譜寫	三一〇
二四	二四	千光寺鑿口銘	三一〇
二五	二五	宇佐・國東半島を中心とする文化財	三一〇

賀來莊史料

一	一	續日本紀	三〇五
二	二	豐後國風土記	三〇六
三	三	豐後國分尼寺墨書土器銘	三〇七
四	四	倭名類聚抄	三〇八
五	五	平丸郡司藤原貞助田地寄進狀	三〇九
六	六	由原宮宮師僧院清解狀	三一〇
七	七	由原宮宮師僧院清解狀	三一〇
八	八	由原宮宮師僧院清解狀	三一〇
九	九	由原宮宮師僧院清解狀	三一〇
一〇	一〇	由原宮宮師僧院清解狀	三一〇
一一	一一	由原宮宮師僧院清解狀	三一〇
一二	一二	由原宮宮師僧院清解狀	三一〇
一三	一三	由原宮宮師僧院清解狀	三一〇
一四	一四	由原宮宮師僧院清解狀	三一〇
一五	一五	由原宮宮師僧院清解狀	三一〇
一六	一六	由原宮宮師僧院清解狀	三一〇
一七	一七	勝山豐城世譜寫	三一〇
一八	一八	千光寺鑿口銘	三一〇
一九	一九	大分市大字(大分・勢家・駄ノ原・生石)・挾間町(内)・別府市(内)小字一覽表	三一〇
二〇	二〇	威德寺由來記	三一〇
二一	二一	豐府紀聞	三一〇
二二	二二	豐後國志	三一〇
二三	二三	勝山豐城世譜寫	三一〇
二四	二四	千光寺鑿口銘	三一〇
二五	二五	宇佐・國東半島を中心とする文化財	三一〇

目次

三	平	治	元年潤五月十五日	地頭散位紀某下文	(柞原八幡家文書)	三五
四	平	治	元年九月 日	使大江某下文	(同)	三五
五	長	寬	二年九月三日	由原宮師僧院清讓狀	(同)	三五
六	長	寬	二年十月 日	由原宮師僧定清解狀	(同)	三五
七	承	安	二年五月 日	由原宮師僧定清・御前檢校僧 尊印連署解狀	(同)	三五
八	治	承	元年八月十六日	左中辨藤原某下文	(同)	三六
九	治	承	元年八月十八日	大春日立並下文	(同)	三六
一〇	治	承	元年八月 日	由原宮放生會相撰配分注文案	(同)	三一
一一	文	治	四年十一月 日	豐後國留守所帖案	(同)	三一
一二	(文)	治年(中)		宇佐宮假殿地判指圖寫	(田原武彦文書)	三一
一三	嘉	祿	二年八月十八日	關東下知狀案	(柞原八幡宮文書)	三一
一四	寬	喜	二年八月 日	豐後國司廳宣案	(同)	三四
一五	寬	喜	二年 <sup>丁</sup> 八月 日	豐後國司廳宣案	(同)	三五
一六	寬	喜	二年九月 日	一條前太政大臣 <sup>西園寺公經</sup> 家政所下文案	(同)	三六
一七	天	福	元年七月十八日	官宣旨案	(同)	三七
一八	天	福	二年卯月一日	法橋上人位幸秀寄進狀	(同)	三八
一九	文	曆	元年卯月十日	賀來社大宮司法橋上人位定文寫	(同)	三九
二〇	嘉	禎	二年十一月 日	法橋上人位幸秀下文	(同)	三九
二一	嘉	禎	二年十一月 日	法橋上人位幸秀寄進狀案	(同)	三九
二二	寬	元	四年四月十六日	備後法眼幸秀下文	(同)	三九
二三	(寶)	治	二年五月十六日 <sup>カ</sup>	關東下知狀案	(同)	三九
二四	寶	治	二年七月廿七日	六波羅施行狀案	(同)	三九

建	長	六年十月七日	關東御教書案……………	(同)	上)	………	三三
弘	長	二年 <small>〇九</small> 月 <small>二九</small> 日	攝政 <small>一條</small> 實經仰書……………	(同)	上)	………	三五
弘	安	八年九月晦日	豐後國大田文案……………	(平林本)	………	………	三六
弘	安	八年九月晦日	豐後國圖田帳案……………	(內閣文庫本)	………	………	三七
正	應	二年 <small>歲次己丑</small> 三月三日	賀來社宮師僧圓清讓狀……………	(柞原八幡宮文書)	………	………	三九
正	應	二年三月日	賀來社大宮司平經妙申狀案……………	(同)	上)	………	四〇
正	應	二年三月日	賀來社大宮司平經妙申狀案……………	(同)	上)	………	四一
正	應	二年三月日	賀來社大宮司平經妙申狀案……………	(同)	上)	………	四二
正	安	二年四月六日	鎮西 <small>北條</small> 實政御教書……………	(同)	上)	………	四三
正	安	三年八月日	賀來社放生會田樂饗料米支配日記……………	(同)	上)	………	四四
嘉	元	三年二月日	賀來社年中神事次第案……………	(同)	上)	………	四五
正	和	二年 <small>壬子</small> 二月五日	賀來社御供備進次第注文書……………	(同)	上)	………	四六
元	亨	四年正月日	賀來社神人名帳……………	(同)	上)	………	四七
嘉	曆	二年八月十五日	賀來社宮師僧源清讓狀案……………	(同)	上)	………	四八
嘉	曆	二年八月十五日	賀來社宮主職給免田畠屋敷等注文書……………	(同)	上)	………	四九
元	弘	元年九月九日	豐後守護大友貞宗施行狀……………	(同)	上)	………	五〇
正	慶	元年正月十一日	賀來社年中行事次第……………	(同)	上)	………	五一
正	慶	元年正月十一日	賀來社年中行事次第……………	(同)	上)	………	五二
正	慶	元年十月五日	鎮西 <small>北條</small> 英時御教書……………	(同)	上)	………	五三
元	弘	第三仲冬下旬	宮苑大日種子板碑銘……………	(大分の石造美術)	………	………	五四
武	武	元年 <small>戊辰</small> 三月廿八日	賀來圓城寺五輪塔銘……………	(大分県金石年表)	………	………	五五
武	武	三年七月十七日	九州探題一色道猷 <small>龜氏</small> 書下……………	(柞原八幡宮文書)	………	………	五六
武	武	三年七月廿日	豐後守護代藤原宗能施行狀……………	(同)	上)	………	五七
武	武	三年七月廿七日	戶次朝直書下……………	(同)	上)	………	五八

目次



天	建	武	四年正月	日	賀來社神官社司等申狀案	(柞原八幡宮文書)	四六
天	建	武	四年五月廿六日		小俣道刺書下案	(肥前深堀文書)	四七
天	建	武	四年十一月廿六日		源次賴時施行狀	(柞原八幡宮文書)	四八
天	建	武	四年十二月廿四日		九州探題一色道猷氏書下	(肥前深堀文書)	四八
天	建	武	五年三月廿八日		賀來成阿請文案	(同)	四九
天	建	武	五年三月廿八日		僧有快輔房大請文案	(同)	四九
天	建	武	二年七月廿三日		九州探題一色道猷氏書下	(志賀文書)	四〇
天	曆	應	二年十月廿六日		九州探題一色道猷氏書下寫	(同)	四〇
天	曆	應	二年十月廿六日		九州探題一色道猷氏書下	(同)	四一
天	曆	應	三年正月十六日		賀來生阿請文	(同)	四一
天	曆	應	三年正月十八日		僧有快輔房大請文	(同)	四二
天	曆	應	三年五月十六日		大友貞親讓狀案并裏書	(同)	四三
天	曆	應	三年八月十三日		笠和郷政所周防介賴秀請文	(柞原八幡宮文書)	四四
天	曆	應	四年六月十二日		九州探題一色道猷氏書下	(志賀文書)	四四
天	曆	應	四年六月十二日		九州探題一色道猷氏書下	(同)	四四
天	康	永	元年六月二日		駿河權守・沙彌某連署造賀來社料物支配狀	(柞原八幡宮文書)	四五
天	康	永	二年正月廿二日		賀來圓成寺五輪塔銘	(大分の石造美術)	四六
天	康	永	二年二月二日		板川原板碑銘	(白井昭一調査記録)	四六
天	文	治	二年二月二日		賀來圓成寺墓地賀來惟光五輪塔銘	(大分の石造美術)	四七
天	貞	治	六年正月廿日		藤原氏輔一筆寄進狀	(柞原八幡宮文書)	四七
天	貞	治	六年正月廿日		吉弘氏輔一筆書狀	(同)	四八

九	建	德	三年三月八日	大友氏繼願文……………	(同)	上	四八
八	至	德	元年壬九月三日	吉弘氏郷・前備前守某連署奉書寫……………	(同)	上	四九
七	至	德	元年十一月十六日	吉弘氏郷・前備前守某連署奉書……………	(同)	上	五〇
六	至	德	三年丙六月一日	賀來社宮主僧源幸讓狀……………	(同)	上	五一
五	至	德	四季五月二日	賀來社神人名帳……………	(同)	上	五二
四	嘉	慶	貳年戊三月 日	賀來社御行幸儀式次第……………	(同)	上	五三
三	明	德	元年庚八月六日	賀來社放生會相撰出足注文……………	(同)	上	五四
二	應	永	四年九月十五日	大友親世奉行人等立願文……………	(同)	上	五五
一	「應	永	十九」十二月十五日	大友親著書狀……………	(同)	上	五六
〇	應	永	廿一潤七月廿五日	永弘・善直連署書狀案……………	(同)	上	五七
九	應	永	廿一潤七月廿五日	永弘・善直連署書狀案……………	(同)	上	五八
八	應	永	廿一潤七月廿五日	永弘・善直連署書狀案……………	(同)	上	五九
七	應	永	廿一潤七月廿五日	永弘・善直連署書狀案……………	(同)	上	六〇
六	應	永	廿九年卯月十三日	賀來社神官等給田知行注進狀案……………	(同)	上	六一
五	應	永	三十年八月十九日	平丸惟濟請文……………	(宮師文書)		六二
四	「應	永	卅二」三月十六日	大友持直寄進狀……………	(柞原八幡宮文書)		六三
三	永	享	五年九月五日	大友持直知行預ヶ狀……………	(大友家文書錄)		六四
二			七月廿六日	賀來社社家甲次佐保永智書狀……………	(柞原八幡宮文書)		六五
一	文	安	二月十八日	豐饒直弘・重吉秀直連署奉書……………	(宮師文書)		六六
〇	(享	德	丁卯)八月廿六日	賀來圓成寺五輪塔銘……………	(大分県金石年表)		六七
九	德	三	三月廿三日	重吉秀直・豐饒直弘連署奉書……………	(柞原八幡宮文書)		六八
八	德	三	三月廿四日	惟賀等四名連署施行狀……………	(同)	上	六九
七	德	三	三月廿七日	惟賀書狀寫……………	(同)	上	七〇

目次

一〇三	康正	二年七月廿三日	豐饒直弘・石合氏傳連署書狀案	……………	(柞原八幡宮文書)	………	四〇八
一〇四	長祿	三年卯八月 日	賀來社格式	……………	(同 上)	………	四〇九
一〇五	寬正	元年正月吉日	賀來社宮師修榮社內建立末社條書	……………	(同 上)	………	四一〇
一〇六	文明	十九年丁未四月念二日	國分定安寺寶塔銘	……………	(大分県金石年表)	………	四一〇
一〇七	應永	六年巳六月十四日	大友親治書狀案	……………	(大友家文書録)	………	四一〇
一〇八	明應	七年午八月十五日	國分定安寺寶塔銘	……………	(大分県金石年表)	………	四一一
一〇九	文龜	辛酉五月八日	小野鶴羅漢山墓碑銘	……………	(大分県金石年表)	………	四一一
一一〇	文龜	元年西十二月十三日	賀來社遷宮等次第記	……………	(柞原八幡宮文書)	………	四一一
一一一	永正	二年三月廿五日	大友親治條々事書	……………	(安部文書)	………	四一一
一一二	永正	二年卯月廿一日	大友親治書狀案	……………	(柞原八幡宮文書)	………	四一一
一一三		十月廿五日	大友義長書狀	……………	(同 上)	………	四一一
一一四		「永正九年壬申」十一月四日	大友義長書狀	……………	(同 上)	………	四一一
一一五	大永	元年 <small>かとの</small> 十二月三日	賀來社大宮司隆重上棟屋形社參等覺書	……………	(同 上)	………	四一一
一一六		(享祿四年カ)閏五月十三日	東光坊榮玄・宮迫房榮紹等連署申狀案	……………	(同 上)	………	四一一
一一七	天文	五年七月二日	大友義鑑知行預ケ狀寫	……………	(同 上)	………	四一一
一一八	天文	五年七月三日	大友氏加判衆連署奉書	……………	(同 上)	………	四一一
一一九		八月十三日	大友義鑑書狀	……………	(大友松野文書)	………	四一一
一二〇	天文	十二年癸卯十月廿三日	由原八幡宮鐘銘	……………	(増補訂正編年大友史料)	………	四一一
一二一			賀來社造替御屋形社參日記	……………	(柞原八幡宮文書)	………	四一一
一二二			賀來社遷宮次第注進狀	……………	(同 上)	………	四一一
一二三	天文	廿年辛亥八月廿六日	大友義鎮知行預ケ狀	……………	(大友家文書録)	………	四一一

二四	天	文	廿一年三月廿日	大友氏肥後國檢使等打渡狀	……	(同 上)	……	四四
二五	(天文	廿一年)	三月廿三日	大友義鎮書狀	……	(柞原八幡宮文書)	……	四五
二六	(天文	二十一年)	八月廿二日	大友義鎮名字狀	……	(大友家文書錄)	……	四六
二七	天	文	廿一年八月廿二日	大友義鎮加冠狀	……	(同 上)	……	四七
二八	天	文	廿一年九月二日	竹田津長重・鑑久・八房連署 條々事書案	……	(宮師文書)	……	四八
二九	天	文	五月八日	大友義鎮書狀	……	(大友家文書錄)	……	四九
三〇	(永祿	四年カ)	閏三月廿八日	大友義鎮安堵狀案	……	(柞原八幡宮文書)	……	五〇
三一	三		卯月十六日	大友宗麟義鎮書狀	……	(同 上)	……	五一
三二	元	龜	二年辛酉五月十二日	賀來社造營雜物加用等配分注文	……	(同 上)	……	五二
三三	(年	未詳)	九月三日	岐部鑑泰・鑑滿連署書狀	……	(同 上)	……	五三
三四	元	龜	三年三月廿三日	大友氏加判家連署奉書	……	(大友家文書錄)	……	五四
三五	三		十一月六日	大友義統書狀	……	(柞原八幡宮文書)	……	五五
三六	(天	正五年)	十一月廿三日	志賀親慶奉書	……	(同 上)	……	五六
三七	天	正	年庚辰九月廿四日	中尾六地藏幢銘	……	(大分県金石年表)	……	五七
三八	天	正	十二年甲申夷則吉日	大友義統願文	……	(柞原八幡宮文書)	……	五八
三九	天	正	十二年甲申十月八日	石城川惟福寺六地藏幢銘	……	(大日本史料)	……	五九
四〇	(天	正十四年カ)	十一月廿一日	大友義統書狀	……	(大友家文書錄)	……	六〇
四一	天	正	十五年丙戌二月十日	中尾六地藏幢銘	……	(大分県金石年表)	……	六一
四二	天	正	十五年八月十三日	稻田莊内賀來刑部丞跡坪付	……	(柞原八幡宮文書)	……	六二
四三	天	正	十九年卯月十四日	天正十六年參宮帳寫	……	(後藤作四郎文書)	……	六三
四四	天	正	廿年二月十一日	大友吉統政道條々事書	……	(大友文書)	……	六四
四五	文	祿	三年正月九日	由原山宮主坊拘分供田注文	……	(柞原八幡宮文書)	……	六五

目次

一〇 慶長 三年七月十五日 福原直高内生嶋直房寄進狀……………(柞原八幡宮文書)……………四九

一〇 賀來社由原山諸院坊末寺書上……………(同上)……………四九

付録

一 由原宮宮師次第……………(柞原八幡宮文書)……………四三

二 賀來氏由緒覺……………(大友家文書録)……………四五

三 大分市大字(植田地区賀來・中尾以下)・小字一覽表……………四九

三 大分地区金谷迫・八幡……………

阿南莊史料

一 豊後國風土記……………四三

二 倭名類聚抄……………四三

三 保延 五年八月 日 平丸郡司藤原貞助田地寄進狀……………(柞原八幡宮文書)……………四三

四 久安 三年二月廿三日 日 由原宮師僧院清解狀……………(同上)……………四四

五 仁平 元年七月 日 由原宮宮師僧院清解狀……………(同上)……………四五

六 仁平 二年七月 日 由原宮宮師僧院清解狀……………(同上)……………四六

七 久壽 二年正月 日 由原宮宮師僧院清解狀……………(同上)……………四六

八 久壽 三年六月十一日 日 由原宮宮師僧院清解狀……………(同上)……………四七

九 保元 四年五月廿五日 日 由原宮宮師僧院清解狀……………(同上)……………四七

一〇 承安 二年五月 日 由原宮宮師僧定清・御前檢校僧尊印連署解狀……………(同上)……………四七

一一 治承 元年八月 日 賀來社放生會相模配分注文案……………(同上)……………四八

一二 治承 四年二月中旬日 由原大宮司内舍人平某解狀案……………(同上)……………四八

一三 文治 四年十一月 日 豊後國留守所帖案……………(同上)……………四九

一四 (文治年中) 宇佐宮假殿地判指圖寫……………(田原武彦文書)……………五〇

五	寬	喜	二年八月	日	豐後國司廳宣案	(柞原八幡宮文書)	五二
六	寬	喜	二年八月	日	豐後國司廳宣案	(同 上)	五三
七	寬	喜	二年九月	日	一條前太政大臣 <small>西園寺公經</small> 家政所下文案	(同 上)	五三
八	天	福	元年七月十八日		官宣旨案	(同 上)	五四
九	天	福	二年卯月一日		法橋上人位幸秀寄進狀	(同 上)	五五
一〇	嘉	禎	二年十一月	日	法橋上人位幸秀寄進狀案	(同 上)	五六
一一	嘉	禎	二年十一月	日	法橋上人位幸秀下文	(同 上)	五八
一二	弘	安	八年九月晦日		豐後國圖田帳案	(內閣文庫本)	五八
一三	正	應	二年 <small>歲次己丑</small> 三月三日		賀來社宮師僧源清讓狀	(柞原八幡宮文書)	五〇
一四	永	仁	六年五月九日		權律師圓全御初拜神寶御供饗料米請文	(同 上)	五一
一五	正	安	元年九月晦日		阿南莊預所繼幸申狀并在廳等證判	(同 上)	五一
一六	乾	元	二年五月十八日		阿南莊松富名半分新田畠實檢帳案	(大友文書)	五三
一七	正	和	五年七月十二日		けうきん請文案	(同 上)	五八
一八	正	中	三年三月十八日		直經書狀案	(同 上)	五〇
一九	嘉	曆	二年八月十五日		賀來社宮師僧源清讓狀案	(柞原八幡宮文書)	五一
二〇	嘉	曆	二年八月十五日		賀來社宮主職給免田畠屋敷等注文案	(同 上)	五一
二一	「嘉	曆	三年三月廿七日		戸次頼時書狀	(同 上)	五一
二二	嘉	曆	三年八月廿八日		僧有範 <small>種田</small> 請文案	(同 上)	五三
二三	元	德	二年三月廿二		篠原慈航寺寶塔銘	(大分の石造美術)	五三
二四	正	慶	元年正月十一日		賀來社年中行事次第	(柞原八幡宮文書)	五三
二五	正	慶	元年正月十一日		賀來社年中行事次第	(同 上)	五七

目次

三	元	弘	二年八月一日	阿南莊松武名取帳案	……	(大徳寺黄梅院文書)	……	三六
六	正	慶	元 <sup>壬</sup> 十一月廿三日	篠原慈航寺寶塔銘	……	(大分の石造美術)	……	三六
元	建	武	元年三月十六日	後醍醐天皇編旨	……	(河野幸夫藏狭間文書)	……	三六
四	建	武	元年 <sup>戊</sup> 三月廿八日	賀來圓城寺五輪塔銘	……	(大分県金石年表)	……	三六
四	建	武	元年十二月廿二日	雜訴決斷所牒案	……	(大友文書)	……	三六
三	建	武	二年二月廿九日	少貳頼尙施行狀案	……	(同 上)	……	三六
三	建	武	貳年卯月三日	宇佐 <sup>深</sup> 盛顯請文案	……	(同 上)	……	三六
四	建	武	二年十二月十二日	狭間正供著到狀案	……	(同 上)	……	三六
三	建	武	三年四月十三日	足利直義軍勢催促狀案	……	(同 上)	……	三六
三	建	武	三年九月 日	狭間政直軍忠狀	……	(狭間文書)	……	三六
三	建	武	三年十月四日	りきせう預り狀案	……	(大友文書)	……	三六
四	建	武	三年十月十八	大龍後藤毅妻山墓地寶塔銘	……	(大分の石造美術)	……	三六
四	建	武	四年正月三日	足利尊氏御判御教書案	……	(大友文書)	……	三六
五	建	武	四年正月 日	賀來社神官社司等申狀案	……	(祚原八幡宮文書)	……	三五
五	建	武	四年七月 日	狭間正供軍忠狀案	……	(大友文書)	……	三五
五	建	武	四年十月七日	足利尊氏御判御教書案	……	(祚原八幡宮文書)	……	三五
五	建	武	四年十月七日	足利尊氏事書案	……	(同 上)	……	三五
五	建	武	五年正月七日	沙彌某施行狀案	……	(大友文書)	……	三五
五	建	武	五年八月 日	狭間正供軍忠狀案	……	(同 上)	……	三五
五	建	武	三年 <sup>口</sup> <sup>口</sup> <sup>口</sup>	湯布院町香椎莊寶塔銘	……	(大分の石造美術)	……	三五
五	建	武	四年八月十一日	仁章請取狀案	……	(大友文書)	……	三五
五	建	武	四年	豊府聞書	……	(大日本史料)	……	三五

建武	〔五〕年十月十日	戸次頼時和與狀……………	(柞原八幡宮文書)	五九
永康	二年正月廿二日	賀來圓成寺五輪塔銘……………	(大分の石造美術)	五九
永康	二年癸未六月七日	狹閉家墓地五輪塔銘……………	(同 上)	五九
永康	三年八月四日	豊後守護大友氏泰書下……………	(柞原八幡宮文書)	五九
貞和	七年四月十一日	狹閉家墓地五輪塔銘……………	(大分の石造美術)	五〇
貞和	元年十一月廿二日	足利義詮袖判下文案……………	(大友家文書録)	五〇
貞和	二年二月二日	賀來圓成寺墓地賀來惟光五輪塔銘……………	(大分の石造美術)	五一
貞和	二年四月五日	豊後守護大友氏時遵行狀……………	(草野文書)	五一
貞和	二年四月五日	豊後守護大友氏時遵行狀……………	(同 上)	五一
貞和	二年癸巳九月廿八日	龍原川廻墓地寶塔銘……………	(大分の石造美術)	五二
貞和	二年十一月六日	田原正曇直護狀……………	(入江文書)	五三
貞和	三年三月廿三日	豊後守護大友氏時舉狀……………	(草野文書)	五四
貞平	十年十二月日	木屋行實軍忠狀……………	(筑後木屋文書)	五四
貞平	八月廿九日	菊池武光寄進狀……………	(清原寺文書)	五五
貞治	二年五月廿四日	九州探題斯波氏經書下……………	(入江文書)	五六
貞治	三年二月日	大友氏時當知行所領所職等注進狀案……………	(大友文書)	五六
貞治	三甲辰	湯布院町香椎莊笠塔婆銘……………	(大分の石造美術)	五七
貞治	六丁三十七	篠原慈航寺寶塔銘……………	(同 上)	五七
應安	元年戊申三月廿一日	大友氏時供養無縫塔婆銘……………	(清源山大応寺蔵)	五七
應安	元季戊申	柿原笠塔婆銘……………	(大分の石造美術)	五八
應安	第二天酉巳卯月九日	篠原慈航寺寶塔銘……………	(大分県金石年表)	五九
永和	元年九月二日	足利義滿袖判下文……………	(大友文書)	五九



一〇	康	曆	元年十二月廿四日	足利義滿袖判下文	(入江文書)	三〇
一一	三	永	七月十二日	大友親世書狀	(狭間文書)	三〇
一二	三	永	九月五日	龍原川廻墓地五輪塔銘	(大分の石造美術)	三一
一三	三	永	西辛 二季 八月十八日	篠原慈航寺寶塔銘	(同上)	三一
一四	三	永	二季 八月十八日	篠原慈航寺五輪塔銘	(同上)	三一
一五	六	永	三年 七月十八日	大友親世當知行所領所職等注進 狀案	(大友文書)	三二
一六	六	永	三年 十月二日	後小松天皇口宣案	(狭間文書)	三三
一七	六	至	三年十一月九日	狭間家墓地狭間英直五輪塔銘	(大分の石造美術)	三三
一八	六	嘉	貳年 辰三月 日	賀來社御行幸儀式次第	(柞原八幡宮文書)	三三
一九	六	嘉	二年十二月二日	篠原慈航寺五輪塔銘	(大分の石造美術)	三三
二〇	六	明	元年 庚八月六日	賀來社放生會相撲出足注文	(柞原八幡宮文書)	三四
二一	三	應	五 歲次 寅四月九日	五ヶ瀬室小野墓地五輪塔銘	(大分の石造美術)	三四
二二	三	應	七季 辰 霜月念 日	野畑板碑銘	(大分県金石年表)	三四
二三	三	應	八年 巳 八月十五日	龍原川廻墓地寶塔銘	(大分の石造美術)	三五
二四	三	空	五月廿四日	親在知行預ヶ狀	(怒留湯文書)	三五
二五	三	空		田原氏所領目錄	(大友家文書錄)	三五
二六	三	空		某本地坪付	(大久保文書)	三五
二七	六	應	二年 丁 八月 日	賀來社放生會相撲配分注文案	(柞原八幡宮文書)	三七
二八	六	應	三月十二日	大友持直知行宛行狀	(向文書)	三七
二九	六	應	六月 日	惟實打渡狀	(同上)	三七
三〇	一〇	永	年 甲 十一月 日	五ヶ瀬室小野墓地五輪塔銘	(大分県金石年表)	三九
三一	一〇	永	八年 戊 五月十三日	室町幕府奉行入連署奉書	(大友家文書錄)	三九

一〇	永	享	(八年)	六〇	月	狹間家墓地五輪塔銘……………	(大分の石造美術)	頁〇
一〇	嘉	吉	四年甲辰	卯月五日		高崎棟治寄進狀案……………	(杵原八幡宮文書)	頁〇
〇	文	安	丁卯	八月廿六日		賀來圓成寺五輪塔銘……………	(大分県金石年表)	頁一
〇	享	德	元年甲子	十二月廿七日		疋田秀利八講用途送狀……………	(杵原八幡宮文書)	頁一
〇	享	德	貳年癸酉	八月七日		世利惟重大神寶會御供米送狀……………	(宮師文書)	頁二
〇	享	德	貳年癸酉	八月十一日		疋田秀利大神寶會御供米送狀……………	(杵原八幡宮文書)	頁三
〇	享	德	四年乙亥	正月二日		疋田秀利御八講用途送狀……………	(宮師文書)	頁三
一〇				卯月七日		疋田秀利書狀……………	(杵原八幡宮文書)	頁四
二				八月十三日		則尙書狀……………	(同 上)	頁四
二				二月十八日		豐饒直弘・重吉秀直連署奉書……………	(宮師文書)	頁五
二				三月廿三日		重吉秀直・豐饒直弘連署奉書……………	(杵原八幡宮文書)	頁六
二	康	正	二年	七月廿三日		豐饒直弘・石合氏傳連署書狀案……………	(同 上)	頁六
二	康	正	三年	正月十七日		親治知行預ヶ狀……………	(小野信夫文書)	頁七
二	長	祿	二	正月十一日		大友親繁知行預ヶ狀……………	(大友家文書録)	頁七
二	長	祿	二年つちのへ	十二月廿七日		阿南莊松富名田畠坪付并納錢諸公事帳案……………	(甲斐守文書)	頁八
二				十二月十八日		佐保永智書狀……………	(杵原八幡宮文書)	頁〇
二	寛	正	五年甲申	十二月廿九日		疋田利秀御八講用途送狀……………	(同 上)	頁〇
三〇				九月十六日		大友親繁書狀……………	(田北一六文書)	頁一
三	文	明	十八年丙午	十月十日		長野御庵六地藏幢銘……………	(大分県金石年表)	頁一
三	文	明	十九年丁未	四月念二日		國分定安寺寶塔銘……………	(同 上)	頁二
三				六月十五日		怒留湯眞茂・本間重家・指原弘實連署施行狀……………	(小野信夫文書)	頁二
三	明	應	六年丁巳	六月十四日		國分定安寺寶塔銘……………	(大分県金石年表)	頁三

二五	文龜元	年 <sup>酉辛</sup> 十二月十三日	賀來社遷宮等次第記	(柞原八幡宮文書)	五三
二六	永正	肆年 <sup>卯丁</sup> 八月十三日	賀來社御初拜神寶送狀	(宮師文書)	五三
二七	(永正九年カ)	□月卅日	大友親治知行預ケ狀	(大友家文書録)	五五
二八	(年未詳)	十月四日	大友親治書狀	(同上)	五五
二九	□(永正)	九年六月卅日	賀來大膳亮・齋藤土佐守連署打渡狀	(同上)	五六
三〇		六月廿四日	朽網親滿知行預ケ狀寫	(大久保文書)	五六
三一	(永正十四年)	十二月七日	大友親安 <sup>鑑</sup> 知行預ケ狀	(大友家文書録)	五七
三二	大永	三年十月十九日	大友氏加判家連署奉書寫	(狭間七五三男文書)	五七
三三	大永	四年十二月十三日	大友氏加判家連署奉書	(大友家文書録)	五八
三四	(大永四年カ)	十二月十三日	大友義鑿知行預ケ狀寫	(田北次彦文書)	五八
三五		九月廿二日	堀榮書狀	(宮師文書)	五九
三六		十二月十三日	大友義鑿書狀	(平野賢四郎文書)	五九
三七	大永	六年 <sup>丙戌</sup> 二月吉日	仁瀨笠塔婆銘	(九州の石塔)	六〇
三八	享祿	三年 <sup>丁未</sup> 霜月十日	阿南莊松富名北方四百貫分目錄	(甲斐守文書)	六〇
三九	享祿	四年 <sup>辛卯</sup> 十一月廿四日	大友義鑿知行預ケ狀	(柞原八幡宮文書)	六三
四〇	(享祿四年カ)	十一月廿九日	大友義鑿知行預ケ狀	(大津留運文書)	六三
四一	享祿	四年十二月十三日	大友氏加判家連署奉書	(同上)	六三
四二	享祿	四年十二月十三日	大友氏加判家連署奉書	(大友家文書録)	六三
四三	天文	二年 <sup>癸巳</sup> 拾月吉日	阿南莊松武名收納御帳	(大徳寺黄梅院文書)	六五
四四	天文	二年 <sup>癸巳</sup> 十二月吉日	阿南莊松武名土貢諸濟物納帳	(同上)	六六
四五			阿南莊松武名納綿・買綿・買苧帳	(同上)	六〇
四六	天文	四未 <sup>乙卯</sup> 月十三日	源鑑綱寄進狀	(柞原八幡宮文書)	六四

一四	(天文 五年カ)	八月廿三日	大友義鑑書狀	……………	(甲斐守文書)	六四
一四	(天文 七年カ)	二月十一日	大友義鑑書狀	……………	(同 上)	六四
一四	(天文 七年頃)	二月十三日	大友義鑑書狀	……………	(同 上)	六五
一五	(天文七・八年頃)	三月二日	大友義鑑書狀	……………	(同 上)	六五
一五	(天文 七年カ)	十月廿四日	大友義鑑書狀	……………	(同 上)	六六
一五	(天文 七年頃)	十一月廿一日	大友義鑑書狀	……………	(同 上)	六六
一五	(天文 十年頃)	五月六日	大友義鑑書狀	……………	(同 上)	六七
一五	天文 十二年 <sup>卯</sup>	二月十五日	大友義鑑知行預ヶ狀	……………	(渡辺澄夫蒐集文書)	六七
一五	天文 十二年 <sup>卯</sup>	二月十五日	狭間家墓地五輪塔銘	……………	(白井昭一調査記録)	六八
一五	天文 十二年 <sup>卯</sup>	八月吉日	狭間家墓地五輪塔銘	……………	(大分の石造美術)	六八
一七	(天文十三年頃)	八月廿七日	大友氏加判家連署奉書	……………	(甲斐守文書)	六九
一八	(天文十三年頃カ)	十月十七日	大友義鑑書狀	……………	(同 上)	七〇
一八		三月十日	大友義鑑書狀	……………	(同 上)	七〇
一八		五月十六日	大友義鑑書狀	……………	(同 上)	七一
一八		六月晦日	大友義鑑書狀	……………	(同 上)	七一
一八	(天文 十六年)	壬七月一日	大友義鑑書狀	……………	(同 上)	七二
一八	(天文 十六年)	閏七月廿四日	大友義鑑書狀	……………	(同 上)	七二
一八	(天文 十六年)	閏七月廿六日	大友義鑑書狀	……………	(同 上)	七三
一八	(天文 十六年)	壬七月廿六日	大友氏加判家連署書狀	……………	(同 上)	七三
一八	天文 十六年九月四日		狭間家墓地五輪塔銘	……………	(大分県金石年表)	七三
一八	天文 廿一年二月十四日		大友氏加判家連署奉書	……………	(狭間文書)	七三
一八	(天文二十一年)	二月十六日	大友義鎮知行預ヶ狀	……………	(同 上)	七四
一八	天文 廿一年三月三日		大友氏加判家連署奉書	……………	(平野賢四郎文書)	七五

一七〇	天	文念三	三月十一日	狹間家墓地五輪塔銘	(白井昭一調査記録)	三六五
一七一	天	文廿三年	霜月三日	植田莊・阿南莊料足請取狀	(大友家文書録)	三六六
一七二			九月廿四日	白杵鑑速書狀	(宮師文書)	三六七
一七三			十一月十九日	一萬田鑑實知行預ヶ狀寫	(小野信夫文書)	三六七
一七四	(弘治 二年九)		五月廿三日	大友義鎮書狀	(瑞峯院文書)	三六八
一七五			五月廿三日	大友氏加判家連署書狀	(同 上)	三六八
一七六	自弘	治	二辰 五月廿三日	阿南莊松武名米錢諸納帳	(大德寺黃梅院文書)	三六〇
一七七	至同	治	十二月晦日	阿南莊松武名百貫分納帳	(同 上)	三六五
一七八	弘	治	二年丙辰六月廿一日	阿南莊松武名百貫分田畠坪付帳	(同 上)	三六九
一七九	弘	治	二年丙辰六月廿一日	大友義鎮書狀	(甲斐守文書)	三六三
一八〇			八月十一日	大友義鎮寄進狀	(瑞峯院文書)	三六三
一八一	永	祿	四年辛酉八月十三日	角秀清・竈門鑑述連署調進神寶物目錄	(柞原八幡宮文書)	三六四
一八二	永	祿	四季辛酉龍集如意珠日	神戸市竹田龍太郎藏六地藏幢銘	(大分県金石年表)	三六八
一八三	永	祿	四年辛酉	阿南莊賀來社大神寶會八百貫地分目錄案	(甲斐守文書)	三六九
一八四			二月廿日	大友義鎮書狀寫	(田北一六文書)	三六三
一八五	永	祿	十年卯丁八月廿八日	阿南莊松富名南北之内由原社大神寶會百九十五貫分目錄	(甲斐守文書)	三六五
一八六	(元)	龜	元年) 三月二日	大友宗麟義知行預ヶ狀	(狹間文書)	三六五
一八七	元	龜	二年辛酉五月十二日	賀來社造營雜物加用等配分注文	(柞原八幡宮文書)	三六五
一八八	元	龜	二年辛酉九月日	賀來社宮師蒙榮覺書	(宮師文書)	三六六
一八九	元	龜	三天壬申八月九日	狹間家墓地五輪塔銘	(白井昭一調査記録)	三六九
一九〇	元	龜	三天壬申十月二十八日	狹間家墓地五輪塔銘	(同 上)	三六九
一九一	天	正	四年丙子十二月廿七日	狹間鎮秀・鑑秀連署安塔狀	(甲斐守文書)	三六〇

一六三	(年未詳)	二月廿七日	狹間鎮秀名字狀寫	(同 上)	六〇
一六四	(年未詳)	二月廿七日	狹間鎮秀官途狀	(同 上)	六一
一六五	(天正五年)	十一月廿三日	志賀親慶奉書	(柞原八幡宮文書)	六一
一六六		三月十一日	大友義統書狀	(狹間文書)	六一
一六七		九月廿日	大友義統知行預ケ狀寫	(田北一六文書)	六一
一六八		□	大友義統知行預ケ狀	(大友家文書錄)	六一
一六九	天 正 六年	二月廿日	大友氏待屋奉行連署事書	(同 上)	六二
一七〇	(天 正 六年)	卯月十五日	大友義統感狀	(狹間七五三男文書)	六四
一七一	(天 正 六年)	十二月十三日	大友義統感狀	(同 上)	六五
一七二	天 正 七年	卯八月十八日	阿南莊松富名南北内由原大神寶會 百九十五貫分目錄	(甲斐守文書)	六六
一七三	天 正 七年	卯八月吉日	阿南莊狹間南方四百貫分覺	(同 上)	六七
一七四	(天正 八年)	壬三月廿九日	大友宗麟 <sup>義</sup> 書狀寫	(賀來文書)	六八
一七五	(天正 八年)	卯月三日	大友圓齋 <sup>義</sup> 書狀	(田原達三郎文書)	六九
一七六	天 正 九年	□年庚辰九月廿 <sup>四</sup> 日	中尾六地藏幢銘	(大分県金石年表)	七〇
一七七	(天正 九年)	十二月十九日	大友義統書狀	(柞原八幡宮文書)	七〇
一七八	天 正 十三年	乙酉夷則吉□	下市願成寺六地藏幢銘	(大分県金石年表)	七一
一七九	天 正 十五年	丙戌二月十日	中尾六地藏幢銘	(同 上)	七二
一八〇	(天正十五年)	三月十四日	大友義統書狀	(狹間文書)	七二
一八一	(天正十六年)	卯月廿三日	大友義統寄進狀	(瑞峯院文書)	七三
一八二	(年未詳)	五月四日	大津留鑑信書狀	(朝見八幡宮文書)	七三
一八三	(天正 十六年)	壬五月廿六日	大友吉統書狀	(大友家文書錄)	七三
一八四	天 正 十六年	□六月二日	狹間鎮秀供養墓碑銘	(湯布院町誌資料調査表)	七四

三二	(天正 十六年) 六月十九日 大友吉統感狀	……	(大友家文書録)	……	六四
三三	(天正 十七年) 七月廿八日 大友吉統書狀	……	(瑞峯院文書)	……	六五
三六	(天正十八年頃) 卯月十五日 大友よし統安堵狀	……	(利光文書)	……	六五
三七	文 貳 六月七日 山口宗永當毛付次第條々	……	(甲斐守文書)	……	六六
三八	文 貳 六月廿六日 肝入二郎左衛門尉舊領覺書	……	(同上)	……	六八
三九	文 祿 貳年八月廿日 豊後國大分郡瀧河内上淵村檢地帳寫	……	(故立川輝信藏)	……	六八

付録

一	狹間家譜	……	(狹間文書)	……	六九
二	豊後國大分郡阿南庄四方指寫	……	(柞原八幡宮文書)	……	六三
三	大分郡挾間町 <small>(除内)</small> ・庄内町 <small>(除阿蘇野地区)</small> 大字・小字一覽表	……	……	……	六五

補遺

勝津留史料

一	(永祿七年カ) 正月十五日 毛利元就書狀	……	……	……	六四
	▽解説	……	……	……	六五
	▽あとがき	……	……	……	六七
	▽図版目次	……	……	……	……
	口絵 由原宮宮師僧仙照辭・平丸郡司藤原貞助田地寄進狀・賀来莊糸里遺構と高崎城跡遠望・豊後國分尼寺墨書土器・大友宗麟画像・大友時代末期豊後府内絵図写	……	……	……	卷頭
	五万分一折込地形図	……	……	……	卷末

荏  
隈  
郷  
史  
料





一 豐後國風土記

○荒木田久老本  
寧樂遺文下

大分郡郷九、里二十五、  
一、寺二、  
烽一、

碩田國

大分河

酒水

大分郡 郷玖所<sup>里二</sup> 驛壹所、烽壹所、寺貳寺<sup>尼寺、</sup>

昔者纏向日代宮御宇天皇、豐前國京都行宮幸於此郡、遊覽地形、嘆曰、廣大哉、此郷也、宜名碩田國、碩田謂大分、今謂大分、斯其緣也、

大分河<sup>在郡南</sup>

此河源、出直入郡朽網之峯、指東下流、經過此郡、遂入東海、因曰大分河、年魚多在、

酒水<sup>在郡西</sup>

此水之源、出郡西柏野之磐中、指南下流、其色如酒、水味小酸焉、用療痲癖、<sup>謂胖太氣、</sup>

二 續日本後紀

<sup>(承和十五年五月)</sup>

壬申、大宰府獻白龜、<sup>(同六月)</sup>

庚寅<sup>略</sup>○中 伏見大宰大貳從四位上紀朝臣長江等奏稱、所管豐後國大分郡擬少領膳伴家吉、於同郡寒

川石上、獲白龜一枚、經千里之荒徼、入九重之震闡、出自籠匱、放于庭墀、<sup>略</sup>○下

庚子、改承和十五年爲嘉祥元年、下詔曰、○中 近有大宰府獻白龜、所管豐之後國大分郡擬少領膳伴

大宰府白龜ヲ獻  
ズ  
大分郡擬少領膳  
伴家吉寒川石上  
ニ於テ白龜ヲ獲  
ム  
年号ヲ嘉祥ト改

荏 隈 郷

大赦ヲ行フ

大分郡ノ田租ヲ免ジ龜ノ獻者ニ物ヲ賜フ

五畿七道ノ神祇ニ奉告ス  
十二諸陵ニ告グ

国府ハ大分郡

郷名

公家吉、於寒川石上、得之、公卿上表曰、孝經援神契云、○中略宜播茲雷雨與天下惟新、其改承和十

五年爲嘉祥元年、自今日昧爽以前大辟以下、罪無經重、未發覺、已發覺、未結正、已結正、繫囚見

徒、咸皆赦除、但犯八虐・故殺謀殺・私鑄錢・強竊二盜・常赦所不免者、不在赦例、令天下無輸今

年田租之半、又復徭役十日、若已役者、宜折來年、大分之郡嘉瑞攸出、令免今年田租、其獻龜人敝

正六位上、給物准例、内外文武官主典已上加位一級、但正六位上者廻授一子、若無子者宜量賜物、

五位已上爲孫年廿已上者、亦敝當蔭之階、天下老人及僧尼八十已上者、節級賜物、鰥寡孤獨、不能

自存者、量加賑恤、孝子順孫・義夫節婦、旌表閭門、終身勿事、早先青衣而施、莫致掛壁之譏、

（同七月十七）甲戌、勅曰、頃者大宰府進白龜、檢之圖典、實合大瑞、自非神明靈應之化、豈獨致希代之祝、宜奠

幣五畿内七道諸國天神地祇、賀彼賽報、

（同九月十九）丙子遣公卿等、告白龜瑞於十二諸陵焉、

○大分郡寒川石上ノ所在地ヲ特定シ得ズ。シバラクコ、ニ收ム。

三 倭名類聚抄

（第五卷）「豊後國国府在  
（第九卷）大分郡、」

（第九卷）「大分郡

阿南 （植） 植田 津守 荏隈 判太 跡部 武藏 （マ、ム） 笠租 笠和 神前」

○唐橋世濟『箋釈豊後風土記』、井上通泰『豊後風土記新考』ハ、笠祖ハ誤字ニヨル重出ナル故、コレヲ除クベシトシ、佐藤四信『豊後國風土記の研究』ハ慶長元年（一五九六）海没ノ瓜生島ノ中ニ存在セシ郷トシテ、ソノ存在ヲ認メタル。但シ弘安八年（一二八五）ノ「豊後國圖田帳案」等ノ中ニ、同郷ヲ確認シ得ナイ以上、佐藤説ヲ容認スルコトハデキナイ。「風土記」ニ九郷トアル以上、存在ノ可能性ハアルガ、比定地未詳。尚跡部郷モ同ジク未詳。「武藏」ハ國東郡ノ郷ノ混入。

#### 四 延喜式

（卷一〇神祇、神名下）

〔豊後國六座〕大一座  
小五座

直入郡一座小

建男霜鏡日子神社  
タケオノシメコリノミヤ  
タケヲラシメコリヒコノミヤ

〔府〕大分郡一座大

〔延〕西寒多神社〔大〕

速見郡三座並  
ハヤミノミヤ

宇奈岐日女神社  
ウナキヒメノミヤ

海部郡一座小  
ウミベノミヤ

早吸日女神社  
ハヤスヒメノミヤ  
ハヤスヒメノミヤ

〔貞〕火男火賣神社二座  
ヒツツノミヤ  
ヒツツノミヤ

大分郡一座大社  
西寒多神社

在 隈 郷

在 限 郷

〔卷二二、民部上〕  
〔西海道〕

○首  
尾略

大分郡

豐後國上管

日田<sup>ヒタ</sup> 球珠<sup>クズ</sup> 直入<sup>ナホリ</sup> 大野<sup>オホノ</sup>  
海部<sup>アヲ</sup> 大分<sup>ヲホイタ</sup> 速見<sup>ハヤミ</sup> 國崎<sup>クニサキ</sup>

〔卷二四、主計上〕

〔豐後國行程上四日、  
下二日、

調

調、絲冊八綯、綿細十七疋、質布廿端、御取縵五十二斤、短縵七十二斤、蔭縵卅斤、羽割縵十二斤、葛貫縵十二斤、耽羅縵十八斤、堅魚卅四斤十四兩、小町席廿張、自餘輸絹、綿、布、薄縵、

庸

庸、輸綿、布、米、薄縵、

中男作物

中男作物、熟麻<sup>ヌマ</sup>、穀皮、黑葛、漆、椴椒油、海石榴油、胡麻油、荏油、鹿脯、押年魚、堅魚、雜魚、  
腊、鹿鮓、鮓年魚、煮鹽年魚、

〔卷二八、兵部省〕

〔諸國器仗〕

〔豐後國〕

甲二領、横刀八口、弓十五張、  
征箭卅具、胡籬卅具、

〔諸國駅伝馬〕

豐後國驛馬 小野十疋、荒田、石井、直入、三重、  
丹生、高坂、長湯、由布各五疋、

傳馬

日田、球珠<sup>クズ</sup>、大野、海部、  
大分、速見郡各五疋、

豐後國 馬 伝馬  
高坂 駅

五 由原宮宮師僧仙照辭

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)  
一季供田 仙照 康保二年 村上天皇

豊後国衙給例ニ  
ヨリ請フ認ム

(宋書)  
一檢之、由原宮、師季供田一町、有給例、又仙照□時御時、被判給件坪他人、

勘別當宮道

判官代酒井

檢校前豊前掾秦氏立(分)

應和三四清原清忠請、但、天德五年、件仙照季供田

□幡(分)由原宮師僧仙照謹辭 請國裁事、

請被任先國判・府判、給季供田壹町狀、

南七條墓田里卅三坪(在隈郷)

宮師僧仙照季供  
田一町ヲ給セラ  
レンコトヲ請フ  
南七條墓田里卅  
三坪

謹案先例、宮師之職、請件季供田、爲衣供之勤修、望請國裁、任先例被判給件供田、仍注事狀辭、

康保二年三月三日

宮師僧仙照

(異筆)  
一判 任先例充行季供、

守橋朝臣(草名)

權掾藤原

介 藤原

掾上毛野

在 隈 郷

荏限郷

大目生部

少目大原

○紙面ニ「豊後國印」  
朱印十二顆ヲ捺セリ。

六 由原宮宮師僧仙照解狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

田所勘申ス

(朱書)

田所勘申、宮師仙照語申季供[田九]不徵下率分已了、但檢代代國判、件仙照、依見仕恪勤、免

除直率分者、而[ ]直率分共以免除、次二箇年、只免直米、出[ ]、

錄事代酒井

泰「永[ ]」  
(自署)

紀

判官代倉持

酒井

大判官代[ ]使氏立

目代佐伯

證勘酒井(花押)

[ ]

(裏書)

田[ ]

「下稅所之解」

大和介藤原

前介平

□<sup>(由)</sup>原宮師仙照解 申請<sup>(國カ)</sup>裁事、

請被任舊例判免、季供田壹町勘發公田、責徵官物不安愁狀、

在限鄉七條<sup>(朱)</sup>墓田里卅三坪、<sup>(見作合)</sup>

季供田ヲ勘發シ  
非例官物ヲ課ス  
ルヲ免除セラレ  
ンコトヲ請フ  
在限鄉七條墓田  
里卅三坪

□仙照諍案先例、<sup>(謹カ)</sup> 被判免率分直、至于租米全□進國、是則被建立御□被補置宮師

之職、充給田專□<sup>(無カ)</sup>變改、而當任御時、從□勘發公田、責官物先蹤已違、□愁何安、就中、仙照

宮中恪勤、越於傍輩、國內上下具所□、而根本之僧俄以被徵、後進之職自以被免、相違之愁<sup>(無カ)</sup>□過於

斯、望請 國裁、被判免件供田非例官物、至于租<sup>(米カ)</sup>□、依例進國、仍注事狀、□以解、

一<sup>(朱)</sup>勘除米給之

永祚三年二月九日

宮師僧仙照

□<sup>(異筆)</sup>判 可免率分之、

大介源朝臣 (花押) □

○紙面ニ「豊後國印」  
十六顆ヲ捺セリ。

大介源某率分ヲ  
免ズ

在限鄉



七 由原宮宮師僧如壽解狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)  
「如壽」  
皇慶 解狀

寛弘十年正月廿六、  
萬壽四年正月十五日  
萬壽二年十一月三日

(異筆) 「下稅所 (花押)」 「播磨掾三國」

大和介春道

八幡大菩薩由原宮宮師如壽解 申重請 國裁事、

請被任速先例裁免、季供田壹町官物内率分僞分徵下不安愁狀、

右、如壽謹案先例、寶君鎮座以降至于今、號衣供之料、被充給後、<sup>(租)</sup>祖米七斗五升之外、併以免除、

而去年直之外併徵下、因之爲蒙 處分、申文進國已了、然而于今未裁給、而聞收納所勸責尤甚、仍

重言上如件、望請 國恩、任舊例、被裁給者、遁無術之責、奉祈 御息災之由、仍注事狀、以解、

(長和二年)  
寛弘十年正月廿六日

宮 師「如壽」<sup>(自署)</sup>

(異筆) 「判」

任勘狀、官物米除七斗五升外、可免之、

(異筆) 「守藤原朝臣」(花押)

」

○本文ニ「由原宮印」十二顆、判  
以下ニ「豊後國印」四顆アリ。

季供田一丁ノ率  
分僞分ヲ裁免セ  
ラレシコトヲ請  
フ

官物米七斗五升  
ノ外ヲ免除セシ  
ム

ハ 由原宮宮師僧皇慶解狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)

「宮師皇慶申狀」

(異筆) 治安二年六月八日  
永祚二年二月九日

」

八幡大菩薩由原宮師皇慶解 申請 國裁事、

請被任代代公驗判許、季供田壹町官物租米柒斗五升外、臨時加徴色々責不安狀、

在荏隈郷墓田里卅三坪、

季供田一丁ノ官  
物租米七斗五升  
ノ外臨時加徴ヲ  
免ゼラレンコト  
ヲ請フ  
荏隈郷墓田里卅  
三坪

右、皇慶依國定、以去寛仁四年十二月中、罷任件□<sup>(職カ)</sup>之後、從去年請預件供田、案前例官物用途□已

畢、其後收納所、稱有可徴下仰、切充方々、令勘責如切割、因茲貧道身不知爲方、若無國恩者、何

省件責哉、望請 國裁、任先例被判免者、無懈怠勤仕本役、奉祈 御息災之由、仍注事狀、以解、

治安二年六月八日

宮師僧「皇慶」<sup>(自署)</sup>

「判」件宮師皇慶季供田壹町判等色、無方辨濟、仍今年許所率徴也、然而如壽寫經之功、已勝傍輩、

仍殊件肆斗免除已了、郷司宜承知、依件免除之、

守藤原朝臣(花押)

○紙面ニ「豊後國印」  
十一顆ヲ捺セリ。

郷司ヲシテ免除  
セシム

荏隈郷

九 由原宮宮師僧皇慶解狀

○炸原八幡宮文書  
大分県史料九

〔端裏書〕  
萬壽二年十一月三日

宮師皇慶

〔朱書〕〔藤原力〕  
「目代」〔花押〕

八幡大菩薩由原宮師僧皇慶解 申請 國裁事、

請被任先判裁免、季供田一町内、見作七段官物祖米伍〔租〕斗〔斗〕貳升伍合外、徴下不安愁狀、

〔朱書〕  
「公驗合、一町内見作帳立用取置」

在在隈郷墓田里卅三坪、

在隈郷墓田里卅三坪

右件坪、爲季供田相傳及數代、而一兩年之閒、依爲荒田、以去三月廿一日愁申事由、祖米外、任先例可免除由、裁下已了、因之、左右廻方所耕作也、而今偏准公田、他方切放、爰皇慶奉憑明判、可辨進官物、併私用之後、承徴下之由、安堵之計擬罷絶、望請 國裁、如先判、被免除者、彌仰 國恩貴、仍注事狀、以解、

萬壽二年十一月三日

宮師僧「皇慶」〔白墨〕

〔異筆〕  
「判」 件宮師皇慶季供田、依代々判、可開作之由、判許已了、隨則開作柒段□、郷司宜承知、依例

令辨濟段別柒〔升力〕□伍合、至于殘官物者、早可免除之、

國司免判ヲ与フ

季供田一丁内見作七段ノ官物租米五斗二升五合ノ外ヲ裁免セラレンコトヲ請フ

守藤原朝臣（花押）

○本文ニ「由原宮印」八顆、判文ニ「豊後國印」八顆アリ。

10 由原宮宮師僧皇慶解狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

国衙勘申ス

〔<sup>（朱書）</sup>一件季供田一丁之内、去年見作合引進、代々國判□□七斗、去年勘帳之間、依不進件判勘之、  
有寛仙勘申、  
判官代中臣（花押）

酒井

目代 藤原（花押）

八幡大菩薩由原宮師僧皇慶解 申請 國裁事、

請被任先判裁免、季供田一町内八段、官米併徴下不安愁狀、

在荏隈郷墓田里卅三坪、

荏隈郷墓田里卅三坪

右件坪、爲季供田相傳及數代、<sup>（之方）</sup>加又代々之免判明也、而今俄准公田、被徴下不安、就中奉憑先例、

〔<sup>（租）</sup>祖米等外已私用了、因之不能辨進、望請 國裁、如先判被免除者、彌仰國恩貴、先奉祈禱 國吏御

息災之由、次勤仕人民常安穩之行、仍注事狀、以解、

萬壽四年正月十五日

宮師僧〔<sup>（自署）</sup>皇慶〕

〔<sup>（異筆）</sup>一判 件季供田見作捌段、任先例、□□

先例ニ任セ免除ス

荏隈郷

(果筆)

「下田所、解之、」

(紙雜目)

(朱書)

一勘大判官代□置

「酒井」(花押)

○尾ノ一紙ハ首ニツバクモノカ。本文ニ「由原宮印」六顆、判文ニ「豊後國印」四顆アリ。

## 二 八幡宇佐宮御神領大鏡

○到津文書  
大分県史料二四

○首略

一國々散在常見名田

○中略

豊後國

○中略

勝津留畠

辨濟使  
王五大夫賴方王三  
大夫遠方女房野津殿

勝津留畠

畠七十町 宮召物麥地子 在家門布亭桑代糸  
田三町巳公田、但加地子町別一石宮召之

四至 東限市河

南限石屋寺前 西限高坂横道 北限市河 領主所帶證文  
在之、

權介膳伴元恒  
三箇郷堺

領主所帶文書云、  
件地空閑常荒地  
也、而寛徳二年比、

件津留者本荒野也、而永承元年之比、權介膳伴元恒申請國宰之日、令占荏限・笠和・洲太三箇所堺之日、國宰被尋問三箇郷司等之處、誠爲荒野空閑地之由、進上

多米倉滿  
在限郷司膳伴光  
恒至  
東限北廻二方市  
河限南石屋崎際  
西限高国府岸上  
額皇際

日羅藥師像以下  
ヲ刻ミ岩屋寺ヲ  
創ム

在斤勘申ス

在限郷司膳伴光恒  
申請國判、始開發  
領掌之、永承三年  
應宣云、  
略

○勝津留条全文ハ、「勝津留史料」三号ニ収ム。此ニハ在限郷關係部分ノミヲ抄出ス。

請文畢、爰天喜元年八月廿六日、多米倉滿廳座所裁申文云、請被殊任傍例與判、  
申立府國御判、爲永代之私領、且旁殖苧桑、且開作空閑常荒地壹所狀、在大介郡  
管在限郷字勝津留河尻野、四至東限北廻二方市河也、南石屋崎際、限西高國府岸  
上額皇際者、加署狀ハ、依傍例與判、以天喜元年九月 日、○下

### 三 豐後國志

(大分郡仏寺項)  
岩屋寺 在笠和郷六坊村、紀開曰、僧日羅者嘗經過于此、見翠崖崔巍曰、靈場也、遂就其窟、自刻藥師二  
光佛 及十二神將像、以結宇、名岩屋寺、此地海近水鹹、乃祈禱鑿石、靈泉涌出、呼曰關伽井、

### 三 由原宮宮師僧仁圓解狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(異筆)  
「下田所」(宋書)  
一勘申

件宮師仁圓季供田、公驗雖分明、依茲本文近□無有立用、至于今□任  
公驗、裁否有 國裁、

權大掾橘(花押)

在限郷

荏限郷

權 掾清原

目代越後守 (花押)

散位紀朝臣

八幡宮由原宮師仁圓解 申請 國裁事、

請被任前例裁許、季供田壹町内七段狀、

在荏限郷墓田里卅三坪内(異筆)已見作(采)

副進根本公驗等、

右、仁圓謹檢案内、件公驗紛失之後、代々國幸被收公勘返也之後、抱愁不慰心緒之閒、依大菩薩御

助、慮外尋得件公驗也者、件田内三段者、補申租米之分了、殘七段、無他妨被裁許者、將彌致御祈

禱勤、仍注事狀、以解、

永承六年十月十六日

宮師僧仁圓

(異筆)  
判

件季供田、雖無近代之例、爲致令宮勤、殊免之、如解狀、除參段之殘漆段、依請可爲供田之、

大介平朝臣 (花押)

○判以下ニ「豊後  
國印」七顆アリ。

季供田七反ヲ供  
田トシテ免除セ  
ラレシコトヲ請  
フ  
荏限郷墓田里卅  
三坪

七段ヲ供田トナ  
サシム

二四 由原宮宮師僧院清解狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)

(異筆)

「久安二年七月」  
院清解狀

(外題)

「下 郷司

目代在限郷司ヲ  
シテニ反ヲ立用  
セシム

件田、甚雖狹少、所修功德□也、就中、爲 大守御息災、爲國中豐稔者、早可令立用  
之狀、如件、

目代内藏允中臣 (花押)

□幡 (八) (由) 原宮師僧院清解 申請 留守所裁事、

請被殊任 解狀旨、奉寄法花講田貳段不足子細由狀、

在限郷墓田里廿  
九坪

在在限郷墓田里貳拾玖坪内貳段者、

□檢案内、大菩薩往昔初當答因位願行於專一垂□□千歲苦行畢、自成佛已來、上求菩提、下化衆

(右謹力)

生、丁寧御座、隨院清親寶前、成十一代子孫、奉講□妙典、其故爲聖朝安隱天長地久、外朝都督□

(四)

(説力)

(穩)

(所力)

願圓滿、國史泰平、壽福成焚、天下法界平等利益、□□後代代國司壽福長遠故、雖令奉寄壹町貳段

之田、壹町現在、今貳段不足、因茲、當御任御祈禱殊勝尅、欲被奉寄件不足田貳段者、望請 留守

所裁、任申請旨□奉寄、福壽海無量御歟、仍注在狀言上、如件、以解、

在 限 郷



荏隈郷

一六

久安二年七月 日

宮師僧院清上

○「由原宮印」  
六顆アリ。

一五 由原宮師僧院清解狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

〔裏打紙端裏書〕  
「久壽」二年

轉讀法華料田事 院清狀

△留守所立用セシ

〔外題〕  
「代々免判顯然也、尤可令立用之、

目代 ———— (花押)

法花講田一丁二  
反ノ奉免ヲ請フ

八幡由原宮師院清解 申請 留守所裁事、

請被殊任代代免判旨奉免、於 當宮寶前七箇日間、奉轉讀法花講演料田壹町貳段子細狀、

荏隈郷

在荏隈郷 壹町貳段

副進 代代免判一通

月別宛一反

右、謹檢案内、件法花講演演田、代代國司爲息災延命、恆受快樂之御祈禱、毎年毎月七介日之間、所奉講也者、月別宛一段、十二介月一町二段也者、是無止爲御勤經數代、寔以明白也者、八幡大菩薩令歡喜悅與給之事、何事過斯勤矣、望請 國裁、任每任之例、被奉免者、將以仰神威嚴重之旨、仍注子細言上如件、以解、

久壽二年正月 日

僧院清上

○「由原宮印」  
五顆アリ。

二六 由原宮宮師僧院清讓狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○長寛二年九月三日。全文ヲ「笠和郷史料」五号ニ収ム。本文省略。ウチ「祭文田一丁」ハ荏隈郷ニアルモノナリ。

二七 宇佐宮假殿地判指圖寫

○田原武彦文書  
宇佐神宮史料編四

○本図ハ、宇佐宮假殿造營ニツキ、ソノ所役ヲ豊後国一國平均役トシテ莊公ニ宛テ、図中ニソノ莊公名及ビ分担範圍（丈間尺寸）等ヲ記入セルモノ。コヽニハ大分郡關係ノミヲ抄出ス。

〔西參道南側〕  
「置路餐六十八丈五尺內」○中略

笠和郷 戸次莊

「西大門外一丈直入郷、次二丈笠和郷、○中略 次二丈戸次莊、○下略  
若宮鳥居内五丈日田庄、次二丈安岐郷、

阿南莊 植田莊  
平丸保

次三丈阿南郷、○中略 次二丈植田庄、○中略 次二丈牛丸保、○下略

津守莊 笠和郷

〔藤垣〕  
「北生江垣九十間内」○中略 次三間津守庄、次三間笠和郷、○下略

荏隈郷

荏隈郷

津守荘

〔若宮簾垣、南側〕  
〔若宮釘貫自大宮、釘貫之堺迄テ、未申角、釘貫十三間内、東始六間八坂庄、次二間香地庄、次三間津守庄、

笠和郷

〔鳥居南側ニ〕  
〔鳥居笠和郷

弘一丈三尺五寸五厘〕

戸次荘

〔西側大宮玉垣北方ノ東ノ部分簾垣ニ沿ヒ〕  
〔自鳥居北脇、迄テ戌亥角、釘貫十五間脇二間次三間 佐賀郷、  
次十間丹生庄 戸次庄 〕

戸次荘

〔大宮朱簾垣北側〕  
〔自北大門西脇、迄テ戌亥角、釘貫卅五間、脇八間大野庄、次廿間玖珠郡、次七間戸次庄、〕

笠和郷

植田荘

〔北門北側〕  
〔自北大門東脇、迄テ丑寅角、釘貫十八間、脇十間笠和郷、次八間植田庄、〕

植田荘

〔大宮東部朱簾垣中央東門ノ東側〔角脱力〕  
〔東大門北脇、迄テ丑寅、釘貫十五間、脇十間由布庄、次二間植田庄、次二間直入郷、次一間佐賀郷〕

〔置道南側幣殿〕

荏隈郷

〔置道南側幣殿〕  
〔在隈郷

幣殿 四方八尺〕

高田荘

〔正殿南側南樓〕  
〔高田荘 南樓一字八尺〕  
妻各五尺

妻各五尺

高田荘

〔右ノ北部〕  
〔三間渡樋二支高田庄〕

〔南樓ノ北国司屋〕  
〔國司屋〕一字五間 各八尺

妻二間 各五尺

内西一間半 日田庄

次一間大神 兩新庄 八坂

笠和郷

次一閒 朝見郷

次一閒 笠和郷

笠和郷

惣土居入  
┌

(國司屬北)  
一三閒渡樋笠和郷

(南樓廻廊東)部分  
一東廻廊七閒南与南樓柵東

大門南中間竪十四丈五尺内

六丈五尺 朝見郷

三丈 佐賀郷

二丈 笠和郷

壹丈 佐伯庄

壹丈 柴山村

六丈 國東郷

○下  
略 ┌

(東大門)  
一東大門一字

戸次庄

○下  
略 ┌

荏隈郷

荏 隈 郷

〔北大門〕  
「北大門一字

平丸保

平丸保

妻二間各五尺四寸（五分九）」

笠和郷

〔北大門西側廻廊〕  
「自北大門西脇、迄戌亥角、垣屋「廿八間」、脇（九）「六間笠和郷、次十間大野庄、次八間玖珠郡、」

次二間朝見郷、一次二間佐伯庄」

〔同廻廊南側〕  
「北大門与北中門西内□間中門□□御（寸）」

平丸保

〔輿器登十八丈八尺内六丈 大野庄 三丈  
四丈三尺 武藏郷 三丈六尺 玖珠郡  
六尺 山香郷 一丈三尺 伊美庄 平丸保  
〕

判太荘

〔西廻廊、西大門東北内側〕  
「自西大門脇、迄テ戌亥角、南垣屋、十四間内  
脇十間八坂庄、次二間判太庄、次二間玖珠郡、

略 ○下

荏隈郷 判田郷

〔西大門南、西廻廊南側迄〕  
「自南樓西脇、迄ヲ未申角、垣屋廿八間、脇四間荏隈郷、次三間判田郷、次十間白杵庄、次十間佐

植田荘

〔南中樓〕 植田庄

「南中樓一字八尺 妻各四尺五寸」

植田荘 笠和郷

〔東廻廊〕  
「東廻廊八間南樓脇一開植田庄、次四間佐賀郷、次一開笠和郷、  
次一開佐伯庄、次一開柴山村」

津守莊

〔西御湯殿〕  
〔板戸〕 津守莊

西御湯殿 一字八尺

妻各七尺

〔西御殿北〕  
〔御湯殿与脇殿〕

中閒竈 一丈一尺内

五尺六寸 日田莊

五尺五寸 津守莊

〔西廻廊〕  
一 七尺五寸九開 南樓脇一開 日田莊  
次一開 八坂莊、次一開 大神莊

西廻廊拾間

七尺 一開 次四開 阿南郷、次三開 井田郷

阿南莊

〔中殿南側〕  
一三開 渡樋 植田莊

〔殿向拜前〕  
一殿御前竈 五丈六尺内

津守莊

一丈一尺 津守莊

一丈一尺 緒方莊

三丈 三重郷

四尺 臼杵莊

〔小山田貞世殿語〕  
〔一件地判指圖書、  
太夫〕

貞遠文治・國貞貞應・爲貞建長・貞行弘安等所持之古本也、而虫喰令破損之閒、貞世新寫之、

荏限郷

一八 豊後國圖田帳案斷簡

○到津文書  
大分県史料一

姫嶋浦三丁 預所同地頭 件浦者海中之嶋也、本自非寺領、爲海人等之栖、細庭許也云々、

櫛來浦十五丁 宇佐宮領 辨濟使 地頭宮沙汰

田伊太原浦十五丁 宇佐宮領 辨濟使地頭宇佐宮前祝太六大夫宮兼

一速見郡田代九百七十五丁餘

八坂郷二百餘丁 彌勒寺領 預所 地頭

竈門郷百餘丁 彌勒寺領 預所慶禪 地頭 漆嶋定房

朝見郷八十餘丁 宇佐宮領 辨濟使宇佐邦輔 地頭宮沙汰

石垣郷百五十餘丁宇佐宮領 辨濟使神官榮定 地頭宮沙汰

山香郷二百餘丁 彌勒寺領 預所同 地頭三人云々、

由布郷六十餘丁 彌勒寺領 預所同 地頭

一直入郡田代百六十餘丁 一大分郡田代千三百八十餘丁

一海部郡田代七百七十餘丁 一大野郡田代九百十餘丁

此内緒方郷三百餘丁

宇佐宮領二百四十餘丁

大分郡田代千三百八十餘丁

一日田郡田代五百六十餘丁 一玖珠郡田代三百十餘丁

○建久八年ノモノカ。

一九 賀來社大宮司法橋上人位定文寫

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)

一大宮司法橋上人位 下文寫

豐後國賀來社權宮師得分事、

賀來社權宮師ノ  
得分ヲ定ム  
賀來・府中出府

右、依正宮師社頭御神事、賀來・府中へ出府之時ハ、幣用途可被仰付、無異儀候、正宮師其外當病  
又ハ以私指合、自祓川外出之時ハ、權宮司清源大德當職而、社頭得分可被取時、不可有異儀候、仍  
任先例、所置定如件、

文曆元年卯月十日

御在判

大宮司法橋上人位

二〇 幸俊・地頭某連署定文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)

「文曆元年四月十日」

正宮師猪郷御米當職可被

在 隈 郷



賀來社權宮師ノ  
得分ヲ定ム  
賀來・府中出府

豐後國賀來社權宮師得分之事、

右、依正宮師社頭御神事、賀來・符中出符時者、弊用途可被付無違儀、正宮師其外當病、又者以私

自祓河外出行時者、權宮師當職而、社頭得分被取時、不可有違亂、同黑尾祝職之事、可須之、但御

行之時、命婦者、付本職田地可被勤也、依任先例、所置定如件、

文曆元年四月十日

幸 俊 (花押)

地 頭 (花押)

### 三 新御成敗狀

○三浦周行旧藏文書  
中世法制史料集一

新御成敗狀 仁治三年正月十五日

神社仏寺ノ修理  
祭礼勤行ノ事

一 神社佛寺事、

右、別當神主等、偏乍貪彼領之利潤、不顧社寺之破壞、徒送歲月之條、甚不可然、自今以後者、

小破之時宜加修理、加之、恆例之祭禮、不闕之勤行、不可怠慢、若違此旨者解却之、可補穩便之

輩也、但其領不幾、而其功難終者、可注申子細矣、

一 六齋日殺生事、

右、禁斷之由、累代之嚴制、關東之御定、重疊已畢、每月伴日、奉行之國中、永可禁制之由、所

被下御教書也、可存其旨、但於河海者、漁人以之依爲渡世之計、被免之者歟矣、

六齋日殺生ヲ禁  
ズ

神領内鷹狩ハ供  
祭ノ外ハ禁ズ

殺害以下ヲ禁ズ

年貢所當事

官爵競望ヲ禁ズ

人倫賣買ヲ禁ズ

悪口以下ノ事

出舉利分ハ一倍  
ヲ過グベカラス

負人死去

一 鷹狩事、

右、守關東新制、神領内例供祭之外、可被停止矣、

一 殺害、山賊、海賊、夜討、強盜、竊盜、刃傷、放火、毆人等事、

御式目嚴重也、任其狀、或死罪流罪、或改易所帶、更不可有猶豫矣、

一 年貢所當事、

右、毎年無不法可致究濟、若依自然之懈怠、至過分未濟者、任同狀、三箇年中可令償、於難澁  
之者、可改補所職矣、

一 官爵事、

右、不申事由競任事、可停止之矣、

一 人倫賣買事、

右、關東御教書云、寬喜飢饉之比者、固有禁制者、還依可爲人之煩、愁無沙汰、自今以後者、可  
令停止云々、守被仰下旨、可止之、若背御制者、云賣人云賣人、可處罪科矣、

一 惡口、謀書、懷抱他人妻、扶持罪人、逃失召人事、

右、任御式目狀、致流刑、或可改所職、次逃召人輩事、重犯者召所領、輕罪者可行過怠、

一 出舉利分事、

右、雖經多年、不可過一倍之由、且被下宣旨、且被成關東御教書、然則可停止非分之責矣、次負  
人死去之時、不知旨趣、責徵父母妻子所從緣者等之條、可停止之、但署記顯然而證據分明者、已

往  
限  
郷

奴婢雜人ノ事

令遺職相承之族、可令辨償矣、次負人逃脫之刻、不可煩口入人、而口入人若不令知取人、不取與證狀者、難遁其責、死亡之時准之矣、

一 奴婢雜人事、

右、任御式目、男者付父、女者可付母、兼又無沙汰而過十ヶ年者、不謂理非、不可有其沙汰矣、次違背主人、離別父母、令逃籠之日、其主其親觸訴申之旨、爲道理之處、猶令拘惜仁者、糺返之上、別可有過怠矣、

百姓逃散ノ跡ノ事

一 百姓逃散時事、

右、或抑留資財、或召取其身之條、頗無謂乎、自(ア)至于去留者、可任土民之意、但有年貢所當之未濟者、可令致其沙汰矣、

給田畠ノ売買ヲ禁ズ

一 給田畠賣買事、

右、令買取之輩、寄事於左右、且擬管領其地、且對捍所役之事出來云々、事次第以外也、所詮、田畠賣買之條、可停止之矣、

所領得替ノ公物ノ事

一 所領得替前司新司事、

右、任御式目、於公物者、可爲新司之沙汰、至私資財者、不用拘留、剩與恥辱者、可有別科怠、但有殊科被改補者、非沙汰之限、

中媒ノ事

一 中媒事、

右、有限女人之外、證人妻并娘竊會之事、濫吹之基也、可停止也、若猶犯之者、云其身云男女、

辻捕ヲ禁ズ

牛馬ヲ放ツ事

罪科人ノ家族所  
從資財ノ事

惡党同宿家主

牛馬ノ与フル被  
害

府中ノ給地

道祖神社ノ事

町押買

町人ノ直法

指タル雨ナク笠  
ヲ指ス事

可處其科矣、

一 辻捕事、

右、違犯之者、任御式目、於侍者、百ヶ日可令籠居、雜人者、或剝除片鬢片髮、或可召籠矣、

一 放牛馬、採用土民作物草木事

右、恣有押取族之間、住民歎申之由風聞之、宜停止之、背此趣者、糺返其物之後、可有過怠矣、

一 犯罪事、

右、雖處其身於罪科、不可及三族、所謂不同意父母妻子所從資財雜具不拘留之、如本可令安堵事也、次惡黨同宿家主事、不知其意者、又不可懸科、委曲見御式目矣、

一 亂牛馬事、

右、損食田畠踏・山野之條、馬主牛主緩怠之所致歟、然者於其分者、以一倍可辨償其主矣、

一 給府中地輩事、

右、難澁所・付于彼地之濟物、懈怠所役者、屋地者可召之矣、

一 道祖神社事、

右、同府住人等、立置彼社於府中之條、可止之、但有殊所存者、申其旨、可隨左右矣、

一 町押買事、

右、不論上下、一向可令停止之矣、次町人等諸物直法、背法過分之條、可止之矣、

一 府中指笠事、

在 隈 郷

大路ヲ狭ムル事

右、往反之諸人、非指兩儀之時、面々指之事、可停止之矣、

一 大路事、

右、或稱田島作、或號立在家、令狹條、尤自由也、早仰其通行事、可令制止之矣、

産屋ヲ晴大路ニ  
建ツル事

一 保々産屋事、

右、晴大路立之事、可止之、若不令承引者、可令破却之矣、

府中墓所ヲ禁ズ

一 府中墓所事、

右、一切不可有、若有違亂之所者、且(マ)改葬之由被仰主、且可召其屋地矣、

私物ヲ道々ニ於  
テ押作スルノ事

一 令押作私物於道々細工等事、

右、依有如然之輩、細工等有煩事云々、可止之矣、

一 出祿事、

一 双六、四一半、目増、字取等博奕事、

右、以上可停止也、若不相鎮者、令禁遏其身、可改所職矣、

双六・四一半・  
目増・字取

### 三 法眼幸秀・頼秀連署契約狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

高国符ハ笠和・  
荏限・半太郷ノ  
最中ナリ

字佐宮神領高國符勝津(留之カ)閉事、守護所自丹(大友頼泰)後前司殿、以首藤左衛門大夫、被仰候之様ハ、高國符者、笠和・荏限・半太郷最中也、彼所一職可賜之由、被觸仰候之閉、領狀申候了、雖然、自尼御(深妙)

前、如此被仰候之上ハ、本讓狀更以不可相違候、幸秀没後毛其旨爲御存知、契狀如件、

建長六年六月五日

法眼(幸秀)  
(花押)

賴秀(花押)

謹上 豐後八郎(志實能郷)入道殿

### 三 豐後國大田文案

○平林本  
鎌倉遺文一五七〇〇号

御注進狀案豐後國大田文案  
弘安八年十月十六日 豐後於府中、

脚力 菊正在判

豐後國中神社佛寺權門勢家庄園國領公田及領家・領所・地・辨濟使等交名事、

注進合田代六千七百廿八町餘捌箇郡

宇佐宮領千肆百餘町 由原宮領二百四十六町餘

鶴見社領十五町餘 彌勒寺領千九十三町

安樂寺領六十餘町 蓮華王院領三百餘町

金剛院領五百餘町(心脱) 城興寺領二百七拾餘町

權門庄領千三百八十餘町 國半不輸領六百餘町

公田八百五十餘町 府警固田十八町

荏隈郷

豐後國大田文案  
注進ス

府濟物并國官物定田二百五十六町

一豊後國庄公并領主等事、委可注進言上之由、今年貳月廿日被成御教書候敷催之處、德政御使下向之

間、去正月以來、直人相共罷向博多候之故、未尋究作、而御使歸參之後、依兩社造營事、此程企歸

國、雖披其沙汰候、若急速御要候者、可違期候間、直人等粗注申狀一卷、内々爲御存知、令進置

候、但此狀者、無四度計覺候、巨細之旨、追進之時、可被取替候敷、恐々謹言、

弘安八年九月晦日

沙彌道忍大友頼泰裏一

謹上 信濃判官入道殿

一豊後國直人等注申、

當國八郡 國崎 速見 直入 大分 海部 大野 日田 球珠

一田數并領主等事、

○國崎郡・速見郡・海部郡等略。

。大分○大分郡首欠。

戸次莊

戸次庄五拾町。以下四庄ハ大分郡ノ内此所ニ混スト見、然トモ本マ、配置、追可改、

本家 宜秋門院御跡藤原任子

地頭 戸次太郎時親法師法名・同次郎重頼・利根二郎頼親、各々分領兼不分明候、

高田莊

○高田庄貳百町

本庄百八十町

領家城興寺、地頭(秋田城介宗景)三浦入道殿

○牧村貳拾町 領家同前

地頭 御家人牧三郎惟行法師(法名)念照、豐前大炊助入道孫子大炊太郎(守)能重論申之、

賀來莊

○賀來庄貳百町 領家一條前左大將家室家(家終)

地頭 御家人賀來五郎惟家法師(法名)願蓮

○大分郡条尾欠。以下大野郡・日田郡・球珠郡条略。

都合庄郷五十八箇所

田數六千八百七十參町

右、田代分限、領主相傳本御下文有無、未尋究、粗如此、子細之旨、重令注進言上之狀、如件、

稅所

稅所

小野朝臣幸直

弘安捌年玖月 日

小野朝臣幸直 在判

二四 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本  
鎌倉遺文一五七〇一號

豊後國圖田帳ヲ  
注進ス

豊後國圖田帳

在 限 郷



弘安八年十月十六日自國府被立脚力早、豐後國田代之事、國中寺社佛神領等并權門勢家莊園領・公田領家・領所・地頭・辨濟使等交名之事、

宇佐宮御神領 千六百餘丁

由原宮御神領 二百四拾六丁

鶴見社御神領 十五丁餘

宇佐彌勒寺領 千丁餘九拾三丁

安樂寺領 五百餘丁他本云六十餘丁、

蓮華王院領 三百餘丁

金剛院領 五百餘丁

城興寺領 二百七拾餘丁

權門莊領 千三百八拾餘丁

國半不輸領 六百八拾餘丁

公田 八百五拾餘丁

府警固田 十八丁

府濟物并國官物定田二百五拾六丁

豐後國莊公并領主等之事、可委細注進言上由、今年二月廿日雖被成御書候、徳政之御使依下向、去正月以來、直人相共罷向博多候閉、未尋究處、御使參洛候、其後依兩社造營延引候、此程令歸國、

(肥前上社・筑前宮崎社)

雖致其沙汰、不能巨細候歟、雖然、若急速御用候者、可違期候之閒、直人等粗令注進狀一卷、内々爲御存知、令進上候、但此狀者、無四度計候、追進之節、可被替取候、謹言上、

弘安八年九月晦日

沙彌道忍（大友頼泰）裏判

謹上 信濃判官入道殿

豐後國直人等記申、

當國八箇郡分 國崎・速見・直入・大野・海部・大分・日田・珍珠田數領主等之事、

○國崎郡・速見郡・直入郡略。

大分郡千八百八拾九丁他本云千三百八十餘丁、

上田莊（種）三百三拾五丁二段 領家大納言二位御局

上義名五拾六町六段 大輔房有秀

乙犬名六十丁八段 同人

吉藤名四拾丁 豐前大炊三郎藏人能泰（法名道喜）

永富名十六町一段三百廿步 同人

行弘名三拾七十一段（丁）

松武十六丁二段半 松尾彌次郎惟泰跡、當知行不分明、

千歲名百八丁七段 相摸國御家人川村新五郎清秀（法名戒惠、今戒本云、

在 隈 郷

重國名拾五町三段 植田(種)八郎有綱跡、而四條侍從殿知行、而當國住人長谷王入道信覺、

光吉名五拾二丁 大友兵庫入道殿

福重名十八町二段大 利根二郎頼親

戶次莊九拾丁 本家宜秋(藤原任子)門院御跡、地頭職戶次太郎時頼・同次郎重頼・利根次郎頼親、各知行

難存知、

高田莊

高田莊二百町内百八拾丁 領家城興寺、地頭職(泰盛力)三浦介殿

牧村二拾丁 領家三浦介殿、地頭職家人牧三郎惟行法名念昭、大炊六郎能重論之、

賀來莊

賀來莊貳百三拾町

本莊貳百町 領家一條前左大將家室家、地頭職賀來五郎惟永(連)法名願連(二)一条美種

平丸名三拾町 領家山法師備後僧都幸秀、地頭同前、

阿南莊

阿南莊八拾町 領家室大納言、地頭職守護所并挾閉尼公生蓮孫忠國鬼丸傳領、今又四郎直親云々、(兼脱力)

松富名三拾五丁 地頭職挾閉尼公生蓮之跡同前、

光一松名拾五丁 肥後國御家人菊地三郎武弘

松武名三拾六丁二段内他本云三十三丁、

本名八町五段 松尾彌三郎跡、當知行不分明、(惟基)

吉藤名七段 畠山十郎重末

松永名一町八段 大友左近藏人殿(親時)

六郎丸名六町六段 小原六郎頼(隆脱)

則末名一町 大津留次郎能氏法名成佛

安藤名六町六段

武宮村四町九段 肥前國住人長與右馬次郎家繼

森村壹町六段 原田三郎左衛門良惠跡、當知(行脱)不分明、

宗門名三町三段小 橋爪兵衛允守景法名法佛

石丸名一町六段大 大友兵庫入道殿

津守莊百七拾町 領家勘ヶ由小路中納言殿(兼仲之)

五名九拾六丁内

光永名拾六丁八段九拾步

別作二十一町七段九拾步

片嶋二拾六町九段大

岩屋二拾丁九步 地頭職御所女房輔御局

勾保四拾六丁一段三百步 地頭勾兵衛次郎惟益法名智行・同藤左衛門尙泰法名行日

福成名二拾七町八段三拾步 敷戸小次郎眞直法名寂連

國領在限郷百拾丁 地頭職大友兵庫入道殿

國領判太郷三拾丁

國領在限郷  
國領判太郷

在 限 郷

荏限郷

三六

笠和郷

笠和郷百七拾町 領家徳大寺中納言、地頭職兵庫入道殿(公孝九)

永興國分寺

永興國分寺二十三町八段内

十三町八段 永興寺

國分寺

拾丁 國分寺、地頭甲斐國住人市川左衛門宗清法名連性五郎(公時)

内梨畑

内梨畑 大略依爲畠地、代(田脱九)不分明也、地頭相摸四郎

○以下海部郡・大野郡・日田郡・球珠郡略。

都合田代六千八百七拾三町

沙彌道忍(大友頼泰)在判

### 三五 賀來社宮師僧圓清讓狀

○杵原八幡宮文書 大分県史料九

讓與

豊後國一宮 八幡賀來社宮師職并所職、料田等事、

合

季供田荏限・笠和兩郷

季供祭文田荏限貳町 最勝講田一丁賀來 三番仁王講田一丁賀來 大般若修理田一丁賀來 一番三昧田一丁荏限二段上 燈油田二丁植田 閏月燈油田二段生石 四番仁王講田五段生石 安居田六段半講

生石迫 大神寶宮行事給田二段半内一段半平丸浮苑 立山田二段半 平野新開二段給田一段  
平丸 一段阿南庄内六郎丸皆苑 在限

黑尾祝職 山神祝職

屋敷等

屋敷等分

居屋敷 岡屋敷 一井屋敷 權二郎屋敷 中山屋敷 今山 平野園 榎園 おハねの園 石本屋

敷 平野鍋倉迫く黒尾之祭田六段大 東園

女子分  
一期知行ノ後ハ  
嫡子進退スベシ

右件所職田畠等者、圓清重代相傳之地也、而僧源清依爲嫡子、相副次第證文并代く手次等、所讓與實也、但此内岡屋敷者、次男慶増丸仁讓與畢、平野新開二段并東園者、女子糸惜仁讓與畢、四番仁王講田五段内坂本二段者、女子彌増仁讓與畢、小園同讓與畢、是者彼等一期閒也、一期之後者、嫡子可進退者也、仍讓狀如件、

正應二年 歲次 己丑 三月三日

宮師圓清(花押)

### 三 豐後舊記

○大日本史料 六ノ一

大友貞宗金剛宝  
戒寺ノ古事ヲ聞  
ク

大友孫太郎、近江守、左近將監、從四位上、藤原貞宗、貞親之長男也、貞宗其性實而、常信佛法、有欲再興兩國寺院舊跡之志、徳治二年春、府主詣金剛寶戒大寺、拜釋迦大日尊像、僧出説古事、當寺帥創者、昔聖武天皇、深信佛法、使行基弘釋教於日域、此時豐後之主、遣使漢土、求毘首羯摩、釋迦佛木像、歸營佛殿於當州大分郡在隈郷勝地安之、以奏之朝、時帝感之、即成伽藍、勅名金剛寶戒

在隈郷

兵火ニ荒廢ス  
五町津留ヨリ山  
上ニ移ス

西大寺幸尊ヲ招  
キ中興祖トス

大友貞宗直翁智  
侃ニ岩屋寺ノ古  
事ヲ談ズ

岩屋寺ヲ移シ円  
壽寺ト称ス

寺、賜封戸、一方之梵刹也、行基受勅住寶戒寺、化國民、卽以行基爲開山、其後、世々國主修復伽藍、既歷二百七十餘歲、長和年中、豐府主、請大佛工法橋貞朝、就當寺彫刻大日如來像、新營大殿境內、安置之、其後歷九十有四歲、永久二甲午曆、府主建山門、請佛工雲慶、作仁王像二軀、安之山門、此時境地三百步、四方構坊舍六十、其內寄郡莊二千餘貫文、又數百末山散處筑紫、時哉、一旦罹兵火、寺院悉燒、唯佛殿山門獨存、法場艸繁、礎石苔埋、今所拜者釋迦大日仁王之像而已也、貞宗聞之曰、予見其境、何邊而不可也、故可移寺山上、再興伽藍、依就山上相攸、新建大伽藍、其故寺地爲耕種也、俗呼五町津留是也、此頃、南都有大德比丘、云幸尊律師、俗姓源氏、和州高市邑之人也、生建長壬子、十歲出家、十五歲登東大寺戒壇、十八歲參秋篠、師事興正菩薩、名幸尊、受篇聚之學於叡尊、此時、豐府主貞宗、慕幸尊之能、請之寶戒寺、爲中興之祖、弘律教密乘、府主建大門院、內置八方、謂一室、二室、三室、四室、五室、隅室、西室、吉祥院也、又叡尊以青龍權現爲鎮守、山號青龍、或曰府主貞宗對直翁、談巖屋寺古事、翁曰國民傳說、昔敏達天皇十二年七月、百濟國日羅、依勅來朝赴洛、經當州鄉時、日羅稱之地曰、可興佛閣之靈場也、因日羅戮力佛工、彫刻青巖、作觀自在像并脇侍菩薩像、又刻成藥師如來及十二神將像、卽營一字、名岩屋寺、境內無水、日羅以杵加持其地、水忽涌、因其地名關伽井里、日羅赴洛、謁聖德太子、其後豐後之主、奉上宮皇子之命、再建岩屋寺、成大迦藍、是九州最初之靈窟也、其後罹兵火、爲烏有、唯其佛像存、寺名傳至于今云々、其比臺有僧道勇、近衛關白兼經公之末子也、十三歲上臺山、學業頓成、前府主玉山入道、議府主貞宗、移岩屋寺於山上、新營伽藍、德治二年、請道勇師來、大友父子喜迎入寺、以岩屋寺名圓壽寺、令興臺教、

(大分市上野律院)

(大分市元町)

(大分市古國府)

(智例)

(山脫カ)

道勇ヲ中興トナ  
ス

以日羅爲開基、以道勇爲中興、安子院六坊、受本寺臺山之命、爲西國臺門之長首、○下略

○大友貞宗ノ宝戒寺移建ハ、徳治年中（雉城雜誌）、元弘中（豊後国志）等諸説アリ。仮リニ此ニ収ム。

## 二七 豊後國志

（大分郡仏寺項）

圓壽寺 在笠和郷律院村、紀開曰、徳治中、大友近江守貞宗遷岩屋寺於山上、更修飾佛殿、諸堂之美、結構輪奐爲望刹、更名圓壽寺、延道勇律師爲開祖、

大友貞宗岩屋寺  
ヲ遷シ円壽寺ト  
改ム  
金剛宝戒寺ノ縁  
起

金剛寶戒寺 在笠和郷律院村、舊記曰、聖武天皇神龜四年、僧正行基奉勅建焉、安置毘首羯磨所造釋迦佛像一軀、名曰金剛寶戒寺、其後國守往往隨壞修焉、三條帝長和中、使佛工定朝、作毘盧遮那佛像、大

元弘年中大友貞  
宗今ノ地ニ移シ  
再興ス

興佛殿、勅大納言正三位藤原朝臣行成、書金剛寶戒寺五字其榜額、賜之、或曰、初單稱寶戒寺、添金剛二字、始此時、盖因安慮遮那佛也、又此額字曰 聖武宸翰誤矣、鳥羽帝永久四年、有勅、令佛工雲慶造二金剛像、新作山閣、寺境方三百步、僧房六十區、儼然大伽藍也、紀開曰、元弘中、大友近江守貞宗憫斯寺荒廢、於今地更興其廢、請南都西大寺幸尊律師住于此、故以幸尊爲中興祖、其後亦將廢、寛永十八年、日根野吉明興其廢、

## 二八 彌勒寺喜多院所領注進

○石清水文書二  
大日本古文書

彌勒寺喜多院所  
領ヲ注進ス

注進 彌勒寺喜多院所領庄園名田末寺末宮別保等事

合  
○豊前国五十  
五所中略。

## 豊後國

在 隈 郷



在限郷

籠門庄七十丁(遠見郡)  
八坂庄百三十丁(同上)

日出庄五十丁(同上)  
眞玉庄五十丁(国東郡)

伊美庄并岐部浦(同上)  
大神庄并乃木并合册町(遠見郡)  
成印(国東郡)

都甲庄九十丁(同上)  
姫島島(同上)

香地庄三十五丁(同上)  
草地庄二十五丁(同上)

榎限別符島

榎限別符島(大分郡)  
臼野・行久・波瀾八十丁(国東郡)

竹田津庄十四丁(同上)  
妙覺寺八丁(同上)

永興妙法寺

法滿寺三丁(遠見郡朝見郷)  
永興妙法寺十九丁(大分郡)

由原宮

藤尾寺三丁六段(同上)  
由原宮

已上十八箇所

○筑前国十四箇所・筑後国七箇所・肥前国六箇所・日向国三箇所・薩摩国肥後国各四箇所・大隅国三箇所中略。

惣都合百四箇所

二九 賀來社宮師僧源清讓狀案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

讓與

賀來社宮主職及  
以下  
同給免田  
弟春清ニ讓  
ルヲ

豊後國一宮 八幡賀來社宮主職・同給免田以下事、

右當職者、金龜和尚以來、至源清二十代、任神約、所令領掌也、仍相副代々手繼證文并田畠注文等、讓渡〔舎カ〕弟春清實也、此内、地頭押妨以下窄籠之地、經上訴致興行之沙汰、佛神事等、任先規、不可有退轉、專演法味、倍增威光、可奉祈 天長地久・御願圓滿者也、仍讓狀如件、

嘉曆二年八月十五日

僧源清判

三〇 賀來社宮主職給免田畠屋敷等注文案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

宮主職及ビ給免  
田畠屋敷等ヲ讓  
ル

注與

豐後國一宮 八幡賀來社宮主職給免田并畠地屋敷等事、

合

壹町季供田

壹町祭文田

二町二段燈油田

二町一段御願田地頭押領之、

四町二段臨時仁王講田地頭押領之、

五段四番仁王半講田上口

一町二段四番法花講田同屋敷

壹町一番大般若田地頭押領之、

五段四番仁王講田下口

一町二番大般若田甲乙人押領之、

壹丁六番仁王講田

五段講師田地頭押領之、

五段讀師田

三段安居田

在限郷

荏限郷

一丁二反一番三昧田

壹丁二段四番三昧田

壹町二段六番三昧田甲乙人押領之

一町三昧勾當田甲乙人押領之

一町香田

壹町二段御弊紙田甲乙人押領之

六段大黒尾祭田

壹段立山

五段新開

二段平野新開

二反半立山新開

二段安得

○中略

右、大略注與之、若雖相漏、任先規可令知行之狀、如件、

嘉曆二年八月十五日

僧源清判

○全文ヲ「賀來莊史料」四八号ニ収ム。

### 三 賀來社年中行事次第

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○正慶元年正月十一日。首正月ト二月分ノ大部分欠。全文ハ「賀來莊史料」五〇号ニ収ム。文中ニ笠和郷・三重郷・佐賀郷・大佐井郷・小佐井郷・直入郷・国東郷・荏限郷等ノ「國衙沙汰郷々役」アリ。国衙及ビ国衙領ト一宮由原宮トノ關係ヲ知ル史料。

### 三 足利尊氏御判御教書案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

〔編纂書〕  
御教書并事書

建武四年

寺社國衙領並  
領家地頭職等  
ツキ事書ニ任  
嚴密沙汰ヲ致  
ム子細ヲ注進  
セシ

寺社國衙領并領家地頭職等事、豊後・肥前・日向事書一通遣之、早守彼狀、致嚴密沙汰、載起請之詞、可注進子細也、若令遲怠者、任被〔定置カ〕之法、可有其咎之狀、如件、

建武四年十月七日

〔足利尊氏〕  
御判

大友孫太郎殿

### 三 足利尊氏事書案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

一 寺社國衙領并領家職事 建武四、十、七、

寺社國衙領並  
ノ下地ヲ雜掌ニ  
渡付セシム  
遵行セザル預人  
交名・所領在所  
等ヲ注進スベシ

動亂之閒、諸國大將守護人、就便宜預置軍勢云々、於今者、可沙汰居雜掌之旨、被定下之處、不遵行之由、有其訴、甚招罪過歟、所詮任御教書・奉書并引付施行、不日悉付渡下地、云預人交名、云所領在所、可注進之、若尙令遲引者、於守護人者、改易所職、至大將并軍兵者、或被處其咎、或雖有勳功、不可宛行恩賞矣、

次武家領事、子細同前、

往限郷

三 笠和郷政所周防介頼秀請文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)  
「下野周防介請文」

季供田・三昧田  
等ニ対スル違亂  
ノ不実ヲ訴ヘ春  
海ニ下地ヲ渡付  
スベキヲ上申ス

豊後國賀來社宮主春清申、季供田・三昧田并燈油田以下事、去七月十三日御書下案并今月十日御催  
促狀等、謹承候畢、抑如御書下者要取、下野周防介背書下違亂云々、此條云本解狀、云先度御書下、  
不相付之閒、雖不存知訴訟之旨趣候、違亂之段、先以不實候、然早可被沙汰付彼田地於春清候哉、  
以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

(建武五年)  
曆應三季八月十三日

周防介頼秀請文

(異巻)  
「承了」  
(今川四郎入道カ)  
〔花押〕

三 沙彌寂圓田打渡請文案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)  
「小原彈正忠入道請文」

季供田・三昧田  
等ヲ春海ニ渡付  
セシコトヲ上申  
在限政所代首藤  
尊蓮

豊後國賀來社宮主春清申、季供田・三昧田并燈油田以下事、去七月十三日御書下、同八月十日謹拜  
見仕候畢、任被仰下之旨、笠和政所周防介頼秀・在限政所代首藤右衛門入道尊蓮等仁、尋問違亂實  
否之處、不及違亂之由、頼秀・尊蓮請文如此、仍沙汰付下地於春清候畢、以此旨可有御披露候、恐

惶謹言、

曆應三年八月廿五日

沙彌寂圓

三六 萬壽寺首座智徹等連署書狀

○大友文書  
大分県史料二六

萬壽寺領事、嘉曆二年七月七日御誓文偁、處々寺領末代不可轉變事、

右判多郷・寶滿寺・坂田寺・松本名・光吉新開・寺邊屋敷畠地等、或號相博、或稱借用、不可有轉

變之儀、後末世之閒若令依違者、可爲不孝之子孫、且三寶諸天日本國中神祇冥道、殊當寺護伽藍神

等、必可有照罰、家門興衰可依之、情凝思索所追加此誓願也云々、

爰以萬壽寺北邊屋敷畠地等、被相博古國府闕所之薄地、建立保壽寺訖、彼古國府相博之所、有名無

實之閒、寺用闕之勿論也、寺領相博借用之段者、至于後々末代固禁遏之、顯孝寺殿御自筆手印誓文

如右、抑爲其子孫違父祖遺誡者、爭無其咎乎、當日縉素老少雖心思、而口不言、亦當可諫之仁諂而

不納者、不忠之至極也、然而件保壽寺不經幾年、依不測之憂、忽令荒敗、貧禾黍之地利者、爲牛馬

之穢所畢、見者爲之斷魂矣、所詮保壽寺既荒敗之上者、彼敷地者如元被返付寺家、全定案寺用致御

祈禱精誠、且守先人之御遺誡、可被專中興之前途者也、就中依寺家興行、可有檀門繁昌之旨、御存

生誓文嚴重之上者、沒後冥鑒豈可忽哉、(諸脱力)以此旨可令披露給候、恐々頓首謹言、

文和三年六月十八日

維那 智快(花押)

在限郷

四五

万壽寺北邊屋敷  
畠地下古國府闕  
所薄地ヲ相博ス  
顯孝寺殿ノ手印  
誓文

保壽寺荒敗

長喜 (花押)

智顯 (花押)

智儀 (花押)

○以下連署者七名略。

蒙堂

三七 木屋行實軍忠狀

○筑後木屋文書  
南北朝遺文九州編三八四七号

(異筆)  
一一見了

(花押)

筑後國木屋彈正左衛門尉行實申軍忠事、

右、去八月十八日、爲對治肥前國凶徒、御發向之間、自最前令御共、同九月一日、小城々攻合戰抽

軍忠訖、爲御對治豐後國凶徒、同十月二日、御發向日田之間、令御共、球珠・由布・狹間・國府・

大神(速見郡)以下於所々御陣、致宿直、豐前國宇佐・城井(宇佐郡)・至筑前國殖木(鞍手郡)・博多(那珂郡)、令御共候訖、然早下賜御

判、爲備龜鏡、言上如件、

正平十年十二月 日

木屋行實軍忠  
上申シ御判ヲ請フ

日田 球珠 由  
布 狹間 國府  
大神

三 大友氏時當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

大友氏時所領所  
職等ヲ注進ス

注進

(大友) 氏時當知行散在所領所職等事、

相模園 (足下郡) 大友郷 付延清

同園 (三浦郡) 三浦長坂郷

上野園 (利根郡) 利根郷 號土井出

美濃園 (守見郡) 中村庄

伊勢園 (安濃郡) 塔世御厨北方

越後園 (蒲原郡) 紙屋庄

豊後園 守護職

同在國司職

豊後園 守護職  
在國司職  
檢非違所 總追捕  
使職 稅所職

同檢非違所惣追捕使職

同稅所職

同園 (直入郡) 直入郷 付田野阿蘇野

同園 (大野郡) 緒方庄

在限郷 笠和郷

同園 (大分郡) 在限郷

同園 (同上) 笠和郷

同園 (遠見郡) 山香郷 司職 同名田一王丸名

同園 (海部郡) 佐賀關 付白杵佐伯兩庄 内關宮

同園 (同上) 丹生庄

同園 (大分郡) 下郡 號判田郷

同園 (國東郡) 草地庄

同園 (遠見郡) 鶴見村

同園 (同上) 朝見郷 寶滿寺

同園 (大分郡) 光吉村

狹間半村

同園 (國東郡) 田原別府半分 付岡次松半分

同園 (大分郡) 狹間半村

在限郷



荏 隈 郷

阿南庄甲斐田村

同國都甲庄半分  
(國東郡)

同國阿南庄甲斐田村  
(大分郡)

六郎名丸

同國六郎丸名  
(同上)

同國武藏郷重藤久吉兩名  
(國東郡)

同國安岐郷内成久村  
(同上)

同國吉松名  
(同上)

同國日田庄竹田別府半分  
(日田郡)

同國長野村  
(玖珠郡)

高国府村

同國高國府村  
(大分郡)

同國八坂下庄若富名  
(速見郡)

同國大野庄上村半分  
(大野郡)

同國球珠郡横尾新庄  
(大分郡)

同國由布院並柳・酒久里・塚原以下所々  
(速見郡)

同國高田庄  
(天分郡)

同國三重郷  
(大野郡)

同國佐賀郷  
(海部郡)

同國大佐井郷  
(同上)

同國小佐井郷  
(同上)

筑前國香椎社付諸郷  
(糟屋郡)

同國大墓村  
(志摩郡)

同國怡土庄  
(怡土・志摩郡)

同庄志摩方  
(志摩郡)

筑後國守護職

同國鷹尾別府  
(山門郡)

同國生菜庄  
(生葉郡)

同國三濬庄半分  
(三瀬郡)

肥後國隈牟田庄預所職  
(益城郡)  
付千原 森崎

同國光永吉納新開  
(合志郡)

同國下須島  
(天草郡)

同國合志庄  
(合志郡)

同國千田庄  
(山鹿郡)  
付重富・永富 兩名

同國山本庄  
(山本郡)

同國健軍社領  
(飽託郡)

豊前國山鹿西郷  
(仲津郡)

鎌倉龜谷地壹町 先祖墓所  
宿所地等

京都佐女牛大和大路屋地六ヶ所

同大谷地貳所 先祖墓所  
宿所地等

右、注進如件、

(正平十九年)  
貞治三年二月 日

### 三九 大友親世當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

大友親世所領所  
職等ヲ注進ス

天長  
親世當知行國々散在所領所職等事

相模國大友庄 (足下郡)

同國三浦長坂郷 (三浦郡)

上野國利根庄 (利根郡)

越後國紙屋庄 (蒲原郡)

美濃國仲村庄 (可兒郡)

伊勢國塔世御厨北方 (安濃郡)

豊後國守護職

同國在國司職

在國司職  
檢非違使總追捕  
使職 税所職

同檢非違使總追捕使職 (〽)

同税所職

同國直入郷 (直入郡)

同國緒方庄 (天野郡)

在限郷 笠和郷

同國在限郷 (天分郡)

同國笠和郷 (同上)

内梨子畑

同國朽網郷半分 (直入郡)

同國內梨子畑 (天分郡)

在限郷

荏 隈 郷

同國山香郷(遠見郡)

同國臼杵庄(海部郡)

同國佐賀郷(同上) 付佐賀關并一尺屋(遠見郡)

同國寶満寺(遠見郡)

同國霧見村(同上)

同國田原別符半分(同上)

同國六郎丸(同上)

同國阿南庄甲斐田村(大分郡)

同國永野村(玖珠郡)

同國高田庄(同上)

同國安岐郷成久村(同上)

同國八坂本庄若富名(遠見郡)

同國玖珠郡綾垣村

同國日田郡竹田別符半分(同上)

同庄 堀池名(同上)

同國光吉村(大分郡)

同國小仲名

同郷立石村(同上) 付鬼丸名

同國丹生庄(同上)

同國下郡郷(大分郡) 號判田

同國野田村(同上)

同國草地庄(國東郡)

同國狹間村半分北分(大分郡)

同國都甲庄半分(國東郡)

同國泉名

同國隆國符村(大分郡)

同國武藏郷重藤名(國東郡) 付久吉名

同郷吉松名(同上)

同國由布院並柳・酒久里・塚原・荒金・天間・荒木・山崎・石松・貞恒(同上)

同國横尾新庄(同上)

同國大野庄上村半分(大野郡)

同國大佐井郷(海部郡)

同國戸次庄切畑名(同上)

同國丹生津留村(大分郡)

狹間村半分  
六郎丸  
阿南庄甲斐田村  
隆國府村

駄原村

同國八坂下庄(釜見郡) 歲田村

同國柴山村(海部郡)

同國須々原(異國警固) 要害所(三瀨郡)

筑後國三瀨庄(三瀨郡) 牟分

同國岩方村(山鹿郡)

同國千田庄(山鹿郡)

同國山本庄(山本郡)

同國合志庄(合志郡)

菊池武光兄弟并庶子跡各半分(宝名郡)

同國伊倉庄(佐賀郡) 同前北方

同國高木東(佐賀郡) 西同前

日向國守護職(仲津郡)

豐前國山鹿西郷(仲津郡)

肥前國財部村

京都佐女牛大和大路屋地六ヶ所

以上

荏限郷

同國駄原村(大分郡)

筑前國香椎社領付諸郷(船屋郡)

同國怡土庄(怡土、志摩郡)

同國鷹尾別符(山門郡)

肥後國隈牟田庄(益城郡)

同國光永吉納新開(龜託郡)

同國健軍庄(天草郡)

同國下須嶋

同國關入道跡(生葉庄) 替地(杵島郡)

肥前國佐留志村同前(杵島郡)

同國伊佐早郡内宇木長野跡宗像八郎同前(杵島郡)

同國宮崎庄

同國光成名八町

鎌倉龜谷藤谷敷地一所

同大谷地二ヶ所曩祖宿所地

在 隈 郷

右、注文如件、

(弘和三年)  
永徳三年七月十八日

(裏書)  
「爲後證所封裏也、

丹後守判」

### 四〇 賀來社恆例長日社壇勤行注文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)  
「長日社頭勤行事 至徳四年七月廿四日」

恆例長日社壇勤行事、

長日社頭諸講会  
並ビニ料田等ヲ  
注ス

大般若經三口 料田三口、每月上旬十五日別二帙轉讀之、

仁王講六口 料田六町、長日勤行三日別六部轉讀之、

最勝王經一口 料田壹丁、每月上旬五ヶ日、別二卷轉讀之、

法華講二口 料田貳町、每月中旬十ヶ日、別一部轉讀之、

法華長講一口 料田壹町、每月下旬五ヶ日、別一部轉讀之、

法華三昧六口 料田七町二段、長日毎日法花經半部轉讀之、  
六時勤行、初後夜懺法讀誦之、晝夜

法華問答講一口 料田壹町貳段、每月一日勤行之、

毘沙門講 每月三日勤之、今者闕如云々、

法華講田二町  
法華長講田一町  
法華三昧田七町  
二段  
法華問答講一町  
二段

彌勒講 毎月五日勤之、同上、

普賢講 毎月十四日勤之、同上、

舍利講 毎月晦日勤之、料田五段半、

六根懺悔行法 社僧等令參詣社壇、初後夜勤行之、八坊役、

右、任先例注文如件、

(元中四年)  
至徳四季七月廿四日

右本者、正應二季三月日在之、

○荏隈郷内ニ法華講田ニ反アリ(一四号参照)。正應二季三月日ノ本書トハ、二五号文書ヲ指スカ。

#### 四一 賀來社御行幸儀式次第

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○嘉慶貳年戊辰三月 日。「笠和郷史料」八六号ニ收ム。本文省略。中ニ「諸郷役」・「國衙沙汰」・「國衙沙汰」アリ。郷々役アリ。

#### 四二 大友持直寄進狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)  
「大友公」

荏隈郷

在 限 郷

五 四

在限郷内三十貫  
分下地ヲ由原宮  
ニ寄進ス

(本紙裏書)  
「寄附參拾貫分下地事 在限郷内  
應永卅二年  
奉寄附  
由原御宮

中務太輔源朝臣  
裏判」

豐後國在限郷内土貢參拾貫分下地事、  
右、爲天下太平國家安全、永奉寄進狀、如件、

應永卅二年十二月六日

(大友持直)  
中務太輔源朝臣(花押)  
(裏打紙裏書)  
「十二代 中務太輔持直」

三 大友持直知行預ケ狀

○文化庁藏若林文書  
大分県史料三五

(包紙ノハ書)  
一 永興之御判 若林源六殿

持 直」

永興村市河某跡  
十三町ヲ預ケ

(在限郷内)  
豐後國大分郡内永興村市河上總介跡拾參町事、預置候、可有知行候也、恐々謹言、  
十月一日  
(大友)  
持 直(花押)

若林上總介殿

四 大友親綱知行預ケ狀

○長野末夫文書  
大分県史料一

(包紙ウハ書)  
「長野左馬助殿

親綱」

玖珠郡内長野・  
荏隈郷・山香郷  
ノ田地ヲ預ケ

豊後國玖珠郡内長野三分二六町・荏隈郷内十貫分長野紀伊介跡・山香郷内綾富三町之事、預置候、

可有知行候、恐々謹言、

(異筆)  
「永享七年」  
八月九日

(大友)  
親綱(花押)

長野左馬助殿

五 豊饒直弘・重吉秀直連署奉書

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)  
「神講免田 段錢 課役」

賀來社神講免田  
ノ段錢課役等ヲ  
免ズ

當社神講免田拾壹町七段事、任先例、段錢課役等、御免許不可有相違候之由、去廿二日被仰出候、  
目出候、於向後、可有御存知候、恐々謹言、

(享徳三年)  
三月廿三日

(重吉) 秀直(花押)  
(豊饒) 直弘(花押)

賀來社宮師御坊

荏隈郷



四 北肥戰誌

○大日本史料  
八ノ一九

千葉家繼目少貳事

洪水ニヨリ人民  
牛馬溺死ス

文明十八年丙午五月十七日・十八日、洪水、豊後・筑後・肥前國ノ人民、牛馬流レ死スル事、其數  
ヲ不知、

四七 賀來社遷宮等次第記

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

此ノ舊記ヲ以遷宮 申之、

賀來莊由原村影  
向

八幡大菩薩豊後州賀來莊由原村御影向之事、天長七年庚戌七月初七日也、

一本社承和二年 始構社、

一假殿大治二年 始遷宮、自天長七年二百九十六年也、

一本社建久元年 遷宮、自大治二年六十三年也、

一假殿嘉祿元年 遷宮、自建久元年三十六年也、

一本社文永元年 同四年、自嘉祿元年四十三年也、

一假殿貞和元年乙酉、自文永七年七十九年也、

一本社嘉慶元年丁酉、還宮、自貞和元年四拾三年也、

一假殿永亨二年戊戌、同十二年庚申遷宮、自嘉慶元年五十四年也、

一本社珍德三年辛未、三月三日斤立、自永亨二年到珍德三年、二十二歲也、

一寬正四年癸未、八月廿二日還宮、自珍德三年到寬正四年、十二年也、

大友親繁代

豐州太守親繁之御代、

一假殿文龜元年辛酉、十一月廿八日子刻遷宮、自寬正四年到文龜元年、三拾九年也、自天長七年庚戌七月

七日到今茲文龜元年辛酉、六百七拾貳歲矣、

大友親治代

備前太守親治之御代、

賀來莊

一賀來莊由原宮造、守護殿之御役也、

一明應九年庚申、立柱、

一文龜元年辛酉、十一月廿一日上棟、同廿八日子刻御遷宮、

略○中

以上、

文龜元年辛酉、十一月廿一日記旛、

縫手稱名寺中察坊主、大一房伴調一房、

在 隈 郷

荏隈郷

金剛宝戒寺

奉行金剛珎戒寺<sup>(宝)</sup> 西室興誓

吉祥院覺尊(花押)

一御寶御詠編、寺家之事、

万寿寺

一萬壽寺七尺間二枚、附鑑四ヶ、

金剛宝戒寺

一金剛珎戒寺六尺五寸間一枚、附鑑二ヶ、

真光寺

一眞光寺一間、附鑑二ヶ、

一勝壽寺并社寄合二間、附鑑四ヶ、

御寶縁并懸緒御詠寺家、

万寿寺  
金剛宝戒寺

一萬壽寺二間、一金剛珎戒寺一間、

瑞光寺 大智寺

一瑞光寺一間、一大智寺 一間、

同慈寺

一同慈寺<sup>(力)</sup>一間、

同鈞緒附金物之事、

心源寺 大智寺

一心源寺三ヶ、一大智寺三ヶ、

同慈寺 瑞光寺

一同慈寺三ヶ、一瑞光寺三ヶ、

○中略

荏隈郷役

一荒薦百五拾枚、 荏隈郷役、

笠和郷役

荏限郷

佐賀郷

下郡役

三重郷 佐賀郷

阿南郷 大佐井

直入郷 国東郷

佐賀郷 大佐井

井田郷 野津院

毛井村

在国司方

一地布三拾四端、此内一端御輿疊縁用、

一荒薦百五拾枚 笠和郷役、

一御棧敷三間荏限郷 同疊子、

一御侍國司屋六間 (海部郡) 佐賀郷同疊子、

一御厩三間 (判田郷) 下郡役、

一警固流鏑馬之次第、

一番 (大野郡) 三重郷、二番佐賀郷、

三番 阿南郷、四番大佐井、(海部郡)

五番 直入郷、六番国東郷、(毛)

一 埦之事

一 佐賀郷、一 大佐井、

一 井田郷、(大野郡) 一 野津院、(同上)

一 遣井村、(毛) (海部郡)

一 永亨拾貳年 (享) 十一月八日、庚申

一 御遷宮之時、國方御供米註文、

合壹石貳斗五舛者 半分、

一 參斗 在國司方、

荏限郷

荏 隈 郷

在 序

一 參 斗 在 廳 次 郎 四 郎、

稅 所 方

一 參 斗 稅 所 方、

目 代 方

一 參 斗 目 代 方、

宮 師 有 修 在 判

宮 師 坊 納 置、 御 炊 殿 檢 校 所 二 下 行、 出 納 ・ 陣 道 ・ 鎰 取、 若 有 米 之 餘 者、 宮 師 出 納 給 之 也、

峇 文 龜 元 年 辛 酉 十 二 月 十 三 日

愿 記 旃

社 奉 行

實 相 寺

珪 室 等 玉 (花 押)

宮 師 房

增 榮 (花 押)

○ 同 日 付、 略 く 同 一 内 容 ノ 文 書 アル モ 省 略 ス。

四 古 國 府 石 屋 寺 磨 崖 佛 銘

○ 大 分 の 石 造 美 術  
大 分 市 大 字 古 國 府 字 石 屋 寺

(磨崖石灯籠火袋奥)  
「天文十五年」

四 春日社并神宮寺領坪付

○寒田文書  
大分県史料九

○天文廿三歳春三月。「笠和郷史料」一三〇号ニ收ム。本文省略。中ニ一所田二段代七百文  
「あのかまの郷内よろいてん公事錢ともに」アリ。

五 大友義鎮安堵狀

○円寿寺文書  
大分県史料九

准田反錢モ擱ク

笠和・荏隈兩郷  
内寺領ヲ安堵ス

尙ク准田反錢之事、永々可閣候、爲存知候、

笠和・荏隈兩郷之内、其方寺領之事、如前々可免許候、被得其意、祈念等之儀、別而可被勵丹精候、恐々謹言、

十月廿七日

法性房

(大友) 義 鎮 (花押)

五 大友宗麟義知行宛行坪付

○大友家文書録  
大分県史料三二

(大友宗麟)  
袖判

荏隈郷

荏限郷

緒方荘・荏限郷  
内ノ地ヲ知行セ  
シム

同慈寺領

坪付

緒方庄之内寶雲軒領安常  
一所拾貫分 同慈寺塔頭免

荏限郷之内下地田

一所壹町

同寺領

右之前、可有知行、判形之儀者、追而可遣之者(也カ)、

二月十九日

櫻井加賀入道殿

五三 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

当知行分万雜諸  
点役ヲ免ジ檢斷  
不入トス

其方當知行分之事、萬雜諸點役令免許候、永々可爲檢斷不入候、可被得其意候、恐々謹言、

八月廿三日

(大友義鎮)  
宗麟 在判

衛藤八郎殿

五三 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

荏限郷内領地ニ  
土井廻屏修造ヲ  
申付ク

土井廻屏之儀、至諸郷庄申付候、仍在限郷之内、(其)方領地免許之段、雖令存知候、此度之事(望カ)、直馳走、可爲悅喜候、猶奉行中可申候、恐々謹言、

(省、為所)

十一月十一日

衛藤八郎殿

(大友義統)  
宗麟 在判

西 萬松山靈藤禪寺棟札銘

○南藤原凶跡考  
日出町誌史料編

速見郡藤原村万  
松山靈藤禪寺ヲ  
奉造ス

大日本國豐州速見郡藤原村萬松山靈藤禪寺住持比丘 全香

謹奉一字棟梁事 國豐饒、五穀成熟、四民和樂者也、

皆永祿十三白 手正月吉黃 敬白

大工古国府矢野

大工次郎左衛門尉古國府矢野雅樂助調造之、

大檀那大友義鎮  
願主藤原鎮次

特者大壇那源義鎮、伏以願主藤原鎮次以發起、此寺悉皆建之所如件、

五 大友義統安堵狀

○円寿寺文書  
大分県史料九

(大友義統)  
(花押)

圓壽寺八坊拘分并役免之事、

円寿寺八坊拘分  
等ヲ安堵ス  
笠和・荏隈郷内

一笠和郷・荏隈郷之内、役免同光吉、

一高田庄萩原村之内、舞童給、

荏隈郷



荏 隈 郷

六 四

津守村

一 種 垣 庄 之 内、石 川 寺・同 新 大 般 若 經 田、

一 津 守 村 朝 日 寺・妙 積 寺・清 淨 寺、

一 石 垣 庄 之 内、禪 歸 庵・圓 通 寺、

以 上

右 前、永々 不 可 有 相 違 之 條、彌 祈 禱 無 怠 慢、可 被 抽 精 誠 者 也、仍 如 件、

天 正 十 年 卯 月 十 日

大 友 義 統 安 堵 狀

○ 四 寿 寺 文 書  
大 分 県 史 料 九

笠 和・荏 隈・高 田 萩 原 内 坊 領 ヲ  
安 堵 ス

笠 和・荏 隈・高 田 萩 原 之 内、當 坊 領 舞 童 給 并 別 當 給 之 事、如 前々 可 有 存 知 候、殊 諸 點 役 檢 斷 不 入 之 儀、任 先 證 之 旨、令 免 除 候、然 者 全 寺 務、勤 行 祈 禱 等、不 可 有 怠 慢 之 儀 候、猶 白 杵 四 郎 左 衛 門 尉 可

申 候、恐々 謹 言、

(天 正 十 三 年 頃)  
九 月 廿 六 日

法 性 坊 寬 清

(大 友)  
義 統 (花 押)

五 安部祐清朱印坪付

○大友家文書録  
増補訂正編年大友史料二七

豊饒

永興寺の下

朱印 つほ付之事

ふねう(豊饒)

一所三たん、

ふねう

一所壹たん、

ふねう

一所壹たん大、

ふねう畠地

一所四たん、

ふねうはた地

一所二たん、

ふねうはた地

一所壹たん、

はきはらはた地

一所貳たん、

つる

一所三たん、

つるはた地

一所壹たん、

はきはらてん地

一所二たん、

以上、

てん地七たん大、

はた地一ちやう四たん、

ミヤのした、

れう(永興寺)こうしの下、

むた、

むた、

むた、

一ちやうはたけ、

一ちやうはたけ、

たかハラはたけ、

くほつる、

くほつる、

なかしま、

なかしま、

やしき、

やしき、

かハラはたけ、

かハラはたけ、

あんさう、

あんさう、

萩原田地

津留屋敷

萩原畠地

往隈郷

荏隈郷

天正十四年十二月十三日

安部右馬助入道

祐清

六六

円寿寺中道坊領  
ヲ寛全法印ニ安  
堵ス

五 大友義統安堵狀

○円寿寺文書  
大分県史料九

當山中道坊寛知事、依□仕合、退出之由候、然者荏隈・笠和・高田萩原之内、坊領之儀、法印以  
(マ) (無力)  
御載判、□退轉様、可被仰付事肝要候、仍諸點□免許、檢斷不入之段、任前々之旨、永々不可有相  
(申候)  
違之趣、猶曰杵四郎左衛門尉可□、恐惶謹言、

五月十七日

(大友) 義統 (花押)

圓壽寺

寛全法印

御同宿中

五 大友吉統書狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

荏隈郷井手成就  
ニ緩急ナカラシ  
ム

荏隈郷井手之儀付而、辛勞之由肝要候、雖然、未□尾之通申候、彼調第一之事候之閒、前々之辻、  
堅固被遂催促、急度成就候様、可被申付候、至田吹與三左衛門尉茂、重々以狀申候條、被申談、聊

不可有緩之儀候、恐々謹言、

(天正十七年)

七月廿日

(大友)  
吉 統 在 判

吉良越中入道殿

賀來兵部少輔殿

六〇 大友吉統書狀(紙)

○永富文書  
大分県史料九

逃散百姓ヲ糺返  
セシム  
人被官ト号シ京  
所務ニ背ク

國中京所務申付候之條、自然百姓等、退出之儀可在之候哉、爲互候之聞、堅固可有糺返候、殊賣

地・半作田畠共、懸作之百姓、號人被官背京所務之旨、於差荒者、可成敗候、其刻、爲主人用捨者、

可爲同罪之條、一途可加下知候、此由寄々、(以下折返)「被申談、偏不可有緩之儀候、恐々謹言、

(天正十九年領)  
七月廿三日

(大友)  
吉 統 (花押)

豐饒彈正忠殿

六一 豊後國檢地目錄案

○西寒多神社文書  
大分県史料二五

豊後國檢地目錄  
ヲ注進ス

豊後國御檢地目錄

一分米高三萬九千八百五十六石壹斗壹舛

國東郡

在 隈 郷

在 限 郷

一分米高貳萬九千貳百七十八石八斗壹舛

速見郡

一分米高貳萬七千三百三十六石七斗

海部郡

一分米高三萬三千八百五石貳舛

大野郡

一分米高貳萬四千十四石八斗九舛

直入郡

一分米高壹萬九千九百廿八石八斗五舛

玖珠郡

一分米高貳萬貳千四百廿五石五斗四舛

日田郡

一分米高三萬八千三百四十石八斗九舛

大分郡

以上

右合廿三萬四千七百九十貳石壹斗

此外鹽高千三百廿八石壹斗貳舛

右、米鹽之都合廿三萬六千廿石貳斗貳舛

右内、三千九百四石六斗九舛、荒地在此、

天正十九年卯八月吉日

增田右衛門尉殿

羽柴豐後侍從  
吉統  
(大丞)

大分郡

### 六三 由原山宮主坊拘分供田注文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○文禄三年正月九日。全文ヲ「賀来莊史料」一四六号ニ収ム。本文省略。經番田・御こうやしゆり田壹町五反ハ「かく之庄内、荏隈郷ニあり」トアリ、賀来莊内ノ正御供田七町「右之内壹町貳反、荏隈郷ニ有、加くの庄内」ト見ユ。

### 六三 大友氏段錢・准田錢催促書札禮

○当家筆法之抄条々  
増補訂正編年大友史料三一

段錢・准田錢催促奉書

准田錢催促奉書ノ書様

緒方莊 荏隈郷  
丹生莊 大野莊  
都甲莊 直入郷

笠和郷 三重郷

郷庄、御段錢、御准田錢、御催促奉書、八月一日の日付ニ、御嘉例ニ、公文所にて、御右筆衆何茂罷出、調申、宿老へ公文所持參候て、判形被申請、方々へ被付候、奉書紙ニ書申候、當庄、御准田錢、一反別何十文通之事、如例年、當毛加點札、寺社諸給人、不云古今免許、稠以催促、來十月中、可被遂勘定之由被仰出候、被得其意、聊不可有緩之儀候、恐々、八月一日、緒方庄政所殿、宿老いくたりも候へ、連署、

右員數之事、緒方庄御准田錢、一反別七十文通政所へ連署、荏隈郷准田九十文通檢使、丹生庄同七十文通政所へ、大野庄同七十文通檢使、都甲庄同五十文通檢使、直入郷同七十文通政所へ、

笠和郷同八十文通檢使へ、三重郷御反錢五十文通兩政所へ、宇目村御反錢百文通政所へ、山香

荏隈郷

宇目村 山香郷  
白杵庄津 久見村

郷御准田錢七十文通并一揆錢 兩政所へ、白杵庄并津久見村御准田錢七十文通 檢使へ、是ハ、政所  
以調進納候ハ、政所へ連署被遣候、檢使にて調候ハ、檢使被着郡候之閒、檢使何かしと宛候、檢使  
ハ兩人にて候、仕付たる衆、をよそさたまり申候、

○本書ハ文祿三年六月頃ヨリ慶長四年壬三月頃マデ、大友吉統ガ山口・水戸等ニ幽閉中、堪忍衆等ニ先例ヲ調  
査シ作製サセタルモノトイフ。

### 六四 賀來氏由緒覺

○大友家文書錄  
大分県史料三四

#### 覺

私祖父大神兵部少輔・同名三七父子儀ハ、豊後之内(大分市大字永興字尼ヶ城)天賀城ヲ持居申候、

大分郡尼ヶ城ヲ  
持ツ  
大友氏滅亡後牢  
人

高麗国出陣

大友屋形様御居城上野原(高田府)一里半、御近所ニ而御座候、惣別兵部儀者、筑紫おだまきの子孫ニ而御  
座候、是藤・是角以後、屋形様ニ廿一代相勤申内ニ、御家崩申上ニ而、窄人仕候、兵部儀、屋形  
様御代ニハ七人衆之内ニ而、親子共ニ御名乗ヲ一字ツ、御免被下候、高麗國迄も致御供、そこかし  
こニ而忠ヲ成シ申候、三七儀も兵部同前ニ御奉公仕候、則 (大友吉統)中庵屋形様ガ父子方ニ被遣候御感狀迄  
ヲ寫シ、懸御目申候、○下略

三 豊後國大分郡古國府村水帳

○日野幸顯藏本  
東京大学史料編纂所謄写本

○本帳ハ府内藩主竹中重利ノ慶長十三年ノ竿ニ成ル水帳デアルガ、爾後ノ土地ノ変化・土地保有ノ移動ヲ示ス訂正・加筆・符箋・張紙等夥シク、煩雜ニシテ帳ノ理解ヲ阻害スルトコロ少シトセズ。仍テコ、ニハ、後ノ加筆ト思ハレルモノハ原則トシテ割愛シ、可能ナ限リ作成当初ノ原形ニ復スルコトニ努メ、且ハ利用者ノ便宜ニ資シ、且ハ印刷技術上ノ煩雜ヲ避クルコト、セリ。

(外題) 〔古国府ノ帳〕  
〔豊後國古国府村水帳〕  
(表紙)

慶長拾三年

豊後大分郡荏限郷古國府村

十月六日

田中次郎兵衛  
栗田源兵衛  
丹生奈兵衛

荏限郷

(内表紙)  
「慶長十三年

大分郡之内古國府村

十月六日

○三名奉  
行名略

(中表紙) (上臈)  
「慶長三年

大分郡之内古國府村」

日よしてん

上田五畝六步

八斗三升貳合

勘兵衛

同 上田五畝七步

八斗三升七合

次郎兵衛

同 上田壹反七畝十九步

貳石八斗貳升貳合

淨慶

同 上田六畝

九斗六升

吉五郎

同 上田六畝四步

九斗八升壹合

勘右衛門

同 上田六畝四步

九斗八升壹合

八郎

同 上田六畝廿七步

壹石壹斗四合

源四郎

同 上田七畝拾五步

上 壹石貳斗

彦三郎

同 上田七畝廿步

上 壹石貳斗貳升七合

彌三郎

同 上田壹反三畝廿步

貳石壹斗八升七合

傳右衛門

同 上田壹反貳畝五步

壹石九斗四升七合

源三郎

同 上田壹反貳畝十貳步

壹石九斗九升五合

與次郎



同	上田貳反四畝廿八步	三石九斗八升九合	淨	慶	同	上田六畝廿步	七斗三升四合	式	部
同	上田壹反四畝 <small>くまのてん</small>	上 <sup>上</sup> 貳石貳斗四升 <small>□下□</small>	勸	兵衛	同	上田六畝廿步	七斗三升四合	吉	右工門
同	上田壹反六畝	上 <sup>上</sup> 貳石五斗六升	右工門	四郎	同	上田壹反貳畝拾步	壹石九斗七升三合	同	人
同	上田五畝貳步	上 <sup>上</sup> 八斗壹升壹合	助	三郎	同	上田壹反貳畝拾步	壹石七斗壹升八合	同	人
同	上田貳反貳畝廿六步	上 <sup>上</sup> 三石六斗五升九合	勘	多	同	上田六畝五步	九斗八升七合	三	郎左工門
同	上田壹畝貳步	壹斗七升壹合	助	三郎	同	上田九畝七步	壹石四斗七升七合	勘	多
同	上田壹畝六步	壹斗九升貳合	右工門	四郎	同	上田七畝廿壹步	壹石貳斗三升貳合	け	さ 柰
同	上田七畝廿步	上 <sup>上</sup> 壹石貳斗貳升七合	け	さ 柰	同	中畠壹反壹畝十壹步	壹石貳升三合	同	人
同	上田四反三畝六步	上 <sup>上</sup> 六石九斗壹升貳合	勘	兵衛	石はし	上田九畝	壹石四斗四升	作	右工門
同	上田壹反壹畝廿七步	壹石九斗四合	淨	慶	同	上田六畝廿步	壹石六升七合	右	工門四郎
同	上田壹反壹畝廿步	壹石八斗六升七合	三郎	太郎	田中	上田貳反壹畝	三石三斗六升	惣	右工門
同	上田八畝廿四步	壹石四斗八合	八	郎	田中	上田壹反貳畝廿步	貳石貳升七合	勘	多
同	上田七畝廿五步	壹石貳斗五升三合	善	三郎	石はし	上田壹反十五步	壹石六斗八升	惣	右工門
同	上田壹反八畝十九步	貳石九斗八升壹合	淨	慶	同	上田壹反廿貳步	壹石七斗壹升八合	同	人
同	上田五畝十八步	八斗九升六合	善	三郎	同	上田壹反貳畝拾步	壹石九斗七升三合	同	人
同	上田壹反七畝廿七步	貳石八斗六升四合	勘	多	同	上田六畝五步	九斗八升七合	三	郎左工門
同	上島六畝廿步	七斗三升四合	與	三右工門	同	上田九畝七步	壹石四斗七升七合	勘	多
同	上島六畝廿步	七斗三升四合	織	部	同	上田七畝廿壹步	壹石貳斗三升貳合	け	さ 柰

同	上田七畝貳步	壹石壹斗三升壹合	久	七
はし	上田七畝廿貳步	壹石貳斗三升七合	源	四郎
同	上田三畝十八步	五斗七升六合	惣	三郎
同	上田貳畝	三斗貳升	同	人
同	上畠三畝拾八步	三斗九升六合	同	人
ちんじく	上田四畝廿四步	七斗六升八合	右エ門	三郎
同	上田貳畝廿五步	四斗五升三合	同	人
同	上畠壹反八畝十四步	壹石三斗九升貳合	惣	右エ門
石はし	上田壹畝廿六步	貳斗九升九合	同	人
同	上田三畝廿步	五斗八升七合	右エ門	三郎
同	上田四畝廿八步	七斗八升九合	左	京
同	上田壹反拾貳步	壹石六斗六升四合	同	人
同	上田六畝廿三步	壹石八升三合	惣	右エ門
同	上田五畝拾八步	八斗九升六合	同	人
同	上田壹反三畝九步	貳石壹斗貳升八合	右エ門	三郎
田中	下田壹反六步	壹石貳斗貳升四合	惣	右エ門
同	下田五畝五步	六斗貳升	久	七
同	下田貳畝四步	貳斗五升六合	同	人

荏 隈 郷

同(畠)	上田四畝廿步	五斗壹升四合	同	人
同	上畠壹反八步	壹石壹斗三升	左	京
同	屋敷四畝	四斗	同	人
同	上畠壹反	壹石壹斗	同	人
おはた	上田壹反九畝八步	三石八升三合	同	人
同	上田壹反四畝五步	貳石貳斗六升七合	同	人
同	上田四畝六步	六斗七升貳合	同	人
みめう	上田壹反貳畝十五步	貳石	六	郎
同	上田壹反三畝六步	貳石壹斗壹升貳合	同	人
同	上田六畝廿八步	壹石壹斗九合	作	右エ門
同	上田九畝廿步	壹石五斗四升七合	同	人
みめう	上田壹畝十貳步	貳斗貳升四合	惣	三郎
同	上田壹反壹畝三步	壹石七斗七升六合	右エ門	四郎
同	上田八畝十七步	壹石三斗七升壹合	作	右エ門
同	上田壹反三畝廿八步	貳石貳斗貳升九合	同	人
同	上田七畝拾步	壹石壹斗七升三合	傳	右エ門
同	上田六畝十五步	壹石四升	彦	三郎
同	上田壹反廿四步	壹石七斗貳升八合	吉	右エ門

同	上田貳畝十步	三斗七升三合	與十郎
同	上田貳畝三歩	〔三九〕 斗三升六合	吉右エ門
同	上田五畝十五歩	八斗八升	一佐
中田 <small>おんてん</small>	中田五畝十貳歩	七斗五升六合	彦兵衛
同	上田六畝十八歩	壹石五升六合	惣兵衛
同	上田八畝廿九歩	壹石四斗三升五合	喜右エ門
同	上田八畝廿歩	壹石三斗八升七合	與右エ門
同	中田貳畝十六歩	三斗五升五合	喜右エ門
同	下畠廿歩	四升七合	同人
同	中畠壹畝	九升内 <small>四升五合子ノ川成</small>	與市
同	上田壹反三畝十六歩	貳石壹斗六升五合	左京
同	中畠四畝	三斗六升子ノ川成	同人
同	上田壹反五畝五歩	貳石四斗貳升七合	同人
同	上田九畝九歩	壹石四斗八升八合	藤二郎
同	上田壹反七畝貳歩	貳石七斗三升壹合	傳右エ門
同	上田壹反貳畝廿四歩	貳石四升八合	同人
同	上田壹反五畝	貳石四斗	三郎右エ門
同	上田壹反六畝十四歩	貳石六斗三升五合	左京

同	上田壹反三畝廿四歩	貳石貳斗八合	右エ門四郎
同	中田六畝拾下	八斗八升七合	三郎五郎
同	中畠八畝貳歩	七斗貳升七合	作右エ門
同	下畠四畝六歩	貳斗九升四合	惣右エ門
同	中田壹畝廿七歩	貳斗六升六合	右エ門三郎
同	中田貳畝	貳斗八升	作右エ門
同	中畠七畝	六斗三升	同人
同	中畠貳畝十八歩	貳斗三升四合	左京
同	中田貳反壹畝十歩	貳石九斗八升六合	同人
同	上畠四畝廿三歩	五斗貳升五合	同人
同	中田四畝	五斗六升	勘兵衛
同	上畠七畝廿壹歩	八斗四升七合	掃部
同	中畠六畝	五斗四升	勘兵衛
同	中畠壹反十五歩	九斗四升五合	左京
同	中畠四畝拾下	三斗九升	せんもん
町口	中畠七畝廿壹歩	六斗九升三合	勘三郎
同	上畠壹反五畝十五歩	壹石七斗五合	彌太郎
町口	上畠壹反壹畝	壹石貳斗壹升	吉右エ門

ミヤの前	上畠貳畝廿八步	三斗貳升三合	はや三郎左五門
同	上畠貳畝	貳斗貳升	惣五郎
同	上畠六畝廿步	七斗三升四合	右京
同(中田ノ誤カ)	上畠四畝廿七步	五斗八升九合	源左五門
同	中畠三畝十四步	三斗壹升貳合	善三郎
同	中畠九畝	八斗壹升	はやは左五門
同六	中畠六畝十五步	五斗八升五合	助左五門
同五丁	下畠四畝廿四步	三斗三升六合	勘兵衛
同	下畠四畝六步	貳斗九升四合	はやは七郎
同	下畠五畝四步	三斗六升貳合	同(カ)七郎
同	下畠三畝十八步	貳斗五升貳合	同(カ)五郎
同	中畠貳反三畝拾三步	壹斗八升貳合	式部
同	下畠八畝拾貳步	五斗八升八合	吉右エ門
同	下畠八畝	五斗六升	左京
同	田ふち	四斗六升貳合	彦三郎
同	下畠六畝十八步	四斗六升貳合	喜右エ門
同	下畠六畝十八步	四斗六升貳合	吉右エ門
同	下畠壹反壹畝六步	七斗八升四合	五郎分

荏隈郷

同	下畠八畝	五斗六升	大工
同	下畠九畝十步	六斗六升三合	助三郎
同	中畠壹反貳畝十八步	壹石壹斗三升四合	正雲
同	中畠六畝廿九步	六斗貳升七合	八郎
同	中畠七畝廿步	六斗九升	彌太郎
同	中畠八畝十貳步	七斗五升六合	けさ泰
同	中畠七畝廿七步	七斗壹升壹合	勘多
同	中畠八畝廿四步	七斗九升貳合	吉右エ門
同	中畠三畝拾八步	三斗貳升四合	喜右エ門
同	中畠七畝廿步	六斗九升	彦兵衛
同	中畠六畝十貳步	五斗七升六合	又二郎
同	中畠三畝廿步	三斗三升	勘兵衛
同	中畠貳畝廿四步	貳斗五升貳合	田中
同	中畠壹反三畝六步	壹石壹斗八升八合	新右エ門
同	中畠壹反	九升	同
同	中畠九畝	八斗壹升	甚三郎分
同	中畠六畝十二步	五斗七升六合	作右エ門
同	中畠六畝十二步	五斗七升六合	右エ門三郎
同	中畠六畝十二步	五斗七升六合	久七

七五

荏隈郷

同	中畠八畝	七斗二升	惣七
同	中畠五畝五步	四斗八升	土佐
同	中畠五畝十貳步	四斗八升六合	左エ門三郎
同	中畠八畝十貳步	七斗五升六合	同 人
同	中畠三畝廿步	三斗三升	彌三郎
同	下畠三畝十五步	貳斗四升五合	惣七
同	下畠壹反壹畝	七斗七升	惣三郎
同	下畠壹反八步	七斗壹升九合	彌七
同	下畠壹反六畝十步	壹石壹斗四升三合	市四郎
同	下畠八畝五步	五斗七升壹合	はや市三郎
同	下畠八畝五步	五斗七升壹合	藤九郎
同	中畠四畝廿步	四斗貳升	三郎左エ門
同	下畠七畝廿五步	五斗四升八合	主計
同	下畠七畝六步	五斗四合	源兵衛
同	下畠七畝六步	五斗四合	又右エ門
同	下畠六畝廿七步	四斗八升三合	三右エ門
同	下畠七畝廿五步	五斗四升八合	主殿
同	下畠七畝廿五步	五斗四升八合	新左エ門
同	下畠七畝廿五步	五斗四升八合	又四郎

同	下畠七畝壹步	四斗九升貳合	市三郎
同	下畠五畝廿六步	四斗壹升壹合	せんもん
同	下畠八畝	五斗六升	彦三郎
同	下畠壹反七畝拾八步	壹石貳斗三升貳合	うた
同	下畠壹反九畝廿四步	壹石三斗八升六合	惣右エ門
同	下畠壹反貳畝八步	八斗五升八合	又四郎
同	下畠七畝廿四步	五斗四升六合	喜右衛門
同	下畠壹反八畝十八步	壹石三升八合	惣右エ門
同	下畠三畝十貳步	貳斗三升八合	喜右エ門
同	下畠七畝	四斗九升	正雲
同	下畠壹反三畝廿六步	九斗七升壹合	惣右エ門
同	下畠壹反六畝三步	壹石壹斗貳升七合	三郎左エ門
同	下畠貳反五畝貳步	壹石七斗五升五合	浄慶
同	中畠四畝十八步	四斗壹升四合	三郎左エ門
同	下畠貳反廿四步	壹石四斗五升六合	同 人
同	中畠壹反貳畝廿步	壹石壹斗四升	勘多
同	上畠六畝拾貳步	七斗四合	同 人
同	上畠五畝拾貳步	五斗九升四合	喜右エ門

長はた 中畠壹反八畝廿步 壹石六斗八升  
 同 中畠四畝拾五步 四斗五合  
 同 中畠壹反壹畝十步 壹石貳升  
 きれの上 下畠貳畝廿步 壹斗八升七合  
 同 上畠六畝廿二步 七斗四升貳合  
 同 上畠五畝十五步 (マ) 五斗八升六合  
 同 上畠六畝十五步 七斗壹升五合  
 同 上畠五畝七步 五斗七升五合  
 同 上畠五畝廿步 六斗貳升四合  
 いわや南 上畠壹畝廿五步 貳斗貳合  
 同 上畠六步 貳升貳合  
 同 上畠三畝拾五步 三斗八升五合  
 同 上畠貳畝廿步 貳斗九升四合  
 まち 屋敷四畝 四斗  
 同 上畠三畝壹步 三斗三升四合  
 同 上畠貳畝廿八步 (マ) 三斗壹合  
 同 屋敷壹畝十五步 壹斗五升  
 同 上畠三七十五步 三斗八升五合  
 同 人

往 隈 郷

屋敷貳畝 貳斗  
 まち 上畠四畝廿步 五斗壹升四合  
 同 上畠五畝拾五步 六斗五合  
 同 上田壹反四畝 壹石五斗四升  
 同 屋敷壹畝拾步 壹斗三升三合  
 同 上畠貳畝拾步 貳斗五升六合  
 いわやち 屋敷貳畝拾步 貳斗三升三合  
 同 上畠壹畝廿四步 壹斗九升八合  
 同 上畠九畝 九斗九升  
 同 上畠八畝壹步 八斗八升四合  
 同 屋敷壹畝 壹斗  
 同 上畠壹畝拾步 壹斗四升六合  
 同 上畠壹畝貳步 壹斗壹升七合  
 (マ) 屋敷四畝 四斗  
 同 中田三畝 四斗貳升  
 同 中田壹畝六步 壹斗六升八合  
 同 中田六畝貳步 八斗四升九合  
 同 上田壹畝十五步 壹斗六升五合  
 同 人  
 喜右エ門  
 同 人  
 與三郎  
 紹貞  
 同 人  
 同 人  
 次郎三郎  
 利右エ門  
 源右エ門  
 與三右エ門  
 同 人  
 三郎  
 同 人  
 同 人  
 與七郎  
 吉右右エ門  
 甚介  
 孫三郎  
 治部  
 吉右エ門

荏隈郷

中田六畝	八斗四升	同	人	同	屋敷壹畝十五步	壹斗五升	右工門四郎
中畠三畝廿九步	三斗五升七合	同	惣十郎	同	下田壹畝十步	壹斗六升	治部
上畠廿八步 <small>(マ)</small>	八升壹合	上原	與十郎 <small>三畝貳</small>	同	屋敷壹畝	壹斗	同
中畠六畝	五斗四升	同	萬五郎	同	上畠壹畝	壹斗壹升	同
上畠八畝十貳步	九斗貳升四合	同	與三右工門	同	屋敷壹畝	壹斗	半
上畠貳畝拾步	貳斗五升六合	同	半右工門	同	上畠十五步	五升五合	同
屋敷貳畝	貳斗	同	吉五郎	同	屋敷貳畝 <small>(マ、下同)</small>	貳斗	與三右衛門
上畠壹畝拾步	壹斗四升六合	同	彌三郎	同	上畠貳畝十步	貳斗五升六合	同
屋敷三畝	三斗	同	助三郎	同	屋敷壹畝十五步	壹斗五升	惣兵衛
下畠廿五步	五升八合	同	彌三郎	同	上畠壹畝	壹斗壹升	同
上畠壹畝十步 <small>(マ)</small>	壹斗四升六合	同	彌三郎	同	上畠拾八步	六升六合	半
下畠壹畝九步 <small>(マ)</small>	九升壹合	同	半右工門	同	上畠壹畝廿貳步	壹斗九升四合	善加
下畠五畝四步	三斗五升九合	同	同	同	屋敷壹畝	壹斗	半右工門
下畠貳畝十貳步	壹斗六升八合	同	源右工門	同	中畠壹反壹畝廿六步	壹石六升六合	半右工門
下畠四畝 <small>山はた</small>	貳斗八升	同	三郎左工門	同	屋敷壹畝	壹斗	次郎三郎
下畠拾五步	三升五合	同	助三郎	同	上畠壹畝廿步	壹斗八升四合	同
下畠壹畝	七升	同	右工門四郎	同	屋敷壹畝	壹斗	三福寺
屋敷三畝 <small>まち</small>	三斗	同	助三郎	同	上畠貳畝拾歩	貳斗五升六合	喜右工門

屋敷貳畝	貳斗	與右エ門	上畠三畝廿九步	四斗三升七合	惣左エ門
上畠貳畝	貳斗貳升	同 人	屋敷廿四步	八升	けさ 柰
上畠貳畝 (マ、下同)	貳斗貳升	與三郎	上畠貳畝	貳斗貳升	同 人
上畠貳畝	貳斗貳升	右エ門三郎	屋敷四畝	四斗	勘 多
屋敷四畝	四斗	同 人	上畠貳畝	貳斗貳升	吉右エ門
上畠三畝	三斗三升	同 人	上畠三畝拾貳步	三斗七升四合	源次郎
屋敷壹畝十五步	壹斗五升	善三郎	上畠三畝廿步	四斗四合	傳右エ門
上畠壹畝拾步	壹斗四升六合	同 人	屋敷壹畝	壹斗	六 郎
屋敷壹畝	壹斗	勘右エ門	上畠貳畝	貳斗貳升	同 人
上畠三畝拾步	三斗六升六合	勘右エ門	屋敷廿四步	八升	惣右衛門
屋敷壹畝	壹斗	正 雲	上畠貳畝	貳斗貳升	同 人
上畠壹畝廿步	壹斗八升四合	同 人	上畠三畝十二步	三斗七升四合	織 部
屋敷壹畝十貳步	壹斗四升	式 部	上畠三畝十二步	三斗七升四合	右衛門四郎
上畠壹畝	壹斗壹升	同 人	上畠貳畝廿八步	三斗貳升三合	惣右衛門
上畠四畝六步	四斗六升貳合	彦兵衛	上畠四畝八步	四斗七升	三 郎
上畠三畝十八步	三斗九升六合	八 郎	上畠壹畝六步	壹斗三升貳合	彦三郎
屋敷貳畝	貳斗	六 郎	上畠貳畝八步	貳斗五升	一 佐
上畠貳畝	貳斗貳升	同 人	上畠五畝貳步	五斗五升七合	淨 慶

在 隈 郷



上畠壹畝廿六步	貳斗六合	彦兵衛	屋敷四畝	四斗	勘兵衛
上畠壹畝廿六步	貳斗六合	藤九郎	上畠四畝	四斗四升	同 人
上田四畝	六斗四升	作右エ門	屋敷壹畝	壹斗	佛光寺
上畠貳畝廿步	貳斗九升四合	吉五郎	屋敷貳畝	貳斗	源二郎
上田三畝五步	五斗壹升 <small>(三合)</small>	同 人	上畠貳畝	貳斗貳升	同 人
上田貳畝八步	三斗六升三合	彦三郎	上畠四畝	四斗四升	織 部
上畠壹畝十五步	壹斗六升五合	同 人	屋敷貳畝	貳斗	藤九郎
上畠四畝十六步	四斗九升九合	二郎兵衛	上畠壹畝拾五步	壹斗六升五合	同 人
上畠六畝十步	六斗九升六合	三郎太郎	上畠四畝六步	四斗六升貳合	二郎兵衛
上畠三畝十步	三斗六升六合	三 郎	上畠三畝九步	三斗六升三合	善五郎
上畠四步廿步	五斗壹升四合	淨 慶	屋敷五畝拾五步	五斗五升	傳右エ門
上田壹反三畝廿步	貳石壹斗八升七合	八 郎	上畠貳畝拾五步	貳斗七升五合	傳右エ門
上田六畝拾八步	壹石五升六合	彌 三郎	屋敷四畝	四斗	淨 慶
上田五畝七步	八斗 <small>三升八合</small> 九斗 <small>三升七合</small>	惣右エ門	上畠壹畝	壹斗壹升	同 人
上田六畝十八步	壹石五升六合	作右エ門	屋敷六畝	六斗	惣左エ門
上田七畝	壹石壹斗貳升	惣 七	上畠三畝	三斗三升	同 人
屋敷三畝拾五步	三斗五升	八 郎	屋敷三畝	三斗	彦兵衛
上畠三歩	三斗三升	同 人	上畠三畝廿歩	四斗四合	同 人

屋敷五畝	五斗	三郎左エ門
上畠五畝	五斗五升	同 人
上畠壹反七畝	壹石八斗七升	傳右衛門
中島三反拾八步	貳石七斗五升四合	同 人
同	同	同
五反田	同	同
上田貳反拾六步	三石貳斗八升五合	惣 七
同	同	同
上田七畝拾步	壹石壹斗七升三合	大平寺
同	同	同
上田七畝拾步	壹石壹斗七升三合	同村
同	同	同
上田八畝貳步	壹石貳斗九升壹合	源 介
同	同	大平寺
上田七畝	壹石壹斗貳升	同
同	同	同
上田壹反三畝九步	貳石壹斗貳升八合	惣左衛門
同	同	同
へいせうふん	壹石四斗一升三合	與右エ門
同	同	同
上田三畝廿貳步	五斗九升七合	同 人
同	同	同
上田三畝廿貳步	五斗九升七合	大平寺
同	同	同
上田貳反三畝廿四步	三石八斗八合	與三右エ門
同	同	同
上田貳反貳畝廿八步	三石六斗六升九合	紹 貞
同	同	同
上田壹反七畝	貳石七斗貳升	八 郎
同	同	同
はし本	三石一升四合	右エ門四郎
上田壹反八畝廿五步	三石一升四合	同
同	同	同
上田五畝四步	八斗貳升壹合	はや七郎

荏 隈 郷

下田五畝拾八步	六斗七升貳合	大平寺
同	同	同
上田六畝拾八步	壹石五升六合	土 佐
同	同	同
野 <sup>せい</sup> 中田三反廿四步	四石三斗壹升貳合	三郎左エ門
同	同	同
上田七畝廿步	百二十 <sup>九石</sup> 七斗五升五合	同
同	同	大平寺
上田壹反三畝九步	壹石貳斗貳升七合	二郎右エ門
同	同	同
上田壹反三畝九步	貳石壹斗五升九合	吉 五郎
同	同	田中
上田壹反三畝廿四步	貳石貳斗八合	喜左エ門
同	同	大平寺
上田壹反六畝廿六步	貳石六斗九升九合	土 佐
同	同	同
上田九畝	壹石四斗四升	同
同	同	同
上田九畝廿二步	壹石五斗五升七合	同
同	同	同
す <sup>る</sup> かもと	壹石四斗七升貳合	喜右エ門
上田九畝六步	壹石四斗七升貳合	同
同	同	同
上田九畝廿步九 <sup>(マ)</sup> ト	壹石五斗九升五合	久 七
同	同	同
上田貳反壹畝十四步	三石四斗三升五合	大平寺
同	同	同
上田六畝四步	九斗八升六合	與三右エ門
同	同	同
上田貳反三畝	三石六斗八升	藏 丞
同	同	同
し <sup>は</sup> 原	壹石七斗貳升八合	勘 兵衛
上田壹反廿貳步	壹石七斗貳升八合	同
同	同	同
上田六畝四步	九斗八升壹合	半 内
同	同	同
上田壹反三畝壹步	貳石八升五合	喜右エ門

同	上田七畝壹步	壹石壹斗貳升五合	半	内
同	上田壹反貳畝廿四步	貳石四升八合	藤二郎	
同	上田壹反八畝	貳石八斗八升	彦兵衛	
同	上田壹反四畝拾七步	貳石三斗三升壹合	次郎三郎	
同	上田壹反六畝	貳石五斗六升	同	人
同	中田貳反壹畝	貳石九斗四升	三郎左工門	
同	中田五畝	七斗	同	人
同	上畠四畝廿四步	五斗貳升八合	次郎三郎	
同	中畠四畝六步	四斗六升 <small>(二合九)</small>	三郎左工門	
同	上畠三畝十八步	三斗九升六合 <small>(張紙)</small>	彦兵衛	
同	下田壹反四畝	壹石六斗八升	三郎左工門	
同	下田貳畝	貳斗四升	同	人
同	下田貳畝十步	貳斗八升	與右工門	
同	上田壹反四畝廿六步 <small>くろたうてん</small>	貳石三斗七升九合	源二郎	
同	上田壹反四畝十二步	貳石三斗四合	源 <small>大平寺</small>	介
同	上田壹反貳畝廿四步	貳石四升八合	勘兵衛	へ
同	上田六畝廿步	壹石六升七合	與三右工門	
同	上田八畝五步	壹石三斗六合	助三郎	

同	上田八畝十步	壹石三斗三升三合	二郎兵衛	へ
同	上田壹反壹畝廿步	壹石八斗六升七合	與三右工門	
同	上田九畝十八步	壹石五斗三升六合	土佐	
同	上田八畝拾六步 <small>まかもと</small>	壹石三斗六升五合	善吉	
同	上田八畝拾六步	壹石三斗六升五合	三郎左工門	
同	中田八畝拾六步	壹石壹斗九升五合	作右工門	
同	中田六畝廿八步	九斗七升壹合	三郎左工門	
同	中田壹反壹畝拾步	壹石五斗八升七合	藏丞	
同	上田壹反壹畝拾五步 <small>野そい</small>	壹石八斗四升	源右工門	
同	上田壹反	壹石六斗	同	人
同	上田壹反七畝三步 <small>(マ)</small>	貳石七斗三升六合	惣兵衛	へ
同	上田貳反五畝六步	四石三升壹合	三郎左工門	
同	上田八畝三步	壹石貳斗九升六合	同	人
同	上田壹反七畝十步	貳石七斗七升三合	同	人
同	中田三畝十步	四斗六升六合	同	人
同	中田九畝十步	壹石三斗七合	同	人
同	中田貳畝廿八步	四斗壹升壹合	半	内
同	上田九畝廿貳步	壹石五斗五升七合	正雲	

上田七畝廿同 壹石貳斗貳升七合 三郎左エ門

中田壹反六畝拾五步同(カ) 貳石三斗壹升 紹貞

谷中田六畝十同 八斗八升七合 同 人

上田四畝同 五斗六升 惣兵衛

下田壹畝同 壹斗貳升 三郎左エ門

上田壹反壹畝五步しやうてん 壹石七斗八升六合 源右エ門

上田貳反廿七步(カ) 三石三斗四升四合 三郎二郎

谷上田八畝谷ノ口 壹石貳斗八升 與三右エ門

上田壹反同 壹石六斗 紹貞

上田三反貳畝貳步同 五石壹斗三升(壹升) 同 人

上田壹反九畝廿四步同 三石壹斗六升八合 吉右エ門

中田八畝貳步同 壹石壹斗貳升九合 源右エ門

中田八畝十五步同 壹石壹斗九升 同 人

上田拾五町(六反五畝廿一步) 八反貳畝十三步百七石五斗三升三合 反壹石六斗代

分米貳百五拾石四斗三升七合 三石壹斗九升貳合

中田壹町貳町貳畝拾壹分 八反三畝廿五步 反壹石四斗代

分米廿五石六斗三升貳合八百三斗三升壹合

荏隈郷

下田四反三畝廿三步 反壹石貳斗代

分米五石貳斗五升六合

上畠四町四反三反五世廿四ト 反一石一斗代

分米四拾七石九斗五升六合 八石四斗一升一合

中畠三町七反九畝十六步八反三世壹ト 反九斗代

分米三拾三石三斗五升四合四石四斗七升三合

下畠三町九反廿六步八反六世十六分 反七斗代

分米廿七石三斗五升六合五斗七合

屋敷數九反三畝貳拾步 反壹石代

高九石三斗六升六合五畝三分

田畠屋式三拾壹町壹反四畝五步 壹反壹世二分七畝九ト

高四高合百貳石七斗五升

五斗六升四合

九斗五升貳合〇

荏隈郷

大庄や

三郎左衛門]

右者竹中伊豆様 御竿也、

(賦語)

〔右豊後大分郡古國府村水帳

一卷

豊後國大分郡古國府村日野幸顯藏本、明治二十年十一月編修久米邦武文書探訪ノ時大分縣廳ニ托シテ之ヲ謄寫ス、

# 付 録

## 一 大分市大字(古国府・羽屋・畑中・豊)・小字一覽表

大字	小	字
古国府	岩屋寺、山畑、エノ口、野添、甲当田、六反田、夕ナ田、芝原、カモ田、橋ノ本、平生分、五反田、町口、甲細工田、日吉田、竜頭、本町、横町、切戸、神木、田中、カリ田、熊ノ田、石橋、珍穀、前田、石明、高近、南菜園、永畑、田フチ、宮ノ前、下堀、五町、祇園出、甲尺面、谷ノ下、切戸道、中新田、堀田、由原、内原、竜鼻、河原、下新田、中道、上新田、山神、内山、土手外、上河原、	
羽屋	七ノ坪、雲田、銅給、上銅給、国政、逸ケ田、川小田、小津ケ田、小甲斐田、大坪、甲斐摺田、舞給、八反田、牛踏、上牛踏、千足町、草木田、梶伐田、浅見田、金付田、小宮田、見廻田、日吉田、園町、番上田、七曾司、井戸、上七曾子、煤田、鋤崎、挟間、甲斐本、大田、柿、小柿、稲葉、池田、不定、中須賀、柳本、鋤屋、河原、小僧志、花園、町口、瓜畑、八幡前、石明、豆田、園、	
畑中	宮ヶ瀬、中瀬、大津留、比良、下比良、居荒、素川、中園、田尻畑、三反畑、永畑、無田、東村ノ内、	

<p>豊 饒</p>	<p>奥 田</p>	<p>荏 隈</p>	<p>永 興</p>
<p>目鉢、堤ノ本、滝ノ下、笠ノ手、内蛙手、丸畑、笠手、払田、昆田、切り戸、中島、道ノ下、七反畑 川成、河原崎、光屋、松原、稗田</p>	<p>村内、新田、蛇堀、日廻台、河原畑、下畑、又井、尻細、木ノ角、神ノ前、丸田、園田、狭間、天神面、烏帽子、藪添、相家田、河角、台、池田、太田、上河角、下横時、上横時、天満田、塚田、林増、中津町、下遊塚、三宅、井出田、井手堀、横時、鋤田、上太田、鋤崎、追田、農寺、七反田、遊塚、上中津町、上遊塚</p>	<p>大石、天神木、大木戸、楠、風呂辻、馬場、尻細、面ヶ瀬、年ノ神、神田、大坪、境前、新町、榎町、野町、町口、栗迫、神ノ平、小柳、熊群、杉下、町口下、新田、中瀬、中島、台、中洲、車木、深河内、庄ノ原</p>	<p>牛踏、下芦原、上芦原、土毛、三ヶ田、石代、千堂平、門前、仏供田、狩野、東屋敷、上屋敷、前田、増崎、天カントフ、堂面、永興寺、蛛園、西屋敷、弁才天、辻上、小深河内、尼ヶ城、石櫃、石櫃台、岩土台、開台、早田、休地久保、休地平、北平、倉本、風呂辻、加茂谷、加茂、大平、西ヶ台、影塚、井蕪、井ノ迫、奥山、下井蕪、堀切、蛇堀上、上太平寺、下太平寺、堀ノ角、中ノ平、若山、坂奥</p>

勝  
津  
留  
史  
料





一 豐後國風土記

○荒木田久老本  
寧樂遺文下

○大分郡全文ヲ「在隈郷史料」一号ニ収ム。本文省略。

二 倭名類聚抄

○大分郡（郷）条ヲ「在隈郷史料」三号ニ収ム。本文省略。

三 八幡宇佐宮御神領大鏡

○到津文書  
大分県史料二四

辨濟使  
王五大夫頼方王三  
大夫遠方女房野津  
殿

勝津留畠畠七十町 宮召物麥地子 在家門布苧桑代糸、  
田三町已公田、但加地子町別一石宮召之、  
四至 東限市河 南限石屋寺前 西限高坂横道 北限市河領主所帶證文  
在之

在隈・笠和・判  
太三箇所堺

領主所帶文書云、  
件地空閑常荒地  
也、而寛徳二年比、  
在隈郷司膳伴光恆  
申請國判、始開發  
領掌之、永承三年  
廳宣云、

件津留者本荒野也、而永承元年之比、權介膳伴元恆申請國宰之日、令占在隈・笠  
和・淵判太三箇所堺之日、國宰被尋問三箇郷司等之處、誠爲荒野空閑地之由、進上請  
文畢、爰天喜元年八月廿六日、多米倉滿廳座所裁申文云、請被殊任傍例與判、申  
立府國御判、爲永代之私領、且旁殖苧桑、且開作空閑常荒地壹所狀、在大介郡管分

勝津留

西限高国府岸  
加署状

件島四至内常見所領也、而號内大臣殿御領立納屋之由訴申、件納屋可停止者、永承五年廳宣云、

国裁判

件島一町四反百八十步常見所領可奉免者、天喜元年、多米倉光申請國裁

康平二年三月十三日斤宣  
石屋寺  
高坂横道  
田中寺

云、大介郡在隈郷字石屋前并笠和郷字河尻野石津前野、空闲常荒也、蒙國判可開發領掌者、可爲社領者、

延久元年三月日  
多米倉滿重国裁  
申状

以永保四年内藏近次斗代仁、相副公驗、令讓與宮地末松畢、承曆五年廳宣云、

宮地末松

件島地、宇佐宮爲每年萬燈會御燈油料、任本公驗并先判、無他妨宮地末松。可領掌者、永保三年、可領掌者、永保三年、可爲常見領

高坂並横道

文、藏司納調庸證三十足之代、所渡内藏近次也、近次又宮地末松息米二

在隈郷字勝津留河尻野、四至東限北廻二方市河也、南石屋崎際、限西高国府岸上額島際者、加署状ハ、依傍例與判、以天喜元年九月 日、同倉滿請國裁状云、請被依傍例、任在地郡司刀禰并在廳官人等與判、賜國判、且勞殖苧桑漆等、且開作所在田島、限永代領知字勝津留空闲常荒地壹所、四至同前者、國裁判云、任在地并在廳官人等許状、依傍例、勞殖苧桑等、無他妨、可爲私領者、大介平朝臣在判、康平二年三月十三日廳宣云、可任本公驗并調度文書開發領掌、多米倉滿愁申字勝津留島等事、四至東限市河、南限石屋寺前、西限高坂横道、北限河等田中寺、副下調度文書等、右件荒地如倉滿解状者、從前權介膳件光恆之手、請傳領掌之由明白也者、早停止權掾伊賀爲貞之妨、依有公驗道理、可令倉滿領掌之状、所宣如件、郡互承知、依件行之、不可違失、故宣、大介三善朝臣在判、以延久元年三月日、多米倉滿重國裁申状云、停止他妨、請令開發領掌者、國判状云、件空闲常荒津留點定四至内田島、早可開發領掌者、大介藤原朝臣在判、請如此公驗等、倉滿開發領掌之閒、藏司納調庸參拾足令眞累之間、爲致其辨濟、内藏近次仁以承保元年正月廿二日、令沽却畢、其後承保元年十一月 日國符云、任公驗傳領理無他妨、内藏近次可領掌者、以承保四年八月十六日、内藏近次進申状云、内藏近次謹辭進上、大分郡内判太・笠和・在隈三箇郷境空闲字勝津留田島佰町事、四至 東限市河 南限高坂并横道 北、副進調度文書等、右件公驗、官御息貳拾貳斛伍斗代、所進上如件、限市河并田中寺

十五斗代所辨也、於常見領令領掌也

仍爲後日沙汰、注進如件、以解、承保四年八月十六日、(僅)依杖藤田在判、承保四年九月十二日國廳宣云、任本領主內藏近次活券并代、公驗之理、津守常見可領掌之狀、所宣如件者、又承曆五年二月日國廳宣云、件地宇佐宮每年萬燈會勤修御燈油祈、任本公驗并先判旨、無他妨、津守常見可領掌者、大介高橋朝臣任、永保三年十月一日府下文云、都督藤原(阿)鄉宣、任文書理可領掌者、於御油料床、可領掌之由、常見同下文云、同前事、永保三年九月廿九日津守常見府裁申、依申請也、應德元年七月廿九日文云、同事、應德二年九月十三日府下文云、子細同前、承德三年八月日、宇佐宮御油御藺勝津留辨濟使、宮地末松國裁申文云、當所之内開田不幾、欲被停止檢田使入勤者、外題判云、依請停止檢田入向、早可宮領之者、康和二年三月廿八日國廳宣云、可令早任調度文書理、領掌勝津留島事任大介紀朝臣、

#### 四 大友能直讓狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

讓與

所領ヲ末子仁王丸(志賀能郷)ニ讓ル  
勝津留(高国府)

關東公事ハ惣領親秀ノ支配

所領豐後國內安岐郷橫城山院主職、并勝津留號高國符(大分郡)・(夷・長)小野・諸田名地頭職等事、副渡 文書等、

右、件所領所職等者、或日本領主等之手、讓得之、或有由緒、能直無相違所令領掌之來也、仍末子童名仁王丸仁(志賀能郷)、限永代、相副證文等、所讓渡也、但如此雖令分讓之、於關東御公事者、隨所領之大勝津留

小、依得分之多少、嫡子大炊助親秀爲惣領、可令支配也、各隨嫡子之命、深可相思也、若於令違背嫡子之命者、件所領田畠等、嫡子可令進退領掌也、又無違背之儀者、任讓狀、無相違可令領知之狀、如件、

貞應貳年十一月二日

前豐前守藤原朝臣(大友能直)(花押)

五 賀來社大宮司法橋上人位定文寫

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○文曆元年卯月十日。「荏隈郷史料」一九号ニ収ム。本文省略。

六 幸俊・地頭某連署定文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○文曆元年四月十日。「荏隈郷史料」二〇号ニ収ム。本文省略。

七 宇佐宮御神領次第案

○到津文書  
大分県史料三〇

神領ノ次第ヲ注  
ス  
内封四郷

□ 佐宮御神領次第大略、一萬六千餘町云々、  
仁治二年散田帳云、  
一 封戸郷百十七名、  
向野郷草郷ハ付向野、  
百四十二名、  
高家郷七十四名

辛嶋郷  
百三十五名  
葛原郷ハ  
付辛嶋、

其他六郷  
以上十郷御封

以東新庄

勝津留

以西新庄

高国府勝津留ヲ  
一職大友頼泰ニ  
讓ルモ本讓狀ニ  
ハ相違セザルコ  
トヲ契約ス

已上内封四郷是也、

豊後國

同國

安岐郷四十六名、武藏郷六十四名、

豊前國

上毛封 八十五名

同、七十四名

大家郷、

野仲郷 深水庄

同、八十四名

來繩郷 已上十郷御封加四郷定、

略○中

一 以東新庄

豊後

同國

朝見郷 八名

田原別符 十九名

太田原 八十七丁一反

此外歟、

十三丁二反

同、

廿五丁

同、

五十丁

同

一 以西新庄

筑前國

同、郡歟、

嘉摩庄 穗浪庄

也、

舟生津留

櫛來別府 十一名

勝津留

勾別府

右、以西庄者、        月十三日 宇多院第七宮内親王御奉寄也、

略○下

### 八 法眼幸秀・頼秀連署契約狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

字佐宮神領高國符勝津        問事、守護所自丹後前司殿、以首藤左衛門大夫、被仰候之様ハ、高國符

者、笠和・荏隈・半太郷最中也、彼所一職可賜之由、被觸仰候之間、領狀申候了、雖然、自尼御前

如此被仰候之上ハ、本讓狀更以不可相違候、幸秀没後毛、其旨爲御存知、契狀如件、

勝津留

勝津留

建長六年六月五日

法眼(幸秀) (花押)

頼秀 (花押)

謹上

豊後八郎入道殿(志賀能郷)

九二

九 大友頼泰安堵狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

高国府勝津留ノ  
地頭職ヲ安堵ス

高國符

(勝津留カ) (無カ)

違背之義者、可爲彼職之狀、如件、

建長七年五月廿日

大友頼泰(子) (花押)

志賀太郎殿(泰朝)

一〇 尼深妙證狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

高国府地頭職讓  
与ノ相違ナキコ  
トノ証狀ヲ与フ

(高国府) たかこふの (あひた)

の事ハ、ひこのほうげんしさいある事候て、

(備後注眼幸秀)

故殿のとき、御へんを(子)こにすへきよ

し申て、ゆつりたる事にて候し也、かのちとうしきの事ハ、ゆつりしやうにくハしくみえたる事ニ  
候へハ、へちのしさいにをよハす候也、あなかしく、く、

康元年十二月十九日

尼深妙 (花押)

しんしやくの御房(志賀能郷)

二 尼深妙讓狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

勝津留弁濟使職  
ヲ志賀能郷ニ讓  
ル  
能郷地頭職ヲ幸  
秀ヨリ讓得

ふこのくにのうち、かちかつるの(勝津留弁濟使職)へんさししきハ、これにかいとりて、としころざたする事に候、  
たま〜かのところのちとうしきをハ、ひこの(備後法眼幸秀)ほうげんのてより、それにゆつり候させ給たる事に  
て候へハ、をなしくひんきにつけて、くたんのへんさししきをハ、御へんにゆつりたてまつるとこ  
ろ也、たのさまたけなく、ちきやうせさせ給へく候、あなかしく、

正元元年十二月十九日

深 妙 (花押)

しんしやく(志賀能郷)の御房

三 沙彌成佛・藤原眞利連署書狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

勝津留弁濟使得  
分ヲ進上ス

仮名送文ヲ送ル  
ニ付先日送文ハ  
返サレ度シ  
返抄ハ返進ス

去十九日御文同廿日到來、畏以令拜見候、抑勝津留當年辨濟使御得分、門布并移花進上せしめて候  
しを、(右近大夫)うこんのたゆとのハ、たうしきちうにてをハしまし候うへ、又を(の脱カ)れか(身所勞)ミ所らうつかまつりて、  
(大事)たいしに候しあいた、わかけのものに申つけて、さたせさせて候へハ、しさいしらて、(送)をくりふみ  
をあしくなして、まいらせ候によて、かさねて又かきしんし候、このをくりふみをハ、(仮名)かなにまい  
らせ、あけさせをハしまし候て、それに先日、まいらせて候しをくりふみをハ、申給るへく候、し

勝津留



たかひ候て、給りて候御返抄、返進上せしめ候、いまのをくりふミのしやうのこどくニ、御返抄ハ  
 給るへく候、地頭ハひこのほけうの御房にてこそ、わたらせ給候へく候、かねて又、蒙仰候安延六  
 畠ハ、定畠二丁六反廿代にて候也、いまたわきまへなく候、よてこのむねをもて、便宜之時、御ひ  
 ろうあるへく候、恐く謹言、  
 (正元元年)  
 十二月廿一日

沙彌成佛 (花押)

藤原眞利 (花押)

進上 税所三郎殿御侍

(奥端書)

「便濟使御得分送文」

一三 某讓狀案

○志賀文書  
熊本県史料中世二

ふこのたかこふのへんさし(高国府) (弁濟使) (字細) しさゐありて、としころこれに (志賀) (泰朝) するところ也、しかれハ、  
 かのし (志賀) (泰朝) しかの太郎やすとも(泰朝)に、ゆつり (志賀) (泰朝) ところ也、たのさまたけあるへか (志賀) (泰朝)、あな  
 かして、く、

弘長參年三月十日

[ ]

○差出人ハ尼深妙ナラン。

高国府弁濟使職  
ヲ志賀泰朝ニ讓

#### 一四 關東御教書案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

〔端書〕  
一關東御下知案 〔大隅国始良郡〕  
正八幡宮御遷宮大神寶事

正八幡宮所司神官等申條條、

一遷宮大神寶并經論以下御裝束事、

右、如解狀者、六ヶ國二嶋所令勤仕其役也、寛治造替之後康和遷宮之時、國司面々所令調進也、

又建久造替之後貞應遷宮之時、官使府目代已下納置用途物於府庫、雖令調進於事不法、今度者國

衙力難及、任宇佐之例仰守〔護之〕□人可令調進云々、如宰府申者、神寶以下國々勤仕之條、不及異儀、

先例或爲大府之沙汰、自京都被調進、或爲宰府之〔沙汰脱〕、雖令進宮、於守護人者一切不相緒、府官爲高

孫爲〔為脱力〕文宰府執事、當時致其沙〔汰〕□云々者、康和遷宮之時、國司面々致其沙汰歟、貞應遷宮之時者、

官使府目代已下調進之處、於事不法、今度可被仰付守護人由、所司等雖申之、無先例之旨、宰

府稱之、然者於今者、國衙之力難及、又官使府目代調進之條、如貞應之時猶爲不法歟、仍所定其

仁也、早任舊規可令調進矣、

一官使雜事、

右、如所司神官申者、寛治・建久兩度造替之時、雜事支配不分明、任宇佐例、二百町別一度可致

沙汰之由、欲被仰下云々、如宰府申者、依無先々文書、暗難令支配、而寄事於雜事、官使不及催

勝津留

正八幡宮遷宮大神寶并經論以下御裝束ヲ九州六國二島ニ調進セシム

國衙ノ力及ビ難シ

康和遷宮ハ国司面々沙汰貞応ハ官使目代沙汰

一 国別官使一人ヲ定メソノ雜事ヲ勤仕セシム

少貳覚恵相共ニ  
沙汰スベシ

促云々者、建長五年燒失之後、官使帶旨下向之處、不及雜事沙汰之閒、不致催促、空歸洛之條、  
神慮有憚、然者一國別官使一人、定其人馬員數、土民無煩無様、可令支配矣、

以前兩條、大宰少貳入道覺恵相共、可令致沙汰者、依仰執達如件、

文永二年十二月廿六日

(北条時宗)  
相模 守在御判

(北条政村)  
左京權大夫在御判

○尾繼目ヨリ欠、宛名ハ大友頼泰ナラン。

一五 豊後守護大友頼泰書下

○大友家文書錄  
鎌倉遺文一〇四〇三号

野上資直ヲシテ  
今月中上府セシム

平氏女代蓮宗申、野上村事、任御教書、擬尋沙汰之處、適乍被上府、無音歸宅之閒、蓮宗訴狀如  
此、今月中可被會合也、若及遲引者、可注進言上候、仍執達如件、

文永六年三月廿三日

(大友)  
頼泰 在判

野上太郎殿  
(資也)

一六 豊後守護大友頼泰書下案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

正八幡宮大神宝

正八幡宮大神寶官使等申、狼藉由事、訴狀如此、子細何様事乎、不日企上府、可令陳申也、仍執

官使ニ対スル狼藉ノ訴ニツキ上府シ陳答セシム

達如件、

文永十年三月廿三日

(大友頼泰) 前出羽守 在判

□

○前後ノ文書ヨリスレバ、宛所ハ「石垣庄地頭代殿」カ。

二七 豊後守護大友頼泰書下案

○書陵部八幡宮関係文書 大分県史料三〇

石垣庄地頭代ノ逃亡上洛ヲ停メ上府セシム

大神寶官使申、石垣庄地頭代致狼藉之聞、欲令參決之處、自高田庄之船津、擬上由事、訴狀如

此、所詮相尋兩方子細、爲注進言上、止當時之上洛、共可被上府也、仍執達如件、

文永十年四月十一日

(大友頼泰) 前出羽守 在判

石垣・高田兩庄地頭代殿

二八 豊後守護大友頼泰書下案

○書陵部八幡宮関係文書 大分県史料三〇

官使申狼藉由事、以訴陳狀計、難事行之間、爲尋明兩方、今月廿三日中可令參府之旨、可被相觸石垣庄地頭代名主百姓等之狀、如件、

文永十年四月廿日

(大友頼泰) 前出羽守 在判

兩方対決ノタメ廿三日中ニ參府セシム

勝津留

地頭代鬼霧縁者也、

刑部左衛門入道殿

一九 豊後守護大友頼泰書下案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

正八幡宮大神宝  
用途対捍ニツキ  
上府ノ上問答セ  
シム

(大隅國)  
正八幡宮大神寶用途事、背 宣旨・關東御教書并奉行所施行、于今對捍之條、太不可然歟、且康  
元々年造 宇佐宮之時、如 關東御教書者、寄事於正員、令難澁者、追却其身、可注申交名云々、  
而此大神寶即所被守 宇佐宮例也、蓋成其恐乎、神寶船已纏纜之折節也、縱雖有所存、無懈怠致辨  
之後、可有申沙汰也、此上難得其意者、今明日中企上府、可令問答也、仍執達如件、

文永十年五月十四日

(大友頼泰)  
前出羽守 在

(大分郡)  
高田庄地頭代殿

二〇 高田莊相論實檢使起請文案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

檢見

正八幡宮大神寶官使等與、豊後國高田庄地頭代左衛門尉盛實相論狼籍實否事、

官使差申分、

高田庄相論ニツ  
キ実檢使檢見シ  
起請ノ上注進ス

府中ト高田莊ハ  
隔ルコト一里

一人 小使源太郎

取亂本鳥、被破損衣裝淺黃直、垂文菊、臥于泥中□□之條者明白也、但府中與當庄已相隔壹（里）餘上、狼藉

事者今朝也、令下着加□□者、爲酉尅許之聞、爲地頭代所行否之□□分明矣、

略○中

右、此等子細、若屬一方、令掠申上候者、日本□□大小神祇、殊 正八幡宮・天滿天神御罰、□□  
罷蒙之狀、如件、

文永十年五月十六日

### 二 大隅國正八幡宮大神寶官使等陳狀案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

正八幡宮大神寶官使并 關東御奉行所御使及國衙使者等謹辯申、

爲豐後國高田庄（大分郡）地頭代左衛門尉盛實難澁 大神寶用途餘、引率數百人勢、乍令打擲蹂躪宣旨・御

教書御使等、爲省自科、還御使等致狼藉由、構申種々虚言、無謂子細事、

副進、

二通 奉行所御書下案

右、件大神寶者、 朝家御重事、 關東御大營也、然間且准造 宇佐宮例、且不嫌神社・佛寺・權  
門・勢家領、不除一庄寸步、縱雖爲 勅免之地、不謂先例勤否、可令催勤之由、忝被下 宣旨・御

勝 津 留

九九

正八幡宮大神寶  
使等高田庄地頭  
代盛實ノ宣旨御  
教書ニ背キ狼藉  
スセシコトヲ陳弁

今明中上府ヲ企  
テ問答スベシ

石垣莊地頭代高  
田莊ニ隱レ京都  
ニ逃上ル

勝津留  
教書之間、御使等帶件狀、催廻當國庄公之間、(北條時宗)相模守殿御領・陸奥入道殿御跡、猶以所致明沙汰也、況於自餘所々乎、就中、當庄專乍爲本役所、盛實不顧先例、致自由難濟之間、(カ)今月九日御使等入部之處、一向不令叙用、何況不及雜事沙汰之間、申入子細於奉行所之處、如同十一日御書下者、且依傍例、且任宣旨・御教書、先令致其辨之後、有別存知者、可被申沙汰云々、如此雖被仰下、敢無承引之儀、令處耳外之間、重令言(上カ)事由之日、同十四日御書下云、且康元々年造宇佐(官)之時、如關東御教書者、寄事於正員、令難澁者追却其身、可注申交名云々、而此大神寶即所被守宇佐宮例也、蓋成其恐乎、先無懈怠致其辨之後、難得其意者、今明日中企上府、可令問答之旨被載之、雖然盛實不及請文陳狀、八箇日之間致飯責、剩同十六日已尅、催集數百人勢、結構狼藉之(上カ)、取籠火長關東御使等、依令打擲蹂躪、已半(カ)生之間、申下實檢御使等畢、子細粗彼御(カ)被注進者歟、而盛實閣自身惡行、御使等亂入宿(カ)打破障子遣戸、與耻辱於妻子之由、掠申之條紆謀也、其故者、所行向地頭所之御使三人內(小使火長)關東御使等也、隨盛實下知、狼藉結構之輩數百人之間、不入立門內、何況有障子遣戸破損之儀哉、高察可在暗歟、且如盛實自稱者、御使等自引亂鬢髮倒伏地、或投捨火長於門前云々、狼藉之條已承伏之上者、無(カ)不審歟、爰倩案事情、石垣庄地頭代迎西致如此(カ)藉之間、擬被尋犯否處、隱居高田庄、即京都逃上畢、盛實與迎西內々通計與力同心之由、組成疑貽之處、已盛實同引出勝事之條、結構之趣令符合者歟、旁難遁其咎、所詮盛實以下輩狼藉之條、實檢之狀明白之上、若御不審相貽者、不(官)被召決兩方、爲預御注進、仍披陳言上如件、

文永十年五月廿日

糺明ノタメ石垣  
莊名主百姓ヲ上  
府セシム

高田莊地頭名主  
ト大神寶使トヲ  
上府セシム

三 豐後守護大友頼泰書下案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

大神寶官使等申、[ ]<sup>(カ)</sup>勤[ ]所役、致狼藉由事、就陳狀重訴狀如此、早任請文、可被遣其道也、且又尋明子細、爲申沙汰、不日可有上府也、仍執達如件、

文永十年五月廿二日

<sup>(大友頼泰)</sup>  
前出羽守 在判

<sup>(遠見郡)</sup>  
石垣庄名主百姓御中

三 豐後守護大友頼泰書下案

○書陵部八幡宮關係文書  
大分県史料三〇

大神寶官使・催使等與高田庄地頭代名主相論、蹂躪火長以下小使、擬 [ ]<sup>(及餓死之事カ)</sup>、<sup>(参カ)</sup> [ ] 差  
之聞、無左右難被是 [ ]<sup>(前出羽守在判カ)</sup>注進言上、相互止當時之 [ ]上府給也、仍執達如件、

文永十年後五月十八日

兩方御中

勝津留



二四 東福第十世勅賜佛印禪師直翁和尚塔銘

○續群書類從  
九上伝部

○上 其第十世祖者、諱智侃、字直翁、上州人、源氏子、寬元乙巳(三年)歲誕生、幼而出家爲僧、早聽臺教、兼學密宗、既而聞有教外別傳之旨、更衣遊方、初參建長蘭溪隆禪師、隆一見而器之、侍於左右、且有年矣、○中 時筑前州承天寺虛主席、衆請任持、鎮山門居方丈、說大法董、玄徒咸謂、復觀回古風焉、○中 略

是時關東副元帥府主相模州大守平貞時、乃掌天下政焉、乃如齊桓公・晉文公之爲霸主矣、建寺院安僧侶、崇敬佛心宗矣、如裴相國王、常侍之爲外護焉、於嘉元乙巳歲、(三年)鎮西豐後州主大友羽州太守平貞親、亦如周之列國諸侯焉、羽州時謁霸主、主問大友、曾建寺否、安徒侶多少乎、羽州意謂、若據實告、則恐誤霸主意也、乃以虛語答云、造小寺焉、安一百員僧耳、霸主洎諸公、異口同音、贊嘆褒美焉、既而告辭矣、乃歸豐後州、建道場焉、山號蔣山、寺號興聖萬壽禪寺、(元年)德治丙午歲、仍詣承天寺、請師而爲開山住持第一祖焉開基、无幾成大寶坊、安僧一百十員、不敢辜負當時答霸主之語焉、賢矣哉、殿堂華麗、齋粥豐饒、考證伐鼓、鐘々焉填々焉、大衆行道、濟々焉棟々焉、規矩禮樂、一如大方叢林法度、坐禪看經、一無缺焉、可尙也矣、(三年)延慶庚戌歲、大旦那關白左相府藤忠教公、聞師道德、馳檄請住東福寺、爲第十世祖焉、○中 (応長元年)辛亥歲羽州大守玉山公臥疾而革、特遣使者言、某將不起也、末後相見不受誨勵、以爲遺恨矣、因茲忽擊鼓告退焉、○中 直到羽州之第、問無恙否、羽州合掌、不勝歡喜、師亦說法、示以末後安樂法門、然後不久而長逝焉、師乃秉炬而津送矣、於是應機說法、安

大友貞親執權貞時ニ闕ス

貞親万壽寺ヲ建ツ  
德治元年直翁ヲ招キ開山トス

居丈室、十一年矣、○下

應永己卯冬十二月乙巳主塔比丘正旃建、  
(六年)

### 三五 豐鐘善鳴錄

(第四卷)  
豐後州萬壽寺直翁禪師、諱智侃、上州人、工部侍郎源泰氏(マ)子、穉齡出家、稍通臺教、一旦(自カ)翫然

万壽寺直翁ノ伝

台教ニ通ジ後建

長寺蘭谿ニ參ズ

入宋

婦朝東福寺円爾

禪師ニ閱ス

筑前承天寺ニ住

ス

大友貞親万壽寺

ヲ興シ直翁ヲ招

ク

官寺ニ列ス

九条忠教招クモ

一年ニシテ親貞

病ミテ又豊後ニ

下ル

元亨二年四月十

六日遷化

勅シテ仏印禪師

ト諡ス

慕教外宗、更服參建長蘭谿禪師、承事歷歲、告辭踰溟遊宋國、遍謁兩浙諸名宿、遂知法無異味、

東歸時圓爾禪師闍化洛之東福、道價最高、師謁見便問從上宗乘中事、學人還有分也無、爾曰是甚

麼事、師提起坐具曰、今日親見和尚、爾曰這癡漢參堂去師、從是晨夕參請深、窮壺奧、既而出世

筑之承天、德望日隆柄子雲馳、當是之時、副元師平貞時崇信三寶、特嚮禪風、有時謂豐守藤貞親

大友曰、卿宜建伽藍延德僧以毘政化、豐守唯唯及歸大創禪苑、堂宇高敞、方丈雙峙、四橋四閣望

如城闕、極其嚴麗輪焉、奐焉、特邀師開山說法、因榜曰蔣山興聖萬壽寺、即德治初年也、豐守割

寄腴田、殷贍香積、且奏請列官寺、延慶三年大相國忠教藤公九下鈞帖、主慧日山、居一載、豐守

篤疾招師、師遽攝退鼓歸豐、爲檀越說未後安樂法門、復住萬壽十年、化導甚博、一日聚徒囑後事、

作書辭訣檀越及道舊、至哺跣趺儼然而化、即元亨二年四月十六日也、辭世偈曰、應世隨緣七十八

年、撒手便行古路坦然、茶毘得五色設利、分塔于兩處、在慧日曰光明藏、在蔣山曰常樂、敕諡佛

印禪師、有語錄一卷、行于叢林、

贊曰、夫直公蒞蔣山也、如龍得雲而能致雨、豐守欽直公也、似鵬搏風而能圖南、可謂其勢相若也、是以數百末裔、星羅碁布于豐筑之間、不亦盛乎、我豐倘免大正之兵、至今舉國爲心宗之徒與、苟以世隆替、或擬德之崇卑、則雖欲闢直公之牆仞、其可獲焉哉、

○本書ニハ古体ノ漢字ヲ用フルモ、スベテ正体ニ改ム。

### 三六 豐後國志

大友貞親直翁ヲ  
招ジ万壽寺ヲ再  
興ス

(大分郡仏寺項)  
蔣山寺萬壽寺

在府城南東新町、此寺不知其規、相傳昔者百合稚者有女、名萬壽姬、爲賊所殺、痛悼之、爲建寺追薦、故名、歷年之久、惟其廢址耳、紀聞曰、德治元年、大友出羽守貞親就萬壽舊址、更興

寺、請直翁禪師住焉、仍舊號稱萬壽寺、山名蔣山、直翁師嘗遊學於元、與翰林學士趙子昂相善、故因入元請益之僧、寄書請筆蹟、趙公乃書蔣山二大字以贈焉、今之榜額即是也、當時堂宇門樓莊麗、僧房十餘區、一方名藍也、永祿中、爲田原紹忍所燒、後丹山禪師興之、

### 三七 豐後舊記

○大日本史料  
六ノ一

○大友貞宗金剛宝戒寺(德治年中、或ハ元弘年中トイフ)及ビ岩屋寺(円壽寺ト称ス)ヲ移建スルコトニ係ル。  
「荏隈郷史料」二六号ニ収ム。本文省略。尚上記ニ寺ノ移建ニ関スル『豊後國志』ノ記述ヲ「同史料」二七号ニ収ム。

二六 圓壽寺五輪塔銘

○大分の石造美術  
大分市大字上野(今亡失)

〔地輪〕  
一 正和五年

○円寿寺日根野吉明廟拜殿前ニアリト、久多羅木儀一郎報告ニ見ユトイフ。出典未詳。今亡失。

二九 權少僧都道勇置文

○円寿寺文書  
大分県史料九

道勇婦京ニ当リ  
円寿寺ノ条々規  
式ヲ定ム

〔圓カ〕  
一 壽寺御祈禱已下置文條々、

〔日不カ〕  
一 每〔日不カ〕斷如法如說法華經書寫〔御カ〕慈覺大師書寫根本法式、

一 每日後夜懺法、同音法華經半卷、尊勝陀羅尼一反、酉剋例時并千手陀羅尼阿彌陀大呪七反、

〔異筆〕  
一 每日內陣法華行法一座、〔本地供行法可有〕

〔祇園社於神前〕  
一 每日外陣藥師行法、并愛染明王行法一座、

〔一〕  
一 年始修正行法正月五日、

一 每月十七日三十番神講一座二問、  
論義

勝津留

勝津留

一夏始四月十四日一晝夜、終七月十三日・十四日晝夜不斷、  
法花

一引聲大念佛九月十三日、  
一晝夜

一霜月會法華暨義、

一惣社法花八講二月定御祭翼日祭米  
餘剩以大宮司得分勤仕之、

一若宮轉讀五部大乘經、并一座二問論義備御酒并御供  
僧膳等勤仕之、

一比牀王社法華讀誦、并一座二問論義御供等、  
同前

已上十二ヶ條御祈禱、

寺領

一寺領畠地拾壹町内、

佛性料(麴)六段半新開、

燈油料畠壹町、

修理料畠五段、

御堂敷地三段、

惣社壹段、

若宮壹段、

比牀王社(マ)貳段、

供僧坊六宇、一字別九段大定、加坊敷  
寺務分八段半

(異筆)  
「松坂社貳段」

大友能直以來ノ  
菩提ヲ訪フベシ

學頭料畠五段、

預八段大、

沙汰人給貳段、

一可奉訪豐(大友能直)前國司以後代々御菩提事、

一於如法經書寫當番衆僧侶者、固守梵網十重禁戒、又不可夜宿他所事、

一如法堂菴室不可入酒五辛等事、

一菴室不可入圍碁・雙六盤并罵等飼鳥事、

一菴室不可入女人事、

一於當寺別當并學頭者、可爲一和尚職、若一和尚非其器者、六口供僧中仁以象儀(議)可持器量仁事、

一供僧之外者、縱雖爲門弟、向後大寶寺別當不可相綺當寺務事、

一顯(ア)蜜(ア)二宗仁不懸望之輩、不可爲供僧、又雖爲世出世器量、於亂行僧者、永可停廢事、

一雖爲別當、於無指其咎者、不可改供僧職、又供僧等寄事於左右、不可忽諸別當事、

一於當寺者、各勵微力、令興行之上者、至供僧職者、可門弟相傳事、

一於供僧等者、以和合之儀、相互不可有隔心如在事、

一供僧等中、若亂行事令風聞者、糺明實否、爲實事者、可追出寺中事、

一於供僧等者、不論親疎、帶武器兵杖、惡事仁不可同意與力事、

一於有儀(議)事者、供僧等衆儀志天、可付大儀事、

勝津留

一於寺領者、固可禁斷殺生事、

一於當寺坊舍者、沽致却、又不可渡他所事、

一堀中女人不可夜宿事、

一寺領仁不可殖桑事、

一寺中不可入五辛但於病人者、可依時宜敷事、

一於寺領分者、可被停止檢斷綺事、

右、天地長久、公家武家御願圓滿、殊者奉爲當家御壽福長遠・御子孫繁昌・殿中平安・國土豐饒、

奉始顯蜜御祈禱、甄錄如斯、爲全向後置文、如件、

文保二年 九月 日

權少僧都道勇（花押）

大友貞宗署判ヲ加フ

（裏書）

「此狀加一見候了、仍爲後證所加署判也、

文保二年十月廿三日

（大友）  
左近將監貞宗（花押）

○繼目裏二道男ノ花押アリ。文中ノ異筆ハ後世（恐ラク明治時代、神社昇格ノ資料調製等）ノ作為ナルベシ。

### 三〇 豐鐘善鳴錄

道勇ハ近衛兼経ノ子

（第五卷）

釋道勇、姓藤氏、近衛關白兼經公子也、初登（畝）虛山、落飾（昇）升壇、學通内外、履業嚴潔、嘉元末、遊豐

徳治二年大友貞宗  
円壽寺ヲ建テ弟  
月江踵ヲ繼

円壽寺如法堂供  
僧職ニ道禪大徳  
ヲ定補ス

如法書写ノ行ヲ  
專ニスベシ

(大分郡) 徳治丁未、

大守藤貞宗大友氏、

新建總社山圓壽寺、延勇爲開祖、蓋福國家也、文保二年九月末、

現微疾、至霜月二十九日、恬然長逝、勇有弟子、號月江、研綜經律、識行清正、亟參萬壽直翁和尙、諮受禪要、繼勇之踵、住持圓壽、日用起止、都遵禪規、歿後稱以禪師、其得直翁許可、可以觀焉、

○『尊卑分脈』ニハ道勇ノ所見ナシ。

### 三 權少僧都道勇圓壽寺供僧職補任狀

○円壽寺文書  
大分県史料二五

定補 圓壽寺如法堂供僧職事、  
道禪大徳所

右當寺供僧職者、僅雖有坊敷等、依爲最薄地、無依怙之所也、然閉且爲同法等侶之上者、各存水乳之儀、且期出離生死之故、偏任慈悲之心、聊雖有子細、成堪忍之思、專如法書寫之行、勵顯(マ)蜜練(マ)習之勤、無緩怠致勤修者、神明佛陀御加護、不可有疑者哉、仍委細之旨載置文畢、各固守彼狀文、不可違失之狀、如件、

文保三年歲次己未六月十五日

權少僧都道勇 (花押)

勝津留



三 彌勒寺喜多院所領注進狀

○石清水文書二  
大日本古文書

彌勒寺喜多院所  
領等ヲ注進ス

注進 彌勒寺喜多院所領庄園名田末寺末宮別保等事、  
合

豊前國

○莊園五十  
五箇所略。

豊後國

(遠見郡)  
竈門庄七十丁

(同上)  
八坂庄百三十丁

(同上)  
日出庄五十丁

(國東郡)  
眞玉庄五十丁

(同上)  
伊美庄并岐部浦(合七十丁)

(遠見郡)  
大神庄并乃木井合冊町

(國東郡)  
都甲庄九十丁

(同上)  
姫島島

(同上)  
香地庄三十五丁

(同上)  
草地庄三十五丁

(大分郡)  
榎限別符島

(國東郡)  
臼野・行久・波禰八十丁

(同上)  
竹田津庄十四丁

(同上)  
妙覺寺八丁

(遠見郡)  
法滿寺三丁

(大分郡九)  
永興妙法寺十九丁

榎限別符島

藤尾寺三丁六段

(大分郡)  
由原宮

已上十八箇所

○以下筑前・筑後・肥前・日向・薩摩・肥後・大隅国略。「榎隈別府島」ハ「勝津留島」ヲ指スカ、尚検討ヲ要スルモ、参考ノタメ掲グ。

### 三 佛種慧濟禪師中岩月和尙自歷譜

○統群書類從  
九下伝部

略○上

正中元年甲子、

中岩万寿寺ニ住ス

略○上 吉野帝欲亡關東、夏見大友江州於吉野龜之第、往豐後、遂參闍提和尙於萬壽、秋皈博多、商船未可起碇、以京師亂也、冬歸豐後、是歲冬至在朔旦、乃日路過珠朱郡、略○下

元弘三年癸酉、

大友貞宗ニ隨ヒ  
上京ス  
大友貞宗京都ニ  
薨ズ

予三十四歲、夏五月關東亡、時予在豐後萬壽西方丈、秋皈博多、冬隨大友江州上京、在南禪、

略○中 十二月三日江州薨、

略○中

(文和)  
二年癸巳、

勝津留

勝津 留

万寿寺ニ下ル

略 ○上 夏得豐後萬壽諸、夏罷、謝乾明事而赴蔣山、冬十二月入院、

三年甲午、

上州沼田莊吉祥寺ニ至ル

春在蔣山、夏就開山塔陞座、所獲贖皆捨而修山門外門牌額、冬謝蔣山事而歸上州、十二月末旬到

吉祥寺、

略 ○下

三 豐後舊記

○大日本史料 六ノ一

大友氏泰西禪寺雪村ヲ万壽寺ニ招ズ

大友孫三郎刑部大輔從四位下侍從源氏時、號宮松丸、受兄氏泰之讓主豐後、建武元年甲戌春、大友氏時請洛南禪寺雪村於萬壽寺、

友梅ノ伝

雪村者、性源氏、諱友梅、越後白鳥郡人也、師事東福之一山師、德治二年十八歲入元國、傳法、

趣子昂ノ額字ヲ山門ニ掲グ 因分某雪村ノ為ニ極樂寺ヲ建ツ

因學筆法趙子昂、元德元年歸朝、正慶元年住洛南禪寺、大友請之、建武元年四月廿九日入豐府住蔣山、同二年、雪村寄書元趙氏、請蔣山之額字、子昂書送之、雪村喜署山門、大友臣國分兵部少輔者、爲雪村新營一字、名極樂寺、

○氏時ニ作ルハ氏泰ノ誤ナリ。氏時ノ家督讓得ハコノ後ナリ。又「雪村和尚語錄」ニヨレバ、「於建武元年甲戌四月晦日入院」トアリ、同寺入院ハ四月晦日ナリ（『大日本史料』六ノ一所収）。

球珠城衆高國府  
ニ乱入セントス  
ルヲ退ク  
宮瀬 船岡

大神重能証判ヲ  
与フ

球珠城衆城ヲ脱  
出シ靈山寺衆徒  
ヲ語ライ高國府  
ニ乱入セントス

三三 沙彌寂圓植軍忠狀

○伊東東文書  
大分県史料一三

自正月九日、府中警固仕候之處、去六月十四日、(玖珠郡)球珠城凶徒等、分手亂入高國府之由、風聞候之  
間、馳向路次宮瀬候之刻、凶徒等隔河付渚下候之間、追上船岡、自未尅計終日合戰、敵三人射臥候  
畢、一人掃部助入道・一人伊香又次郎・一人不知名字、然閉子息九郎被射折弓候、又若黨侍從房金  
安、被射貫腰候、如此依抽軍忠候、追落候畢、夜陰事候之間、引方不存知候、以此旨、可有御披露  
候、恐惶謹言、

建武三年六月 日

沙彌寂圓

進上 御奉行所

(証判)「承了、大神重能(花押)」

三三 沙彌寂圓植軍忠狀

○早稻田大学所藏今村文書  
南北朝遺文九州編七〇四号

豐後國球珠郡高消寺凶徒内、敷戸孫次郎入道普練・賀來辨阿闍梨・同舍弟孫五郎以下輩、忍出當城、  
楯籠(大分郡植田庄)同國靈山寺相語當山衆徒等、今月廿五日、押寄植田大輔房有快之館、燒拂數十宇在家等、令打取  
同庄秋弘大進房父子等、擬令亂入府中高國府之間、翌日廿六辰時、田吹圖書左衛門入道子息九郎宗  
綱、屬搦手大將古庄宮内入道圓阿之手、自當山妙見之尾、至同水上山之下、爲惡所之間爲步行、致

勝津留

先懸、片時之閒、令責落彼凶賊等、令燒拂城墀候之條、大手大將軍筑前次郎殿、當國守護代以下、地頭御家人等、各所被見知也、然則預巨細御注進、爲浴恩賞、言上如件、

建武三年七月廿八日

(緋巴)  
沙彌寂圓

進上 御奉行所

(証判)  
「承了」

(戶次朝直)  
「(花押)」

### 三七 志賀頼房軍忠狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

略○上

球珠城衆府中ニ  
打入ラントス

高国府ニ旗ヲ掲  
グ府中ヲ警護ス

球珠城ニ馳向イ  
賊徒ヲ追イ落ス

一、將軍家御座大宰府之時、三月十一日、凶徒近江次郎貞順・因幡兵庫助入道士寂已下、楯籠豊後

園玖珠城、擬打入府中之刻、守護代以下當家一族御扶持人等、大略馳參宰府、國中無人之時、頼

房于時同十一日、馳越高園府、依揚御旗、地頭御家人等有御方志之輩、屬頼房之閒、令警固府中、

着到已下就令注進于宰府、預御教書畢、府中于今無爲之條、奉爲惣領、爲當園、頼房忠功爲拔群

哉、隨而發向玖珠城、屬一色右馬助入道殿、可追討凶徒之由、三月廿日賜御教書、馳向彼之城、

八ヶ月閒抽晝夜攻戰、責落賊徒早、至功之篇、委所帶一色禪門一見狀也、

以前條々、軍忠如此、早且賜御一見狀、備末代武略之支證、且預御注進、浴勳功之賞、欲開弓箭眉

目矣、仍目安如件、

建武四年三月 日

〔(証判)承候早、沙彌(花押)〕

三六 大神都甲惟世軍忠狀

○都甲文書  
大分県史料九

入田氏蜂起ニツ  
キ府中ニ着到入  
田軍陣ニ馳向ヒ  
シ軍忠ヲ上申シ  
証判ヲ請フ

豊後國御家人都(東郡)甲庄一方地頭惟世申、依入田左衛門藏人・同新藏人已下凶徒等蜂起、就被成御奉書候、今月十一日馳參府中、罷付着到、就同十二日重御奉書、馳向入田軍陳(マ)候畢、早申賜御判、欲備後日龜鏡候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年十一月廿六日

〔(証判)承了、沙彌幸乾(花押)〕  
都甲) 大神惟世

三九 大神都甲惟世軍忠狀

○都甲文書  
大分県史料九

命ニヨリ豊後國  
府ヲ警固セシコ  
トヲ上申ス

鎮西所々凶徒等蜂起之由、豊後國符於可(府)警固之由、依被仰下候、都甲一方惣領四郎惟世、十五日致警固候畢、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武五年九月十五日

都甲) 大神惟世

勝津留

勝津留

進上 御奉行所

(証判)  
一承了、寂本(花押)」

四〇 沙彌正玄 志賀忠能 讓狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

相伝所領ヲ嫡子  
頼房ニ讓ル

讓與 相傳所領事、

豊後國

壹所 都甲久末別府  
(國東郡)

壹所 勝津留地頭職  
(大分郡)

壹所 安岐郷小俣畑  
(國東郡)

壹所 藤尾寺別當職并一小野

豊前國

佐田庄内山澤村地頭職  
(宇佐郡)

右、所領等者、相副代々相傳證文等、限永代、所讓渡于嫡子頼房也、然則無他妨可領知之、於御公事等者、守先例可致其沙汰也、仍讓狀如件、

康永元年八月三日

(志賀忠能)  
沙彌正玄(花押)

(繼目志賀忠能裏花押)

四一 高國府隆生寺鐘銘

○太宰管内志下  
現亡失

願諸賢聖 同入道場 (願) 諸諸惡趣 俱持離苦 (時)

若入欲了知三世一切佛、應當如是觀心造諸如來、若人求佛惠、通達菩提心父母所生身即證大覺位

不動院住持快尊 豐後國高國府隆生寺雲堂鐘 當伽藍佛國新成 阿彌(釋)栗多之利益 三萬年法幢早建

達駄都之濟渡窮未來際 貞和二年丙戌四月三日鑄之 大工藤原友春 住持比丘眞性

箱崎今山妙徳寺  
境内ヨリ掘出ス

○右銘文ノ後ニ「この鐘は筑前国箱崎今山妙徳寺の境内より掘出せり」ト記ストイフ。坪井良平『日本古鐘銘集成』ニモ收ム。「」内ハ同書ニヨリ傍注ス。

四二 豊後守護大友氏時施行狀

○都甲文書  
大分県史料九

(端裏書)  
「源」

豊後御發向事、今月十三日御書如此、早致用意、可有同道候、仍執達如件、

貞和四年卯月廿五日

(大友氏時)  
源(花押)

都甲彦(推元)四郎殿

御教書ヲ施行シ  
出陣セシム

勝津留



三 曾禰崎通秀軍忠狀

○曾根崎元一文書  
大分県史料九

豊後国府ヨリ筑前諸所ニ至ル合戦軍忠ヲ上申ス

肥前國曾禰崎助三郎平通秀申、凶徒爲退治御發向之閉、去九月十日、自豊後國府致御共、(筑前糟屋郡)立華山御陣、并宗俊御陣以下糸口原御合戰之時、致先懸令分取畢、其後至安心院御陣、致御共、抽忠節候、

以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

正平六年十二月廿九日  
(編志)

進上 御奉行所

(証判)  
「承了、(大友氏時)源(花押)」

四 足利義詮公帖

○前田家所藏文書  
大日本史料六ノ一七

豊後國萬壽寺住持職事、早守先例、可被執務之狀、如件、

文和元年十二月廿七日

元光西堂和尚

左中將(足利義詮)  
(花押)

元光西堂ヲ万壽寺住持職ニ補ス

四 萬壽寺首座智徹等連署書狀

○大友文書  
大分県史料二六

○文和三年六月十八日。「在限郷史料」三六号ニ収ム。本文省略。

四 有開澄明軍忠狀案

○肥前有馬文書  
南北朝遺文九州編三八三五号

肥前國有開彦七郎澄明申軍忠事、

就 出御、馳參肥前國(佐賀郡)之府、同國小城(小城市)城攻合戰以後、御陣々々致宿直、豊後國日田・玖珠郡・同

國府、豊前國御通御共仕、迄于筑前國博多入御、致忠節訖、然早預御證判、爲後證(備脱)、言上如上件、

正平十年十一月十八日

進上 御奉行所

(証判)  
「承候了、(菊池武澄)判」

四七 於保胤宗軍忠狀

○肥前多久文書  
南北朝遺文九州編三八四一号

「一見了、(五条良氏)  
(花押)」

有馬澄明軍忠事  
上申シ証判ヲ請  
フ  
豊後國府

豊後日田城府中  
以下ノ軍忠ヲ上  
申シ証判ヲ請フ

木屋行實軍忠ヲ  
上申シ御判ヲ請  
フ  
日田 球珠 由  
布 狭間 國府  
大神

肥前國於保彌五郎胤宗申軍忠事、

右、爲朝敵誅伐、去八月廿七日御出小城之城仁、(肥前國小城郡) 同十月二日御發向豐州日田城、(日田郡) 同國府中之時、令

致忠節候了、即豊前國宇佐并城并於所々、令致宿直警固於、迄于同博多津、(發前郡別郡) 令抽忠勤候了、然早下

賜御判、爲後代龜鏡、粗恐々言上如件、

正平十年十一月 日

進上 御奉行所

四 木屋行實軍忠狀

○筑後木屋文書  
南北朝遺文九州編三八四七号

(異筆)  
「一見了、

(五条良氏)  
(花押) 一

筑後國木屋彈正左衛門尉行實申軍忠事、

右、去八月十八日、爲對治肥前國凶徒、御發向之間、自最前令御共、同九月一日、(小城郡) 攻合戰抽

軍忠訖、爲御對治豊後國凶徒、同十月二日、御發向日田之間令御共、球珠・由布・(遠見郡) 狭間・國府・大

神以下於所々御陣、致宿直、豊前國宇佐・(宇佐郡) 城井、(仲津郡) 至筑前國殖木・博多、令御共候訖、然早下賜御

判、爲備龜鏡、言上如件、

正平十年十二月 日

兜 大友氏時書狀

○荒卷文書  
大分県史料一〇

(附箋)

「大友八代

修理大夫」

(裏打紙端裏書)

「大友八代修理大夫

細川刑部大輔氏時」

隆国府市屋敷一  
所ヲ安堵シ積善  
庵ヲ建立セシム

豐後國隆國府市屋敷一所事、就佛地念定寄進、被建立積善菴由、承候畢、不可有子細候、恐々謹言、

卯月十一日

(大友) 氏時 (花押)

運公書記禪師

五〇 豐後國志

大友氏時曆応四  
年吉祥・瑞光・  
妙觀寺等ヲ當ム

(大分郡仏寺項)

瑞光寺

在笠和郷六坊村、大友氏時所建、以不肯禪師爲開祖、按善鳴錄曰、豐守藤侯菴松原山吉祥寺、善應山妙觀寺、大寶山瑞光寺、并延不肯禪師爲開祖、所云藤侯、考之紀聞卽氏時也、紀聞曰、曆應四年、

營吉祥、瑞光、妙觀等、今吉祥、妙觀亦皆現存、盖當時以爲大利、

南軍豊後來攻ノ  
時ノ軍忠ヲ賞ス

五 足利義詮御判御教書

○平野賢四郎文書  
大分県史料二六

〔寛〕(備後親王)武光以下凶徒等、〔寄〕來豊後國之時、令同心大友〔刑〕部大輔氏時、致軍忠之由、氏時〔所力〕注申也、尤以神妙、就注進、可抽〔賞〕、向後彌可抽戰功之狀、如件、

延文四年七月廿五日

(足利義詮)  
〔花押〕

狹間新藏人殿

五 九州探題斯波氏經書狀

○阿蘇家文書下  
南北朝遺文九州編四三一八号

豊後府中ニ下着  
セシヲ告ゲ味方  
ニ参ラシム

爲凶徒退治、去三日下著豊後國府中候、(大分郡)參御方、可致軍忠之由、相觸分國軍勢等、合戰事、御籌策候者、悅入候、恐々謹言、

(康安元年)  
十月廿八日

(斯波)  
氏經〔花押〕

阿蘇大宮司殿

〔包紙ハ書〕  
阿蘇大宮司殿

右京大夫氏經

菊地武光府中ニ  
打入ルヲ告ゲ高  
崎城來攻ノ際ノ  
來援ヲ求ム

三 九州探題斯波氏經書狀案

○阿蘇家文書下  
大日本古文書

不審之處、悅(嘉候力)了(菊池武光)、凶徒既打入(豊後)符中候、未攻當城候(高崎)、若寄來候者、一向憑申候、次通路事、土左

次郎被談合、籌策候者、悅入候、恐々謹言、

(康安二年)

九月九日

(斯波)  
氏 經 花押

阿蘇太宮司殿

(惟村)  
御返事

上包同

到來 九月十日

四 安富泰重軍忠狀

○肥前深江文書  
南北朝遺文九州編四四三〇号

安富民部大夫泰重申軍忠事、

豊後万壽寺出立  
以後ノ軍忠ヲ上  
申シ証判ヲ請フ

右、去九月十四日、豊後國萬壽寺御立之(大分縣)之聞、御共仕所々致宿直候早、同廿一日御敵京都大將并冬資(斯波氏經)

以下凶徒依打出、於長者原御合戰之聞(筑前國糟屋郡)、致種々軍忠分捕之條、預御檢知早、次松浦御敵蜂起之由、

在國司筑前守令申之聞、同廿五日福井罷下(筑前國怡土郡)、致合力之處、御敵退散之由依風聞、企參上之處、御敵

又鏡・濱崎打寄之由、其間候之聞、十月五日重福并罷下、在國司令同心(怡土郡)、於一貴寺高嶽、對于御敵

抽忠勤者也、將又、冬資・宗像大宮司以下凶徒依打出、香椎・大隈御出之聞(筑前國糟屋郡)、十一月三日馳上令御

勝津留

共者也、同廿一日(禮屋郡)延打御發向之閒、御共任、同廿四日迄于歸津之期、御共之上者、下賜證判、可備將來龜鏡候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

正平十七年十一月廿五日

(証判)  
一承候了、  
(花押)

五 大友氏時當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

高国府村

○貞治三年二月 日。全文ヲ「荏隈郷史料」三八号ニ収ム。氏時所領中ニ「同國高國府村」アリ。

六 足利義詮御判御教書

○大友文書  
大分県史料二六

国人等所務ニツ  
キ確執スルヲ停  
メ探題渋川義行  
ノ下向ヲ待タシ  
ム

豊後國々人等、就所務、擬及確執之由、有其聞、閣九州重事、争可致私合戰乎、造意之企、太不可然、固加制禁、可相得大將(渋川義行)下向、若有違犯之輩者、押置分領、可令注進交名、准野心、可處罪科之狀如件、

貞治五年正月廿三日

(足利義詮)  
(花押)

(氏繼)  
大友孫三郎殿

○同年三月廿七日大友氏繼発給、守護代宛ノ施行状(豊後伊東文書)アリ「『南北朝遺文』四六二五号」。本文

省略。

三〇 足利義詮御判御教書

○大友文書  
大分県史料二六

波河義行ノ下行ヲ待チ一族及ビ御方士卒ヲシテ忠功ヲ抽ンデシム

鎮西事、注進狀披見畢、所詮大將澁河武藏守義行、今月中打越長門國、可廻渡海籌策之由、以兩使所仰遣也、定不可有延引歟、彌令堪忍、可相待義行發向之由、可相觸一族并分國及御方士卒等、將亦於忠功之有者、可抽賞之旨、同可觸仰之狀如件、

貞治五年十月二日

(足利義詮)  
(花押)

大友孫三郎殿  
(氏繼)

三一 室町將軍足利家公帖寫

○豊陽古事談  
南北朝遺文九州編五〇一三号

(豊後国万寿寺住持職事脱カ)  
任先例、可被執務之狀、依仰執達如件、

應安六年二月廿日

(細川頼之)  
武藏守書印

清曇西堂 此文今有大智寺、

清曇ヲシテ万寿寺住持職タラシム

勝津留



五九 隆國府金園山保壽寺鐘銘

○日本古鐘銘集成  
現亡佚（拠「無規矩」）

保壽寺鐘銘

金園山保壽寺無  
範準公長老鐘ヲ  
鑄造ス

万壽寺靈致ニ銘  
ヲ求ム

梵苑置鐘、邊前佛之宏規矣、蓋其所以停輪苦開禪定者也、豐州隆國府金園山保壽禪寺住持無範準公  
長老、命工倕鑄巨鐘、需銘於蔣阜小比丘靈致、仍爲之銘曰、

洪爐百鍊 大器圓成 篋簞高懸 扣焉則鳴

月樓霜寒 音韻亮清 耳塵頓消 心聞通亨

禮樂作興 號令嚴明 群靈看發 長夜夢驚

偉哉範翁 金園之英 開音聞教 度陰入坑

功利所及 願力匪輕 以祈皇祐 檀門昌榮

○保壽寺ニツキテハ久多羅木儀一郎「豊後国府庁址」（『史蹟名勝天然記念物調査報告書』八）所収「文和四年  
万壽寺衆徒誓狀」ニ見ヘ、当鐘ガ「不測之變」ニヨリ、「不經幾年、忽令荒敗」トアリ、作製ハ撰者万壽寺靈  
致ノ没年永徳元年（一一三八一）十一月十八日以前トイフ。

六〇 獨芳清曇頂相季潭宗泐贊

○大智寺藏  
大分県史料九

（題箋）  
一開山獨芳大和尚 畫像

香山表具②

豊後万寿寺ニ住  
ス中国ノ諸禪老  
ニ徧参ス  
清拙正澄ノ言下  
ニオイテ得悟ス

門弟靈岳ソノ頂  
相ニ贊センコト  
ヲ宗勸ニ求ム

隆国府村

〔萬壽〕之眞、水中之月、影不可狀、光不可撮、灵機全露兮、斗轉星廻、玄音普霑兮、山遙海濶、恆〔自也〕  
牧于水牯、粲獨芳乎優鉢、慈悲喜捨、嗒拳熱喝、蓋嘗徧參中華諸老、未免指鹿爲馬、而於大鑿言下、  
國之證龜、成鼈者也、

右日本國豊州獨芳曇長老壽像、小師靈岳請讚

〔天授元・永和元〕  
洪武乙卯四月朔

天界全室叟宗〔卿〕書

○異本『本朝高僧伝三十五』ニヨリ校ス。

### 六一 大友親世當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

○永徳三年七月十八日。全文ハ「荏隈郷史料」三九号ニ収ム。本文省略。コノ大友親世所領中ニ「同國隆高符村」  
アリ。

六三 西大寺末寺帳

○相模極楽寺文書  
愛媛県史資料

〔外題〕  
「西大寺諸國末寺帳」

大和國

○中略

以上畿内

○中略

已上東山道

○中略

已上北陸道

〔播磨〕  
幡磨國

北條  
常樂寺

成福寺

福泉寺

曼荼羅寺

興善寺

報恩寺

龍華院

飾萬寺

延命寺

常住寺

福泉寺

長坂寺

二堂  
報恩寺

備中國

成羽  
善養寺

金光寺

備後國

尾道  
淨土寺

草出  
常福寺

今高野大田庄  
金剛寺

周防國

淨寶寺

國分寺

長門國

國分寺

律成寺

淨名寺

藏福寺

長光寺

已上山陽道

丹波國

金光明寺

ヒツキ  
金剛心寺

志樂  
泉源寺  
成願寺

但馬國

常住金剛寺  
花藏寺

金光明寺

石見國

三角  
正法寺

已上山陰道

紀伊國

金剛寺  
利生護國寺

卜ヨ田  
福林寺  
新宮  
岡輪寺

西福寺  
觀音寺

光明院  
寶金剛寺

寶光寺  
高野  
遍照光院

阿波國

高林寺  
成願寺

觀音寺  
地藏寺

讚岐國

勝津留

柏原  
鷺峯寺  
屋嶋  
普賢寺

國分寺  
屋嶋寺

伊豫國

興法院  
國分寺

已上南海道

筑前國

轉田  
大乘寺  
宰府  
最福寺

安養寺  
田村  
神宮寺

江七  
長福寺

出雲國

報恩寺

豐前國

規矩  
大興善寺  
寶光明寺

寶勝寺  
宇佐  
大樂寺

城井  
常福寺  
城  
觀音寺

中願寺  
中津河  
萬福寺

觀音寺

勝津留

豐後國

(天分郡)

金剛寶戒寺

佐伯庄(海部郡)

最勝寺

日田(日田郡)

永興寺

潮音寺

肥前國

田平

東妙寺

皮杵大村

寶生寺

法泉寺

肥後國

筑地

淨光寺

菊地

大琳寺

八代

正法寺

山鹿

金剛光明寺

長原

天福寺

春日寺

同

玉泉寺

河尻

觀音寺

靈山寺

大隅國

正國寺

慈音寺

薩摩國

泰平寺

日向國

志布志  
寶滿寺

寶泉寺

因幡國

國分寺

常陸國

平福寺

下總國

雲富  
大慈恩寺

下野國

眞福寺

出羽國

菩提寺

相摸國

極樂寺

參河國以東諸末寺、多分屬極樂寺、

以上東海道

伯耆國

國分寺

明徳二年九月廿八日、書改之了、

六三 田原親貞置文

○草野文書  
大分県史料一三

〔端裏書〕  
一條 〰

條 〰

出陣ニ際シ条々  
ヲ書キ置ク  
預置ク文書

一 所々ふんりやうのもんそ、皆々宇佐のミやさこの北防(防)のせうとの(なかつかけゆ入道の子)永松又三郎を使として、あき

の大かたとの・津さきたん正僧方よりあつけおかれ候了、

預置ク太刀

一 太刀二振内(分)一ハうすみとり(丈)きたのはうせうとのへあつけ候了、使同人、

一 すちの(もん)もんそふくろ一、かゝちのおうちやう防主(坊)、萬一(丸)の節ニ津さきたん正僧方にあつけお

き候了、

是ハ御やくの方へつかハし候了、

御内書・御教書

一 今度上洛の時、御所御自筆の御内書、同あんとの御教書、又ひろ山のもんそ以下、はりまかけか

わこニ入候て、筑後の石垣(坊)の本防へさん侍者・志月五郎兩人をもてあつけおき候畢、

京都六条猪隈屋  
地

一 京六條いのくまの屋地三反事、祖父貞廣御所ほうこうニよて、拜領候、代々于今いたるまで、奉

公さうそくせしめ、當知行候了、

国府立市仏地カ  
居屋敷

一 豊後國府立市佛地カ居屋敷一所、是ハ辻間方丈南淇(侯)和尙さうそくニよて、守護の下知れきせん

也、仍亡父氏能さうそく候、いまに當知行候了、

右、すてにセン(戦)ちやう(場)にうち出るニよて、自然のためニしるしおくとくも、彼重書等今度上洛の

勝津留

豊後ノ国府ノ屋

あとニ、安岐の大方殿津崎たん正僧方より、所々ニあつけおき候間、先存知のふんをしるし候也、此外なをもあつけところあるへく候、能々たつね候てとるへき也、次京屋地・ふんこの二郎(そご)の屋地の事、もん(文書歴怨)それきせんと云、(以下紙背)「代々當知行と云、かたくりやうしやうせしむへく候、此ちうもんニまかせて、さうそくせしむへき状、如件、

應永貳年六月一日

(田原) 親貞(花押)

田原竊松丸所

六西 今川 記

○改定史籍集覽  
一三別記類

大友親世・大内  
義弘同心シ今川  
了俊ヲ讒ストノ  
説

○上 鹿苑院殿の御時、西國の御敵の蜂起せしかは、九州の探題に了俊を被仰付しに、(今川) 略 永和元乙卯年三月より戦はしまり、筑前國(早良郡)せふり山に陣とり、九州の御敵菊地・松浦・千葉の人々を、うちしたかへ給ふ、味方にも遠江國横地・奥山以下のともから、あまた討死しける、かくて筑紫ハ残りなく治り、十三年の閉九州の探題にて御坐有した、(親世) 大友と大内介と了俊の事を讒言申、勘解由小路殿取持有り、了俊の探題をハ召上て、澁川左近將監義俊に被仰付ける、

## 六 歷代鎮西要略

○史籍集覽  
通記類

親世ヲ九州奉行  
職トナスハ大内  
義弘ノ吹挙

少式貞頼菊池武  
朝等探題ニ順ハ  
ズ

大友親世祠ヲ建  
ツ

(忠志)  
三年丙子、澁川右兵衛佐源滿頼、亦號左近將監、清和帝十八代、所補九州探題而下向、前探題了俊歸洛、大友修理大夫親世、補九州奉行職、蓋因大内義弘之吹舉也、或說、大友親世此時任探題矣、雖有澁川、大友之任職、而九州之成敗、大内介之自專也云々、將軍家聞以暴代暴、内略九州御家人、而密偵大内義弘云々、大宰少貳貞頼、菊池肥後守武朝不順大内介、澁川等、各獨立而無職、千葉、大村以下與同也、蓋是因將軍家執權之内略也、

○大友親世ヲ九州奉行職ニ補スルコト、疑義多シ。参考ノタメ掲グ。

## 六 豐後國志

(大分郡神祠項)  
松阪八幡祠

在笠和郷律院村、應永八年二月、式部大輔親世建祠、天正兵燹之後遂廢、寛永十四年、日根野吉明更興之、其側栽松樹數百株。



六七 古庄秀次奉書案

○到津文書  
大分県史料一

〔端裏切封ウハ書〕

〔墨引〕

古庄丹波守

秀次

在符人々御中

字佐神領無沙汰

豊後國宇佐御神領事、自當太宮司方催促之處、無沙汰候由被申候、何様事候哉、自社家被申候趣、被相尋候て、可被加成敗候、就中田<sup>(国東郡)</sup>柒庄内ニおいて、被申子細候、被相尋給人候間、被注申候、於

神用等閑アルベカラズ

有限神用者、不可有御等閑候由、上意候、所く無沙汰次第、被糺明候て、可被申候由候、恐く謹言、

六月三日

〔以下紙背〕  
「豊後」 在符人々御中

○古庄秀次ハ応永十二年（一四〇五）頃ノ人物。

六八 大友親著書狀

○田北隆信文書  
増補訂正編年大友史料九

出府アルベキト  
コロ延引ス

先度御懇とも承候間、早く可有出府之由、待申候ところに、延引無心元候、承候へハ、種くさうせ<sup>(雜説)</sup>つとも候由、披露候、無勿躰、いま程の世中さうせつハ無是非候、就者面く御事につけ候ても、さた

身上ト云知行分  
ト云等閑ナシ

石州軍勢豊後府  
内万寿寺ニ着到  
ス

めて色々さうせつもあるへしと存候、すこしにても候へ、いせんに相かハる事あるへからず候、等  
閑を存事も候ましく候、此閑おもひのほかに、人さ□申候事たにも、背本意無念事には存にて候、い  
かて又御出府候て、たいめん<sup>(む)</sup>すてに申候するにいたり候て、由原・松坂八まん大ほさつも御はつ  
候へ、とうかんおろかあるへく候や、御身上と申、知行分等申、すこしもおろか候ましく候、自持<sup>(天友)</sup>  
直方も書狀に此分申候哉、これらほとん事ハ、申迄もなく候へ共、いまほとん事ハ、人を申さかへ  
候て、爲身のように所にて候ハんとて、種々の事を申出事ともにて候、委細將監方に申候、定可被<sup>(田北氏直)</sup>  
申候、恐々謹言、

(應永三十年頃)  
十月十九日

(天友)  
親著 (花押)

田北藏人とのへ

(親増)  
田北六郎とのへ

○『大友家文書録』『大分県史料』三二)トノ校異ヲ「」内ニ傍注ス。

### 六九 幕府上使景臨首座書狀

○田北要太郎文書  
大分県史料二五

御奉書并京兆様御書進之候、日差代所ハ<sup>(遠見郡山香郷)</sup>けいの村にて候、石州御勢一昨日十七甲百餘着府  
候、今明日三隅并周布・福屋<sup>(カ)</sup>兩人甲百、可有<sup>(カ)</sup>着府候、彼是當寺甲四百餘候、於于今、敵方  
甲千にて責候共、無怖畏候、此趣慈光寺・朽網殿可有傳達候、

勝津留

日差・敷戸等ヲ  
知行セシム

抑軒書記方預物嚴密送給、千萬悦喜至極候、次日差之事、重而京兆様へ申定候條、早々御知行可然候、(天分郡)敷戸相殘四町分、可有御知行候、又芳茗廿袋・(筭)筭度々送給候事、難申盡候、委細令申御使者、每事期面謁候、恐々謹言、

(永享八年)  
壬五月十九日

景臨(花押)

(櫻井)  
田北治部少輔殿

(奥ウハ書)  
一

自萬壽寺

田北治部少輔殿

景臨

10 弘忠書狀(紙切)

○田北一六文書  
大分県史料二五

戦況ヲ報ジ味方  
ニ誘フ  
姫岳近日落居

敵当城差寄セノ  
時高名

因幡伯耆出雲ノ  
勢下著

其後可啓案内候處、便宜不輒候て、無其儀候、一切非等閑儀候、御同心候者、本望候、兼又(海部郡)姫岳事、近々可落居候之閒、目出候、

一先度當城へ敵さしよせ候時、御高名共承及候閒、(滿卷)犬橋方に物語候之處、事外ほうひ申候、我々まても祝著仕候、

一因幡・伯耆・出雲の御勢、廿四五日比は可下著候閒、いかにも代をかたく御持候て、勝利を本二(城)御沙汰あるへく候、其に御料候事に候間、萬御心安存候、  
一當陣事無指不審候閒、不申候、

波禰・河本豊後  
府中ニ下着

一 波禰・河本符中へまかりつき候間、可心安候、毎事期後信候、恐々謹言、

(永享八年)  
壬五月廿一日

弘 忠 (花押)

田北殿  
進之候、

七二 田染榮重書狀

○永弘文書  
大分県史料四

府中ニ申シ遂行  
スベシ

今時分符中(大分郡)ニ御申候て、御供米事、悉遂行候へく候と存候、佐野邊いつ方へも方便仰  
られ、符中へ仰出□、たやすかるへく候、

委承候了、

田原御供米ノ事

一 田原御供米文書、守護方成敗正曇狀共十通、同社裁八通、切符十二通、□□留置候、吉弘殿(遣之)

披見可申候、八月より申候ニ、文書遅々無是非候、乍去無沙汰あるへからず候、

一 益永より預御狀候、無沙汰あるへからず候、田原へ細々こゑ候ハす候へ共、何方も近付□事候内

儀を心得可申候、御報可申候、□弘いそかれ候、おつて御返事可申候、□心(御力)得カ□仰候て給候へく

候、田原下野守氏能狀儀、かんようと見候へく候、

一 田原御供米奉書、是ハ皆々身の申沙汰して、(以下紙背)「猶もあるへく候、木付殿卅□御領掌狀候へく

候、いつれもく、今時分、披見かんよう候へく候、恐々謹言、

勝 津 留

勝津留

文安元年

十一月九日

(切封ウハ書)

(墨引)

永弘殿御返事

(田染) 榮重 (花押)

田染

榮重

三 志賀親家陳狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

万寿寺領直入郷  
松本名ニ対スル  
寺家条々ニツキ  
陳弁ス

万寿寺監主上  
京シ下国ノ際松  
本名莊主ヲ給ハ  
ル

直入郷内寺家三  
ヶ所一円御免

寺領地下人城衆  
ニ同意ス

まんしゆ寺より申され候條々、拜見

(直入郷直入郷)

一、なを入のかう兩しよくの事、

合戦 恩賞

とかつせんおんしやうとして、給

(永和) 畷いわ四ねん つかのへとし

てめしつかる候了、○中

一、おう畷い六年 うちのととの

やう都ひきやくとしてのほりて候、則御使をとつけ候てくたり候、そのきよかんニいつれニても

候へ、庄主をのそみ候へく、寺家に被仰付可給由、上る候ける間、まつもと名をのそミ申候程

ニ、そのまゝに庄主を給候、そのしふん直入郷内寺家三ヶ所之事、一畷ん御めんと申うけ候之間、

申候たんハ、すてに當郷御代くわんしよくの事、三十ヶ年におよひさをいなく候、

さ候間、寺りやうさか田のむら地下人等、城しゆに同意仕候、以外之子細ニ候、彼地下仁等、何

(ろカ)

(松本夫)

(應安)

(懈怠)

(監主)

(申候僧)

(相違)

略

○中

もめしとりまいらせへきよし、被仰出候といゑとも、あわの守申候段ハ、まつもと名の事、りんかんそニ、寺家せいはいの事、おほせつけられ候うゑわ、かれらニ被仰付候する事、かんようたるへく候よしを、申あけられ候ほとに、そのとききこしめしわけられ候て、せんくのごとく、上意をうけ候あいた、さか田の地下仁のこらすからめとり、ちうしんを申候之聞、いつれおもさたをいたすへきよし、被仰出候之聞、まんしゆ寺より、一同ニなげき申候といゑとも、御せうゐんなく候ニよて、おのこてをうしなる、度々あわの守を、一ゑニたのむよし申候之聞、そのとき申こいゆるしおかれ候、いまにかれらかしそん、ある事に候、

一、ゑいきやう十二年羽州上様御代より、又兩しよくあいともニ、せんきのごとく成敗仕候、そのとき松本城主けんようつうくわん時代より、りやうしよくふんとして、二人つゝめしつかる候とこ

ろに、嘉吉二年（天友親綱）年、親綱・羽州さま御兩殿、小國よりくたミ山の城ニ御うち出候、（肥後阿蘇郡）網（夫） ○中

いつかたよりも人そくまいらす候ほとに、まつもと名のふ丸を、羽州さまへ民部大輔か所よりま

いらせ候、それよりゆのいんた、かい河の御陣、（由）院（珠角牟礼）戦（夫）のむれの城らつきよ以後までも、めしつ

かい候しよう、つうくわん庄主之時、れんく、（羽州様）高田上さまへわひ事申候聞、民部大夫か所え返給

候聞、いつれともめしつかふへきよし、民部大夫申候處ニ、庄主しきりニわひ事申候聞、一人の

事おハ返て候、自然重陣時者、二人ともニめしつかふへきよし、さいさん申さため候了、同さか

田の村・たけ田三分二の事、これまたせんくのごとく、せつくニしたかい候て、いまにめし

つかる候了、○中略

寺領三カ所ニ代官ヲ置ク

勝津留

一四〇

一、まつもと・さかた・たけ田三ヶ所ニ、代くわんをさためおき候よし申され候、これ又くほう事候とき、さいそくのために、内者ニ申付候、寺家りやうを、まん所りやうふんとして、おんふに不仕候、直入郷内いづれも、せんくニあいかわり候て、不申付候、雖然、上意をうけ候するまゝ、可致成敗候、以此旨御取合、預御披露候ハ、可目出候、恐惶謹言、

三月廿七日

親（金賀）家（花押）

本庄伊賀守殿

久保大炊助殿

文明七年（きのとの）日つし 申上候、

三 天開圖畫樓記

○一枝軒梅船編図書考略記 卷二雪州

○天開圖畫樓記

畫師 楊公雪舟、相攸勝地（天分郡）豐府西北之隅、剋作一小樓、題榜曰天開圖畫、滄海接前、群峰連後、孤

雪舟豐府西北隅  
一小樓ヲ作り天  
開図画樓ト名ク

城左聳、二水右流、位置勢排、千變萬態、天即留神品、且不在開張於此境而何也、顧其巨樓上景致、而擬此於公之筆跡、則太山之於丘垤之類也、筆跡甚高、而景致彌低、何其有然也、○中略

文明丙申三月初三日

杏塢杲夫良心誌焉

○天開圖畫樓記

四明天童首座、雲谷老人、諱等揚號雪舟、○中（成仁）成化四年入大明、○中而歸本朝、寓豐之後州、其所居

周防ニ移リ天開  
図画樓ヲ建ツ

略 （成仁） 唐年號

之字、榜曰天開圖書樓、不亦博乎、○中爾後來防城郡府、卜地而新築之、○中亦曰天開圖書、○下略

○天開圖書樓ノ所在地未詳。仮リニ此ニ掲グ。立川輝信「雪舟ト大分県」(『大分県地方史』一〇参照)。

### 七 宣胤卿記

○大日本史料  
八ノ一二

万壽寺陥没シテ  
池トナルトノ風  
聞

衆僧亂行

(文明十二年)丁晴、(陰)晚雖、夜雨聊降、○中傳聞、豐後國萬壽寺ト云寺アリ、東福寺ノ末寺ニテ禪宗也、住僧百餘人ノ在所ニテ、諸堂周備富貴寺也、然去年十一月十八日、俄地ノ底へ悉皆ニへ入テ其所池トナリケリ、其内沙彌一人、喝食一人、廁ニアリテ遁ケリ、此兩人ハタスカルヘキ故ニヤ、廁ハカリ殘ケリトナン、此寺衆僧亂行不思議ノ故云々、希代不思議事也、慥ナル説トテ語人アマタアリ、

### 五 蔭涼軒日録

○尊經閣藏  
大日本史料八ノ二八

幕府永祐(天英)  
ヲ万壽寺住持ト  
ナス

(延徳元年)乙、天晴、○中自鹿苑院(龜夫寿英)以侍衣見報來四日齋、又書立來、豐後國萬壽寺入寺永祐西堂、(天英)肥前國福泉寺入寺元治首座、(文仲)延徳元年十月一日、(月翁)周鏡判、鹿苑院、○下略  
十四日、天快晴、○中永祐西堂豐後國萬壽入寺、元治首座肥前國福泉入寺、延徳元年十月二日、此日御印出、○下略

勝津留



大友政親書狀

○土居氏蒐集文書  
大分県史料一〇

(端裏切封)  
〔墨引〕

返書ヲ謝シ心中  
ヲ訴へ馳走ヲ依  
頼ス  
阿南莊滝河内

方々ノ人衆ヲ府  
内ニ集ム

なをく以前よりの御はうし、御とつれ候ハ、たちたるへく候、委細御内の歳より中ニ申候、  
 進状候處、度々ねんころしめし給候、本望于此事候、我等か心底之趣者、度々前書に申候、仍今  
 度たきの河内より下候事、和與ニおき候てハ、彼在所ニとうりういたし、たかひのさうせつしんニ  
 (阿南莊滝河内) (留) (雜説九)  
 なく候間、林新左衛門尉重治、但馬つかいとして申候、其以後江越前守・永留上總介以、かさねく  
 申きかせ、又そののちしやうをもて、我等か心底志賀藏人佐・入田・一萬田所ニ具に申候、これ  
 (状)  
 まてくたり候、しかれば朽網ニ居て候時より、神名をもてたかひに申ことに、五郎ハほういんを  
 ひるかへし、さまく申さため候へく候つも、ことくあいちかへ、いまに見さんいたさず候事  
 (参)  
 をこそ、所存の外ニ存候處、けつく日田之事、我等同意と申なし、如此候、又はうくのししゆ、  
 府内ニはせあつめ候、此時ハ我等か身上さたまり候へく候、いまにおき候てハ、たとへこもとに  
 (善) (悪) (生) (害)  
 さしかけず候共、センあくとも到我等か事、しやうかいにあいさため候、御存しのことく、以前よ  
 (悉) (皆) (天) (聖) (院)  
 り數度如申候、しつかいこもとのやう、大しやういんの儀もて候へく候、彼方ニたいし、いこん  
 (九)  
 よきなくとりおき候、しかれば我等も五郎ニたいし、以前よりとうかんなく候、五郎も又同前のう  
 (無事)  
 へハ、此時我等に御一味候て、國家の事ふしに御とりなされ候する事、しつかい共たのミ存候、我  
 (悉) (皆)

今日歸府ス

等か事いまかやうニ候事、おのゝのいけんニより萬事さしすて、いまにおき候て如此候事、さん(案)人のあんニ入、犬(梅)くいをし候事、無念中(年寄)く無申斗候、今日までも、我等一事以前より申たる儀ハ、あいちかゑす候處、府内歳(年寄)よりとも、我等かちかゆることく、まい(梅)く申候事、無念に候、無是非候、かのさん人、さま(穢)くかすをまわす事をハ、歳より共れうけんにおよハす候て、我等か所をしきりニ申候、これハさん(穢)にん同意候て、我等(生)にしやうかい(害)させへき心底、よ(余徳)きなく存候、かた(穢)く、無念申事候ハす候事に候、たのミ申候より外、候ハす候、恐く謹言、

四月卅日

大友政親

七七 大友政親書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

御歸宅候者、やかて進人、可申承心中に候處、多事取亂申候、たゞいま人進し候するとて、書狀をしたため候處、御返事ニまかり成候、無念に候、案中(平癒)なから、やかて(平癒)く、へいゆうのよし承給候、誠(平癒)く、我等一人こと(平癒)のやうニ、悅着此事候、はしめさることニ候へ共、朽網所及ねんころにしめしあつかり候、悅喜存候、一日申候用所共候あいた、今日歸府仕候、此あいたハ、けしからさる曲天氣ニて候間、ふようをはいたし由候へ、何様進人、多事可申承候、恐く謹言、

延徳二年  
閏八月十四日

大友政親 (花押)

切封ッハ書

(墨引)

勝津留

勝津留

田原殿へ

(包紙ウハ書)  
一田原殿へ

政親

政親

一四四

六 宣書狀

○工藤隆弘文書  
大分県史料一

府内旨儀承タシ  
近日親豊下向ノ  
由

先日齋藤<sup>(藤三郎九)</sup>方<sup>方</sup>、便宜預御狀候、畏入候、以府中<sup>(大分郡)</sup>之旨儀、幸便之時ニ細々可示給候、近日親豊<sup>(義右)</sup>様、御下向する之由承候間、千秋萬歲に候、左も候ハ、最前懸御目可申承候、幾日不申承候共、心底疎略不可存候、御同前可爲祝着候、又田原心地之由承候、其後ハ如何きこしめし候哉、色々に於爰許申候へ共、不分明候、内心無緩怠共申候、又有緩怠様にも申候、其方ニハ如何風聞候哉、諸事重而可申候間、省略候、恐々謹言、

三月十日

宣(花押)

廣瀬三河守殿

伊美大和守殿

七 田原親宗書狀(紙切)

○永弘文書  
大分県史料四

(端裏切封)  
一(墨引)

先年長州ニテ申承ル  
筑後在国(郡代)

大友親豊佐伯境ニ逗留ニ付帰府ノ儀意見ヲ加フ

一味ノ事ヲ喜ブ  
請文ハ府中ニ給ハルベシ

又杉(重隆)三河方書狀、委細披見申候、得其心候、是又不可有心疎之義候、

御祈禱卷數一合、被懸御意候、祝着候、彌節々可預御祈念候、抑先年者、於長州申承候之條、連々雖床敷存候、遠路事候、亦者此二三ヶ年、筑後在國候之閒、不申承候、於自今以後者、可申承候、

御同前(大友)可仰候、兼又於當國御神領證跡等、具加披見候、今程慮外之儀共出來候間、親豊佐伯境逗留候、歸符之儀(符)、爲可加意見、年寄共各從最前供奉仕候、仍諸沙汰以下、停止之時分候、我ら

事者、前後不知案内候、國家被取靜候者、必可有執沙汰候、愚意又聊不可有疎義候、於以後者、涯分宿老至可加助言候、如何様、重而可申承候、恐々謹言、

七月十日 親宗(田原)(花押)

永弘式部丞殿

○田原親宗ノ大友氏ニ叛キ府中ヲ襲ヒ、帰途安岐郷養崎ニテ討タル、ハ、明応三年五月二十六日ナリ。

### 田原親宗書狀

○曾根崎元一文書  
大分県史料九

曾彌崎殿 御宿所(編裏ウハ書)

親宗

今度者、乍案中御一味と申承候、連々御心中頼候哉、本望此事候、仍從政親様御書候之閒違、たより候へく候條、進之候、御請之事(マ、)、必府中可給候、明後日者、參府申へく候、御用等候ハ、可承

勝津留

勝津留

一四六

候、恐くかしく、

八月二日

親(田原)宗(花押)

八一 宇佐大宮司家專使幡手房重書狀

○永弘文書  
大分県史料四

尙々此方事、内々儀ハ御等閑候ましく候、さりながら他國事候間、其方の御了(簡)藺肝要候、兼日  
も度々被申候つる、御油斷候てハ、不可然之由、連々内儀被申候つる、

御狀委細令披見候、仍一ヶ條之儀、就御狀被存知候、いかにもく、政所方を能々つくり候て、御  
一味候て可然被存候、府中(大分郡)ニ御申も、政所注進を、能々御取候てこそ、可然候すると存候、彼御公  
事本末を、不知案内ニ候之聞、不能一二候、恐々謹言、

田染殿(御報也)  
一(異巻)明應五天(丙辰)九月(三乙)□日

房重(勝手)  
重(花押)

八二 宇佐大宮司家專使幡手房重書狀

○永弘文書  
大分県史料四

一(端裏切封)墨引

政所方ヲ一味候  
テ府中ニ申スベ  
シ

府中へ愁訴ノ事

御愁訴事、府中へ令申肝要候、仍彼御公事儀、先日□被申候、本末不知案内之由、次御連署

事、各々可被仰談事、專一候、此方不被御等閑存候、恐々謹言、

〔異筆〕  
「明應五天」

丙辰 九月廿日

房重 (花押)

田染殿  
御報

### 八三 賀來社遷宮等次第記

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○文龜元年辛酉十二月十三日。全文ヲ「荏隈郷史料」四七号ニ収ム。本文省略。中ニ金剛宝戒寺・万寿寺・瑞光寺等諸寺、及ビ「國衙沙汰郷々役」アリ。

### 八四 大友親治國中平均閒別錢條々

○柞原八幡宮文書  
増補訂正編年大友史料一四

(大友親治)  
(袖判)

就 賀來社御造營之儀、任舊記、國中平均閒別錢可有催促條々事、

一 閒別錢 一問別之、  
五文定

一 至寺社者、由原宮中、萬壽寺寺内計、可除之、

一 不謂權門・高家、催促之事、

賀來社造營平均  
閒別錢条々ヲ定  
由原宮中万寿寺  
内ハ除ク

勝津留

催促使至ラバ聊  
爾アルベカラズ

方分トシテ案内  
者ヲ副フ

一催促使莅其所之上者、家數之事雖可爲明鏡、若家主有聊爾之儀者、云神慮之冥鑒、云法度之憲法、可處罪科之吏、

一所々催促之事、爲其方分、奉行可副案内者之條、調催促可渡社家事、  
右、守條々旨、不可有聊爾之儀者也、仍下知如件、

永正二年三月廿五日

### 八五 大内義興上疏

○統善隣国宝記  
大日本史料九ノ六

大内義興朝鮮ニ  
光悅ヲ遣シ豊後  
万寿寺再建ノ資  
ヲ募緣ス

日本國防長豊筑雍藝石七州大守大内從三位行左京大夫多多良朝臣義興、

奉書、

朝鮮國禮曹參判足下、

承聞、

殿下法門金湯、旌賢德於扶桑之日域、穆稜鈞軸、扇帝威於中華之塞垣、明月一天、同風千里、至祝

至祝、想是海路隔絕、柁桿往來、網繆于寒暑、鷁程在邇者乎、方今隻船解纜、令通信之符契、而同

系同軌、相應相求矣、繇旃選僧中謹厚之侶、差光悅首座爲專价矣、聊陳僕指趣云、所需豐之萬壽

精舍、二百餘載、巍然于一方禪林也、永正甲戌之孟冬、（十一年）罹丙丁災、殿堂焦土矣、陵遲蕪沒時哉、

敢乞殿下甄察僕慨念也、惠懷綏恩義之篤、募施財信心之緣矣、然則再造頓復舊貫必矣、象胥狄

永正十一年万寿  
寺炎上ス

疏ノ作者長門長  
福寺玄繼  
別幅

靛、遞速合掌查之、須奉達殿下、清聰惟祈、舊例不腆方物、員件具于別幅、允容爲幸而已、秋半  
澄清、類糞因循保重、不宣、

永正十三年捌月 日

大内從三位行左京大夫多々良朝臣義興

右疏語、長州金山長福寺新命綱初玄繼西堂、

別幅

裝金屏風二張 綵畫扇二佰把 長刀壹拾柄 太刀壹拾 大紅漆木草椀大小計七十事 大紅漆淺  
方盆大小計二十事 蒔繪硯匣壹箇 鏡壹臺箇附鏡 酒壺壹隻 銚子提子壹具  
整

### 八六 某條々書案

○永弘文書  
大分県史料六

田原親述兄弟同  
心セバ翌日現形  
ノ儀申スベシ

一親述兄弟同心之儀候ハ、翌日御現形之儀可被申候、自然御延引之儀共御座候てハ、世上之儀如

何ニ存候、且者御參前□

一如此者被申定候へ共、御大篇之儀候□、萬一御相違之儀もあるへく候哉、其時□御上意之儀

も、如何ニ□候間、(無私曲少)之通、以罰文申上□□可有御披露候哉、

一親滿爲一味方、境目□退方御著到前、貳百餘人某共□承候(力)、此外肥後・日向境ニ被退候方□ハ、  
無隱場候様、其間得候、國中時儀、定而彼方可有御披露候之聞、不能巨細候、

朽綱親満一味境  
目退出

勝津留



勝津留

一五〇

豊府へ著ス

一ほくせいと<sup>(こうか)</sup>様、豊符<sup>(府)</sup>へハ、舊冬廿四日ニ御著符候、今月十一日までハ、善惡<sup>(カ)</sup>之儀無御座候由、

其聞得候、

一今度張行故、兩志賀・入田・大神・豊<sup>(鏡)</sup>にやう・寒田・伊濟渡<sup>(マ)</sup>佐守・田北勘解由・得永五郎太郎

大友親治一味人衆

方・木付民部方、此衆ハ親治<sup>(大友)</sup>殿しかと一味被申候と、其聞得候、

大友親敦義鑑感狀

○小野文書  
柳川市伝習館高校蔵

一<sup>(切封)</sup>小野刑部少輔殿

親敦<sup>(異筆)</sup>  
一<sup>(義)</sup>鑑<sup>(一)</sup>

一<sup>(切封)</sup>(墨引)「

殘党現形ノ刻金剛宝戒寺夜討ノ際ノ忠節ヲ賞ス

今度殘黨現形之刻、於金剛寶戒寺夜討之番<sup>(カ)</sup>、至坂口被疵、粉骨無比類候、必く追而賀可申候、不可有忘却之儀候、恐く謹言、

親敦<sup>(大友義鑑)</sup>  
(花押)

十一月廿三日

小野刑部少輔殿

六 大友親敦義鑑感狀

○大友家文書錄  
大分県史料三四

悪党追捕ノ忠節  
ヲ賞ス

〔大分郡〕 黨現形於金剛寶戒寺、夜〔討〕

〔被疵〕 粉骨之段、忠節無比類候、如何様  
〔可申候、

恐々謹言、

二月廿二日

〔大友義鑑〕  
親 敦 (花押)

柴田右衛門尉殿

○〔 〕内ハ、『増補訂正編年大友史料』一五所収ニヨリ傍注ス。

六 惟久・能佐連署奉書

○円寿寺文書  
大分県史料九

祈念丹精ニ依リ  
禪喜庵ヲ預ケ点  
役ヲ免ズ

就御祈念、連々被抽御丹精之條、雖少所禪喜庵之事、被預遣候、殊至彼寺家、諸點役已下之儀、  
永々可爲御免許之由、被仰出候、彌無怠慢御丹柄、簡要之由候、恐惶謹言、

三月廿八日

能 佐 (花押)  
惟 久 (花押)

東井坊

參 御同宿御中

勝 津 留

六〇 豐饒永源書狀

○筑後將士軍談所収五条文書  
増補訂正編年大友史料一六

在府ニ就キ来信  
ニ答ヘ贈物ヲ謝  
ス  
腰物

就在府<sup>(豊後府内)</sup>、以別紙承忝候、殊白<sup>(殊)</sup>摩二十帖送給候、御芳志之至難申盡候、夏初如申候、則可致歸國之處、就御光儀事々延引候、將又御鷹進上候、其折節御腰物、平一面之高田ふちはゞき金にて候、めぬきからかはは、指物にて無御座候、太刀はしろかねふくりんにて候、然のみは太刀<sup>(花で)</sup>至候間、如何敷候へ共、御給御面目之至候、態持せ可進候へ共、幸能便ニ候之條、御使者へ渡申候、爲御重代御祕藏可目出候、萬賀、恐々謹言、

八月一日

<sup>(年本許)</sup>

<sup>(五條)</sup>

鑑量 參 御報

永源<sup>(豐饒美作入道)</sup>  
(花押)

六一 佐田朝景書狀

○佐田リキ文書  
大分県史料八

一<sup>(端裏捺封ウハ書)</sup>  
一<sup>(墨引)</sup>

永松新右衛門尉殿

朝景<sup>(カ)</sup>  
一<sup>(列)</sup>

猶々飛脚之事、二三人も申付候へと、木原所へ可被申付候、就此儀、飛脚無盡期候、當所之飛脚も、はやつくる分にて候、大角寺<sup>(カ)</sup>一烈<sup>(列)</sup>被申付、馳走此事候、

飛脚無人トナル

豊府ノ動靜ヲ山  
口ニ注進セシラ  
告ゲ飛脚ヲ進メ  
シム

用所ニツキ出府  
ヲ命ズ

御用ニツキ出府  
セシム

夕去豊府之時宜注進、得其心候、二三か度風聞之趣同前ニ候、凡之儀至山口注進候キ、就其飛脚之事、無盡期候、自先日被申付候金光寺飛脚事、急度可被召上候、昨朝遣候飛脚、今日可歸宅候間、可上進候、聊不可有油斷候、今日此方へ上候ハてハにて候、恐々謹言、

九月四日

(佐田)  
朝景 (花押)

### 六二 大友義鑿書狀案

○筑後三原文書  
増補訂正編年大友史料一六

就今度用所、出府之儀申候處、不日出頭、令悅喜候、然者以面申候題目、聊無失念、至筑後上下衆中、具可被申聞候、恐々謹言、

(異筆)  
「天文二年癸巳」  
三月廿五日

(大友)  
義鑿在判

三原和泉守殿

### 六三 大友氏加判衆連署奉書

○殖田俊吉文書  
増補訂正編年大友史料一六

御用有之由、早々可有出府段、可被得其意候、恐々謹言、

(天文二、三年頃)  
□月一日

山下和泉守長就 (花押)

勝津留

〇(釧田カ)  
三郎殿

吉岡左衛門大夫長増 (花押)  
大和守親員 (花押)

六四 大友氏加判衆連署奉書寫

〇賀來惟義文書  
大分県史料三五

御用ニツキ出府  
セシム

御用之子細候、急度可有出府之由、可被得其意候、恐々謹言、  
(天文二、三年頃)  
九月十四日

長就 (山下) (花押影)  
長増 (吉岡) (花押影)  
親員 (田北) (花押影)

賀來左衛門大夫殿

六五 大友氏加判衆連署奉書寫 (紙折)

〇西文書  
大分県史料二六

御用ニツキ出府  
ヲ命ズ

御用之子細候、急度可有出府之由候、可被得其意候、恐々謹言、  
九月十四日

長就 (山下) (花押影)  
長増 (吉岡) (花押影)

親<sup>(田北)</sup>員(花押影)

西主殿殿

一(以下折返)

田北大和守

吉岡左衛門大夫

山下和泉守

### 九六 田北親興書狀

○田北憲明文書  
大分県史料一三

又御公事

玖珠目敵現形ノ  
時ハ在府スベシ

事、節々致祇候候する事、連々 上意之辻候、我等か事ハ、毎事□申候、か様之折節、  
虎口江被出、相當<sup>(可カ)</sup>□遂奉公事、本意此時候處、公用何茂御同前とハ乍申、今度不罷出候者、且不用<sup>(ニカ)</sup>  
□も相似候、且連々之上意も相違候歟、面々御暇之儀者、某支度候間、若輩頻立□由申候、一又者  
肥筑之儀まで之時者、府内など可御<sup>(心安カ)</sup>□申事に候、玖珠目ニ敵出候ハ、諸口いつれへも可爲  
現形候歟、御在府肝要候、旁々致出張候て、我らか在府者、似合閑敷候、<sup>(中間)</sup>紙欠カ『之儀はかりかた  
く候、自然御弓箭ニ付ての御用等にて候ハ、いつれを宮仕候ても、御同前たるへく候歟、是ハ上  
儀大かうの斟耐の申事にて、只出陣之覺悟まで候、猶重々可申候、萬賀、恐々謹言、

壬正月十九日

親興<sup>(城後田北)</sup>(花押)

勝津留

勝津留

(裏切封ウハ書)

(墨引)

一五六

城後次郎殿

親興

六七 田北親興書狀

○田北憲明文書  
大分県史料一三

節々ノ在府專一

候ハ、の事にて候、そこつなる申事のやうに候へ共、前日從親廉(入田)、至藤井方、御内々共候由承候間  
 申候、又近日ハ、我々在陣故、祇候油斷之如ニ候哉、是又涯分心懸、以辛勞節々在府專一候、長々  
 在宅不可然候、□□親廉様江、捧一通度候へ共、急度之便候間、乍存候、□意之時、先々此趣、  
 可被申候、重而自是可令申候、御申次御三人、我々出陣之刻、就御暇之儀、被副御心之□以後、無  
 沙汰罷過候、是又心得候て可被申候、鑑生・鑑安(田北 行綱)、以別紙可申候へ共、大水出候する間、同便急候  
 條、無其儀、後一通可有御披見候、御勝利重々可被申候、萬賀、恐々謹言、

三月廿六日

親興(田北)  
(花押)

城後次郎殿

○『増補訂正編年大友史料』一六所収ト校合。

息兄弟在府ノ辛  
勞ヲ賞ス

難儀ヲ凌ギ出府  
セルヲ賞ス

九 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(包紙ウハ書)  
一岐部能登守殿

義鑑

息兄弟在府之儀、被申付候、令悦喜候、殊寒中在陣辛勞、不及申候、猶吉岡左衛門大夫可申候、  
恐々謹言、

(天文三年頃)  
十二月四日

(大友)  
義鑑(花押)

岐部能登守殿

九 大友義鑑書狀案

○筑後小河水書  
増補訂正編年大友史料一六

今度凌難儀出府、感心候、彌於忠儀者、必以時分可顯志候、恐々謹言、  
(天文三年頃)  
十二月廿六日

(大友)  
義鑑判

小河中務少輔殿



100 大友義鑑書狀

○筑後酒見文書  
増補訂正編年大友史料一六

難儀ヲ凌ギ出府  
セルヲ賞ス

今度凌難出府、誠感心候、彌於勵忠儀者、必以時分可顯志候、恐々謹言、

(天文三年頃)  
十二月廿六日

(大友)  
義鑑 (花押)

酒見右衛門大夫殿

101 大友義鑑書狀

○財津永秀文書  
増補訂正編年大友史料一六

(包紙ウハ書)  
「日田殿

義鑑」

府内出頭ヲ賀ス

今度出頭、寔祝着候、然者郡内之儀、彌靜謐候之様、毎事可被加下知之條、肝要候、永々之儀、至家風衆、以狀申候、爲御心得候、恐々謹言、

七月十日

(大友)  
義鑑 (花押)

日田殿

万寿寺勅額ヲ請  
フ

1011 御湯殿上日記

○群書類従  
補遺一〇

天文八年閏六月十二日、(勅額)ちよくかく上(上臈)らふより申さるゝ、(豊後ノ誤カ)ひこの國まんしゆ寺、(勅額)ちよくかくの事  
申て、上らふより、御かうはこ、(香稻)ひき十帖まいる、

1012 大友義鑑書狀

○東福寺文書  
前田家尊經閣所藏

(包紙折封ウハ書)  
「勝光寺侍者禪師

(端裏切封)  
「墨引」

義鑑」

見友院住持ニ蘭  
帖ヲ任命スル公  
コトヲ告グ  
ハハ明白ナル

就見友院 公帖之儀、蘭甫御口能之子細依有之、出世之儀、于今斟酌候、(万寿寺)然者蔣山彼門中被申拵候  
之趣、我等存分之儀、(聖惟)光照寺可被申登候、此度之事者、既 御判明白之上者、不可有別儀候、御分  
別肝要候、恐々謹言、

(天文十三年)  
正月廿日

(大友)  
義鑑(花押)

(光秀)  
勝光寺

侍者禪師

勝津留

一〇四 大友義鑑書狀

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

〔包紙切封ウハ書〕

〔墨引〕

狹間□諸給人中

義鑑

奉行東家下總守

小田原彈正忠野

上兵部丞

金剛宝戒寺大門  
材木河下シニ付  
馳走セシム

猶々奉行之儀、東家下總介・小田原彈正忠・野上兵部丞申付候、爲存知候、

〔大分郡〕金剛寶戒寺大門材木河下之事、各申合、急度馳走肝要候、聊不可有油斷之儀候、恐々謹言、

三月十日

〔大友〕義鑑〔花押〕

〔阿南莊〕狹間村諸給人中

○切封ノ跡ヲ存ス。

一〇五 大友義鑑書狀

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

〔包紙ウハ書〕  
「狹間村衆中」

義鑑

金剛寶戒寺大門材木之事、運送之儀、度々申候之處、于今遲滯、曲事候、急度河下之事、馳走肝要候、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

五月十六日

〔大友〕義鑑〔花押〕

金剛宝戒寺大門  
材木河下シノ遅  
滞ヲ責メ緩ナカ  
ラシム

狹間村諸給人中

○切封ノ跡ヲ存ス。包紙ハ別文書ノモノナルベシ。

10K 大友義鑑書狀

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

〔包紙ウハ書〕  
「狹間村」給人中

義鑑

金剛宝戒寺大日  
堂材木取リニ人  
夫ヲ出シ馳走セ  
シム

於方角、金剛寶戒寺大日堂材木候、然者來四日、可取越候、各人夫被申付、別而馳走專一候、善事候之條、一段可被添心候、恐々謹言、

六月晦日

〔大友〕  
義鑑〔花押〕

狹間村諸給人中

○切封ノ跡ヲ存ス。

10J 大友義鑑書狀

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

〔包紙ウハ書〕

〔墨引〕

狹間〔村〕衆中

義鑑

金剛宝戒寺材木

金剛寶戒寺材木、急用之儀候、河下急度可預馳走候、恐々謹言、

勝津留

勝津留

河下シニ馳走セシム

(天文十六年カ) 壬七月一日

(大友) 義鑑(花押)

狹間村衆中

106 大友義鑑書狀

○小屋重信文書  
増補訂正編年大友史料一八

遠侍戸悉損候、急度被被申付、引雨戸結構、可有馳走候、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

遠侍戸損壞ニツ  
キ引雨戸ヲ馳走  
セシム

(天文十六年) 壬七月廿三日

(大友) 義鑑(花押)

津久見右馬助殿

田北勘解由左衛門尉殿

107 大友義鑑書狀

○甲斐守文書  
大分郡狹間町大字赤野

金剛寶戒寺材木、今度大水失候分、於方角河邊、流寄候之由申候、當村衆請取之木被見分、河下

洪水ニヨリ流寄  
リシ金剛宝戒寺  
材木ヲ請取リ河  
下シニ協力セシ  
ム

早々可有馳走候、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

(天文十六年) 閏七月廿四日

(大友) 義鑑(花押)

狹間村諸給人中

二〇 大友義鑑書狀

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

(包紙ハ書)  
一狹間村衆中

義鑑

金剛寶戒寺材木  
晴天ヲ待チ河下  
シヲ行ハシム

金剛寶戒寺材木、大雨候條、能く覺悟候而、天氣晴候者、早く河下馳走、肝要候、恐く謹言、

(天文十六年)  
閏七月廿六日

(大友)  
義鑑(花押)

狹間村衆中

二一 田尻親種豊後府内參府日記

○肥前田尻家文書  
佐賀県史料集成七

(後補表紙外題)  
一親種公御代

從天文十(六)丁  
末天十月廿六日

豊後御參府之日記

同到十七年申五月八日而終

(原表紙外題)  
一豊州立之付

親種(花押)

田尻親種豊府ニ  
參ル

天文十六年丁  
末十月廿六日

就御參上日記之事

勝津留

勝津留

山鹿中村一泊

一廿六日夜、(肥後山鹿郡)山鹿中村へ御一宿候、

略○中

隈部一泊

一廿七日夜、(菊池郡)隈部ニ御一宿候、宿之儀赤星殿ニ被仰付、殊外御心安く候つる、

略○中

一廿八日夜、(阿蘇郡)松石ニ御一宿候、

略○中

大里一泊

一廿九日之夜、(阿蘇郡)大里御一宿候、

略○中

堤一泊

一十一月一日、(豊後大野郡)つゝみへ御一宿候、

略○中

府内着

一霜月二日いぬの時計、(大分郡)府内せんたうニ御着候、

わき刀一 ふちかねをしさめ 小宿ニまいり候時、五左衛門被遣候、

わき刀一 ふちかねをしさめ 同春藤仁三郎被遣候、

わき刀一 めぬきけしつかくミ 御用筆 葛西長門守殿遣候、

嶋織あいくろ一端 永方被遣候、

太刀一腰、三百疋和錢 豐饒鑑述

太刀一腰、二百疋 和 宮七郎殿 同 以上五くわん

黃金一まい 入田親廉

太刀一腰五百疋和錢 入田親廉

太刀一腰銀、嶋おり一端 宮七郎殿 同

太刀一腰、五百疋和錢 山下和泉守殿

太刀一腰銀、嶋織一端 宮七郎殿 同

太刀一腰、五百疋和錢 齋藤幡磨守殿

○下略、十一月廿日夜植田一泊、朽網・  
中原・隈部ヲ経テ帰国スルコトニ係ル。

二三 田北鑑富知行預ケ狀

○田北憲明文書  
大分県史料一三

(新包紙ウハ書  
一四代)

加賀守殿

知行所書付

鑑 富

在府中ナレド用

就至親候者佗言之儀、去年以來雖在府候、當時無闕所之由、被申候歟、就夫、面々外聞如何之由、

勝 津 留



作さぬき園并吉原名子分一所ヲ預ク

内々被申候間、先以此方用作之内、さぬき園并吉原名子分一所之事、預ケ進之候、後日爲存知候、恐々謹言、

(天文十八年) 卯月廿三日

(田北) 鑑 富 (花押)

加賀守殿

二三 大友義鑑條々事書

○大友文書 大分県史料二六

(大友義鑑) (花押)

條々 天文十九 十二

大友義鑑条々ヲ義鎮ニ書遣ス

重書及ビ日記

- 一 國衆・加判衆一意之事、  
付、奉行之事、
- 一 重書并日記箱之事、  
并付、分國所々事、
- 一 當國別而治世可覺悟入事、  
田北大和守(親具) 一萬田彈正忠(親実力) 臼杵四郎左衛門尉(鑑速) 吉岡越前守(長増) 小原四郎左衛門尉
- 一 上下共ニ邪正之儀、能々可有糺明事、

日田郡

一日田郡之事、先以可爲如今事、

立花城

一立花城可取哉否之儀、能々可有思慮事、

筑後国

一於筑後國上下之閑、一城可有覺悟事、

大内トノ和

一當方大内閑之事、倍無二之儀可然事、

加判衆

- 一 當方立柄、如前々、無相違可被申付事、
- 一 拵物衆之儀者、(大友)義鎮能々以分別、可被相定事、
- 一 加判衆之儀者、可爲六人事付、可爲紋之衆三人、他姓衆三人事、

以上

○『大友家文書録』ノ網文ハ左ノ通り。

(天文)

「十九年庚戌二月十二日、義鎮爲湯療、在州日生日生或作別府、訓司、開府内劇遊亂、大驚而赴之、佐伯紀伊守惟教率兵、路

迎於立石、義鎮以惟教爲先驅而入館、受義鑑遺告、

有義鑑遺書、乃載于其譜、

而會襲矣、自是立爲二十一代之家督。○待年二十一

## 二四 大友記

○大分県郷土史料集成  
戦記編二

## 義鑑公御最後之事

左馬頭従三位義鑑入道宣玄公、そのかみ左近將監能直公より十七代目にてわたらせ給ふ。しかるに義鑑公御子三人ましゝ候に、惣領義鎮公には御代をゆづらせたまはず、後の御簾中の御腹に到明子殿とて、御末子の御曹司に御代をゆづらんと思めし、義鎮公には常の御對面もなく、到明子殿御本意不淺、高きも賤きも、繼子繼母の中程うたてしき事ぞなき。義鎮公をうしなひまいらせ、到明子殿を世に立たせまつらんと、御簾中日夜に御胸をくるしめ給ひ、家老の入田丹後守親誠を頼みたまふ。丹後心得、いつよりも忠をつくし奉公をぬきんずれば、義鑑公御前よくして何事も丹後はからひとなりにけり。或時丹後を召させられ仰せけるは、義鎮はそれがし思ふ子細あり、到明子に代をゆづ

らんはいかにといけんをこい給ふ。其時丹後畏まり、御錠にて候へば申上候、御兄弟御きように御座候中に、到明子御曹司は世に越させ給ふ處、諸人も洽く沙汰仕候。親世公の御再誕にてこそ候はめなどさまゝにほめければ、義鑑公御機嫌よろしくありける。其後、義鎮は湯治仕候へと仰られ別府へ被遣、齋藤播磨守、小佐井大和、津久見美作、田口をめさる。到明子殿に御代を譲らせ給はん由仰いださる。各うけたまはり、いかなる御事に義鎮公をさしおかれ、御末子の到明子殿へ御代をゆづらせ玉はんとの御意、心得がたく存奉るよし申上げる。義鎮公とかくの(鑑カ)ぎも仰られず、御機嫌あしくして各御前をまかり立、義鎮公(マ、)彼もの共を誅し、御心のまゝになさるべしとて、其日の暮ほどに、齋藤、小佐井兩人をめされ、大門のきはにて誅したまふ。津久見、田口は作病をいたし登城不仕、此事を聞、さては某兩人も遁るべきに非ずとて、裏の御門より二階の間迄來り、到明子御曹司をひさしくおがみた

てまつらず候、御成人あそばされ候や、少々御目見仕度と問もあえず奥の高閑へつとまいり、到明子殿を一刀にきり奉り、引取る太刀にて御簾中をがいし、其外一のだい御つばね一人も、不殘きり伏る。田口は二階の閒より居閒へ通り、義鑑公上だんに御座候を、急むかひ切奉る。田口は御そば衆を討取ぬ。されど義鑑公ふか手をおひたまへば、天文十九年庚戌二月九日に終にはかなくなり給ふ。いか成る御分別にや、あさましかりし事ども也。

## 二五 兩 豊 記

○大分県郷土史料集成  
戦記編二

### 大友義鑑横死之事

大友左馬頭義鑑は、其初、伏見殿貞常親王の息女を娶りて女子壹人、男子壹人を産む。嫡女は土佐國一條房基の簾中にして、兼定公の母公なり。男子は左衛門督義鎮なり。童名五郎といふ。斯て、其後北の方死去あ

りければ、義鑑後妻を迎へて一子を産む。童名八郎といふ。性質賢才なればとて聰明子と號す。されば母愛せらるれば子懐かるゝ習ひにて、義鑑、後妻の色にふかく迷ひ、正しかりし國政も、いつしか錯亂して、諸臣恨を含む者多く、既に家督をさへ義鎮を指置て、末子の聰明子に譲らんと思はれける故、義鎮は次第に疎まれ、對面だに閑遠に成行ぬ。北の方いかにもして、聰明子に世を繼せん事を思ひ、義鎮を失はん謀に心をくだき居られける。義鎮は若年の比、豪強を好み、柔和の志なかりければ、父義鎮(鑑カ)より傳ツケおかれし入田丹後守親眞、諫言度々に及びければ、忠言耳に逆ふ習ひにて、終には義鎮の氣にさかひ、不遇の恨をいだきける。北の方、是幸と思ひ、入田に金銀などあたへ、時を窺ひけるに、ある時、丹後守を間近く召れ、義鎮を殺さん事をぞ頼まれける。入田も義鎮の行跡を疎み果たる時節なれば、此旨領掌して、其後は義鑑への奉公平生に十倍して、勤勞をいたしけり。義鑑も、今は心を打

解て入田に向ひ、思ふ子細あれば、聰明子に家督を譲るべしと宣へば、尤と同意して、日夜謀を廻らしける。かくて天文十九年の秋、義鎮には湯治の爲にとて、別府（湯見郡）へ遣し、執事齋藤播摩守、小佐井大和守、津久見美作守、田口玄蕃允を召て、八郎を嫡子に立べきよしを申渡さる。各承て、義鎮性質賢く御座候。元より御嫡子の御事なれば、何の子細もましまさぬに、末子の八郎殿に御代を譲り給ふべき内々傳へ承て候へば、入田丹後守様々の僻事を申上るに依て、御心迷はせ給ひ候よし風聞にて候。夫は物躰なき思し召、是亂逆の端にて御座候と、一同に申けり。義鑑以外の外に氣色を損じ、其儘座を立、奥に入給ひける。其後、又件の四人を呼出しけるに、美作守、玄蕃允は當番にて屋形に有。播摩守、大和守は私宅へ歸りけるを召寄せて、近習の侍に竈門新助、小田隼人と云者に申付、登城の道にて誅せしむ。兩人城門の内に待居たり、小佐井、齋藤門へ入所を、仰ぞと言葉をかけ、一刀にと切懸る。心得た

りと抜合するに、竈門飛菟て、小佐井が弓手の肩先より乳の下まで切付る。深手なれば、其儘倒れ討れけり。隼人も齋藤を一刀にと打けるが、齋藤物馴たる老武者なれば、少し後へしざりけるに、鬢先少し切れたり。抜合て横手切に拂ひければ、隼人が乳の下をしたゝかに切付る。痛手なれば、其儘倒れぬ。齋藤は捨て、私宅を指て歸りける。竈門新助は小佐井が首を取んとする間に、齋藤が引取を見て追かけて奔出れば、早半町餘も隔りぬ。折節、登城の士二三人向ひ來る中に、深江九郎助と云者見へければ、新助高聲に言葉をかけ、上意にて討べき者ぞ遁し給ふなと云ければ、心得たりとて三人ともに切掛る。齋藤は聞ゆる大力の者なれども、老人と云、手は負たり、多勢に取籠られ、終に深江が手に討れけり。門外の騒動、かくと有ければ、津久見、田口是を聞、扱は我身も遁れはあらじとて、案内は知たり、津久見は内所より直に簾中に走り入、八郎殿と同母義を害し、向てかゝる者ども、女童

まで散々に切拂ひ、其身も腹切て死たりけり。田口は遠侍より切て入、直に義鑑の寢所、二階の間へ走り入、義鑑を只一太刀に弑し、近習の者餘多手を負せ、其身も終に城後左近にぞ討れける。是を大友二階崩とぞ申

ける。天文十九年九月二日の事なり。又、津久見、田口が手の者共、主を討せて歸らじと、拔連て切て入、渡り合を幸と、死物狂に切廻る。當番の侍并に城近き者ども馳走り、一人も残らず討留ける。嫡子左衛門督義鎮は、別府にて此事を聞、急ぎ府内に取城して、戸次伯耆守鑑連、後任丹後守齋藤右衛門尉鎮實、後、任兵部少輔を頼給ふ。戸次、齋藤餘多の勢を卒し、時日移さず、入田丹後守が一類を悉く誅伐す。丹後守は漸身づから逃出て、肥後國へ打越、阿蘇惟豊を頼ける。丹後守は惟豊が婿なり。惟豊對面して云けるは、我は大友重代の恩を荷ふ、况や汝は大友執權の臣として不儀を企、主君をも不慮の害に遇せ、剩、命惜とて是迄遁れ來る。無道者、得こそ助くまじと飛かゝり、丹後守を大袈裟

に討落して、其首を豊府に遣しければ、惟豊が忠義を感ぜられ、即首は獄門の木にぞかけられける。此後は豊府も次第に靜謐して、義鎮の代とぞ成にける。

## 二六 豊筑亂記

○大分県郷土史料集成  
戦記編二

### 義鑑公御最期之事

去程に、大友修理大夫四位少將義鑑卿は、政道正しく執行はせ給ひ、弓馬の道に於ては、九州に肩を並ぶる者もなし。文武二道の名將にて御座候故、數年逆心を企て、大友旗下を背きし者多かりけれ共、御武運世に勝れさせ給ひける故に、諸國大名皆旗下に降参仕り、尊敬仕る事限りなし。去共、如何なる時節にや有りけん、不慮の災難起り、家臣津久見・田口と云ふ者に討れさせ給ひける。其故は、義鑑公御子息三人御座します。中にも、御嫡子左衛門督義鎮公は取分て御器量餘に勝れさせ給ひける。然共、物毎に御心の儘に働きつ

よく渡らせ給ひ、家臣の諫をも聞召し給はざりければ、家來の士卒も御心を斗り兼て、萬民恐をなしけり。義鎮公の御代となりては、末如何成行くべきやと嘯く程にぞ有りける。御親父義鑑公は、義鎮の有様を心憂しと思召されけるにや、常々は家老近習の士卒に混り御密談有りけるが、數代の老中、入田丹後守此由を折々仰合せられければ、大友御家の世繼には、御舎弟兩人御座します中に、讓らせ給ふべきよし仰せ出されければ、入田も御誼の趣御尤の御儀奉改候の由申上ぐる。其後義鑑卿齊藤播磨守、小佐井大和守、津久見美作、田口藏人召寄せられ、此由を被仰付けるは、此四人の者共上意の旨を計り兼て、暫し物をも言ふも言はずも有りけるが、重て御受可申上迎居たりければ、義鑑卿猶も御心豊かならず、御座を立たせ給ひけり。皆々座敷を退散して、齊藤播磨守、小佐井大和守、我宿所に歸りけり。津久見、田口は當役にて殿中に居たりけり。義鑑卿猶も豊かならず思召す。頃は天文十九

年二月十二日イ十日に、明朝齊藤播磨守、小佐井大和守登城可仕由にて召されける。齊藤、小佐井何心なく、早朝に登城の支度して打出でける。義鑑卿、竈門新助、小田隼人を召寄せ仰せける。齊藤播磨守、小佐井大和守登城仕らば、路にて待受け誅伐仕るの由被仰付けければ、竈門新助、小田隼人佐は畏り承て、大門の邊に立ちやすらひ、さはらぬ體にて齊藤、小佐井を今やくと待居たり。兩人の者は何心なく參りける。大門の間にて馬より下り、歩み來る所に、小田、竈門出合ひ、さはらぬ體にて互に一言の挨拶して、小田、竈門方より上意にて候とて兩人一度に太刀を抜き、唯一太刀にと打て通るを、小佐井、齊藤も物馴れたる勇士なれば、何も太刀の柄に手を掛けて抜かんとする處に、竈門新助打太刀に小佐井大和守は弓手の肩先より乳下迄切付られ、終に打取りぬ。齊藤播磨守は小田隼人佐打太刀を少し後へ退きければ、隼人佐が太刀先播磨守が鬚ひげ面に斬付られ、深手ならば播磨守も太刀を抜合せ、横手斬

に拂ひ斬れば、隼人佐運や盡きけん、乳下をしたたか斬られ、仰向きに倒れける。齊藤は是を打捨て、我宿指て歸らんと引退く所に、竈門新助は小佐井大和守を討留て首を取らんとする所に、齊藤半町斗り引退く。竈門新助は播磨守を追懸討捕らんと思ひける所に、程遠く力に不及所に、折節侍數多登城、馬に乗り列て馳參る處に、其中に深柄九郎之助といふ若侍先に見へける。竈門高聲に呼で、如何に深柄殿上意にて討つべきものにて候、齊藤遁し給ふなと云ひけるが、心得候とて斬て懸る。齊藤播磨守互に言葉懸け合ひ、一太刀二太刀打合ひけれ共、流るゝ血、目に入て前後分難きの所、深柄終に齊藤を討取ける。かゝる所に、門外にて齊藤、小佐井討れけると殿中に聞へければ、津久見、田口我身の上と心得て、兩人共に太刀拔持て、義鑑公を討奉り、北の方御座所二階の閨へ參り、北の方御幼少の若君迄殺し奉り、扱て其後は廣縁指て躍出で、大庭に切て出で、津久見、田口が手の者共出合へよかし

と高聲に呼ばり、面も振らず命も惜まず、今を最期と死者狂ひ面を合する者ぞなき。津久見、田口が手の者共、太刀を拔持て斬て出づる。かゝる所に城後左近大夫と云ふもの折節登城しけるが、此由を見るよりも、家來郎等共十四五人斗にて、太刀拔持て面も振らず馳向ふ。津久見、田口是を見て、珍數城後殿哉、君の御所存を恨み此趣の仕合せ、向ふ敵のあらざれば、御邊と珍數き最期の勝負を仕らんと、高聲に匍り討て懸る。城後左近大夫聞くよりも、愚かなり津久見殿、田口殿、數代の厚恩を受けながら、逆意の企て身に餘り、主君を討奉る。天罰はいかで可遁、城後が手なみの程を見給へと、太刀拔持て郎等共に下知をして討取や若者共と、眞先に討て懸る。城後が方に佐藤小七郎と云ふ者進出で、田口を目に掛て打て懸る。津久見美作守が郎等清野源七と云ふ者立向ふ。源七、心は猛く思へども、戦疲れてはあり、其上痛手薄手數ヶ所に召ひたれば、腕の力や劣りけん、打て開て一太刀にと、佐藤拜見討



に斬りける太刀先を折下られ、取直さんとする所を、小七郎早業の若者なれば、躍り懸りて討つ太刀に、源七が右の腕を打落され不及力引退んとする所を、小七郎二の太刀にて討ちけるは、弓手の肩先より斬付けられ、ひるむ所を首打落し、是を始として津久見、田口が手の者三十餘人、面も振らず、命も惜まず、爰を先途と馳入り亂れ、戦ひけるが、登城の侍、我もくと馳参る。火出る程に戦ひけるが、津久見、田口が手の者一人も不殘討死す。津久見、田口も此や彼に隔てられ討れけるが、如何なる月日にや有けん、不慮の災難出来て、天文十九年二月十二日義鑑公の御最期、淺猿イ十一日かりける事共也。

二七 大友義鎮感狀

○横山文書  
大分県史料一一

田口・津久見誅  
伐ノ忠ヲ賞シ  
腹卷等ヲ与フ

去二日於府内、田口・津久見等之叛逆之惡黨誅伐之次第、誠以忠貞之段、感悅無極候、依之腹卷一領、有風之脇指進之候、委細用口上候、恐惶謹言、

(月九)天分郡  
(天文十九年)  
九月十日

(大友)  
義鎮(花押)

戸次中務少輔殿

○義鑑横死ハ天文十九年二月十二日、右義鎮花押ハ永禄七年ノ元龜三年頃ノモノナリ。検討ヲ要ス。

二八 フロイス日本史

○豊後篇一  
松田毅一・川崎桃太訳

○フランシスコ・ザビエル山口ヨリ日出ニ来リ、大友義鎮ニ見ユルコトニ係ル。「笠和郷史料」一二八号ニ収ム。本文省略。

二九 パルトリ「イエズス會の歴史」アジア篇

○大分県地方史七三  
溝部脩訳

○フランシスコ・ザビエルノ来府、大友義鎮ニ見ユルコトニ係ル。「笠和郷史料」一二九号ニ収ム。本文省略。

勝津留

三〇 陶隆房等府内參入日記

○永弘文書  
大分県史料六

陶隆房等三人大友晴英迎ニ着岸ス

府中ニ入ル

天文廿年十二月廿七日、竹多津浦ニ御屋形様迎候御舟著岸候人々、陶之安房守隆房(九)・杉勘解由判官隆相・飯田石見守興永三人也、

同天文廿一年正月五日、彼三人被府中入也、(大分郡)

同十六日、大友へ御成、御劔役隆相也、何御供也、(九)

御屋形様、御次清觀、次伊勢六郎左衛門尉殿、次陶安房守殿、次杉勘解由判官殿、次

飯田石見守殿、

又主居大友殿様、次田北大和守、雄城若狹守、次吉岡越前守、次杵臼安房守、次小原殿か、(親貞)  
(治景)  
(長増)  
(白杵)  
(鑑純)  
(鑑元)

志賀安房守、

三一 陶晴賢書狀

○湯淺文書  
萩藩閣録三

大内義長(大友晴英)豊府發足ノ注進到來ス

雲州衆于今上口在陣之由、其聞候、彼一味中、至備後外内郡境目、成武略儀茂可有之候歟、於自然之儀は、旁被申談、一行可被相催之由、對元就(毛利)申遣候、彼被任被申之旨、御馳走肝要候、仍屋形上(大内義長)國之事、去十一日豊府發足之由、注進到來候、定而一兩日中可爲上着候哉、於着國は直可被申候、(大分郡)

猶江良丹後守可申候、恐々謹言、

(房卷)

(天文二十一年)  
二月十九日

湯淺五郎二郎殿進之候

(次)

(胸)  
晴賢判

### 三三 某手日記

○到津文書  
大分県史料二四

天文廿二年正月一日戊子日也、無有籠會、

一十四日辛酉時、有心經會、當職者、依指合無參勤、神官僧衆者如常

一後正月三日庚戌、宮成方中間源兵衛家燒、古キ女房火付候、同夜亥時、下之六地藏、大樂領與七

ト云者之所ニ、是モ古キ女房火ヲ付、孫八郎・七郎五郎・益永領四郎左衛門・行兵衛所家大小十

五燒候、彼火付候女、夜中ニ於辰口生害候、

一同四日辛亥、於豐後符中、爲上意一萬田彈正忠父子を、加來民部・同將監兄弟承生害候、民(深)フカテ

死、將監生候、ムナカタ(宗)、高崎一類同前候、又御屋方様ヲチ、服部之右京大夫殿とも、山下二郎

左衛門承、生害候、右之人(カ)時ニ義鎮野心之由、有其聞候、同廿五日ヨリ行田刑部少輔ト云

下總國者也、  
○一七日斷食シテ萬徳坊ニ日參、易者也、本卦人々トラレ候、又鎮宅礼符相傳候、公建公泰也、(礼カ)

略○下

勝津留

三三 親家知行預ケ狀寫

○由布文書  
東京大学史料編纂所影写本

御感狀

之寫

御書出

今度高國府口合戰之刻、御辛勞禰御賴敷存候、仍田中名之内、上小迫六貫分、先以預進之候、可有

高國府口合戰ノ  
忠ニヨリ田中名  
上小迫六貫分ヲ  
預ク

知行候、以闕所、重而可申合候、恐々謹言、

(年末詳)

十二月十三日

親家(花押)

由布八郎殿 雪下事

三四 大友宗麟義安堵狀

○円寿寺文書  
大分県史料九

法性坊ノ准田反  
錢万雜役ヲ免ズ

當坊領准田段錢并萬雜點役等、任先證之旨、永々免許之儀、不可有相違之條、重々染筆候、恐々謹

言、

(永祿五年頃)

九月廿日

法性坊寛舜

(大友義麟)  
宗麟(花押)

三五 兩 豐 記

○大分県郷土史料集成  
戦記篇二

(府内)  
萬壽寺炎焼之事

元龜元年正月の事なりしに、宗麟近習の侍、工藤帶刀と云者、(海部郡)曰杵營中にて、狼藉の事有ければ、竊に關美作に云付て誅せらるべかりしを、何者か此よしを帶刀に告知せけん、夜中に<sup>(藍カ)</sup>斂落して、府内の敷戸兵部を頼で隠れ居たり。兵部も行末の程いかゞと思ひければ、帶刀に<sup>(サ、キ)</sup>密語けるは、御邊は宗麟の勘氣淺からざるに依て、世を忍び給へり。某も日頃のなじみに依て、異儀に不及隠し置參らせける也。され共、石に口、壁に耳ととやらんにて、爰許におはするよし、曰杵へ洩聞へなば、御邊はいふに及ばず某迄重科遁れ難かるべし。他國へ忍ばせ給ふか、又御歎きも有べき事也。殊に萬壽寺には知者の僧徒の數多あらん、何方なりとも、頼で浮世の沙汰をも、聞繕はれよと勧めければ、帶刀も

勝 津 留

此儀と同心して、夜に紛れ敷戸兵部と打連て、萬壽寺に行、親き僧のありけるに、深く頼參らせて、兵部は頓て販けり。帶刀深く忍びて有けるが、極運の責にや有けん、何者の云ける共なく、工藤こそ萬壽寺に隠れ居よし、曰杵に洩聞へければ、田原紹忍時を延さず、宗麟へ其由言上す。宗麟聞て急ぎ其帶刀を召取れとて、橋本五右衛門、清田因幡に二百餘人の軍兵を相添て差遣す。紹忍元より寺社を破却する事を悦ぶ者なれば、兩人江申含めけるは、萬壽寺の僧徒異儀に及び、帶刀を深く隠すに於ては、院内廣ければ、<sup>(カヤスク)</sup>輒は尋出し難かるべし。火を放ても焼出し、搦捕べしと云付ければ、兩人も紹忍荷擔の者にて、下知は數奇なり、御意は重し、府内へ着とひとしく、寺へ使を立、田原紹忍取次を以て、橋本五右衛門、清田因幡守承り、是迄罷越候、異儀なく工藤帶刀を出させ給へと、本山の役者中へ申通ずれば、役人の僧衆使に對面有て、存知外の事共を承り候。工藤帶刀と申者、寺中に隠れ居候と

て、夢にも其沙汰不存、寺中院々穿鑿仕て、頓て是より御返事を申すべしとて、使をば返し、老若僧侶を呼集て相談しけるが、兎角に付て帶刀を出さんも、いな隠し置かば、又與黨の罪遁かたがるべし。何卒偽り扶て見ばやとて、使僧を出し兩檢使に申越けるは、先刻仰聞られ候帶刀事、穿鑿いたし候へば、先日寺中の知人を頼み參候得共、屋形の上意を背きたるよし承候。右即時に寺中を追出し候。其後は何方へ越候共、行方を存ぜずとぞ返事しける。兩使是を聞て、是こそ紹忍の申されし處也。さらば西方の門より押入て、寺中をさがさんと、我もとく軍兵ども尉・方丈・衆寮、其外院々に亂入して、種々狼藉の働也。寺中の若僧共堪兼て、口論に及びしが、後には散々に打合ければ、僧法師共云せず、一々に切伏突伏ける。内に何者やらん廻廊に火を掛たり。これは是かといふ程こそあれ。爰やかしこに火を放ちける間に、魔風吹來て法堂・方丈に燃付、八十六間の廻廊・山門・佛殿に吹付しかば、

行基菩薩の御作なりし、釋尊の大像も、既に灰塵とならんとする所に、典西堂といへる僧、是を見て穴淺ましとて泣悲み、僧達を招寄せ、やうく御頸斗を引ぬかせ、持出て道の傍に、捨置てこそ落行けれ。方八町の寺院残りなく同時に燃立しかば、黒煙天を掠め、前後も更に辨がたく、品々の佛像、色々の法器、五千餘卷の經藏共に、只一時の煙と成にけり。抑萬壽寺の由來を尋ぬるに、嵯峨天皇御宇、百合若大臣異國退治の時、家臣に別府と云し者、逆心を企、百合若を筑前國玄界嶋に捨置參らせて、己は豊後に販り、御臺所を殺し奉らんとせしに、家從翁が娘、萬壽姫と申けるが、御臺所の命に替りて助奉りし也。別府は天罰にや終に亡にけり。大臣殿販國ましくて、彼姫が菩提のためとて、建立有し伽藍なりしが、絶て久しく名のみ残りし斗りなるを、大友五代出羽守貞親、嘉元三年に再興有し所なり。かゝる靈場なりけるを、佞臣の一言に依て、かく一時の煙と成事、哀れ成ける事共なり。

○本書ノ真偽未詳、検討ヲ要ス。参考ノタメ掲グ。

府内屋敷・祇園  
神領ヲ安堵シ東  
築地外通ニ町人  
ヲ召シ屋敷料ヲ  
徴シ社頭上葺料  
トナサシム

二六 大友義統書狀

○日野幸頭文書  
大分県史料九

(大分郡) 府内屋敷 祇園御神領分之儀、其方可有格護候、然者東之筑地□(至力)外通者、町人召移、以屋敷料、右

社頭上葺等、可有馳走之由、尤肝要候、仍諸點役之儀、令免許候趣、巨細口上申候、恐々謹言、

六月十二日

(大友) 義統 (花押)

税所越中守殿

(税所中務少輔殿)

○『増補訂正編年大友史料』二三ニハ、宛書ニ「税所中務少輔」ヲ加フ。

二七 大友氏待屋奉行入連署事書

○大友家文書録  
大分県史料三四

○天正六年二月廿日。全文ヲ「阿南莊史料」一九八号ニ収ム。本文省略。「こんかう實戒寺貳百七十貫内同」アリ。



三六 大友義統條々事書

○大友松野文書  
大分県史料二五

(大友義統  
花押)

條々

柴田礼能ヲシテ  
府内ヲ治メシメ  
条々ヲ与フ  
万壽寺築地内并  
西ノ屋敷兩所  
万壽寺町屋敷  
百姓中ハ礼能存  
分  
諸成敗  
町役点馬諸公事  
地下人内訴  
公役

- 一 萬壽寺築地之内并西之屋敷兩所、令所望候之事、  
(府内)
  - 一 一府之内萬壽寺町屋敷之事、無殘所預置候事、
  - 一 百姓中前々之證文雖有之、每事禮能(柴田)可被任存分事、
  - 一 諸成敗之事、縱雖爲人被官、至主人相理、禮能可被任存分事、
  - 一 町役并點馬諸公事等之事、如前々可被勵馳走事、
  - 一 地下人等雖企内訴、曾而不可有許容事、
  - 一 公役等之事、聊無緩可有所勤之事、
- 以上

天正十年正月廿二日

柴田筑前入道殿  
(礼能)

二九 大友氏加判衆連署奉書

○円寿寺文書  
大分県史料九

円寿寺東井坊領  
山王講免田三反  
ヲ選付シ岩屋寺  
免ノ代所ヲ与フ

當坊領之内、山王講免田三段分之事、近年令混地、不知行之由候之條、以糺決之上、被成 御還附候、殊岩屋寺免之事、至餘人雖 御裁許候、子細在之由候間、爲右代所、筑後國三原郡之内、高良山大宮司先給平田貳拾壹町分之事、寄附之由被仰出候、任 御判之旨、可有寺務之段、依仰執達如件、

天正十一年八月十四日

(朽網鑑康・宗歴)  
三河入道(花押)  
(玉賀親守・道輝)  
安房入道(花押)

圓壽寺

東井坊寛全法印

一三〇 吉川元長書狀

○吉川家文書別集  
大日本古文書

正月十五六日之御狀、我等病中到來候、其以後者、失念候て今日申聞候之間、拜見候、  
去四日之尊書、昨日廿一到來、拜見候、

(大分郡)

一此表之儀、自赤開關卅七八里先、豊後之内戸次と申所ニ居陣候、今度上勢大軍之由聞及候て、豊

戸次ニ居陣ス

勝津留

府内ノ島津軍ヲ  
敗ル

豊臣秀吉軍近日  
中ニ着閑

後府内(天分郡)ニ罷居候薩州衆破軍候、戸次者府内より先にて候、自爰元陣易候て行候へ者、はや日向にて候、上衆者此口へすきにて候、此方者一列ニ秋月へ仕懸度迄候、其議定一兩日中可相澄候、日向にて候へ者、大篇之事にて候、大軍と申候て茂、大事之行候、

一(秀吉)關白殿近日御關著之由候、昔之儀者不存候、大將・大臣・官位人遠國之御動座珍事候、併仲ア(哀)イ

一(豊)天王長門府御陣無紛事候條、尤候、此度ほと多人數武器以下きれい、無申計事候、歸陣御待久敷之由、尤候、既當殿之御動座之上者、御勝利不可有程之候條、各歸國不可遅々候、可御心安候、先度茂御細書、至今日ニ御報延引迷惑候、

一某所勞得大驗候、少茂御氣遣有閑敷候、早如常々辛勞候へ共、不痛候、如仰母候者も得驗氣之由、安堵此事候、

豊後府内ハ散々

一此表爲何遊興も無之候、豊後府内茂亂後とハ乍申、散々事候、一所茂心之留無之候、  
一以別紙申儀憑存候、貴老御傳を受まてに候、次一種御志千萬候、則三竹と兩吟可有御推量候、  
萬々期後信之聞、不能一二候、恐惶謹言、

(天正十五年)  
三月廿二日

(吉川)  
元長(花押)

(周伯忠雅)  
西禪寺  
尊報

### 三三 フロイス日本史

○豊後篇三  
松田毅一・川崎桃太訳

(第七〇章)

豊後の最後の破壊、および本年當初の出來事に

(一五八七・天正十五年)

ついて、

略○上

ペドゥロ・ゴームス師は、フランシスコ・カリオン師と、ポルトガル人と日本人の二名の修道士を府内に残留させた。それはキリシタンたちが見離された状態に陥らないようにするためであり、また學院が空家にならないようにし、さらに禁止令のために司祭たちが搬出できなかった(學院の)家財を保管させるためであった。

(豊後國主の)嫡子(義統)は、薩摩軍が攻めて來た時に身を守り得るために、他の二名の(關白の)主將とともに上原ウエノハラと稱するある場所ルガールに一城を築くことに決

勝津留

した。だが彼らは心して眞面目に築城の作業に従事しなかつた。彼らの不用意ははなはだしいもので、(日夜)饗宴や淫猥な遊びとか不正行爲に現うつをぬかしていたので、その城(の備え)は笑止の沙汰であつた。したがつて(薩摩軍が來襲した時に、彼らが)助かることなど思いもよらないことであつた。

ところで國主フランシスコの息子パンタリアン親盛は、司祭に對して、もし府内で何事かが起つた場合には、司祭は家財を携えて(自分の)城に身を寄せるようにと傳えていた。

○薩軍ノ利光城(鶴賀城)攻略、大友義統・仙石権兵衛・長宗我部元親軍ノ救援出撃ト敗退ノ事中略。

府内の學院にいた我らの同僚たちはそうした動きを見て、上原ウエノハラの新しい城に身を寄せた。同城へは、それより先に家財を送つていたのであり、(他方)教會には幾人かのキリシタンを置いて見張りをさせた。一同は、敵がその同じ夜に府内に侵入しなければよいがと

大いなる不安に怯えながら、その晩は城内で過した。というのは、もしそうなれば市民も城内の者もお手上げだったからである。だが（同夜は）豪雨に見舞われたので、敵は市を攻撃して来なかった。

朝になって、司祭は一同がいるところは、後日薩摩の連中（まで）が語っていたように、人間が住む城というよりは、野獸の洞窟にも等しいものであるのを見て、國主フランシスコの息子パンタリアン（親盛）に相談した。司祭が府内に踏み留まったのは、ほかならず彼のことを思えばこそであった。（これについてパンタリアンは司祭に）「この場所は安全ではないので、明日、カルヴァリャール師と日本人修道士が住んでいゝる予の妙見城（宇佐郡）に移るがよろしかろう。そしてそこで、府内のこれから先の様子を窺うことにされるがよい」と。かくて（司祭たちは）同所から學院に戻って待機していた。まさにアヴェ・マリア（の祈り）の時間にパンタリアンは使者を寄こして、話したい用件があるか

らジョアン・デ・トルレス修道士を（至急）派遣されたいと傳えて来た。（その後）修道士は戻って来ると（次のように）パンタリアンの傳言を）語った。「嫡子と二名の主將（長宗我部と仙石）は、かの城にいたのでは安全でないので、（同城）を手放して嫡子の伯叔父（田原）親賢が監視している、府内から三里離れた高崎城（宇奈都郡）に行くことに決めている。ところで（今後）どのように情勢が變るか判らないから、伴天連殿は（上原の）城や學院に置いていある家財のことは斷念して、ただちに今晚（にでも）妙見（城）に赴かれるがよいと思う。そのために伴天連殿に同行する人を派遣することにす。伊留滿方は（教會に）留まり、城が放棄されるのを見届け、城が（實際に）放棄されたならば、予が學院に立ち寄って二人の伊留滿をお連れしよう」と。

この傳言によつて司祭は急ぎ始めたが、さりとてすでに（時計は）夜の八時を告げていて、そう早く行動に移るわけにはいかなかった。司祭は一人の修道士と

ともに、それぞれ馬に乗り、修道院の使用人たちは何も携えないで出發した。というのは、同所から妙見城までは十三里もあったし、大雪が降っていたからでもある。こうしておのおのは修道院からは（わずかの）持物、すなわち衣服と一個の聖杯カリクスと一冊のミサ典書以外に、何も運び出すことができなかった。しかもその聖杯さえ、のちほど、道中で失う始末であった。

修道院を出ると、一同はそのあたりの田畑カンボから大勢の人々が出て来るのを見て驚いた。我らの同僚たちはすでに殿トウたちが城を放棄したのか、しないのかを知らなかった。だが司祭に付き添っていた男たちは、あまりにも大勢の人々が逃げて行くのを見て、皆が修道士と司祭に急ぐように（と督促）し始め、脚をしっかり馬につけるようにと言った。こうして彼らは他の人々と同じように野道カンボを精一杯走った。

まだ府内から出てしまっていないうちに、市まちから半里離れたところにある、船の碇泊地、沖の濱（笠和郷）の村落が焼

けるのが見られた。外の方を眺めると、別の地方でもやはり同じように火の手があがっていた。市まちから逃げ出した人々はそれを見て、さらに急いで逃亡した。平地が続いている間、人々は思いきり走ることができたが、一方がそり立つ山となり、他方が海となっている狭い道に入ると、そこに群がりながら進む老若男女の數は實におびただしく、彼らの間に割り込むことも前に進み出ることもできなくなった。夜間のこととて人々の叫び聲や泣き聲や、歩けなくなって後に残されて行く人々の悲痛なうめき聲が聞こえていた。すなわち、親たちは心ならずもその子供たちを、そして夫や妻を置き去りにして行かねばならず、大聲と悲鳴をあげながら彼女らを放置し、逃げ終えるために持ち運んでいたものも捨て去って行く始末であった。

司祭の馬は粗暴であつて、人の喚聲や人いきれに盛んに足蹴りし始めたので、（人々は）やむなく道を開けた（から、司祭は）前方に出ることができた。かく

て司祭は三里あまりというものは、つねに（仲間の）人々を後方に残したまま進んで行った。そして後ろを振り返って見るたびに、すでに府内から立ちのぼっていた火炎がますます擴大するのが認められた。

このようにして（一同は）同夜は一晩中、夜明け前の三時まで旅を続け、雪が積ったある野原で一休みした。それからまもなく旅を続け、（ようやく）妙見に到着できたものの、それはまさに奇跡的な退却であった。というのは、もし半時間でも（長く）學院に留まっていたならば、彼らより少し遅れて出發した人たちのように、捕えられ殺される羽目に陥らねばならなかったからである。そのようになった原因は、嫡子と他の殿たちが、なんら通告することもなく突如として逃走し、秩序を飲いたことであつた。そして哀れな民衆と府内の市民およびその周辺の住民が、その犠牲となつたのである。

同夜、（府内の）市まちを脱出した老若男女は無數であ

つた。ある者は船で逃げ、他の者は死物狂いで深い山の中に逃れた。だが府内の川の對岸にいた敵はそれに氣づいて、彼らを襲って苛酷な損害を與えた。

土佐の國主長宗我部（元親）は、すべての馬を放置したまま、數名の部下といっしょに船で逃走し、家財は途中で放棄した。

讃岐の國主でもう一人の主將である仙石（權兵衛）と稱する人物も日出ひでから乗船しようとした。彼は關白（速見郡）

から、豊後勢を敵から救助するために遣わされていたにもかかわらず、悪事を働き、豊後の人々を侮辱し暴政を行なつたために、彼は深く憎悪されており、陸にいる人たちが彼を殺す危険が生じた。（仙石殿）は片足を負傷したが、二十名とともに脱出し、家財を放棄して妙見にたどり着いた。（それより先）彼は千名以上の兵を従えて讃岐の國を出たのであるが、その兵士たちは、仕えている主人と同類であつた。彼らは、榮光の聖母像に對して恐るべき侮辱や不敬を働いたの

で、(我らの主なる) デウスはその聖なる正義(の鞭  
を行使し給い)、彼らのほとんど全員が死んでしまい、  
ある者は敵の掌中に捕えられ、またある者は、(既述  
の)川で溺死した。(仙石殿)は、大いなる恥辱と不  
名譽のうちに妻子とともに國を追われ、なおそのうえ  
刺客に狙われているのである。

嫡子もまた妙見にたどり着いた。彼がそこに身を寄  
せた時は、(わずか)八名の家來(しか)従えて(いな  
かった)。彼は日用品が入った小さな籠を自分の手で  
整え、それをある武士の召使ウツアードに渡したが、そこには  
一人として自分の小姓キッコウがいなかったからで、ふだんな  
らそういう折には寢床をしつらえたりする(小姓がい  
たのである)。

(それより)同夜、(嫡子)は高崎に避難したが、そ  
こも安全ではなかったので、彼は伯叔父の親賢(田原)とともに  
に、その城から逃れて来たのであった。妙見にいる  
時、嫡子(義統)は弟のパンタリアン親盛に、妙見城

に(居所を)移したいと告げさせた。(だが親盛)は  
食料のないことを理由に断った。

○中略。府内ノ市ノ焼失ト壊滅、三寺院ノ残存、修道院ノ  
破壊・掠奪等ニ係ル。

一同が陥っている激しい不安と焦躁や、目を掩うば  
かりの悲惨な状態は、これを見聞きする者に深い慨嘆  
の念を抱かさずにはおかなかった。彼らには食物も身  
體を掩う衣類もなく、身を寄せる家すらなかった。捕  
虜として連行された人々の群も甚大であった。さらに  
當國のおびただしい數にのぼるキシタンたちが、見  
離された状態に陥った。けだし前年だけでも一萬二千  
名が洗禮を受けたのである。多くの教會は焼き拂われ  
蹂躪された。我らの(同僚である)司祭や修道士たち  
は四散し、いたるところで幾多の危険や侮辱に曝され  
た。學院は破壊され掠奪され、(臼杵の)修練院と、  
あの崇高な教會も焼かれて灰燼に歸し、住民たちは他  
國に追放されてしまった。○下



三三 大友義統書狀

○日野文書  
大分県史料九

〔端裏ウハ書  
「税所中務少輔殿」〕

上洛無事ヲ祇園  
社等ニ祈ラシム

不圖令上洛候、海上殊在京中、無異儀様、於祇園・松坂御神前、可被抽懇祈事、可爲祝着候、恐々  
謹言、

(天正十六年頃)

正月廿四日

(日野)  
税所中務少輔殿

(大友)  
義統(花押)

三三 大友吉統寄進狀

○円寿寺文書  
大分県史料九

唐入祈禱ノタメ  
大般若經ヲ寄進  
ス

爲唐入祈禱大般若經、從豊前國以調法、令寄進候、別而可被抽懇祈事、賴存候、不可有御油斷之儀  
候、恐々謹言、

(文祿元年)

二月廿三日

圓壽寺

(大友)  
吉統(花押)

○円寿寺ハ右吉統寄進ノ「大般若經」六百卷ヲ現藏ス。本經ニハ「九州豊前<sup>(宇佐郡)</sup>勿宇佐田庄善神王寶前」ノ墨書  
(第一卷々頭)アリ、モト宇佐郡佐田庄善神王社ノモノナルコトヲ知ル。

寺領諸点役ヲ免  
除シ高麗懇祈ヲ  
勤仕セシム

一四 大友義延義乘書狀

○円寿寺文書  
大分県史料九

祈念之儀、以寺物執行之條、寺領諸點役免除之段、(大友)吉統御書面令拜見候、此方事茂、不可有別儀候之條、彌祈禱一篇之御覺悟、肝要候、殊當時至高麗渡海之閒、倍可被抽懇祈事、可爲祝着候、恐惶謹言、

正月廿三日

(大友)義延(花押)

圓壽寺

寛全法印御同宿中

付 録

一 大分市大字(上野・大分)・小字一覽表

大字	小	字
上野の	山下、寺裏、西山、黒土、丁ノ平、櫛山、大水落、小水落、飯盛塚、御堂迫、曾都ヶ尻、笠和平、 深追、村崎、西井手上、童王畑、道東、道西、惣社ノ山、六坊、戒道寺、御屋敷、片平、壇ノ本、 大門口、矢取坂、西、東、南、松坂、律院、千年田、七反田	
大分	元町、竜ヶ鼻、南前田、中前田、北前田、河原小路、沖、上鴨、下鴨、川原新地、藪脇、	

○勝津留ノ莊域特定ハ現段階ニ於テハ困難ナリ。コ、ニハ高国府ノ在リシ大字上野ト、荏隈・笠和・判田三郷ノ最中トアル「勝津留河尻野」ノ所在地ト推定サル、大字大分ノ一部ヲ掲ゲ、今後ノ検討ノ参考ニ供ス。

笠  
和  
郷  
史  
料



一 豊後國風土記

○荒木田久老本  
寧樂遺文下

○大分郡全文ヲ「荏隈郷史料」一号ニ収ム。本文省略。

二 倭名類聚抄

○大分郡ノ郷名ヲ「荏隈郷史料」三号ニ掲グ。本文省略。

三 由原宮座主僧救圓解狀

○杵原八幡宮文書  
大分県史料九

④端裏書

「解狀」二通 救圓  
仁圓（天喜元年三月十九日  
永承六年十月十六日）

④宋書



權大掾橘

權掾清原

目代散位紀朝臣

八幡由原宮御在所司僧救圓謹言、

請被 奉施潤月料御燈油料□貳□事、

笠和郷

潤月ノ燈油料田  
ヲ補給セラレン  
事ヲ請フ

生石里卅三坪

夜別三合、年一  
石料田二町二反

請生石御濱塚地内生石迫下生石里卅三坪内常荒、

右、件御燈料油夜別三合、年内准油一石一斗、料田二町二反、奉施免判以明白也、而有潤月之時、有其不足、無潤月之時、無其不足、雖有每月大小用意、不可勘堪潤月料、以國會釋嚴政、可被奉施件潤月料燈油料(者カ)、無有火滅之夜、御殿寶舍挑星朗之光、而先獻三所大菩薩成正覺之法施、次成天下國土豐饒安樂之祈禱、何況大施主息災增福之勤、只有此別施之信、然則以拜國一塵之輕志、爲現當二世之間重樂耳、乃至法界一切衆生、及白毫妙照之餘分、仍注事狀、以解、

天喜元年三月十九日

座主僧「救圓」

(異筆)  
「判、

国司荒田二反ヲ  
施入ス

大介源朝臣（花押）

往年之間、不割置御燈料、非當任之沙汰、然而依神事莊嚴之志、件荒田貳段奉免施入已了、

○本文ニ「由原宮印」五顆、  
判文ニ「豊後國印」四顆アリ。

四 由原宮宮師僧院清解狀

○作原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)

「宮師院清解狀 久安元年二月 日」

留守所塩田ヲ開  
発立用セシム

(外題) 大分郡  
「下 笠和辨濟所

由原宮供料塩浜  
三反ヲ奉免セラ  
レンコトヲ請フ

賀茂・春日兩社  
御供塩浜アリ

宮師職及給免田  
等ヲ讓ル

依申請已爲神事、國料參町之外、開發便宜所、可令立用之狀、如件、

散位紀朝臣（花押）

八幡由原宮師僧院清解 申請留守所裁事、

請被特了解狀旨奉免、八幡由原宮御供料鹽濱參段子細之狀、

右當社、是大日本國鎮守百王守護神靈也、然垂跡於豐洲中心、施利生於一天下、依之奉始上朝帝、至于下庶民、皆所奉仰其靈威也、爰春夏秋冬四季間、奉備御供九箇度、以 府國奉免、所令勤仕也、但以爲上分鹽許也、情案事情、是古人之所爲、所致不經子細於 圀前也、就中檢傍社例、賀茂・春日兩社、各被奉寄御供鹽濱、以是謂之、豈无當社御供鹽濱者、任解狀、被奉免鹽濱者、以上分奉備九箇度御供、以殘米餘味、施神官、奉祈上 帝王、下當國太守之狀、子細言上如件、以解、

久安元年二月 日

宮師僧院清 申文

○「由原宮印」  
六顆アリ。

五 由原宮宮師僧院清讓狀

○作原八幡宮文書  
大分県史料九

（端裏書）  
「讓狀」

讓與

笠和郷



笠和郷

宮師職事、

季供田一丁

所分田坪々事、

季供田一丁  
在笠和

祭文田一丁

法花講田一丁

燈油田一丁

燈油田一丁  
在植田

同一丁  
在笠和

読師田五反

讀師田五段  
在笠和

安居田三段  
在石迫

潤月田二段  
在石迫

大般若修理田一丁  
在賀來

新立仁王講田一丁  
在賀來

荏隈早田三段

又蘭々拂除料畠貳町

石本 參加蘭 安主蘭 眞藏房蘭 仁王講五段  
在生石迫

東 深谷 水尾

居蘭 彌二郎蘭 平野 今山 垣弘蘭

又二番三昧田同讓了、

右、僧定清、依嫡子、所讓與實、更以後日之相論、可停止之、仍所分如件、

長寛二年九月三日  
（號清之）  
僧（花押）

「所分定明白也、仍神官等加判、

御馬所伴

權大宮司

○「由原宮印」黒印  
二顆朱印七顆アリ。

六 某 下 文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

〔裏打紙端裏書〕  
一「永萬元年 鹽濱三段奉免」

〔花押〕

下 笠和郷鹽濱刀禰等、

笠和郷鹽濱刀禰  
ヲシテ塩浜三反  
ヲ由原供料トシ  
テ奉免セシム

可令早任先例奉免 由原宮御供料鹽濱參段事、

右件鹽濱、任先例、早可令奉免之狀、所仰如件、

永萬元年十二月 日

○「由原宮印」  
四顆アリ。

七 由原宮宮師僧定清解狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

〔裏打紙端裏書〕  
「定清解狀」

〔端裏書〕  
「定清解狀」

国司コレヲ免除  
ス

由原宮塩浜三反  
ヲ奉免セラレン  
コトヲ請フ

〔外題〕  
一於鹽濱參段奉免了、

〔藤原賴登〕  
〔花押〕

八幡由原宮師僧定清解 申請 國裁事、  
請被特任 先例之旨、奉免 八幡由原宮御供鹽濱三段子細狀、

右、大菩薩是日本鎮守、百王守護神靈也、然而一天之下、四域之内、誰人不奉仰彼神威之嚴哉、就中和光利物雖無偏頗、然垂跡於豐州中心、爲當國一宮、上下諸人皆合信敬之掌、依之四季節會、所奉備御供九箇度、各以 府國奉免所令勤仕也、雖然於先所立鹽濱者、既以荒荒、非所及人力、故又國料三町之外、令開發三段之鹽濱、令辨備彼御供處仁、當任之御時、被押倒鹽濱條、難堪之至、不可申盡、加以賀茂・春日兩社、各被奉寄御供鹽濱、以是謂之、豈無當社之御供鹽濱哉、望請 國裁、被奉免鹽濱者、捧上分、令奉備九箇度御供、以餘殘者施神官等、奉祈 國主聖朝天長地久之由、仍子細言上如件、以解、

嘉應三年三月 日

宮師僧定清上

○「由原宮印」  
六顆アリ。

### 八 賀來社政所放生會相撰配分注文案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

〔編纂書〕  
一御放生會相撰日記

賀來社八月十一日相撲配分ヲ注ス

賀來社政所八月十一日相撲配分注文

合廿人

生石百姓

左  
一番生石百姓

右  
惣別當

左  
二番辨官

藤末百姓

右  
藤末百姓 三番大檢校

左  
〔追等〕  
「權」擬大官司

阿南莊大辰百姓

四番擬大官司 正御馬所

右  
五番大辰百姓  
〔阿南莊〕

田上百姓

權御馬所 六番檢非違使

田上百姓

賀來莊小野津留百姓 小原百姓

〔賀來莊〕  
七番小野津留百姓 小原百姓

〔阿南莊〕  
八番賀來百姓 小官司

古河百姓

九番古河百姓

惣檢校 十番權大官司

生石百姓役

行事檢非違使役

治承元年八月日

任古注文、所注如件、

応永三十四年写

應永卅二年丁未八月日

公文有修 (花押)

九 宇佐宮假殿地判指圖寫

○田原武彦文書  
宇佐神宮史史料編四

○文治年中。大分郡關係ヲ「荏隈郷史料」一七号ニ抄出。本文省略。

笠和郷

一〇 豐後國圖田帳案斷簡

○到津文書  
大分県史料一

○建久八年カ。全文ヲ「荏隈郷史料」一八号ニ取ム。本文省略。中ニ「大分郡田代千三百八十餘丁」ト見ユ。

一一 豐後國留守所下文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

下 笠和郷

(花押)

宮師ノ訴ヘニ対  
シ流失セル塩浜  
三反ノ替地ヲ開  
発セシム

可任先例奉免 由原宮御供鹽<sup>(濱カ)</sup>參段事、

右、件鹽濱事、如宮師訴狀者、爲當宮<sup>(御カ)</sup>供調備料、被奉免之處、爲洪水令流失<sup>(已カ)</sup>無其跡云々、流失

之時者、以他所地、被改立之<sup>(由カ)</sup>、雖載訴狀、當時如所進狀等者、不見其<sup>(已カ)</sup>、然而且神事也、且又

爲祈禱、東濱之内、以便宜地、可令奉免開發之狀、如件、

嘉祿二年正月 日

東濱ノ内便宜ノ  
地ヲ開發スベシ

読師田五段ヲ宮  
師定院ニ宛行フ

本師ノ時料田七  
町三段ヲ大官司  
章妙ニ引渡ス  
読師田五反ハ全  
惠ニ宛給フ

高国符勝津留ハ

### 二三 預所法眼幸秀下文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)  
一讀師田伍段之事、寛元二年三月日預所法眼和尚位判

下 豊後國賀來社神官供僧等所、

可早宛行讀師田伍段事、  
(笠和郷)

右、當社供僧官師定院爲相傳所職、雖然、本師之時有子細、料田七丁三段大官司章妙法名引渡之、依定院歎申、彼料田返付定院之時、引分讀師田五段、阿闍梨全惠依爲有器量之仁、宛給料田全惠仁畢、全惠死去之刻、不於當社奉仁(任力)、非其器量弟子讓與云々、相違神慮哉、然間、任定院相傳、所宛給也、於進退領掌、任先例、可勤仕之狀如件、神官供僧宜承知、不可違失、故下、

寛元二年三月 日

預所法眼和尚位(幸秀)(花押)

○読師田五段ハ笠和郷ニアリ。長寛二年九月三日院清讓狀(五号)参照。

### 二三 法眼幸秀・頼秀連署契狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

宇佐宮神領高國符勝津(留之丸)閉事、守護所自丹後前司殿(大友頼泰)、以首藤左衛門大夫、被仰候之様ハ、高國符

笠和郷

笠和・荏隈・半太郷ノ最中ナリ一職賜ハルベシ

者、笠和・荏隈(判)・半太郷最中也、彼所一職可賜之由、被觸仰候之聞、領狀申候了、雖然、自尼御前(深妙)、如此被仰候之上ハ、本讓狀更以不可相違候、幸秀沒後毛其旨爲御存知、契狀如件、

建長六年六月五日

法眼(幸秀)(花押)

賴秀(花押)

謹上 豐後八郎入道殿(志賀能郷)

一四 造宇佐宮豐後國行事所下文案

○書陵部八幡宮關係文書 大分県史料三〇

豐後國行事所下 高田庄、

高田庄ニ命ジテ宇佐宮南樓造管材木ヲ勤役セシム

可早任式數令勤役、造 宇佐正宮南樓御材木等事、

柱一本 長一丈二尺 口一尺五寸

柱貫一支 長一丈九尺 弘八寸 厚七寸

天井桁一支 長二丈七尺 弘八寸 厚七寸

組入子二支 長一丈九尺 弘五寸 厚四寸

同裏板二枚 一丈一尺 弘九寸 厚一寸五分

唐居敷一枚 長五尺 弘一尺五寸 厚四寸

間草二支 長九尺 弘八寸 厚五寸

簀子板二枚 長二丈八尺 弘一尺五寸 厚三寸

雁齒板一枚 長二丈 弘一尺 厚二寸五分

平桁一支 長三丈 五六寸

大輪桁一支 長二丈一尺 弘一尺八寸 厚一尺

腰長押一支 長二丈 九寸 厚九寸

冠木二支 長一丈二尺 方九寸

二階柱貫一支 長二丈 厚六寸 弘八寸

登桁一支 長一丈 厚七寸 弘七寸

天井桁一支 長一丈六尺 方七寸

角差一支 長一丈四尺 方八寸

大垂木一支 長二丈二尺 厚八寸 弘一尺

瓦形桁一支 長三丈 厚八寸 方八寸 弘一尺二寸

瓦形桁肱木一支 長一丈 方八寸

修理裏板二枚 長一丈七尺 厚六寸 弘一尺五寸

垂木十支 長一丈四尺 厚四寸 弘五分 方八寸

母屋裏板十枚 長一丈四尺 厚一寸五分 弘八寸

角木一支 長二丈五尺 厚八寸 弘一尺

比尾垂木五支 長七尺 厚五寸 弘六寸

同裏板五枚 長六尺 厚一寸五分 弘一尺

野桁一支 長二丈五尺 弘八寸

梁一支 長一丈六尺 厚八寸

木舞一支 長三丈 厚三寸 弘五寸

懸肱木三支 長六尺 方八寸

卷斗三支 長三尺六寸 厚九寸 方(〆)

小屋形裏板五枚 長一丈二尺 厚一寸五分 弘一尺二寸

勢家津ニ付シ国  
行事ニ引付クベ  
シ

右、件御材木等、任式敷所令支配也、先來十月中付勢家津、可令國行事引付也、抑此御材木假令徵下之間、定有不足歟、然者且爲用意、(脱アル方)令下知如件、(笠和郷)

建長七年九月一日

檢非違所源朝臣 在判

書生 小野朝臣 同

在國司藤原朝臣 同

在國司藤原朝臣

○文中「勢家津」ハ笠和郷勢家(大分市大字勢家)ニアリシ港ニシテ、恐ラク後ノ「沖ノ浜」港ナラン。

笠和郷



一五 生石垂井寺鐘銘

○大分県金石年表一  
大分市大字生石

垂井寺願仏銅鐘  
ヲ鑄造奉納ス

文永十一年甲戌十二月十六日、豊後國垂井寺勸進上人願佛、

○寛延四年（一七五二）ノ改鑄トイフ。靈雲寺ハ旧名垂井寺ト言フト（次号参照）。

一六 豊後國志

旧名垂井寺ト称  
シ文永年中大友  
頼泰草創

（大分郡仏寺項）  
靈雲寺

在笠和郷生石村、舊名垂井寺、文永中、大友兵庫頭頼泰所創、使佛眼禪師爲開祖、寺舊在沖濱、

沖浜ニアリ慶長  
災後生石ニ移ス  
生石ノ地名

欲除去、掘之則盤根入地轉深、多日費功、且皆受  
祟、懼而瘞焉、爲神祭之、地名生石、蓋由之、

一七 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本  
鎌倉遺文一五七〇一号

○弘安八年九月晦日。「往隈郷史料」二四号ニ前文及ビ大分郡条ヲ掲グ。此ニハ本郷分ノミヲ摘出ス。但シ永興国分寺ト内梨畑ノ帰属ニツキテハ異説アリ。

笠和郷百七拾町

笠和郷百七拾町 領家徳大寺中納言、地頭職兵庫入道殿  
（公孝九）  
（大友頼泰）

永興國分寺二十三町八段内

十三町八段 永興寺

拾丁 國分寺、地頭甲斐國住人市川左衛門宗清法名連性五郎

内梨畑 大略依爲畠地、代不分明也、地頭相模四郎(田尻力)  
(公時)

一六 大友頼泰書下

○志賀文書  
熊本県史料中世二

(笠和郷)  
當郷富成名内勢久世宇小屋敷事、令還補志賀太郎入道、任先例、無非法可致其沙汰之狀、如件、  
(泰朝)

正應元年六月廿三日

(大友頼泰)  
(花押)

笠和郷沙汰人殿

笠和郷富成名内  
勢久世宇小屋敷  
ヲ志賀泰朝ニ選  
補セシム

一九 賀來社宮師僧圓清讓狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

讓與

豊後國一宮 八幡賀來社宮師職并所職、料田等事、

合

季供祭文田貳町在限 最勝講田一丁賀來 三番仁王講田一丁賀來 大般若修理田一丁賀來 一番三

笠和郷

二〇五

豊後國一宮八幡  
賀來社宮師職等  
ヲ嫡子源清ニ讓  
在限郷 笠和郷  
賀來社

笠和郷

二〇六

平丸

昧田一丁二段上同之 燈油田二丁植田 潤月燈油田二段生石 四番仁王講田五段生石 安居田六段生石

生石追 大神寶宮行事給田二段半内一段半平丸浮免 立山田二段半 平野新開二段給田一段

平丸 一段阿南庄内六郎丸皆免 在限

黒尾祝職 山神祝職、

屋敷等分

屋敷等分

居屋敷 岡屋敷 一井屋敷 權二郎屋敷 中山屋敷 今山 平野藪 榎藪 おハねの藪 石木屋

敷 平野鍋倉追く黒尾之祭田六段大 東藪

女子讓分ハ一期ノ後嫡子進退スベシ

右件所職田畠等者、圓清重代相傳之地也、而僧源清依爲嫡子、相副次第證文并代々手次等、所讓與實也、但此内岡屋敷者、次男慶増丸仁讓與畢、平野新開二段并東藪者、女子糸惜仁讓與畢、四番仁王講田五段内坂本二段者、女子彌増仁讓與畢、小藪同讓與畢、是者彼等一期間也、一期之後者、嫡子可進退者也、仍讓狀如件、

正應二年歲次三月三日

宮師圓清(花押)

三 沙彌阿法志賀秦朝愁狀案

○志賀文書 熊本県史料中世二

笠和郷富成名内勢久世宇屋敷鹽濱事、風早殿御讓以後、數十年當知行無相違候之處、今年四月廿四

日、自本名號有御書下、苟取作麥、被押領候之條、歎存候、其上志賀村中分之後者、彌罷成無力候之間、別御計をも可罷蒙之旨、相存候之處、今又本知行分、被召上候之條、殊愁歎候、且最少地

笠和郷富成名勢久世宇屋敷鹽濱作表ニ対スル本名ノ押妨ヲ訴フ

候、尤預御愍憐、令安堵候者、所仰候、以此旨、可有申御沙汰様候覽、恐惶謹言、

正安元年

五月十日

進上 家中入道殿

(志賀泰朝)  
沙彌阿法

在判

三 大友頼泰書下(紙折)

○志賀文書  
熊本県史料中世二

笠和郷富成名内  
屋敷塩浜ヲ志賀  
泰朝ニ安堵セシム

志賀太郎(泰朝)入道申、給所笠和郷富成名内屋敷鹽濱、自本郷令濫妨由事、如申者不便、可安堵之旨、可

令下知給之狀、如件、

正安元年六月十一日

(大友頼泰)  
(花押)

左近大夫殿

三 鎮西北條北條實政御教書

○島津家文書一  
大日本古文書

浦々船ニ在所船  
主交名ヲ彫付ケ  
員数ヲ注進シ且  
海賊ヲ追捕セシム

豊後國津々浦々船事、爲被鎮海賊、不論大小、隨船見在、輒難削失之様、彫付在所并船主交名於彼船、來月中可被注申員數、且有海賊之聞者、守護地頭沙汰人等、構早船、不廻時剋可令追懸、然者、乘人者縱赴陸地、雖令逃脫、至船者令棄置之時、船主之所行敷、他人之借用敷、尋明之者、可

笠和郷

露顯之故也、又追懸之時、乍知及不合力之輩者、可被注進交名、仍執達如件、

正安三年三月廿七日

前上總介(北条実政)(花押)

下野彦三郎(久長)左衛門尉殿

三 沙彌阿法志賀讓狀案泰朝

○志賀文書  
熊本県史料中世二

讓與

相傳所領田畠山野等事、

一、在豐後國大野庄志賀村南大方名、同泉名并勳功實地頭職

一、上家分在家田畠等

○在家五  
家中略

一、同庄下村内泊寺院主職兼地頭職

一、笠和郷富成名内勢久世宇屋敷在鹽濱

一、筑前國三奈木庄勳功地半分(下座郡)朝倉四郎給分

右、件於所領等者、得祖母風早深妙讓相傳之、但於三奈木庄内阿法知行分者、依異國合戰之忠、宛給之畢、仍旁以知行無相違、然者於今者、相副 將軍家御下知并次第證文目錄、所讓渡嫡子貞朝也、

中間略之、

相伝所領ヲ嫡子  
貞朝ニ讓ル

豊後国大野庄志  
賀村大方名泉名  
勳功實地頭職  
上家分

泊寺院主職兼地  
頭職  
笠和郷富成名内  
勢久世宇屋敷  
筑前国三奈木庄  
勳功地半分

仍爲後代證驗、讓狀如件、

正安三年十二月廿日

(志賀泰朝)  
沙彌阿法

二四 豐後國在國司沙彌行念請文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(包紙ワハ書)  
一請申

當年生石濱御放生會役國東鄉分事、

後二條天皇

乾元二年八月十五日

(朱)  
「五百七十六年」花押  
在國司沙彌行念

請申

當年生石濱御放生會役國東鄉分事、

生石濱放生會神  
事ヲ遂行シ還御  
セシム

國東鄉船入海破  
損  
懈怠・破損ヲ糺  
明シ明メヲ致ス

右、如風聞者、本郷船、爲當役勤仕罷渡之處、人物共依令入海破損、懈怠出來歟、依之被仰御神事  
還御、可有延引云々、殊所驚存也、所詮先被遂行御神事、無爲可被奉成還御哉、於彼懈怠分者、且  
相尋破損之有無、且以後日、可致其明也、更々不可有緩怠之儀、仍請文如件、

乾元貳年八月拾五日

在國司沙彌行念(花押)

笠和郷

三五 大友貞親書下

○志賀文書  
熊本県史料中世二

笠和郷井料田ヲ  
仙証房ニ付ス

笠和郷井新田壹町事、如元所被仰付仙証房也、任先例、可致沙汰之由候也、仍執達如件、

嘉元二年十二月十九日

(大友貞親  
花押)

沙汰人中

三六 賀來社宮師僧源清讓狀案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○嘉曆二年八月十五日。全文ハ「荏隈郷史料」二九号ニ収ム。本文省略。

三七 賀來社宮主職給免田畠地屋敷注文案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○嘉曆二年八月十五日。「荏隈郷史料」三〇号ニ収ム。第一名内ニ「鹽濱<sub>守領</sub>押領之」「壹町笠和原畠地同前」等ハ当郷内ナリ。本文省略。

濱御殿ハ笠和郷  
阿南莊役

## 二六 賀來社年中行事次第

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○正慶元年正月十一日。全文ヲ「賀來社史料」五〇号ニ収ム。本文省略。五月行幸会ノ「濱御殿壹宇三間四面」ノ萱葺ハ「當國笠和郷并阿南庄役、毎年造替之」トアリ。

## 二七 知性神護寺天滿宮由緒書

○植田広文書  
増補訂正編年大友史料五

大友氏泰吉弘一  
曇ヲ殺ス  
曇ノ靈ヲ慰ム  
ルタメ天滿宮ヲ  
神護寺境内ニ建  
テ之ヲ祭ル

元亨元年北條相模守平高時、使北條英時爲鎮西探題、故英時調軍士、歷海陸、來筑前國、居城博多、監九州諸將之好惡、以告鎌倉、是故少貳・大友・菊池・嶋津、皆來博多、謁英時、英時武威振九國、諸將請命皆歸本國也、其頃太守大友源氏泰、信佞臣之讒言、自以鍾害長臣吉弘一頓(巻)、於是、其吉弘氏忽爲怨靈(怨)、惱氏泰之一屬屢、而後氏泰察其讒言、大遣感之、嘉曆三年辰春、命植田・笠和等之家臣、於神護之境内、新宮神殿、安吉弘氏之靈魂、稱天滿宮祭之、以拒其怨念、卽爲府城之鎮神、悉盡美善者也、

正慶二曆酉仲夏

(蔭) 莊山雪村 尊下

知性

誌之、

○當時ハ氏泰ノ父貞宗ノ時代ナリ。本文書疑ハシ。検討ヲ要ス。

笠和郷



三〇 後醍醐天皇繪旨

○志賀文書  
熊本県史料中世二

大野庄志賀村半分以下ヲ安堵ス

豊後國大野庄志賀村半分南方、并下村泊寺院主職・地頭職、同國笠和郷富成名内勢久世宇屋敷鹽濱、

筑前國三奈木庄内田畠屋敷山野等、志賀藏人太郎忠能法師法名正玄、當知行不可有相違者、

天氣如此、悉之、以狀、

建武元年五月一日

式部大丞 (花押)

三一 笠和郷政所周防介頼秀請文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)  
「下野周防介請文」

豊後國賀來社宮主春清申、季供田・三昧田并燈油田以下事、去七月十三日御書下案并今月十日御催

促狀等、謹承候畢、抑如御書下者要、下野周防介背書下違亂云々、此條云本解狀、云先度御書下、

賀來社季供田以下ヲ宮主春海ニ沙汰シ付ケラレシコトヲ上申ス

不相付之間、雖不存知訴訟之旨趣候、違亂之段、先以不實候、然早可被沙汰付彼田地於春清候哉、

以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

曆應三季八月十三日

(笠和郷政所)  
周防介頼秀請文

(異筆)  
「承了、」

(今川四郎入道カ)  
「(花押)」

三 沙彌寂圓植田請文案

○柞原八幡宮文書  
增補訂正編年大友史料八

(端裏書)  
一 小原彈正忠入道請文

賀来社季供田三  
味田以下給免田  
ヲ宮主春清ニ渡  
付セシヲ上申ス

豐後國賀來社宮主春清申、季供田・三味田并燈油田以下事、去七月十三日御書下、同八月十日謹拜見仕候畢、任被仰下之旨、笠和政所周防介頼秀・荏隈政所代首藤右衛門入道尊蓮等仁、尋問違亂實否之處、不及違亂之由、頼秀・尊蓮請文如此、仍沙汰付下地於春清候畢、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

曆應三年九月廿五日

(植田)  
沙彌寂圓

三 沙彌正玄志賀讓狀案

○志賀文書  
熊本県史料中世二

相伝所領ヲ嫡子  
頼房ニ讓ル

讓與

相傳所領豐後國大野庄志賀村南方・同庄下村泊寺・同國笠和郷勢久世宇居屋敷并鹽濱・筑前國(盆九升)  
(下座部)  
三奈木庄恩賞地以下所々地頭職事、

孫普賢丸讓与分  
ノ公事ハ惣領支  
配スベシ

右、所領等者、相副代々相傳證文等、限永代、所讓渡于嫡子頼房也、然則無他妨、可領知之、但於泊寺者、寄進于法壽寺間、任置文旨、永不可成違亂、將又、孫子普賢丸雖分讓所領、於御公事者、

笠和郷

頼房爲惣領可令支配者也、仍讓狀如件、

康永元年八月三日

(志賀忠能)  
沙彌正玄

三三 源賀頼房讓狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

讓與

所領ヲ嫡子一法師丸ニ讓ル

相傳所領豊後國大野庄志賀村南方・同庄下村泊寺・同國笠和郷勢久世宇屋敷并鹽濱・同國山香(遠見)庄内船尾・筑前國三奈木庄恩賞地以下所々地頭職等事、

右所領等者、相副代々相傳證文等、限永代、所讓渡于嫡子一法師丸也、無他妨可領知之、於自餘男子・女子者、一法師丸相計可扶持也、仍讓狀如件、

庶子女子ハ一法師丸扶持スベシ

貞和四年正月十一日

(志賀)  
源頼房(花押)

三五 深江種重軍忠狀寫

○筑前深江文書  
南北朝遺文九州編二六二〇号

筑前國深江大藏允種重申軍忠事、

右、去年豊後御發向之時、御共以來、於所々御陣、致宿直警固候早、殊鞍懸(國崎郡)・高牟禮(豊前宇佐郡)・高崎等御退

治、別抽忠節之條、御見知上者、預御證判、爲備後代龜鏡、粗言上如件、

豊後御発向鞍懸・高牟禮・高崎等退治ニ忠節ヲ抽ゾ

正平四年八月 日

〔証判〕  
「承了、（花押影）」

○高崎城ノ莊郷帰属未詳。今シバラク笠和郷ニ収録シ、後考ヲ俟ツ。下同。

三 木屋行實軍忠狀

○筑後木屋文書  
南北朝遺文九州編四一一二号

〔証判〕  
「加一見了、（菊池武光）」

筑後國木屋彈正左衛門行實申、軍忠事、

右、去三月廿日、爲御對治大友刑部大輔氏時以下凶徒、御發向豐後國之間、自最前屬御手、於所所御陣、致宿直、同四月十二日、御向同國竹崎城之時、<sup>高（天分郡）</sup>於麓近御陣、日夜抽警固之忠、同五月十二日、御歸國之時、令御共候訖、然早下賜御判、爲備龜鏡、言上如件、

正平十四年五月 日

三七 草野永幸軍忠狀

○九州大学文学部所蔵草野文書  
南北朝遺文九州編四一一六号

〔証判〕  
「加一見了、（菊池武光）」

筑後國草野孫次郎永幸申軍忠事、

笠和郷

大友氏時以下凶徒討伐ノ軍忠ヲ上申シ証判ヲ請フ

大友氏時討伐ノ

タメ豊後発向ノ  
時ノ軍忠ヲ上申  
シ証判ヲ請フ

右、去三月廿日爲對治大友刑部大輔氏時以下凶徒、豊後國御發向之時、令具奉、於所々御陣、致宿直警固、同四月十三日御向高崎城之間、(大分縣)致合戰、同五月十二日至于御歸國之時、抽忠節之條、無其隱者也、然者早賜御證判、爲備向後之龜鏡、謹言上如件、

正平十四年六月 日

三六 足利義詮御判御教書

○大友文書  
大分県史料二六

豊後ニ寄來ル懷  
良親王菊池武光  
等ヲ退治セシム

去二月廿五日注進狀、披見畢、(懷良親王)筑後宮并武光等、率鎮西凶徒等、擬寄來豊後國云々、早相催一族并地頭御家人等、可令退治、且於抽軍忠之輩者、就注進可抽賞之由、各可相觸之、戰場之不審、細々可馳申之狀、如件、

延文四年六月八日

(足利義詮)  
(花押)

大友刑部大輔殿  
(氏時)

三九 足利義詮御判御教書

○入江文書  
大分県史料一〇

懷良親王菊池武  
光等退治ノ軍忠  
ヲ賞シ弥軍忠ヲ  
励マシム

(懷良親王)筑後宮並武光以下凶徒等、寄來豊後國之時、令同心大友刑部大輔氏時、致軍忠之由、氏時所注申也、尤以神妙、就注進可抽賞、向後彌可抽戰功之狀、如件、

延文四年七月廿五日

(足利義詮)  
(花押)

(正覺・直貞)  
豐前藏人三郎入道殿

#### 四〇 足利義詮御判御教書

○諸家文書纂所収野上文書  
増補訂正編年大友史料七

懷良親王菊池武  
光來攻ニ大友氏  
時ニ同心シ軍忠  
ヲ致スヲ賞シ  
功ヲ励マシム

筑後宮并武光以下凶徒等、寄來豐後國之時、令同心大友刑部大輔氏時、致軍忠之由、氏時所注申也、尤以神妙、就注進、可抽賞、向後彌可抽戰功之狀、如件、

延文四年七月廿五日

(足利義詮)  
(花押)

(資親)  
野上但馬權守殿

#### 四一 足利義詮御判御教書

○今村孝次文書  
南北朝遺文九州編四二一號

懷良親王菊池武  
光來攻ノ時大友  
氏時ニ同心シ軍  
忠ヲ抽ルヲ賞ス

筑後宮并武光以下凶徒等、寄來豐後國之時、令同心大友刑部大輔氏時、致軍忠之由、氏時所注申也、尤以神妙、就注進可抽賞、向後彌可抽戰功之狀、如件、

延文四年七月廿五日

(足利義詮)  
(花押)

(異筆)  
「後藤五郎入道殿」

○宛名ノ異筆ハ後世ノ作為ナリ。本文書ハ植田氏文書ナリ。

笠和郷

三 足利義詮御判御教書

○平野文書  
大分県史料二六

懷良親王菊池武光等ノ豊後進攻ノ際ニ大友氏時ニ同心軍忠ヲ致スヲ賞ス

〔筑〕後宮并武光以下凶徒等、〔寄〕來豊後國之時、令同心大友〔刑〕部大輔氏時、致軍忠之由、氏時〔所之〕注申也、尤以神妙、就注進可抽賞、向後彌可抽戰功之狀、如件、

延文四年七月廿六日

〔足利義詮〕  
〔花押〕

〔資直〕  
狹間新藏人殿

四 藤原志賀氏房軍忠狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

志賀氏房軍忠ヲ上申シ証判ヲ請フ

志賀彌太郎氏房軍忠事

狹間襲來ノ時赤松陣ニ馳參ス

一、去年十二月筑後宮狹間襲來之時、依爲親父藏人太郎頼房當病、氏房自最前馳參赤松御陣之處、〔遠見郡〕宮勢退散之間、迄于玖珠八町辻、致忠節訖、

頼房ノ城ニテ合戦

一、今年三月、筑後宮并菊池武光以下凶徒、當國打入之刻、頼房城壠寄來之間、既十餘ケ日、夜致

高崎陣退却ノ時九重山ニテ合戦

合戦之處、彼逆徒引退、高崎城罷向之間、塞所々通路、廻方便、抽忠勤訖、  
一、御敵高崎陣引歸之時、於當國九重山、致散々合戦、若黨中尾兵衛三郎氏平〔切疵〕、中間藤次〔被射疵〕、三ヶ所訖、

去六月廿七日肥後御發向之間、自最初致御共、(益城郡)三船城攻之時、若黨中尾小三郎頼平被射右腕、并進平

五盛見被射右頰、同隈庄、并甲佐御陣所、致忠節之旨、且預御注進、且賜御證判、欲備後證候、以

此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

延文四年十月廿日

(志賀)藤原氏房上  
(兼花押)

進上 御奉行所

「(証判)承了、(大友氏時)花押」

### 四 上總介某書狀

○東京大学文学部所藏斑島文書  
南北朝遺文九州編四三〇八号

斯波氏經豊後下  
向ヲ告ゲ発向ニ  
協力セシム

依世上動亂、此間久不申承候條、背本意候、何條御事候乎、承度存候、

抑管領(斯波氏經)今月三日御着豊後、大船八艘ニ被召候て御下候、新田殿・今川殿・岩松殿、其外爲宗御一

族、多御下向候之間、殊ニ目出候、定御同心候乎、隨而近日御發向候、爲御心得申候、其邊不審、

委細示給候者、本望候、每事期後信候、恐々謹言、

(康安元年)十月十日

上總介家□(花押)

佐志藏人殿(被)



望 太平記

○大宰府・太宰府天満宮史料  
一一

(卷三十八)

九州探題足利氏經下向事

斯波氏經ヲ九州  
ニ下ス

四国中國ノ勢氏  
經ニ從ハズ

筑紫ニハ、少貳・大友以下ノ將軍方ノ勢トモ、菊池ニ追スヘラレテ、已ニ又九州官方ノ一統ニ成ヌト見ヘケレハ、探題ヲ下シテ、少貳・大友ニ力ヲ合セデハ叶フマジトテ、尾張大夫入道ノ子息左京大夫氏經(新波)ヲ、九州ノ探題ニ成テソ下サレケル、左京大夫先兵庫ニ下リテ、四國中國ノ勢ヲ催シケレトモ、附從フ勢モ無リケレハ、サリトテハ道ヨリ引返スヘキニ非ストテ、僅二百四五十騎ノ勢ニテ、已ニ纜ヲ解ケルニ、左京大夫ノ屋形船ヲ始トシテ、士卒ノ小舟共ニ至マテ、傾城ヲ十人、二十人載ヌ舟ハ無リケリ、礮ニ立並ヒテ、是ヲ見物シケル者トモノ中ニ、些コザカシケナル遁世者ノ在ケルカ、傍ヘノ人々ニ向テ申ケルハ、筑紫九箇國ノ大敵ヲ滅サントテ、討手ノ大將ヲ承ル程ノ人ノ、是程物ヲ知デハ、何トシテカ大功ヲ成ルヘキ、夫大敵ニ向テ陣ヲ張、戰ヲ決セントスル時兵氣ト云事アリ、此兵氣敵ノ上ニ覆テ立時ハ、戰必勝事ヲ得、若陣中ニ女多ク交テアル時ハ、陰氣陽氣ヲ消故ニ、兵氣會テ立上ラス、兵氣立サレバ、縦大勢ナリトイヘトモ、勝事ヲ得ストイヘリ、○中大敵ノ國ニ臨ム人ノ、兵ヲハ次ニシテ、先女ヲ先立給フ事、心得ラレスト難シ申ケルガ、果シテ無幾程高城ノ城ニモ不怵、淺猿キ體ニテ上落シ給ヒシガ、面目ナクヤ被思ケン、尼崎ニテ出家シテ、諸國流浪ノ世捨人ト成ニケリ、

氏經高崎城ヲ保  
チ得ズ上落ス

豊後府中ニ下着  
セシヲ告ゲ味方  
ニ参ラシム

豊前方面ノ勝利  
ヲ報ジ味方ニ誘

四 九州探題斯波氏經書下寫

○阿蘇家文書下  
大日本古文書

爲凶徒退治、去三日下著豊後國府中候、參御方、可致軍忠之由、相觸分國軍勢等、合戰事、御籌策

候者悅入候、恐々謹言、

(康安元年)  
十月廿八日

阿蘇大宮司殿  
(惟村)

上包阿蘇大宮司殿

左京大夫氏經

(斯波)  
氏經 花押

四 九州探題斯波氏經書下寫

○阿蘇家文書下  
大日本古文書

(菊池) 武光進退、其後無心元候、但要害等御堅候之間、心安存候、彼邊事委細可承候、兼又、豊前國合戰

及三ヶ度候、毎度御方打勝候了、就中去七日合戰、敵方守護代以下、可然之仁五十餘人討取候、御

敵悉降參、一國大略御方罷成候之間、悦喜無極候、定御同心候哉、尙々、其邊事無心元候、恐々

謹言、

(康安二年)  
八月九日

阿蘇大宮司殿  
(惟村)

(斯波)  
氏經 花押

到來八月十一日巳刻

笠和郷

四 九州探題斯波氏經書下寫

○阿蘇家文書下  
大日本古文書

(端書)  
一到來康安二九二

路次難儀ニヨル  
無音ヲ謝シ敵ノ  
崎城攻略ノ際ノ  
馳走ヲ求ム  
所望ノ料所ヲ注  
スベシ

連々雖可進使者候、先度如申候、道路難儀之間、無案内令懈怠、心中更非等閑候、其邊事一向憑存候、當城攻寄候者、隨進退可有御計候、兼又料所事、自是雖可進候、御望在所不存知之間、不進候、注給候者、可書進候、且京都可被申子細候者、可承存候、身之一大事候、可注進候、定不可有子細候、此間御辛苦、返々察申候、恐々謹言、

(康安二年)  
八月廿七日

左京大夫氏經

謹上 阿蘇大宮司殿

花押

四 九州探題斯波氏經書下寫

○阿蘇家文書下  
大日本古文書

菊池武光府中ニ  
打入ル  
通路ハ土左次郎  
ト談合スベシ

不審之處、悦(喜候カ)了(武光)、凶徒既打入符中候、未攻當城候(高崎城)、若寄來候者、一向憑申候、次通路事、土左

次郎致談合、籌策候者悦入候、恐々謹言、

(康安二年)  
九月九日

氏經 花押

阿蘇大宮司殿

御返事

到來九月十日、

五〇 安富泰重軍忠狀

○肥前深江文書  
南北朝遺文九州編四四三〇号

安富民部大夫泰重申軍忠事、

豊後万寿寺  
ノ間供奉ス  
長者原合戦

右、去九月十四日、豊後國萬壽寺御立之間、御共仕、所々致宿直候畢、同廿一日、御敵京都大將并(斯波氏經)

冬資(少貳)以下凶徒依打出、於長者原御合戦之間、致種々軍忠分捕之條、預御檢知畢、次松浦御敵蜂起之

由、在國司筑前守令申之間、同廿五日福井罷下、致合力之處、御敵退散之由依風聞、企參上之處、

御敵又鏡濱崎打寄之由、其間候之間、十月五日重福井罷下、在國司令同心、於一貴寺高嶽(拾上郡)、對於御

敵、抽忠勤者也、將又、冬資・宗像大官司以下凶徒依打出、香椎(嘉麻郡)・大隈御出之間、十一月三日、馳

上令御共者也、同廿一日、薙打御發向之間、御共仕、同廿四日、迄于歸津之期、御共之上者、下賜

證判、可備將來龜鏡候。可(貞治元)有御披露候、恐惶謹言、

正平十七年十一月廿五日

〔証判〕  
「承候了、  
〔菊池武光〕  
〔花押〕」

○『大友家文書録』(『大分県史料』三一)正平十七年九月条三、

氏經(斯波)・氏時等與武光・武勝(武光弟)等、戰於長者原、初勝後敗、而氏經・氏時及諸將引兵、悉退豊後、氏時狹氏(扶)

經守高崎城、冬資入岡城、宗像、松浦據臼杵城、武光奉懷良居宰府、自至豊後、陣府内、分軍攻高崎・岡・

臼杵、主客相持累月、

ト記ス。『歴代鎮西要略』ニ抛ル如キモ、本書ニハ少貳氏ノ抛ルハ「松岡城」トセリ(五二号)。「九州記」ニ

ハ「小武ハ岡ノ城、大官司ハ宗堅ノ城」トアリ、前者ハ筑前遠賀郡ノ崗ト推定サレ、後者ヲ豊後ノ臼杵トスルハ誤ナラン。

五 太平記

○大宰府・太宰府天満宮史料  
一二

(卷三十八)

菊池大友軍事

菊池武光豊後ニ  
発向ス

(斯波氏経)

左京大夫已ニ大友ガ館ニ著ヌト聞ヘケレバ、菊池肥後守武光、敵ニ勢ノ著ヌ先ニ打散セトテ、菊池彦次郎・城越前守・宇都宮・岩野・鹿子木民部大輔・下田帶刀以下勝レタル兵五千餘騎ヲ差副テ、探題左京大夫ヲ責ン爲ニ、九月廿三日豊後國へ發向ス、探題左京大夫是ヲ聞ニ、抑我九州靜謐ノ爲ニ被下タル者ガ、敵ノ城ヘ不寄シテ、却テ敵ニ被寄タリト京都ニ聞ヘンズル事、先武略ノ不足ニ相似タリ、サレバ敵ヲ城ニテ相待マデモアルマジ、路次ニ馳向テ戰ヘ、トテ、探題ノ子息松王丸ノ、未幼稚ニテ今年十一歳ニ成ケルヲ大将ニテ、(冬資)大宰少貳・舍弟筑後二郎・同新左衛門尉・宗像大官司・松浦一黨都合其勢七千餘騎ニテ、筑前國長者原ト云所ニ馳向テ、路ヲ遮テゾ待懸タル、同廿七日ニ菊池彦二郎五千餘騎ヲ二手ニ作り長者原ヘ押寄テ戰ケルニ、岩野・鹿子木將監・下田帶刀已下、宗徒ノ勇士三百餘騎討レテ、其日ノ大将菊池彦次郎、三所マデ疵ヲ被リケレバ、宮方ノ軍勢已ニ二十餘町引退ク、スハヤ打負ヌト見ヘケル處ニ、城越前守五百餘騎、入替テ戰ケルニ、小貳筑後二郎・同新左衛門尉、二人共ニ一所ニテ討レヌ、其外松浦・宗像大官司ガ一族・若黨四百餘人討レニ

筑前長者原ノ戰

菊池勢探題・少  
式・大友軍ヲ敗  
ル

探題ト大友ハ高  
崎城

少式ハ岡城

宗像大宮司ハ棟  
堅ノ城

九州探題斯波氏  
經ヲ下ス

ケレバ、探題・小貳・大友二度目ノ軍ニ打負テ、皆散々ニ成ニケリ、菊池已ニ手合ノ軍ニ打勝シカ  
バ、探題ノ勇威モ恐ルニ不足ト蔑テ、菊池肥後守武光(新)惡手ノ兵三千餘騎ヲ卒シテ、舍弟彦次郎ガ勢  
ニ馳加テ、豊後ノ府ヘ發向ス、是マデモ猶探題・小貳・大友・松浦・宗像ガ勢ハ七千餘騎有ケル  
ガ、菊池ニ氣ヲ吞レテ、懸合ノ合戦叶マジトヤ思ケン、探題ト大友トハ、豊後ノ高崎城ニ引籠リ、  
大宰小貳ハ、岡ノ城ニ楯籠リ、大宮司ハ棟堅ノ城ニ籠テ、嶮岨ヲ命ニ憑ケレバ、菊池ハ豊後ノ府ニ  
陣ヲ取り、三方ノ敵ヲ物共セズ、三ノ城ノ中ヲ押隔テ、今年ハ已ニ三年マデ、速攻ニコソシタリケ  
レ、抑小貳・大友ハ大勢ニテ城ニ籠リ、菊池ハ小勢ニテ是ヲ圍ム、菊池ガ城必シモ皆剛ナルベカラ  
ズ、小貳・大友ガ勢必シモ皆臆病ナルベキニ非ズ、只士卒ノ剛臆ハ大將ノ心ニヨル故ニ、九國ハ加  
様ニ成ニケル也、

### 三 歷代鎮西志

○大宰府・太宰府天満宮史料  
一二

(卷九)  
京都將軍源義詮朝臣、聞鎮西諸州爲菊池見押奪、而卽下探題尾張左京大夫氏經也、夏六月、(或曰)  
探題氏經下着于豊後府、(天分郡)少貳・大友大悅之、既而會兵許二萬、不日陷宮方城六矣、將軍宮爲豊州征  
伐、師筑後國府、竹林院中納言・中院中將、及桃井・岩松・堤・名和・兒島・宇都宮・和田・島  
津・菊池・八代・山鹿・牛糞・高木・原田・千葉・大村・後藤・有馬等之諸士、從兵六萬餘騎、屬  
事于豊後之役、菊池對馬入道義順・島津一族五人、及伊藤・牛糞・左森・大嶽等、其兵七千、歷日

笠和郷

笠和郷

二二六

州梓越<sup>(白杵郡)</sup>、入于豐州、筑後・肥前之士卒一萬五千、到生葉整屯、將據球珠<sup>(玖珠郡)</sup>而赴豐後、肥後守武光・同

次郎武勝・城越前守・岩野・鹿子木・秋月・三原・原田・大島・波多・福井・小田部・岩門其師一

萬四千、既發<sup>(筑前御笠郡)</sup>太宰府矣、探題氏經及大友氏繼、少貳入道・山鹿・麻生・松浦、其兵一萬八千、豫至

筑前、<sup>(或曰)</sup>陣于大日嶽及金出<sup>(糟屋郡)</sup>・上原・三井野處處、大友入道氏時、輔尾張松王冠者<sup>(探題)</sup>、出筑

兩軍筑前長者原  
二出陣又

後式部大輔賴世・戶次右京進賴連以下、從兵帥三千而出陣、冬十月三日、菊池陣于長者原、武勝立

原田・秋月・鹿子木・松浦、其兵一萬先驅、立備十三段、其次武光掌將師、帥健兵二千五百、越前

守左軍一千五百、八代左衛門右軍六百、宇都宮左近將監爲後拒一千<sup>(或曰)</sup>八百、矣、探題之師亦來于長者

原、立備七段、太宰少貳以兵三千進先登、藤田九郎兵二千爲其先、長野掃部允兵二千列其次、新開

荒五郎以八百備其次、尾張六郎氏重<sup>(探題)</sup>一族兵二千、探題氏經其兵三千、山鹿・麻生・松浦從左右、大

友氏繼殿、四日黎明、合戰颯波動地、馬風掩天、少貳・宗像強擊菊池、武勝敗、武光愠、突戰數

尅、少貳・宗像・探題遂敗走、武光急挫之、得首二千三百許也、探題及大友・少貳以下退于豐州、

五日、將軍宮移御於宰府、菊池武光欲征豐州陣大日嶽、麾九州二島軍勢、從兵日會、其兵五萬五

千、二十一日武光帥筑前・豐前及筑後・肥州兵一萬二千、歷生葉據球珠城、菊池之一族、武茂・武

顯・武資等副之、菊池武勝・城・八代・赤星一萬餘騎先登越豐府、島津・伊東・左森・山形・牛

糞・土持薩隅日之士卒一萬三千、經梓越<sup>(白杵郡)</sup>入于豐後、探題與大友籠於高崎、小貳一族守松岡城、宗

像・松浦守白杵城、官軍六萬分攻四城、主客相挑、雖日居月諸未果也、筑前國怡土郡凶徒起、打破

小田部生松原姪濱城、松浦・草野・佐志・田平・平戸・五島之徒、官軍之餘族也、

探題・大友・少  
貳等敗レ豊州ニ  
退ク

菊池武光豊後ニ  
攻入ル

探題・大友ハ高  
崎少武一族ハ松  
岡城宗像等ハ白  
杵城

三 北肥 戰誌

○大宰府・大宰府天滿宮史料  
一二

(卷三) 探題(斯波)氏經下向附長者原軍の事

斯波氏經ヲ探題  
ニ下ス  
菊池府内ニ打入  
リ万寿寺ニ陣ス

氏經鶴崎ニ着ス

氏經軍大宰府ヲ  
攻ム

少貳・大友、度々菊池に打負けて、官方鎮西に蔓る由、京都へ聞え、將軍義詮公より足利修理大夫高經の次男斯波左京大夫氏經を、九州の探題になして差下さる、貞治元年壬寅九月、豊後國鶴崎(天分郡)の津に著船あり、折節菊池は此頃少貳頼尙が豊後へ落去つて、大友と一所に居たるを退治すべしと、豊州に討ち入り、(天分郡)萬壽寺に陣してありけるが、探題の下向を聞き、(筑前御笠郡)太宰府の宮の御座所心許なしとて、探題未だ著船なき前、九月十四日、萬壽寺の陣を拂うて筑前へ赴きぬ、斯くて氏經、鶴崎に著船の由、少貳・大友聞付けて大に悦び、急ぎ出向ひて面謁しけり、兩人共に其頃入道して少貳は梅溪と號し、大友は天祐と稱す、氏經下向の勢に乗じ、官方の城を攻め落す事六箇所なり、扱氏經、軍兵を率し宮の御所太宰府へ押寄せらる、少貳入道梅溪・同子息源孫次郎冬資・大友孫太郎氏經(ママ)以下探題に相屬し、山鹿・麻生・松浦黨・宗像大官司、爰かしこより馳集まりて、其勢都合一萬八千餘騎、筑前國へ討ち入りて、大日嶽・今出・上原・三井野等の所々に陣を取る、大友入道天祐も、探題の子息松王丸を介錯し、次男式部大輔親世・戸次右京進頼達等、其勢三千餘騎にて筑後國まで出張し、敵の通路を相遮る、斯くて菊池は、探題以下大勢攻め來る由を聞き、さらば中途に出向ひて戦ふべしと、宮の御供申して太宰府を打出づ、供奉の雲客には竹林院中納言・中院中將、武家に



長者原ノ合戦

は田中彈正少弼・岩松相模守・宇都宮三河守・名和伯耆判官・兒島備後入道・原田・秋月・千葉・大村・高木・後藤・有馬・安富、其外近國の官方相集まりて都合六萬餘騎なり、菊池は先陣にて、同名豊前守・城越前守以下、松浦の波多・福井合せて一萬四千餘騎、九月廿一日或は九月廿七日、十月三日とも、長者原(糟屋郡)に陣を取る、探題左京大夫氏經も、太宰源孫次郎冬資・宗像大宮司・松浦黨の者共を先陣とし

て、長者原へ討ち出でたり、中にも冬資・氏直・松浦黨進んで一戦を相始む、菊池が前駆豊前守武勝・秋月・原田・波多・福井・鹿子木討負けて引退く、二陣の肥後守武光大に腹を立て、いひ甲斐なき先陣かな、いでさらば某代らむと、城越前守・八代左衛門佐を左右とし、其勢二千五百餘騎、一度に切懸り入亂れて相戦ふ、肥前國高來一揆、武光に屬して戦功を抽んで、安富民部大輔泰重分捕す、探題の方には舍弟尾張六郎氏重を初め、藤田六郎・長野掃部允・新開荒五郎・山鹿・麻生・松浦黨・少貳の一族、命を際に戦ひしが、武藤對馬與次郎資俊・同對馬孫次郎・同筑後次郎以下二百餘人討たれて、合戦終に利を失ひ、探題氏經・大友・少貳立足もなく敗軍して、豊後國へ引退く、筑後に陣したる松王丸・大友入道も同陣を引きけり、斯くて菊池は、軍に討ち勝ちて大日嶽に陣を取り、宮の仰を承りて、九國・二島の兵を召し、豊後へ發向して、探題并に大友・少貳を誅伐せむと議す、斯かる處に、(松浦郡)上松浦の敵蜂起する由、在國司筑前守が方より觸廻すに依りて、肥前國宮方共、同月廿五日、國司のありつる上松浦福井へ駈向ひ合力するの處、彼の逆徒退散の由風聞しければ、皆菊池が陣へ相集まる、然るに又松浦の者共蜂起して、(松浦郡)鏡濱崎へ打寄する由相聞ゆるに依りて、十月五日、諸勢重ねて福井へ發向し、在國司と同心せしめ、一貴寺高嶽に相戦ひ敵を追拂ふ、

探題軍敗レ豊後  
ニ退ク

菊池、探題退治ノタメ豊後ニ討入ル

府内陥落  
高崎城・松岡城  
臼杵城

菊池武光ノ豊後  
侵攻ヲ撃退シ得  
ザルヲ報ジ惟村  
ノ籌策ヲ賞シ一  
層ノ忠節ヲ励マ  
シム

其後、太宰孫次郎冬資・宗像大宮司以下の殘黨討ち出づるに依りて、十一月三日、菊池自ら香椎・大隈へ馳向ひ、同廿一日窺打へ發向して、逆徒を悉く追拂ひぬ、斯くて菊池は筑前の敵を討ち治めて、探題退治として同月廿四日、五萬五千餘騎を率し、筑前國を立つて、上筑後(生葉郡)生葉を過ぎ豊後へ討ち入り、先づ玖珠城(玖珠郡)に入りて、同名豊前守・城越前守・赤星遠江守・八代左衛門佐を府内(天分郡)へ差向く、又肥後にありつる一族菊池對馬入道義順も、武光に力を合せむと、島津・伊東・左森・大嶽・山形・牛糞・土持以下一萬三千人を相催し、日州梓越(臼杵郡)を歴て、是も豊後へ亂入す、斯かりし程に、探題氏經・大友・少貳、一戦にも及ばず府内を落ちて、探題と大友父子は高崎の城に取籠り、少貳入道は松岡の城へ入り、其餘の者共は悉く臼杵の城へ逃げ籠りけり、菊池、此の三つの城を攻めて、今年は爰に歳を越えぬ、

### 五四 九州探題斯波氏經書狀寫

○阿蘇家文書下  
大日本古文書

年始吉兆、於今者雖事舊候、尙以不可有盡期候、幸甚く、  
抑凶徒退治事、廻思慮致籌策候、(菊池)武光未當國居候、合戰事、(氏時)大友度々雖令催促候、不道行候之間、不安所存候、其邊御籌策感悅之至、無申計候、日來如申候、就諸事一向憑申候也、自元無御等閑候也、彌被抽戰功候者、可爲軍忠之叡候、今明合戰事等、爲令申京都、進使者候之間、御戰功事之次第、令注進申候、恐々謹言、

笠和郷

笠和郷

(貞治二年正月)

潤二月四日

御返事

阿蘇大宮司殿

(惟村)

氏經

(新渡)

花押

一一三〇

志賀頼房軍忠狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

志賀頼房高崎城ヲ警固シ子氏房大野庄鳥屋城ヲ守リ菊池ノ通路ヲ塞ク

志賀藏人頼房當病之間、雖不叶起居、自去年(貞治元年)八月(天分郡)參住高崎城、私候大將御陣、致日夜警固之上、差遣子息彌太郎氏房於豊後國大野庄鳥屋城、打塞凶徒武光本國之通路、致不退合戰之間、連々軍忠雖不違注進、

貞治元年十一月十日合戰之時、

武光一族鬼塚左衛門次郎討取之上、氏房親類大窪孫三郎、若黨中尾兵衛三郎・左近大郎被疵畢、同十一日

分捕頸一、不知名字、若黨進又五郎・窪助次郎、中間後藤次・六郎次郎・彥五郎・源内被疵訖、同廿九日

若黨泉右衛門太郎高濤討死、若黨古見孫三郎、中間六郎次郎・源八・七郎次郎、被疵畢、

同二年潤正月廿五日

若黨進平五盛見討死、若黨後藤太實房・中尾兵衛三郎氏平、被疵畢、

以前條々、大概如斯、此外不可勝計、合戰未落居、劇務之砌、日數相隔者、依可有公私不審、先粗

所令注進也、早預御證判、爲備後規、言上如件、

貞治二年卯月 日  
〔承了、(証判) 刑部大輔 (花押) 〕

五 島津師久申狀案

○山田聖榮自記  
大日本史料六ノ一二

一師久(島津)訴陳申狀

豊州合力ノタメ  
発向  
大内弘世渡海ニ  
ヨリ菊池退散  
弘世帰国ニヨリ  
鎮西難儀トナリ  
探題周防国府ニ  
逃レ上洛ス

豊後合戦并薩州同亂事、度々注進言上任候處、依路次往覆難成、不令參着候條、恐敷不少候、抑爲豊州御合力、去々年九月廿六日懸合發向候處、○中 次豊州合戦之事、大内介弘世就渡海、菊地肥後守武光退散之間、御方大慶此境候處、無幾程弘世依歸國、鎮西(。弥)。及難儀、管領周防國分御開之間、則進飛脚候畢、隨てハ御上洛之由、預御返事候、驚存候、急速九州對治、被御沙汰被差討畢(。候者)。、所仰候、次雖無勢候、兄弟相供踏兩國、連日致合戰候條、被下篇直御使(。廉カ)、預御驗候者可然候、次分國軍勢等、可應師久催促旨、被成下御教書、廻凶徒對等策候、此旨可有披露候、恐惶謹言、

貞治二年五月二日

判官殿

左衛門尉師久(島津)

五 歴代鎮西志

○大宰府・太宰府天満宮史料  
一二

(卷九)  
貞治

二年癸卯、春二月、菊池武政陥松岡城、少貳入道梅溪出奔于土佐國、夏五月、菊池武勝城八代赤星

拔高崎城、大友氏時法師爲俘、夫以敵最故不赦、遂斬之、於是探題走于四國、又遂爲圓頂、六月、

薩隅日之師破曰杵城、切松浦・宗像廿四人之頸、歸豐州平均、菊池武政在府、一族居國中、以警衛

豐州、於是鎮西統屬南方、朝將軍宮於太宰府、吏部親王爲太宰帥、管領西州、初元弘二年ヨリ而皆以至于茲西戎始成

南朝之年號、正平十九年甲辰、周防國大内介義弘、多多良氏依細川右馬頭誘、降參于武家、爲長門・周

防并豊前國守護職、長門前司厚東駿河守處奪長州、忽叛武家屬於南方、乃賜帥宮之令旨、渡于豊州

入門司城、大内軍逐厚東到豊州、厚東請援於太宰府、○下

六 北肥戰誌

○大宰府・太宰府天満宮史料  
一二

探題氏經没落の事  
(斯波)

(卷三)

翌くる貞治二年癸卯春に至り、菊池が軍兵共、高崎・松岡・曰杵三つの城を攻めて、日夜相戦ふ、

然れども皆堅城にて容易く攻め落すべき様もなし、斯かる處に菊池が嫡男左京亮武政、計略を以て

少貳入道が籠りし松岡の城を一番に攻め潰し、首を斬る事若干なり、少貳入道梅溪は、城を去つて

松岡城陥リ少貳  
土佐國ニ出奔  
高崎城陥リ大友  
氏時斬ラレ氏經  
四國ニ奔ル  
曰杵城陥ル

大内義弘長門周  
防豊前守護職ト  
ナル

少貳冬資ノ松岡  
城ヲ陥ル

高崎城ヲ陥レ斯  
波氏經四國ニ落  
ツ

大友氏時首ヲ刎  
ネラル、トノ説  
白杵城ヲ攻落ス

土佐國へ押渡る、斯かりし程に、同五月に菊池豊前守・赤星・城・八代以下、(大分郡)高崎の城を攻め落す、時に探題氏經(新渡)は、城を去つて四國へ落ちられ、大友入道は生捕となり、其子氏經(マ)は探題と同じく四國へ渡りぬ、然るに菊池は大友入道天祐(氏時)を捕へて、年來の朝敵なり、不便ながら首を刎ぬべしとて、則ち誅伐しけり、斯くて同六月、島津・伊東以下の輩、白杵の城をも攻め落して、城兵廿四人が首を斬る、斯くて三つの城、皆落城に及び、大友・少貳或は誅せられ、或は落失す、探題斯波左京大夫氏經、頼む方なくなり果て、其儘にて歸洛せむも、流石面目なしと四國にて遁世し、剃髮黑衣の身となりて、行方知れずなりにけり、菊池は頓て太宰府に馬を歸しぬ、是より鎮西十一州、悉く官方に屬し、武家方の輩は息をつく者もなし、

○以上『歴代鎮西誌』・『北肥戰誌』ノ高崎城・松岡城・白杵城等ニ關スル事項、及び大友氏時斬ラル、事等、疑問多シ。検討ヲ要ス。尚五一号『太平記』参照。

## 五九 大友氏時當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

○貞治三年二月 日。「荏隈郷史料」三八号ニ掲グ。本文省略。右所領中ニ「同國笠和郷」アリ。

国人ノ私闘ヲ停  
止シ探題渡川義  
行ノ下向ヲ待タ  
シム

渡河義行ヲシテ  
長門ニ赴キ渡海  
ノ籌策ヲ廻ラサ  
シムルニヨリ下  
向ヲ待タシム

六〇 足利義詮御判御教書

○大友文書  
大分県史料二六

豊後國々人等、就所務、擬及確執之由、有其聞、閣九州重事、爭可致私合戰爭、造意之企、太不可然、固加制禁、可相待大將下向、若有違犯之輩者、押置分領、可令注進交名、准野心、可處罪科之狀如件、

貞治五年正月廿三日

(足利義詮)  
(花押)

大友孫三郎殿

六一 足利義詮御判御教書

○大友文書  
大分県史料二六

鎮西事、注進狀披見畢、所詮大將澁河武藏守義行、今月中打越長門國、可廻渡海籌策之由、以兩使所仰遣也、定不可有延引歟、彌令堪忍、可相待義行發向之由、可相觸一族并分國及御方士卒等、將亦於忠功之有者、可抽賞之旨、同可觸仰之狀如件、

貞治五年十月二日

(足利義詮)  
(花押)

大友孫三郎殿

三 法印幸仙讓狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)  
一寄進由原八幡狀

御初拜幣   

讓與

笠和郷内由原社  
初拜御幣田一丁  
内五反ヲ讓ル

豊後國笠和郷内由原社御初拜御弊田壹町之内五段之事、  
右之田地者、所讓與子息辨公幸源也、不可有御公事處也、仍爲後證讓與狀、如件、

貞治六年丁未六月廿七日

法印幸仙 (花押)

三 吉弘一曇氏輔書狀

○永弘文書  
大分県史料三

田染莊重安以下  
名々ノ事

高崎ニ注進スベシ

一日預御札候之間、則進御返事候畢、抑田染重安以下名々事、於下地者、任先規令知行、至御神事者、無退轉可致沙汰之旨、度々申候了、而致放火狼藉、及刃傷打擲候之由、承候、驚入候、適今明高崎へ、以事書、條々申談子細候ニ、  
(大分郡) (田原郡) (田原郡) (田原郡)  
左近藏人入道殿事、可有尋御沙汰之間、可申注進候、松尾彦九郎事、直可相尋候、次ニ内野尾一名事、就此御狀承候、同相尋之□候て可申候、神人嗾訴之段、被宥仰候之條、就公私悅入候、每事期後信之時候、恐々謹言、

笠和郷



笠和郷

九月十四日

(奥切封)

「(墨引)」

(吉弘氏輔)  
曇 (花押)

二二六

六 宇佐宮神官所司等申狀裏記錄

○永弘文書  
大分県史料三

今川義範高崎城  
ニ取上ル

宮方建徳元云々、庚戌年也、六月廿七日御教書始宇佐到來、正平者治廿四年也、但正平□廿五年ニテ改元アルアヒタ、治廿五年ト云ヘキカ、建徳□年辛亥七月三日將軍方應崎取上云々、七月二日御所陣宰府へ引退云々、同七月十日夜、愛智大馬頭已下、和尚峯取上也、同廿五日□城取籠云々、同卅日和和尚峯没落畢、

(右カ)助

(二)

(鷹カ)

(高崎カ)

六 室町將軍義滿家御教書案

○大友文書  
大分県史料二六

探題下向ニ同道  
ムシ軍忠ヲ励マン

依鎮西難儀、參洛之條神妙、大將既下向之上者、早令同道、可勵軍忠、有殊功者、可抽賞之狀、依仰執達如件、

應安四年正月廿日

(氏能)  
田原豊前三郎殿

(細川頼之)  
武藏守 (花押)

息義範及ビ二豊  
勢ヲ遣ハスヲ告  
ゲ合力セシム

豊後高崎城ニ下  
着スルヲ告ゲ味  
方ニ馳參ズル様  
馳走セシム  
今川了俊長門關  
ヨリ罷越ス

六 九州探題今川了俊世書下寫

○阿蘇家文書下  
大日本古文書

御同心之由承候之間、愚息治部少輔并豊後・豊前軍勢等、差遣之候、定揚御旗候歟、不日可有御合  
力候也、急速一途現形候者、(義範)  
(為脱カ)可忠節第一候也、恐々謹言、

(悉安四年)  
六月廿五日

(今川貞世)  
了俊 花押

阿會大宮司殿

(惟村)  
上包  
阿蘇大宮司殿

裏今川  
了俊

六七 今川義範書狀寫

○阿蘇家文書下  
大日本古文書

鎮西對治事、時分可然候之間、先立罷着高崎城候、就其候其邊人(行カ)御籌策候、早速馳參候之様、  
御計沙汰候者、悅入候、一向馮存候、自入道方進狀候、定其趣令申候歟、入道近日、自長門關可罷  
越候、同候者、其内參候様御計候者、殊喜入候、恐々謹言、

(悉安四年)  
七月四日

(今川貞世)  
義範 花押

阿蘇大宮司殿

笠和郷

六 室町幕府奉行人定阿中澤綱書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

今川義範ニ同道  
豊後下着ヲ賀シ  
國ノ時宜ヲ注進  
セシム

去月廿六日御狀、委細令拜見候了、

(今川義範)

抑禮部御同道候て、早速御渡海、目出候、御籌策之至候哉、相構て、無御由斷御方便、可然候、且

公方様面々御事も、御心安被思食候、其詮候者、付公私、可目出候、○中國之時儀、連々可有御注

進候、恐々謹言、

(應安四年)

七月八日

田原殿(氏能) 御事(返脱)

(中沢信綱カ)  
定阿(花押)

六 今川義範書狀寫

○阿蘇家文書下  
大日本古文書

来翰ニ答へ情勢  
ヲ報ズ

今川仲秋赤間関  
下着渡海ノ船ヲ  
集ム

今川了俊渡海近  
シ

高崎城異事ナシ

去月廿八日御狀、今月三日到來、悦承候了、抑菊池二郎(武政)、去月廿日、罷越當國候(豊後)、雖然、城近未  
指寄候、用心事可得其意候、

一渡海事、中務少輔先立赤間關下着候、調舟候之由、音信候也、隨而入道罷着防州候之由、雖其聞(了俊)

候、猶々、可被忿渡海之由、今日以早舟申遣候、不可有幾程候歟、然者、其以前御籌策候、被成(而脱カ)

一功候者、喜入候、當城之躰(高崎)、如御使見候、無殊事候、定可申候歟、度々御音信、喜入候、恐々

謹言、

(応安四年)

八月三日

阿蘇大宮司殿  
(惟村)

應安二八月十日到來、

(今川)  
義 範 花押

10 室町將軍義滿家御教書寫

○真玉氏系譜  
南北朝遺文九州編四九〇二号

高崎城ニ參入シ  
木付城ヲ固メ兵  
船ヲ用意セル忠  
節ヲ賞ス

(今川貞世)  
鎮西大將下向之後、被參入于已高崎城、殊木付城堅固出丸、用意兵船等之事、今川了俊・大友親世  
注進之趣、達臺聽之處、御感不淺之狀、依仰執達如件、  
(大分郡)  
(遠見郡)

應安四年十月三日

(細川頼之)  
武藏守 判

木付大炊助殿  
(頼直)

七 今川義範軍勢催促狀案

○日向大田原村新助藏文書  
薩藩旧記雜録前編

(菊池)  
武光以下凶徒、寄來當城之間、致合戰最中也、早馳越佐伯・蒲江邊、可被忠節之狀、如件、  
(高崎城)  
(海部郡佐伯莊)

應安四年十一月十四日

(今川義範)  
治部少輔 判

土持八郎左衛門入道殿  
(時亮)

菊池武光以下高  
崎城ニ攻寄スル  
ニヨリ佐伯・蒲  
江辺ニ寄セ忠節  
ヲ致サシム

笠 和 郷

二三九

三 室町將軍義滿家御教書

○大友家文書錄  
增補訂正編年大友史料八

高崎城ニ於ケル  
忠節ヲ賞ス

於豐後國高崎城、<sup>(大分郡)</sup>致忠節由、大友左馬助親世所注申也、尤神妙、向後彌可抽戰功之狀、依仰執達如件、

應安四年十二月晦日

<sup>(細川頼之)</sup>  
相模守 (花押)

田原下野權守殿  
<sup>(氏能)</sup>

○『大分県史料』三一所収「大友家文書錄」ニモ収録スルモ断簡ノミ。

三 室町將軍義滿家御教書案

○高田氏文書  
西国東郡誌

高崎城ニオケル  
忠節ヲ賞ス

於豐後國高崎城、<sup>(大分郡)</sup>致忠節由、大友左馬助親世所注進申也、<sup>(マ)</sup>尤神妙、向後彌可抽戰功之狀、<sup>(マ)</sup>依仰如件、

應安四年十二月晦日

<sup>(マ)</sup>  
武藏守 判

高田美作守殿

○當時ノ管領ハ細川頼之ナルモ、彼ハ応安元年四月十五日任武藏守、同四年十月廿四日ニ相模守トナル。検討ヲ要ス。

室町將軍義家御教書

○今村孝次文書  
早稲田大学蔵資料影印叢書古文書集二

高崎城ニオケル  
忠節ヲ賞ス

於豊後國高崎城、致忠節之由、大友左馬助親世所注申也、尤神妙、向後彌可抽戰功之狀、依仰執達如件、

應安五年正月十三日

(細川頼之)  
相模守(花押)

(異筆)  
「後藤八郎三郎殿」

○本文書ハ植田氏文書ナリ。宛書ノ異筆ハ後世ノ作為ナリ。

五 貞直書狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

高崎城ニ無事下  
着スルヲ賀ス

去年勢州ニ下ル

舊冬十一月十六日御札、正月十六日京著、委細拜見仕候了、抑高崎御要害事、無相違御踏候之由承候、返々目出相存候、殊ニ於京都其披露候之間、身一人悦と相存候、隨而度々御合戦ニ、無別御事候之由承候、返々目出悦入存候、ふと罷下候て、雖不甲斐候、面々今度之御大事にて候之間、御用にも可立申候所存、朝夕念願仕候へとも、私ならざる身にて候間、無力事候、貞直も去年勢州罷下候て、不<sup>(儀)</sup>思義ニ無別事候、去冬極月廿五日上洛仕候、又凶徒正月十七日打出候て、及難義候間、又<sup>(今カ)</sup>近明日之間可罷下候、我等辛苦も可有御察候、勢州事屬靜謐候者、雖何時候、乞暇候て、可罷下

笠和郷

京都御用ハ仰ラ蒙ル

候、國事者一向憑入候、又京都御用者、可蒙仰候、將又京都之式、無別義候間、不申候、今者諸方御敵等對治之様候間、公私目出候、尙々國事者、一向奉憑候、被懸御意候者、恐悅候、事々期後信候、恐々謹言、

(応安五年カ)  
正月廿日

(原也)  
田浦殿 返事

貞直(花押)

三 今川義範書狀寫

○阿蘇家文書下  
大日本古文書

菊池武光ノ高崎城ヲ退クヲ告ゲ出撃ヲ促ス

正月十一日狀、同廿三日到來、委細承候了、

(菊池) 抑武光以下凶徒沒落候間、近日に所打出國中、早々馳參、被致忠節候者、殊喜入候、恐々謹言、

(応安五年)  
正月廿三日

(惟村)  
阿會大宮司殿

(今川) 義範 花押

七 權律師良存書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

菊池氏來攻ニ付出陣ヲ報ズ十九日開田出立

御札悅承候了、菊池攻寄候由、先立申候之間、態以使者子細被申候き、渡海事、急速其沙汰候、不可有程候、今日十九日被立開田候、又條々承候間事、更不可有等閑候、可御心安候、委細被申宇野

探題今川貞世出立

殿候、定被申候哉、探題（今川了俊）可進狀候へとも、已罷立候、可御心安候、渡海ほと、若人（マ、）く無退堀之様、可被仰談之由、被申候、諸事追可申候、恐く謹言、

九月十九日

權律師良存（花押）

謹上 田原殿

### 六 田原氏能軍忠狀

○入江文書  
大分県史料一〇

田原下野權守氏能申、所々軍忠事、

一、去應安四年六月廿六日、致治部少輔殿御共、自備後國尾路津令乘船、同七月二日夜、最前取上（御調郡）

豐後國高崎城之處、菊池武光之若黨平賀新左衛門尉、構要害於氏能分領國東郷之間、同廿三日夜、

差遣手物等、追落彼城、平賀彥次郎以下凶徒三人、討捕之條、禮部御見知之上者、不可有御不審（今川義範）

者哉、同八月六日、伊倉宮并、菊池武光以下凶徒等、寄來當城之間、踏一方役所中尾、迄于翌年（應安五年）

正月二日、百餘度合戦、每度親類若黨以下數輩被疵、勵日夜軍忠、至于今、殘置親類手物等於當

城、抽隨分至功之次第、大將御見知之上者、不能巨細言上者也、

一、同三日、武光以下凶徒、退散高崎陣、打上太宰府之間、全三月廿六日馳參筑前國高宮御陣、同（那珂郡）

四月八日、宰府御進發之時、令御共、於佐野御陣、致忠節畢、（御笠郡）

一、同廿二日、爲肥前國横大路敵城向要害、中賀野左近將監殿、并惣領大友手輩相共、打越同國綾（親世）

笠和郷

二四三

今川義範ト共ニ尾道ヨリ高崎城ニ入ル

伊倉宮・菊池武光當城ニ押シ寄セ百余度合戦

武光以下高崎城ヲ退散



笠和郷

二四四

部村、取誘向城、(必安五年四月) 同廿八日、(御笠郷) 歸參佐野御陣、至于同八月十二日、宰府凶徒沒落之期、於御手勵忠

功、自當御陣、御移城山之時、致御共、其後爲手分、屬右衛門佐殿御手、於日隈御陣、兩手令堪

忍、致忠節畢、

略 ○中

以前軍忠之次第、且預京都御注進、且賜御證判、爲備後代龜鏡、粗言上如件、

應安八年二月 日

(証判) 「承了、(今山了俊) (花押)」

七 足利義滿袖判下文

○大友文書  
大分県史料二六

(足利義滿)  
(花押)

下 大友式部丞親世

可令早領知、豐後國佐賀郷得宗領・同國大佐井郷同領・同國內梨子村同領・同國朝見郷内立石村

跡 古庄信濃守・同國朽網郷半分・同國朽網次郎・同國球珠郡内綾垣村綾垣掃部亮等地頭職事

右、爲勳功之賞、所宛行也者、早守先例、可致沙汰之狀、如件、

永和元年九月二日

大友親世ニ豊後  
国諸所地頭職ヲ  
充行フ  
得宗領内梨子村

## 八〇 匡行讓狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)

「(異筆) 康曆二年二月十六日」

御初拜御幣田五段之事笠和郷ニ有三通之内矢野幸山を 匡行」

(端裏書) 「寄進 由原八幡狀」

(異筆) 「但法花經讀誦日、御酒をハとゝめ、よき茶をほんそう候へく候」

讓與

豊後國笠和郷内由原社御初拜御幣田五段事、(大分郡)

右、今町善衛子息虎松丸ニ、永代をかきて所讓渡實也、たゞし、意趣なきにハあらず、大切のようくによて、料足拾貫文借用申候了、此田地ニおいて、いさゝか、いらんわつらひあるへからず候、雖然、尙以しをんのために、故法印幸仙さうそくの狀、副進候上者、於後々年も、不可有子細候、若御とくせい候とゆふとも、しんるい兄弟とゆふとも、違亂をなす事候ハん時ハ、あきらめず候ハ、本錢一倍をもて辨可申候、仍爲後日讓狀、如件、

康曆貳年かのの二月十六日

匡行 (花押)

○前後ニ繼目  
裏花押アリ。

笠和郷

笠和郷以下ヲ嫡女あくりニ譲ル

八一 頼清讓狀案

○志賀文書  
熊本県史料中世二

ゆつりあたふる所々御おんの事、

一所 (大分郡) 笠和郷内とひ(當成)なり十五貫分、

一所 つなかうら、

一所 河原、

一所 筑國(後脱カ)ミぬまの庄七町五反、

一所 大野庄内夏足名、

右、所々御恩しりやう、下部をあいそへて、ちやく女あくりニ、ゆつりあたふる所也、他のさまたけあるへからず、仍爲後日讓狀、如件、

永徳元年十一月廿日

頼 清 在判

八二 常妙寺寶篋印塔銘

○白井昭一調査記録  
大分市都町三丁目常妙寺

○塔身各面ニ金剛界三仏ノ種子アリ。銘文ハ基礎各面ニ格狭間ヲ挟ミ刻ス。造立年代ニ就キテハ検討ヲ要スルモノアリ、トイフ。

一衆菩提ノタメ  
コノ石塔ヲ建ツ

〔第一面〕  
一衆爲菩

提立之也、

〔格狹闊〕

今生安隱

後生善處」

〔第二面〕  
〔覺玄〕 覺心

道善 鑑阿

〔格狹闊〕

淨蓮 淨法

淨達 妙全」

〔第三面〕  
〔孫三郎源六

淨心 妙阿

〔格狹闊〕

道誓 彦太郎

源妙 彦三郎」

〔第四面〕  
〔妙念〕 右二郎 淨□

道妙 彦八 淨朝

笠 和 郷

笠和郷

二四八

(格狭間)

左近四郎 六郎太郎

永徳□二年霜月吉日]

八三 大友親世當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

笠和郷

○永徳三年七月十八日。「荏隈郷史料」三九号ニ収ム。本文省略。右所領中ニ「同國笠和郷」アリ。

八四 志賀氏房讓狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

讓與

所領ヲ嫡子鶴壽丸ニ讓ル  
笠和郷勢久世宇屋敷・塩浜

(大野郡)

(大分郡)

(遠)

相傳所領豊後国大野庄志賀村南方・同庄下村泊寺・同國笠和郷勢久世宇屋敷并鹽濱・同國山香

(見郡)

(下座郡)

庄内船尾・筑前國三奈木庄恩賞地以下所々地頭職等事、

(志賀親理)

右所領等者、相副代々相傳證文等、限永代、所讓與于嫡子鶴壽丸也、無他妨、可領知之、於自餘男子女子者、鶴壽丸相計、可扶持也、仍讓狀如件、

(德) 永得三年十月十六日

(志賀) 氏房 (花押)

恒例長日勤行次第ヲ注ス

### 八 賀來社恒例長日社壇勤行注文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○至徳四季七月廿四日。「荏隈郷史料」四〇号ニ收ム。本文省略。

### 六 豊後國志

大友親著、独芳  
禪師ヲ招キ大慧  
寺ヲ創建ス  
大友義右修飾シ  
大智寺ト称ス

(大分郡仏寺項)  
大智寺 在府城東新町、舊名大慧寺、紀聞曰、嘉慶元年、大友右京亮親著既老、薙髮號玉菴居士、營一練若、延獨芳禪師爲開祖、名天猊山大慧寺、後遷于海部郡丹生郷久所村、僧房增多修飾、兩地有大慧寺、爾後百餘年、城東大慧稍將荒廢、明應二年、大友修理大夫義右就之加修飾、改曰大智寺、使南禪才伯禪師住焉、大智寺乃義右法諡也、

### 七 賀來社御行幸儀式次第

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)

「嘉慶二年

賀來社 御行幸儀式次第要段」

八幡 賀來社御行幸儀式次第要段

五月會 神與三基 (マ、)  
御机帳六本 神馬十疋

略 ○中

笠和郷

笠和郷

阿南 笠和役

濱御殿一字三間四面七尺間 阿南  
カヤフキ 笠和役

国衛沙汰諸郷役  
佐賀郷役

馬場埒諸郷役 國衛沙汰 國廳一字六間佐賀郷役

賀來莊  
生石村役

宮廳一字六間賀來莊并  
生石村役

国衛沙汰

舞樂 競馬十番 十烈 前弓 刑躰

步流鑄馬七番 田殖(マ)已上國衛沙汰 流鑄馬六基(マ)

六月御稜御行幸同之、

八月十四日御幸行儀式

御供備進祝 馬長 村 田樂 舞樂

蝶鳥 十烈 東舞 相撲 旗鉢三本二本國東  
一本佐賀

御前松明國東郷役 大宮司屋形前松明同之、

同十五日 佛供養 標山國分寺役、奉安置阿彌陀像、

(寺脱力)  
講師同國分僧役 請僧社僧役 菩薩舞

駒形 駒犬 舞樂 蝶鳥 東舞

十烈 師子國衛役 相撲十番國衛沙汰  
郷々役

大行道次第 菩薩 國分僧 蝶鳥 社僧

○中略

嘉慶貳年 戊辰三月 日

大智寺領武藏郷内得永以下所々濟物公事ノ奔走及ビ寄進ヲ謝ス

八 大智寺獨芳清曇書狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

大智寺領武藏郷内得永以下處々濟物御公事、被懸御意、御寄進狀送賜候、悅入候、此間態以僧、其子細可申入候、京都・關東無爲、公私目出候、不審等、定自御代官方可被申候、令省畧候、委細今度便宜可令申候、恐惶敬白、

三月十日

(独芳)  
清曇(花押)

進上 田原殿人々御中

九 賀來社放生會相撲出足注文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

放生會相撲出足等ヲ注ス

生石百姓

藤末百姓

大辰百姓

一 放生會相撲出足廿人

左

一番生石百姓

右

惣別當

二 番辨官

右

藤末百姓

三 番大檢校

權擬大宮司

四 番擬大宮司

正御馬所

五 番大辰百姓

權御馬所

笠 和 郷



笠和郷

田上百姓

六番檢非違使

田上百姓

小野津留百姓

七番(賀來庄)小野津留百姓

小原百姓

賀來百姓

八番賀來百姓

(マ)小宮司

古河百姓

九番古河百姓

惣檢校

生石百姓

十番權大宮司

生石百姓役

宮師駈屋分

行事檢非違使役

一宮師駈屋分私(マ)ニ是住ス、

一所 賀和原ニはりニしゆ、なわ五はう

一所 寒水原ニはりニしゆ、さす一むすひ

一所 栗林さす二むすひ、屋中竹一束

一所 石原つかニ屋中二束なわ五房

以上

一所 給分壹町ニ足五百文、萱之料

一所 御衣かへ田五反ニたる木竹二束

一所 キク祭文田ニ足二百文、竹之料

明徳元年庚午八月六日是記、

源 幸 (花押)

六 大智寺興聖清曇遺書

○大智寺文書  
大分県史料九

(題箋)  
一開山 大友玉菴居士送遺書

香山表長一

遠別ニ袈裟一條  
ヲ譲ル

老僧春末患痾、醫藥無効、遠別在近、仍通其意、師資義教、莫忘外護、袈裟一條、以可充家寶也、  
不宣、

明德元年八月六日

興聖清曇(花押)

大檀那玉菴居士座前  
(大友親著)

九一 沙彌善衛寄進狀

○杵原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)

「寄進由原八幡社」

」

奉寄進

由原社ニ笠和郷  
内ノ地ヲ寄進ス

豊後國笠和郷内由原社御初拜御弊田五段事  
(マ、)

右之田地ハ、矢野法印幸仙さうそくの所を、子息辨公幸源、改名匡行と申候にゆつり候を、今町の  
善衛か子にて候虎松丸ニ、永代ゆつり給候ところ實也、寄進申願望者、毎年五月一日御寶殿にて十

笠和郷

人の公僧衆をもて、法華(經)□一部同音によミ、法樂して給へく候、此田地五段のとくふんにて、その日の御時かいニして、のこり候はんする分にて、御(布施)ふせにあて申へく候、盡未來際退轉あるまじく候、本文書二通をそへ候て、永代寄進申狀如件、

明德五年甲戌七月廿五日

沙彌善衛(花押)

九二 志賀親昌讓狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

讓與

所領ヲ嫡子松一丸ニ讓ル

笠和郷勢久世宇屋敷塩濱

自余男子女子ハ松一丸扶持スベシ

相傳所領豊後國大野庄志賀村南方・同庄下村泊寺、同國笠和郷勢久世宇屋敷并鹽濱・同國山香(速見郡)

庄内船尾、筑前國(下座郡)三奈木庄恩賞地以下所所地頭職等事、

右、所領等者、相副代々相傳證文等、限永代、所讓與于嫡子松一丸也、無他妨可領知之、於自餘男(志賀親家)

子女子者、松一丸相計、可扶持也、仍讓狀如件、

應永五年八月十九日

親昌(志賀)(花押)

九三 賀來社三ヶ度御行幸時三昧僧所役日記

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)  
一賀來社三ヶ度御行幸時三昧僧所役日記

賀來社三ヶ度行  
幸ノ神宝物法花  
三昧僧所役ヲ定ム

浜御殿ニ於テ給  
下ス

賀來社三ヶ度御行幸之時、御神寶物法花三昧僧所役之日記事、

一番三昧鏡(マ、) 二番三昧鉢片方

三番三昧水瓶 四番三昧殊珠箱(マ、)

五番三昧鉢片方 六番三昧錫杖

右、任先例、御神寶物三昧僧所役而、於濱御殿所給下之也、還御之時同之、仍所定置狀、如件、

任古日記改之、

應永九年壬午八月十三日

宮師幸榮(花押)

### 九四 豊後國志

(大分郡神祠項)

長濱祠 在府内城東鹽九升、應永十三年六月、鹽九升人荒牧氏夢中有感、明日到海濱、乃得一神鏡、其背有文、曰長濱明神、知是豫州長濱神祠之物、遂造祠祭之、

伊予長浜明神ノ  
神鏡漂着セルヲ  
祀ル

### 九五 沙彌良忠寄進狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)

「寄進 田地貳段 笠和郷駄原後  
號承仕田、

藤原親村」

寄進 賀來社

賀來社ニ田地二  
段ヲ寄進ス

笠和郷

合田地貳段笠和郷駄原後  
號承仕田、

不慮ノ眼病ニ侵サル

嫡子親村判形ヲ加フ

右田地者、沙彌良忠重代相傳之私領也、然當社承仕爲肝要之役者之由、承及之間、令寄進之訖、仍調社家之衆儀、(議)被誓定器用之仁、可被勤仕其役、寄進之旨趣、所以者何、良忠被(侵力)不慮之病霧、偏向深巷堪幽思、傳聞、當社は内證超世之如來、外用同塵之垂迹也、願耐此願力、早除身心之勞苦、舜帝之拭目被袂袖、(袂)欲遇大椿再開之春、乃至子葉孫枝、令期松花十廻之榮給、兼又寄進狀、良忠依眼氣、不及判形之間、嫡子藤三親村以判形、限永代、所令奉寄進如件、

應永廿四年丁酉九月廿六日

(古世)  
藤原親村〔花押〕

六 親久〔カ〕書狀

○利根文書  
大分県史料二五

(端裏捺封ウハ書)  
「〔墨引〕はや殿まいる」

松末本給ヲ給ハル

とねの七郎方まつす(笠和郷)へほんきうの事ハ、我らうかゝい候時も、ほんきうをは給候へきよし上る候、又き方へも、そのふん(松志)、おほせいたされ候よし承候、まつちけの事さいそく候へと、おほせ付候へと存候、御はんの事ハ、申候し候なへく候、同はく以下の事、とね方へとれ候やうに、申までなく候へ共、おほせ付候へく候、たのミ存候、すてニ上るを御うけ候うへハ、御ふしんある間しく候、恐々謹言、

五月十日

親久〔カ〕〔花押〕

利根幸秀ヲシテ  
笠和郷松末名五  
貫分代官職トナ  
サシム

敷戸村定林寺先  
知行分笠和郷松  
末名内土貢五貫  
分代官職ヲ利根  
幸秀ニ打渡サシ  
ム

九七 大友持直代官職補任狀

○利根文書  
大分県史料二五

(大友持直)  
(花押)

豊後國敷戸村内定林寺先知行分、同國笠和郷松末名内五貫分太郎三郎入道良通御代官職事、所被仰付  
利根七郎幸秀也、任先例、可致沙汰之狀、如件、

永享貳年八月三日

藤原親幸 奉

沙汰入中

九八 藤原某・左衛門尉某連署奉書

○利根文書  
大分県史料二五

豊後國敷戸村内定林寺先知行分田畠屋敷、并笠和郷松末名内土貢伍貫分太郎三郎入道良通御代官職事、  
所被仰付利根七郎幸秀也、任御下文之旨、打渡幸秀代官、可被執進請取之狀由、仍執達如件、

永享貳年八月三日

左衛門尉 (花押)

藤原 (親幸カ) (花押)

津守山城入道殿

笠和郷

九 賀來社社家申次志賀親賀・佐保永智連署書狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)  
「神領之内 笠和郷鹽濱三反之事 年號無之、」

笠和郷内由原神  
領塩濱三反ヲ社  
家ニ返付セシム

笠和郷内 由原御神領しほはま三段事、社領之段證跡ある事候、任先例、可被去渡候、尤致披露候  
てこそ、可申候へ共、先申候、神領明白候、さりわたされ候ハ、可目出候、此御返事を可承候、

恐々謹言、

十二月十八日

(佐保) 永智 (花押)  
(志賀) 親賀 (花押)

朽網殿

一〇 豊饒直弘・重吉秀直連署奉書

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)  
「神講免田 段錢 課役

(異筆) 年號不記」  
(書) 「六番廿三ノ内」

賀來社神講免田  
ノ段錢課役等ヲ  
免ズ

當社神講免田拾壹町七段事、任先例、段錢課役等御免許、不可有相違候之由、去廿二日被仰出候、  
目出候、於向後、可有御存知候、恐々謹言、

(享德三年)  
三月廿三日

(重吉) 秀直 (花押)  
(豊總) 直弘 (花押)

賀來社宮師御坊

○本文書案文ニ「元徳元年」ノ付年号ヲ付スルモ疑フベシ。重吉秀直ハ、享徳二年(一五四三)ゴロノ人ナリ  
〔『永弘文書』七六一号〕。

101 志賀親明置文

○志賀文書  
熊本県史料中世二

居屋敷堀□宮算上□□口入之間、(直入郷)白仁名混□□所相替也、白仁名知行時者、態地同前

□□知行□□

芸州発向ニツキ  
書置ク  
直入郷白丹名

笠和郷富成名世  
久勢宇村  
山香郷船尾

直入郷中津野村

一所 笠和郷富成名内世久勢(全守)村、在家二間、鹽屋二間之事、

一所 (遠見郷)山香郷船尾三町餘之事、

一所 (直入郷)直入郷内中津野村之事、愚弟四郎氏繁爲配分雖宛行、若閣惣領、有致各別奉公事者、彼地事可改者也、

可改者也、

一所 深町用作五段事、二段ハ四郎母系、三段國符妹爲女子分、雖計宛、彼兩人一期之後者、可改

易之、若四郎混配分、可有申子細敷、不可承引也、

一所 直入郷本職事、爲勳功賞、曾祖父日向守氏房拜領云々、何も全奉公、無他妨可知行也、

笠和郷



笠和郷

大野莊泊寺  
緒方莊宇多枝名  
安岐郷諸田村

- 一所 (大野郷) 大野庄泊寺之事、是又爲代々當家計、所成敗也、可存知者也、(繼目源親明裏花押)
- 一所 (同上) 緒方庄宇多枝名内井崎、其外散在地白谷云、
- 一所 (国東郡) 安岐郷内諸田村之事、

爲代々志賀家配分、所知行也、雖然、近年俣見石見守莅彼地、競望云、仍致長々在符數申間、達上聞、所令拜領也、仍彼地等之事、信州一期之後、子其中雖被申與、(譜記カ) 忽惣領有緩意之子細者、可代替也、

一 千代若丸并弟丸事、其身器用不器用不云、成水魚思、可致憐愍也、

今度就藝州發向、大方所申置也、巨細之旨、重而可書遣候、

康正三年丁丑二月廿五日

(志賀) 源親明 (花押)

(親賀) 志賀龜鶴丸殿

101 賀來社宮師修榮社内建立末社條書

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書) (香童子カ)  
「かうとふじ出方之事」

豊後國一宮賀來社社内建立末社之事、

一 御社建立之所ハ守護役之御吏、三十三白ニ可御雜榮之者也、修理之古才木不添之事、(造管)  
一 古才木之處ハ、末社之可爲修り事、守護役同前也、(材)

社内末社建立  
建立ハ守護役修  
理ノ古才木ヲ添ヘ  
ズ

造宮奉行

鳥居ハ七本

たかまつの地藏堂

生石ひのわうノ

修理

社頭社幡

御神前賽銭

御戸銭

御幣銭

一 雑榮奉行并宮師可存旨之事、

一 當社とりい七本也、内一本のとりいわ修理候也、のこり六本之とりいは、石のとりいなり、

一 たかまつの地藏堂は、金龜和尚の御作也、此堂修理之儀ハ、宮師存之之事、

一 生石ひのわうの修理之處、生石地頭濱之けんきふ存之者也、(檢校)

一 社頭社幡之事、一はん(香童)のかうとふしは宮師出之、二はん(マ)なハ宮近坊、これをいたす、三はんハ權

のかたより出之、はん(番衆)しゆ指合時は、宮師うけとり、存之者也、

一 於神前(賽銭カ)さんせん(賽銭カ)の儀ハ、三分一宮師給之、二ハはんしゆニ給之者也、

一 御戸せん半分ハ、宮師給之、半分ハ、はんしゆ給之者也、

一 御へいせん三分二給之、三分一ハ、はんしゆ給之、

一 命替としてあかり候者ハ、何にても、宮師給之、

一 社方ノ事ハ、宮師存之者也、

一 房中諸社家人ハ、是モ宮師存之者也、

寛正元年

正月吉日

宮師修榮(花押)

1011 二樂坊源榮讓狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

讓與

豊後國賀來社三番香童子職田地等并權香童子職亦二番之三昧田之支、

所職田地等ヲ弟  
兵部房ニ讓ル  
三番香童子給田  
二反生石迫

白紙

白紙中尾之下

- 一所三番之香童子給田二反生石迫あかの井□
- 一所三番之香童子給田三反小白紙ニ在、

一所二番之三昧田三反白紙中尾之下在、

以之十月霜月十二月六日より十一日辰時まで五日宛、

三月斗無懈怠可勤仕者也、

一所權香童子畠岩本二分、同かうしり山の野畠職、ともニ付之也、

一所宮迫之下畠、

右、件之田畠所職等者、親ニて候新藏坊重書共ニ相副、限永代雖讓給候、我ら者、二樂坊一跡を被讓候、兩役を持申候間、弟ニて候兵部房一期之間、書替を仕預置候、兵部一期之後者、他のさまざまけあるへからず候、我らか實子ニて候間、次男松若丸ニ、限永代重書共所讓渡實也、有限番役以下、不可有懈怠候、若自然違亂煩申方候者、任此讓狀之旨、可有知行候、仍爲後日狀、如件、

明應三年<sup>甲</sup>八月十一日

二樂坊  
源 榮 (花押)

一期ノ間預置ク  
一期ノ後ハ実子  
松若丸ニ讓ル

104 賀來社遷宮等次第記

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

此ノ舊記ヲ以御還宮 申之、

略○中

以上、

文龜元年辛酉十一月廿一日記旃、

縫手稱名寺中察坊主、大一房伴調一房

奉行金剛珞戒寺(寶) 西室興誓

吉祥院覺尊(花押)

金剛宝戒寺

一御寶御詔編、寺家之事、

万寿寺

一萬壽寺七尺間二枚、附鑑四ヶ、

一金剛珞戒寺六尺五寸間一枚附鑑二ヶ、

真光寺

一真光寺一間附鑑二ヶ、

一勝壽寺并社寄合二間附鑑四ヶ、

御寶縁并懸緒御詔寺家、

一萬壽寺二間、一金剛珞戒寺(寶)一間、

笠和郷

笠和郷

瑞光寺・大智寺

同慈寺

心源寺・大智寺

同慈寺・瑞光寺

荏隈郷役

笠和郷役

荏隈郷

佐賀郷

下郡役

三重郷・佐賀郷

阿南郷・大佐井

直入郷・国東郷

一 瑞光寺一間、一大智寺 一間、

一同慈寺一間、

同鈞緒附金物之事

一心源寺三ヶ、一大智寺三ヶ、

一同慈光寺三ヶ、一瑞光寺三ヶ、

○中略

一 荒薦百五拾枚 荏隈郷役、

一 地布三拾四端、此内一端御輿疊縁用、

一 荒薦百五拾枚 笠和郷役、

一 御棧敷三間 荏隈郷 同疊子、

一 御侍國司屋六間 佐賀郷同疊子、

一 御廨三間 下郡役、

一 警固流鑰馬之次第、

一番 三重郷、二番 佐賀郷、

三番 阿南郷、四番 大佐井、

五番 直入郷、六番 國東郷、

一 俘之事

佐賀郷・大佐井

井田郷・野津院

毛井村

一 佐賀郷、 一大佐井、

一 井田郷、 一野津院、

一 遣井村、

一 永亨拾貳年庚申十一月八日、

一 御遷宮之時國方御米註文、

合壹石貳斗五舛者半分

在国司方

一 參斗 在國司方、

在庁

一 參斗 在廳次郎四郎、

税所方

一 參斗 税所方、

目代方

一 參斗 目代方、

宮師宥修 在判

宮師坊納置御炊殿檢校所ニ下行、出納・陣道・鑑取、若有米之餘者、宮師出納給之也、

皆文龜元年辛酉十二月十三日

愿記旃、

社奉行

實相寺珪室等玉(花押)

宮師房 増 榮(花押)

笠和郷

○全文ヲ「荏限郷史料」四七号ニ収ム。

104 豊後國志

(大分郡仏寺項)

大友義右大雄院ヲ創ム

大雄寺 在府城東新町、紀聞作大雄院、善鳴錄曰、文龜元年、豐守修理大夫原義右、瓶惠日山大雄寺、請東谿宗牧禪師爲開祖、

(源)

105 佐田泰景軍忠狀

○佐田文書 熊本県史料中世二

「一見了(大内義興)」  
〔花押〕

軍忠 佐田次郎泰景

一、去明應七年十月十二日、(大友親色)(字佐郡)豊後勢至佐田庄令亂入之間、執構菩提寺、彈正忠俊景一所楯籠之處、

佐田泰景軍忠ヲ上申シ証判ヲ請フ  
大友勢佐田庄乱入  
菩提寺城ヲ攻ム

同五日敵寄陣於追上、則當所菩提寺相懸之條、碎手討捕頸ニ進上之、敵毎日雖手仕、從二日至八

日支置大勢、待申御合力畢、九日晚加飯田但馬守宅所、翌日十於彼構一來口、終日矢師仕、被官

等數輩被疵、粉骨之次第、重清人數存知矣、

同十三日御人躰著郡以後、飯田山(字佐郡)・佐田山所々御陣等泰景馳走之段、御前勢御面々衆存知上者、

不及注申歟、

妙見尾ニ在城シ  
大友勢ヲ防グ

戸次・田原・木  
付・大神

秦景大友氏ニ降  
ル  
豊後勢家旅宿ヲ  
脱出菩提寺城ニ  
歸ル

中津河著岸

馬岳合戦

一、明應八年七月廿五日、令渡海、於所々馳走刻、至下毛郡寒田、被官人討捕頸一、弘固陣所送進之、同十月上旬、宇佐郡院内衆同心仕、致誘妙見尾、致在城之處、豐後一國勢令出張之、劔山仁陣取、城内計策狀遣之間、彼書狀飛脚共重清・武道江則令注進畢、然而敵之猛勢寄陣於茂峯、從方々雖責上、味方稠防戰之條、引退詰口、於本陣劔山爲當城手當、戸次・田原衆・木付・大神以下者共殘置、諸勢者西郡打通、國中手仕以後、又當城詰寄之間、安心院・飯田申合、一旦遠慮之儀、以仲山左馬允具言上畢、

一、依彼思案豊後罷越事、誠無念至也、然者非野心緩怠之段、自豊後以雜掌言上仕、挾歸參之大望於心中、偏輕身命、明應九年正月七日夜、豊後勢家旅宿忍於陵山野江河、十日夜半、菩提寺罷著迄、晝夜不受食物、同十八日、漸著關之中間、一身辛勞、宜有 御高察耶、

一、文龜元年正月五日當郡衆渡海之儀、任御奉書之旨申調、十三日各乘船、爲名代同名左衛門大夫仁相副人數、到中津河著岸之、廿九日、妙見尾伐取時、我世者賀來神兵衛尉太刀討、郡衆所被存知也、

一、右之渡海御前勢無人數之通注進之時、重而神代紀伊守方被相催之條、奉景事、正月廿九日中津河罷渡、船衆申合、二月九日至城井城涯分馳走焉、

一、同年七月廿三日馬岳合戦時者、依爲重清一所、後陣笠松在陣仕相動畢、然而中陣可馳向之由蒙仰之間、不移時日罷越之處、著郡以前敵敗北之、乍去於所々數人討留畢、

右條々、粉骨之次第、達 上聞、御感御書參通并御奉書數通頂戴仕畢、同以此一卷仁申請御證判、

笠和郷



備後胤龜鏡、彌爲抽忠勲、粗注進如件、

永正貳年七月 日

進上 御奉行所

○繼目裏ニ  
花押アリ。

107 大友親安鑑知行預ケ狀

○野間音一文書  
増補訂正編年大友史料一四

朽網親滿謀反成  
敗ノ功ヲ賞シ田  
原莊内吉弘弥七  
郎先給等ヲ預ケ

隱謀人成敗之剋、<sup>(剋)</sup>忠儀感悅候、仍國東郡田原庄内、吉弘彌七郎先給之内拾貳貫五百分、<sup>(大分郡)</sup>笠和郷内新

原左京亮跡之内伍貫分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

<sup>(永正十四年)</sup>  
十二月廿三日

本田全助とのへ<sup>(經秀)</sup>

<sup>(大友)</sup>親安(花押)

○福川一徳「野間文書」抄(『白杵史談』七四)ニヨリ校正、校異ヲ「」内ニ傍注ス。

108 大友親敦義鑑感狀寫

○右田文書  
熊本県史料中世四

高崎攻口ニ於ケ  
ル軍忠ヲ賞ス

於今度高崎城攻口、<sup>(大分郡)</sup>被疵辛勞之段、無比類候、彌々忠節頼存候、必追而一段賀可申候、恐々謹言、

(永正十五年カ)  
十二月廿九日

右田左京亮殿

「義鑑之事」  
親敦 (花押影)  
(大友義鑑)

○大友親安ノ親敦ト改ムルハ、永正十五年八月頃ナリ。

103 大友親敦義感狀 (紙切)

○首藤文書  
大分県史料一三

高崎攻口ニ於ケル防戦ノ勞ヲ賞ス

於今度高崎攻口、毎日防戦、辛勞肝心候、彌戦功頼入候、必軍忠追而一段可賀候、恐々謹言、

(永正十六年カ)  
正月十九日

首藤清右衛門尉殿

(大友義鑑)  
親敦 (花押)

110 大友親敦義感狀 (紙切)

○中村文書  
大分県史料二五

(包紙ウハ書)

一十六 鑑隆 中村兵部少輔殿

(端裏切封)  
「(墨引)」

(大友)  
親敦

高崎城攻口ニ於ケル中間負傷ノ忠ヲ賞ス

今度高崎城於攻口、中間一人被疵、忠儀無比類候、必追而一段賀可申候、恐々謹言、

(永正十六年カ)  
正月廿五日

中村兵部少輔殿

(大友義鑑)  
親敦 (花押)

笠和郷

二一 大友親敦義鑑感狀寫

○河野正文書  
大分県文化財調査報告書三七

高崎攻ニ於ケル  
被官ノ疵ヲ被  
ヲ賞ス

去廿六於高崎攻、御被官數人被疵條、忠儀肝心候、必追而一段可賀申候、恐々謹言、

(口脱カ)  
(永正十六年カ)  
正月廿七日

(大友義鑑)  
親敦(花押影)

渡邊紀伊守殿

二三 大友親敦義鑑感狀寫

○右田文書  
熊本県史料中世四

高崎城攻口ニ於  
ケル被官負傷ノ  
忠ヲ賞ス

去廿六於高崎城攻口、被官被疵之條、忠儀感悅候、必追而可賀申候、恐々謹言、

(永正十六年カ)  
正月廿八日

(大友義鑑)  
親敦(花押影)

右田三川守殿

二三 大友親敦義鑑書狀

○佐田文書  
熊本県史料中世二

高崎城攻メノ合  
力ヲ賞スル為田  
北親員ヲ遣ハス

就今度高崎之儀、爲御合力、神代武綱同前之御馳走、祝著候、此等之趣爲可申、田北勘解由允進之  
候、恐々謹言、

（永正十六年九）  
二月六日

（泰泉）  
佐田因幡守殿

（大友義鑑）  
親 敦（花押）

二四 大友親敦 義感狀

○碩田叢史所収野上文書  
増補訂正編年大友史料一五

高崎攻口ニ於ケ  
ル軍忠ヲ賞ス

今度於高崎攻口、毎日手仕辛勞之至候、殊無足軍忠、感心候、必追而一段賀可申候、恐々謹言、

（永正十六年九）  
二月七日

野上對馬守殿

（大友義鑑）  
親 敦（花押）

二五 大友親敦 義感狀（紙切）

○若林文書  
大分県史料三五

（包紙ウハ書）  
「若林大炊助殿

親 敦」

（端裏切封）  
「（墨引）」

高崎籠城ノ朽網  
親満以下凶徒成  
敗ノ粉骨ヲ賞ス

就今度高崎城楯籠朽網以下凶徒成敗、遂在陣、日々防戰被疵之條、粉骨無比類候、何様追而賀可申

候、恐々謹言、

（永正十六年）  
二月廿八日

若林大炊助殿

（大友義鑑）  
親 敦（花押）

笠 和 郷

二六 大友親敦義鑑感狀

○薬師寺文書  
大分県史料一二

〔包紙ウハ書〕  
薬師寺中務少輔殿

〔端裏切封〕  
一〔墨引〕

親敦

高崎城籠城ノ朽網親満等成敗ノ軍勞ヲ賞ス

就今度高崎城楯籠朽網以下之凶徒成敗、遂在陣、日々防戦、軍勞感悦候、何様追而可賀申候、恐々謹言、

(永正十六年カ)  
二月廿八日

(大友義鑑)  
親敦 (花押)

(豊貞)  
薬師寺中務少輔殿

(異筆)  
〔二月廿九日うとのてつかいニ、めてのひさをいさせ候、〕

○『永弘文書』一七七九号「永正十六」八月六日朽網親満卷数返事ニヨレバ、付年号ヲ正シトスレバ、親満ハ滅ボサレタルニ非ズ。筑前方面ニ遁走セルモノ、如シ。親満ノ戦死ヲ永正十三年又ハ十四年トスル通説ハ検討ヲ要ス。

二七 掃部助某打渡狀

○野間文書  
増補訂正編年大友史料一五

笠和郷内鞍打給歳神免ヲ打渡ス

笠和郷之内、鞍打給五貫分、并歳神免爲祝職、任御判・御奉書之旨、所打渡申、如件、

永正拾六年四月十七日

掃部助(花押)

本田木工助殿

二八 大友氏加判衆連署奉書

○野間文書  
增補訂正編年大友史料一五

笠和郷内新原某  
跡代所ヲ預ク

笠和郷内新原左京亮跡五貫分爲代所、鞍打給五貫分、并歲神 祝職事、被仰付候、可被得其心候、  
恐々謹言、

(永正十六年)  
卯月廿三日

(豊鏡) 親 富(花押)

(木上) 長 秀(花押)

(白杵) 長 景(花押)

(大神) 親 照(花押)

本田木工助殿

二九 田浦八角墓碑銘

○大分県金石年表三  
大分市大字田浦

本光寺殿貞山宗實庵主

大永五年乙酉仲暮五日

笠和郷

○田浦ノ帰属ニツキテハ検討ヲ要スルモ、シバラクコヽニ掲グ。下同ジ。

三〇 肥後國小國高橋・大宮兩社舊藏梵鐘銘

○小國郷の史蹟・文化財  
熊本県阿蘇郡小國町矢津田下城左彌藏

鐘 銘

奉鑄安置

銅鐘一口ヲ寄進  
ス

同鐘一口

肥後國阿蘇郡小國庄高橋・大宮兩大明神宮、夫以一聽鐘聲、當願衆生脫果、若得證菩薩提者、如來誠諦之金言、郡生脫得之指南也、爰下城上總介悲母改名妙榮、抽輿二之懇志、奉寄進兩大和尢之御社壇、一之梵鐘、所謂以八萬之錢貨、令鍊鑄卓社頭、安穩威光自在、惣天長地久、國土太平、金輪聖皇寶行長遠、別信心大施主<sup>(甲)</sup>某<sup>(乙)</sup>息災延命、子孫繁昌、增長福壽、當所安全、諸人快樂、結緣合力、各成善願、乃至法家平等利益、

享祿三年辛卯

大願主氏女法名妙榮

阿蘇三社大宮司 宇治惟豊

下城上總介 山部經賢

鑄師奉行 公 次

大願主妙榮

笠和郷駄原村

豊後國笠和郷駄原村

大工 藤原氏樹新右衛門尉景次

鐘取合 武石九郎兵衛尉

○意味不明ノ所アリ。誤読アルカ。

三三 大友義鑿知行預ケ狀案

○野間文書  
増補訂正編年大友史料一五

田原莊・笠和郷  
内ノ地ヲ預ク

國東郡田原庄之内、吉弘彌七郎先給之内拾貳貫分・笠和郷之内鞍打拾五貫分・并同郷之内歲神免祝職之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

十月廿日

(大友)  
義鑿(マヽ)

本田加賀守殿

三三 田浦八角石碑銘

○大分県金石年表一  
大分市大字田浦

前伊弉太守天□宗鶯居士

天文三年甲午二月十六日立、

笠和郷



二三 田浦八角石碑銘

○大分県金石年表一  
大分市大字田浦

□月宗鳴信女

天文三曆甲午仲冬吉日

二四 田浦田島墓碑銘

○大分県金石年表八  
大分市大字田浦

屋樹妙隣禪定□<sup>(尾)</sup>

天文四年七月十一日  
□<sub>(下欠損)</sub>

三五 足利義晴御判御教書

○大友家文書録  
大分県史料三二

豊後大智寺ヲ諸  
山ニ列ス

豊後國大智寺事、可爲諸山列之狀、如件、

天文六年九月九日

大智寺

<sup>(足利義晴)</sup>  
御判

大智寺造營材木  
ノ馳走ヲ賀ス

三六 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

大智寺造營材木之事、申候之處、別而馳走候之由候、乍案中祝着候、猶以面可申候、恐々謹言、

十月廿六日

(大友) 義鑑 (花押)

岐部能登守殿

三七 大友家條々書札禮

○大友義一文書  
増補訂正編年大友史料三〇

條々天文十八  
正十六

一 賀來社造營之事、

一 京都御一札之事、

一 國中道作之事、

以上

此條數、從御前以申次被仰出候、諸老以列座奉書被認候、方角之事、最所(初)

賀來社總地頭殿 植田庄惣追補使殿 笠和郷政所殿 高田庄政所殿 野津院政所殿

此五ヶ所也、御文體者、道作ニ付而卜ノ、老中ノ口筆也、

笠和郷政所

笠和郷

三六 フロイス日本史

○豊後篇一  
松田毅・川崎桃太訳

(第五章)

略

一方、司祭(フランシスコ)のみは、數名の異教徒を伴っただけで(山口を)出發し、非常に険しい山岳を越え、苦勞の多い道をたどり、同所(山口)から六十里距たった豊後の國に赴いた。彼はドウアルテ・ダ・ガーマの(ポルトガル)船がそこに入港したと聞いていたのである。

ザベリオ山口ヨ  
リ豊後ニ来ル  
ドウアルテ・ダ・  
ガーマノ船入港  
大友宗麟府内ニ  
テ師ニ会フ

(豊後)國主(大友義鎮)は、當時、その國の首都である府内(大分)にいた。彼は司祭に會つ

てこの上なく喜び、その頃はまだ若かったが、フランシスコ師に對して大いに敬意を表して歡待した。というのは、彼はすでに以前から交際していたポルトガル人たちを通じて司祭(フランシスコ)のことを知ったので、彼の一行に會うことを切望していたのである。ところで(この記事を執筆している)今日に至るまで、全日本の異教徒の國主にして、彼ほど心からデウスの教えを愛好し、司祭やポルトガル人に對して多大の愛情を示した者とはいなかったのである。だがメストレ・フランシスコ師はインドへ旅行せねばならなくなり、それゆえ(大友義鎮)は彼を自分の領國に引き留めておくことができなくなつたので、インド副王に敬意を表し、彼と親善關係を結ぶために、特に一人の使節を派遣することにし、彼を通じて贈物を届けた。この使者はその後、司祭と航海中に交際したためにキリシタンとなり、司祭からロレンソ・ペレイラの教名を與えられた。このロレンソ・ペレイラは今なお豊後に住んでいる。○下

ザベリオ印度ニ  
歸ル  
ロレンソ・ペレ  
イラ随行ス

略

## 三九 バルトリ「イエズス會の歴史」

### アジア編

○大分県地方史七三  
溝部脩訳

23(第一部第三卷) 豊後の王は聖フランシスコ・ザベリオを府内に招

く

略  
○上

丁度、彼の望みと歩を合わせて、ポルトガル船が豊  
後の國に着いた。山口では、その報せは疑わしく、よ

く分からなかったので、彼はことの眞偽をたしかめよ  
うと、彼の伴二人の日本人の一人、マテオを豊後に送  
った。彼に九月一日付の書翰を持たせ、船が着いてい  
るなら、船長と船中の商人に、どこから来て近い中に  
支那に戻るのかを尋ねさせた。そして、インドに戻る  
機會を探していたので、もし彼らが居るとはつきりす  
れば、そちらに赴くと述べた。つけ加えて、インドで

笠 和 郷

は彼らの仕事の時間を少し割いてくれるようにと願っ  
た。良心を各自糺明してみると、この時間は支那の絹  
とは比較にならないほどの、たしかでかく實な取引き  
であり、そこに旅すれば、資本は二倍にもなれるとも  
述べた。

ポルトガル船は、豊後の首都、府内から一レグア離  
れた日出 (Higo) 港に碇泊していた。使者は師フラン  
シスコ神父の書翰を持って來たと分かるや、皆の喜び  
の中に迎えられ、金の面でも物の面でも、豊富な贈物  
を代償としてもらった。それから書翰が公けに讀まれ  
て、すぐに府内で取引きしている同僚に報せがとどけ  
られた。豊後の王と何度もひざを交えて話したことの  
ある彼らは、この聖人をじかに知るのには、どれ程すば  
らしいかが分っていたので、そこに居合わせた王に、  
彼らは聖人のことを高く評價して話し、その到來が間  
近であるという報せを告げた。

神ははやこの良き王を長くとのえられていた。ま

二七九

ずはザベリオ、それから、同じ會員から、たとえ數年後だとしても、改心した彼は尊敬と愛情を表わすために、比ぶべくもない祝いをして、ザベリオを招こうとした。こうして、一通の書翰を彼自身したためた。王のそれと一しよに、船長と、六・七人の主立った商人たちも尊敬をこめて彼に手紙をしたため、インドやマラツカのこと、知っている限りのことを、めいめいが傳えた。船のことと三〇人のポルトガル人が居ること、船長はオドアルド・ガーマであること、一ヶ月の間に支那に向けて出帆すること、その港には積荷を終えた三隻が入っていること、更に、インドに向けては翌年の一月に出發すること、三隻の中の一隻に、彼の最大の友達、ディエゴ、ペレイラが居ることなど。

皆、腕をひろげて、船にとりより、心の中で彼を歡待して待つようになつて來た。五日間でマテオは山口 (Amangucci) に戻り、ポルトガル人と豐後の王が、來訪の喜びの報せを分け合つて待ちわびていると

いう書翰と挨拶を、聖人に持ち歸つた。

彼は新信者を神にゆだね、彼らと二人の同伴者、トルレスとフェルナンデスに、大切なすゝめを涙ながら残し、出發するときには、最後の抱擁を交して旅立つた。一五五一年九月中旬のことである。山口から日出

天文二十年

まで陸路で一八〇ミリアの道程であり、おまけに短くても海峡を渡らなければならなかつた。彼はいつもの通り徒歩を望み、首には祭服の袋をかけていた。

略 ○下

24 ザベリオが日出にてポルトガル船から榮譽ある歡迎を受けたこと。

聖フランシスコ・ザベリオにあてた豐後の王の書翰。

愛する同伴者と冒險にみちた旅をザベリオはつづけながら、日出から二レグアも離れていないピンラシヤウ (Pinlasciau) という部落つくまでには、災難は

はげしく襲いかゝって來た。でも一八〇ミリアは歩いて、足は異常にむくれ力つきて、しかも頭痛が加わって、それ以上進むことが不可能になり、休息をとるのがよからうと考えた。その間に、マテオ、ベルナルド、ロレンソの三人の同伴者は、船に報せをもたらそうと先を急いだ。

ガーマはこれを聞くや、ただちに府内に取引きに行っていたポルトガル人を呼び戻した。歸船するや、持物の中から最上の高價な着物を身につけ、彼らの多くに華美な馬の行列をつくらせて、ピンラシヤウに向かわせた。

○中略

賢い王はすぐ會いたいと望みからられて、同日、彼を歓迎したく、城に招待するという旨の次の書翰を送った。

「セマイコジン (Cemaicogin) の僧、神父。私の地に貴方が到來したことは、貴方の神にも嘉され、ま

笠和郷

た聖人たちもそれを稱贊することにもなろう。港に送った使者、カンシオナ様 (Quansionafama) は、貴方が山口から日出に到着したと報せて來た。これを聞いて、いかほど満足したかは、私の民が後ほど貴方に語つて聞かせると思う。私は愛の思いに溢れ、貴方の到來を待ちこがれており、明朝陽の昇る前に、私の家の後門を叩かれるように懇願したい。(貴方に命じるなどは到底できる身分とは思えないので)。來訪の恵みに浴し、私のよびかけを厭がらないことを懇願する。地上にひれ伏し、貴方の神は神々の中の神、天に存在する權勢と權力の天帝であると信じて、その前に脆ぶこ。貴方が教えを叫ぶとき、現代のごう慢な者は、かくも清貧に生きる人の生涯が、どれ程神にはいとおしいかを悟っていくのである。この世の偽りの約束に盲目となっているこの肉の子は、神を知ることのできるから救われるだろう。私は貴方からの吉報を待っている。それがつけば、今宵氣持よく床に就き、鶏が

二八一

貴方の到来を告げるときまで安眠するだろう」。

書翰を持参する任に選ばれた者は、業績とてとくになく、特使という高い榮譽に ついたのだつた。王の近い親戚の若者が選ばれ、ポーンシン殿 (Poonindono) と呼ばれる賢明な年寄りがついていた。彼もやはり王家のものであり、三〇人の騎士を従えていた。彼らは府内から日出に向けて、ガリオット船のような舟で櫓を漕いでやってきた。

○下略

25 ポルトガル人は、ザベリオを豊後の王のところ  
に、いとも莊嚴な行列で連れる。

このように、神は御自分の下僕の謙遜を高め、僧のごう慢をうち砕くために、府内の城内の家老たちの心をととのえて下さつた。その間、日出では、ポルトガル人と一しよに生活し、常日頃持っていた彼らの宗教心は、父である聖人への尊崇へと一段と深まっていっ

た。後程實現されるのだが、彼にとつてももつとふさわしく歓迎できるにはどうすればよいのかという、彼らの考えと愛情を、神は明らかに見ぬいておられた。

そこで、どういふふうに、フランシスコ神父を王に紹介するかで會議を開き、こんな大事な使者をつかわすにあたっては、これ以上莊嚴なものは考えられないという仕方をとろうということで、意見が合致した。

彼には上等の着物を着せ、伴と行列をつけ、彼の地位にふさわしい尊敬をもって船から町にくり出す。町では繁華な目抜き通りを通して入城させると。こう定るや官吏を先發させ、飾りたてを整え、必要な武器を準備させた。

○中略

船から町へと向うには、大舟二隻と小舟を用意させた。二隻の小舟は色とりどりの美しいモスリンの幔幕を張りめぐらし、甲板には高價なジュータンを敷きつめてあつた。兩隻ともに、敷こそ足りないが、數人の

弦楽器・奏樂器の奏者が乗っていた。こうして陽が昇るや、權をゆつくりと漕いで、交代交代に奏でながら、河口に近づいた。聖人は母船の船尾の上段に座って、その甘美さに涙を流した。

しかし府内でも王は歓迎はきらびやかに行うと命令しており、彼はそれを決定するほど信心深く、偉大な人であった。この町ではこんな莊嚴なことはかつてなく、期待すること大であった。三隻が遠くに見え始めるその光景はすばらしく、おまけに樂器の奏樂が聞えるとあって、物珍らしさ一ぱいの全民衆は川岸へと吸いつけられた。

仲間は上陸し、オドアルド・ガーマ船長が執事の服装をして、無帽で、手にはベンガル杖を携え、先頭に立った。數歩後に書持ち、下履持ち、杖持ち、聖繪持ち、傘持ちといった五人がつづいた。その後に聖人がつづき、彼のまわりを二五人の騎士が取りかこみ、最後が召使いの列だった。こんな順序で町の目抜き通り

をねり歩いて、王の城に向かった。多數の民衆に押しよせ、ひしめきあって見ようとし、窓からも露台からも、家の屋根にさえも上り、その數は知れなかった。

略○下



三〇 春日社并神宮寺領坪付

○寒田文書  
大分県史料九

春日社神領ノ坪  
付ヲ注ス

正御供田

(春之) □日御神領坪付之次第不同、

壹貫貳百文

一所田貳段 正御供田

しゆりてん公事なし

一所田五段代貳貫文

かずかの後さうの田とこう新左衛門

一所田壹段米壹斗

一所田貳段てん神田

かずかの山なついはた越後守

一所田壹段米壹斗五升 きしん

下かハラさう田ひやうへとの ところ

一所田壹段米貳斗

しほいりつちのといのとしより貳百文くハしやう

一所田大代三百文

しもかにあな

一所田貳段代壹貫文

しやうふてん

一所田貳段とこう地

ふねうとのきしん

(無縁惣) 一所田壹段百文

一所田貳段代七百文

くさは □しり

一所田四段壹貫百文

のなか

一所田三段代五貫五百文

いしひついた

一所田壹段代五百文

すな引

一所田貳段代六百文

公事錢ともに代壹貫貳百文

一所田三段かミのハラ

井かきてん

一所田三段代壹貫五百文

しほいりかのしねより □くハしやう

一所田大代貳百文

かミかにあな

一所田貳段代壹貫文

すそこ

一所田大こはうり

まつそへほうさうしの下かわらけてん

一所田三段寺領壹反代三百文

まつそへはうりけたいの時 公事錢ともに

一所田壹段代三百文

みたん □

一所田三段代壹貫貳百文

ひものてん 公事錢ともに

一所田三段代壹貫五百文

豊饒殿寄進

往隈郷

ゑのくまの郷内よるいてん公事錢ともに  
一所田二段代七百文  
こやなき 出雲きしん  
一所田壹段寒田との

畠地分

畠地之分、

明珍畠

一所畠貳段大つかのおもて  
めうちんはたけ五たん田の内  
一所畠貳段

大智寺

かミ手の内壹段

笠和

一所畠半けわいてん  
かさわのうしろくほはたけ

神宮寺領

一所畠壹段さう田いつもとの  
きしん

神宮寺領之坪付次第、  
やすり

一所田壹町代貳貫五百五十文  
きやうてん

一所田貳段代七百文  
かミ

かミ

一所田五段代壹貫貳百五十文  
まるいね

一所田壹段代五百文  
しちたんた

一所田七段代貳貫百文

畠地之分、

一所畠三段たふち

笠和郷

かミのかはら  
一所田壹段この内小瓦成候、

かすかのおもてなかはたけ  
一所畠貳段代二百文  
五たん田なら 寺きしん

一所畠とうゆてん

大ちしのうしろ  
一所畠五段代壹貫二百文

めふけ  
一所田貳段代五百五十文  
すな引

一所田貳段七百文  
さしふみきやうてん

さしふみきやうてん

一所貳段代七百文  
かはら

一所田半米一斗  
にししほた

一所田三段とこう地きしん  
菊の花てん先税

一所田三  
くくく

一所畠貳段三すみ

笠和郷

一所皇貳段ミろくてんノわき

一所皇三段三たんはたけ

一所皇四段 ちやのきはたけ并

次郎左衛門尉久次

天文二十三歳春三月改之、

三三 豊後國志

藤原世數勸請ス  
大友氏修復ス

春日祠 (大分郡神祠頃)

在笠和郷勢家村海濱、豐日志曰、清和天皇貞觀二年三月、豊後國司藤原朝臣世數請移祭南都宗祠於國府、詔許之、遂立祠、建久中、大友能直爲地頭職、就于府後、修補其廢、仁治三年大炊介親秀重修焉

致美、且使賢如律師興神宮寺廢址住之、掌其祭祀、天正中、薩賊虜之、餘燼未修、慶長三年、福原直高將修之、功未畢、復會移封、十二年、竹中重隆朝于東都、歸路播海俄然遇颶風、驚波騰興、暝雲四合、不知所嚮、肅然禱神、頃刻風止波穩、布帆無恙遂歸府、乃命新作神祠、以奉賽、且徵神驗云、

○当社ハ國司藤原世數南都ヨリ奉祀スト云イ、大友能直修補トスルモ、共ニ確証ナシ。

三三 日本一鑑

鄭舜功沖浜ヨリ

(援海図經卷一)

「文德聖神靈但將仁義作舟楫大弓遠定扶桑穴 大弓二言合爲夷字 道廣飄飄入澳濱、策馬往見豊後君 然當是時吳越閩海皆事殷

乘馬シテ府内ニ  
入り大友義鎮ニ  
見ユ

沖浜浅海ニシテ  
船ノ碇泊不能  
府内ヨリ五六里

河口ニ沖浜港アリ

府内ノ町アリ

而我取道廣往諭日本王、行彼城中、颶風乃作、漂入澳濱、澳濱者乃豊後之地、在釜江之西、而豊後爲日本分封之國、其若姓名源義鎮、爲日本國王、宗族其轄豊後・筑後・肥後・肥前・筑前等國、又日向國犬茅屬之、彼謂六國、津港尙多、姦穴且家、偷偷而來者、彼國君不知也、

〔釜江佳邁(卷三)、豊後地方、可停、内曲用小舟、次四浦右備鳥、口邊抵古河府六、即府内也、海曲之中、次

曰澳濱鳥氣法、澳淺膠舟不堪繫泊、陸行府内凡五六里、皆爲曲道、○上、下略〕

○鄭舜功ノ豊後來訪ハ乙卯(嘉靖三十四年)一五五五年・弘治元年ナリ。

### 一三三 リャンポ・日本航海路程記

○ポルトガル船アジャ諸国航海路程記  
岡本良知「戦国時代の豊後府内港」

(府内付近海岸)  
海岸に沿うてこの底は白砂であるから、それに入るには用心せよ。この低地の端に冷涼な水(大分川分港)の一河

川があつて、その河口は満潮のときに十二尋になる。干潮のときには船は皆帆を下して停る。この

底は砂である。その河の錨地に接續してアキナフマ(沖ノ浜)という住民の多い部落がある。河沿いに國

内半レグアにして豊後國最大にして且つ最も勢力ある都市(府内)があり、その前方にこの國の王が通例そ

の宮廷を有する。

○本書ハ十六世紀中葉豊後來航ノポルトガル船ノ航海路程記ヲ主トシテ、十六世紀末ニ編集サレシモノ。著者ハ、リンスホーテン。今原典ヲ見ルヲ得ズ。岡本良知論文(『大分県地方史』一〇)ノ取意訳文ニヨル。

二四 フロイス日本史

○豊後篇一  
松田毅一・川崎桃太訳

○第十四章、一五五六（弘治二）年コスメ・デ・トルレス山口より豊後ニ來ル条。上略。

山口の國主（大内義長）は司祭トルレスが豊後に赴く許可を與えることを澁った。だが彼は國內が騒亂（状態）にあるのを見、平靜に歸するまで（豊後に赴いてもよいとの）許可を與え、司祭が旅行中に毎日必要とする宿と乗馬をあてがうように（と家臣に）命じた。

山口ノ戦乱ニヨ  
リトルレス府内  
ニ來ル

豊後に到着すると、一行は國主（大友義鎮）から、一軒の家屋を贈物として受け取ったが、それは國主の持家であり、また同國で最良の（家屋の）一つであった。そのうえ司祭たちは國主の同意を得た上で、初めに贈られた地所に接した非常に良い地所を購入した。さらに國主は、彼らに（新たに與えた）家屋に對して毎年一定の扶持を與えるように命令した。しかるにその任に當った役人は、司祭たちにその扶持を支拂わなかった。だが（司祭たち）は、與えられるものは受け取るにしても、自分たちは受け取る権利があるから貰いたいというような態度をとりはしなかった。前に國主がバルタザール・ガゴに付與した地所は二つに分けられた。その一つは死者を葬る場所に當て、他には國主の許可を得て病院を建てたところ、國主を（はじめ）國中の人たちが大いに喜んだ。病院は二つに區分され、一方にはこの國に大勢いる癩病患者レプロソスが、他方には種々の病人が（收容

府内ニ病院ヲ建  
ツ

されて)いる。ルイス・デ・アルメイダ修道士は彼らを治療する腕前の持主で、毎日二回(治療に)従事しており、同様に一人の日本人(も働いているが)、彼は(まるで)(イエズス)會員のようにはなはだ善良な人である。これと同じことを府内の市でも村々でも行なっており、(また)きわめて困窮している人たちに、幾ばくかの布施を分ち與えたり、病人——彼らは一般に貧しい——を援助している。

山口からは十二月になって、國主(大内義長)と同國の殿たちが、キリシタンを(使者として)コスメ・デ・トルレス師の許に書状を届けさせ、その中で(山口に司祭たちが)戻ってもらいたいと願ひ出た。(だが)司祭は(義長の)兄にあたる豊後國主(大友義鎮)の同意を得ないで何事をしようとも思わなかつた。○下略

### 一三五 大友義鎮安堵狀

○円寿寺文書  
大分県史料九

尙く准田反錢之事、永く可闕候、爲存知候、

准田反錢ヲ免許  
ス  
笠和・荏隈兩郷  
内寺領ヲ安堵ス

笠和・荏隈兩郷之内、其方寺領之事、如前く可免許候、被得其意、祈念等之儀、別而可被勵丹精候、恐く謹言、

十月廿七日

(大友) 義鎮(花押)

法性坊

笠和郷

一三六 大友家文書錄

○東京大学史料編纂所影写本  
大分県史料三二

大友宗麟上原館  
ヨリ白杵丹生島  
ヲ築キ移遷ス

(永禄六年) 是年、宗麟相攸海部郡白杵丹生島、新築城、自上原館移徙焉、初當家世々構館於府内居之、築城於

高崎山爲不虞之守、至義鎮治國、遷館於上原、而今及此矣、使嫡男長壽丸居上原館、或曰、是行爲明

○大友宗麟ノ移遷ト入道ヲ『史料綜覧』ハ永禄五年(一五六二)五月一日トスルモ、『大友家文書錄』・「大友

興廢記」ハ六年移遷説、「両豊記」ハ永禄七年(一五六四)築城着手、同九年完成移居説ヲトル。芥川龍男ハ五  
年入道、六年移居説、外山幹夫ハ永禄四年(一五六二)ニ丹生島ニ定住シテイタトスル。今後ノ検討ガ必要デ  
アル。尚府内ノ居館ヲ上原館トスルコト、大友時代末期ノ府内絵図ノ「大友役所」トノ關係モ今後ノ研究課題  
デアアル。

一三七 永弘通種不知行地差出案

○永弘文書  
大分県史料六

(端裏書) 一當御代以來不知行差出案文事、  
通種

當御代以來番長大夫拘御料所不知行分差出之事、

一所、下毛郡内宮時庄下宮御神事御料所正稅貳貫文之事、親賢御家來衆依御存知近年無社納(之事カ)、  
下宮御菜免

一所、宇佐郡内。田地壹反廿五代下宮□之事、豊田藤兵衛方存知事、

一所、豊後符内・津守兩家方御徳錢參貫貳百文宛之事、白杵美濃守(従永カ) 祿元年至于今、押領存知之

府内・津守兩家  
方御徳錢

不納口

以上

番長大夫

(永弘) 種 (花押)

永祿十年六月二日

三三 毛利元就・同輝元連署感状

○武藤助四郎文書  
萩藩閩録二

沖濱口ノ戦功ヲ  
賞ス

今度於豊州沖濱口、舟切執候時、敵一人討捕候、誠粉骨無比類候、喜悅無極者也、仍感状如件、

永祿十一  
八月廿三日

(毛利) 輝元 御判

(毛利) 元就 御判

(正康)  
武藤助四郎殿

三三 大友宗麟義 萬雜諸點役免除状

○向文書  
大分県史料九

(大友宗麟)  
「(花押)」

笠和郷の内卅貫文の事、萬雜諸點役檢斷不入として、免許すへき者也、仍如件、

永祿十三年十一月四日

笠和郷卅貫文ノ  
万雜諸點役ヲ免  
ジ檢斷不入トス

笠和郷



向刑部殿

一四 大友氏奉行人連署奉書

○向文書  
大分県史料九

長圍屏役ヲ勤仕  
セシム  
諸点役免ナルモ  
特ニ所望ス

就至笠和郷、御長圍屏之儀、被 仰付候、御免許衆之事、從役所言上之趣、遂披露候之處、貴方領地諸點役、雖被成御宥免候、爲 御所望、馳走可爲 御祝著之由、可申旨被 仰出候、早々勤役肝要候、不可有油斷之儀候、恐々謹言、

(元龜元年頃)  
十一月一日

向刑部殿

鑑 林 (花押)  
小佐井藤内兵衛尉  
鎮 永 (花押)  
霧原兵部  
鑑 之 (花押)  
疋田常陸  
鑑 種 (花押)  
怒留湯主殿助  
鑑 貞 (花押)  
鑑 久 (花押)

府内衆ト共ニ出  
張馳走セシム

一四一 大友宗麟義鎮感狀

○横山文書  
大分県史料一

親父大炊助、先年至筑前表、長々在陣、忠貞之儀、聊無忘却候、然者今度府内衆、多分可出張之段  
申候、同前馳走、可爲祝着候、恐々謹言、

正月廿八日

渡邊民部少輔殿

(大友義鎮)  
宗麟(花押)

一四二 備前今城餘慶寺銅鐘銘

○今城余慶寺藏  
大日本史料一〇ノ八

奉奇進鐘之事、

大日本國九州豊後國大分郡府中今小路惣道場、

右、願主大明臺州府盧高  
平羊縣陽愛有

于時元龜第二辛未歲七月十三日

明国陽愛有府中  
今小路惣道場ニ  
鐘ヲ寄進ス

一四三 志賀親守書狀

○大友松野文書  
大分県史料二五

養生ノ為在府ス  
白杵鑑統モ在府

至御遷宮之儀、預御懇札候、具令披見候、當時我等事、養生氣候條、在府候、(吉岡)長増茂被相煩候、其  
上鑑續(白杵)今程在府候、併於參庄者、各可申談候、尙期後音之時候、恐々謹言、

九月十三日

(主實)親守(花押)

賀來大宮司 御報

一四四 大友義統書狀

○筑後梅津文書  
大日本史料一〇ノ一六

(大友義統)  
(花押)

今度出庄尤神妙候、於自今以後者、節々可罷出事、肝要候也、

(元龜四年)  
六月廿六日  
(三橋久阿弥)  
久阿

筑後北野天満宮  
楽頭三橋久阿弥  
ノ府内城出仕ヲ  
褒ス

土井廻屏修造ヲ  
申付ク  
植田莊内領地

在隈郷内領地ニ  
土井廻屏修造ヲ  
申付ク

一四 大友宗麟義書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

土井廻屏之儀、至諸郷申付候、仍植田庄之内、<sup>(其方カ)</sup>□領地諸點役免許之段、雖令存知候、此度之事者、爲所望、直馳走可爲悅喜候、猶奉行中可申候、恐々謹言、

九月廿三日

<sup>(大友義鎮)</sup>  
宗麟 在判

朽綱左京亮殿

一四 大友宗麟義書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

土井廻屏之儀、至諸郷庄申付候、仍<sup>(其)</sup>在隈郷之内、□方領地免許之段、雖令存知候、此度之事<sup>(省、為所望カ)</sup>直馳走、可爲悅喜候、猶奉行中可申候、恐々謹言、

十一月十一日

<sup>(大友義鎮)</sup>  
宗麟 在判

衛藤八郎殿

笠和郷

一四七 大友義統書狀寫

○田北梅三郎文書  
大分県史料一三

直入郷内領地ニ  
土圍廻屏修造役  
ヲ勤仕セシム

土圍廻屏之儀、至諸郷庄申付候、仍直入郷之内、其方領地分之事、諸點役免許之段、雖存知候、此  
度之事、馳走肝要候、猶奉行中可申候、恐々謹言、

(天正元年)  
十二月二日

(大友)  
義統 (花押影)

田北太炊助殿

一四八 一五七六年(天正四年)九月九日付カブラル書翰

○耶蘇会士日本通信豊後篇  
続異国叢書

親家府内ノ寺院  
歎ケ所ヲ破壊ス

○上 略 降誕祭の日の午後王子は(大友親家)キリシタンの武士一同を招きて、異教徒は一人も彼と共に來るべから  
ず、一同は彼と同じく頸に珠數を懸くべしと命じ、府内の主なる市街を徒歩し、街路に寺院數箇所  
あるを見て之を破壊して倒さしめたり。予は彼に何故に此事を爲したるか尋ね、騷擾の原因となる  
べく、其父なる王は之を喜ばざるべしと言ひしに、彼は答へて彼のキリシタンなることを諸人に知  
らしめん爲め故意に行ひ、翌日は他の主なる市街を歩き珠數を頸に懸けて同じ事をなすべしと言へ  
り。○下 略

高崎山麓鳴川口  
ノ軍勞ヲ賞シ大  
野郡内ニ知行ヲ  
与フ

田原別符石丸十  
貫笠和郷五貫歳  
田參貫分等ヲ安  
堵ス

一四 大友義統感狀

○二宮淳一郎文書  
大分市王子北町二

此度高崎山麓鳴川口ニ而、清田民部介江爲加勢之出張、堅固ニ相守候段、神妙尤ニ候、追而大野郡之内、知行可致候、吉弘加兵衛尉可申候、恐々謹言、

八月十三日

(大友) 義統(花押)

二宮掃部介殿

○義統花押ハ天正三年八月頃〜同七年三月頃マデ使用ノモノ。花押形態及ビ文言内容ニ若干疑問アリ。宛名ノ墨若干本紙外ニ出ツ。検討ヲ要スルトコロ多キモ参考ノタメ掲グ。

一五 大友宗麟義蹟目安堵狀

○野間文書抄  
白杵史談七四

親父加賀守鑑忠   (国東郡) 田原六拾町之内、石丸十貫分、笠和郷之内五貫分、(八坂庄方) 歳田參貫分、肥後國詫摩郡之内、山崎四町分之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

十一月十三日

(大友義麟) 宗麟(朱印)

本田治部少輔殿 (鎮秀)

○福川一徳調査ニヨル。(朱印1)トアリ、天正三〜六年ノ印文「非」ノモノナルベシ。

笠和郷

一五二 大友義統一跡安堵狀

○野間文書  
増補訂正編年大友史料二三

親父鑑忠一跡ヲ  
安堵ス  
笠和郷内五貫分

親父加賀守鑑忠一跡浦田原六拾町之内、石丸十貫分、笠和郷之内五貫分、(八坂庄カ)歲田參貫分、肥後國詫摩郡之内、山崎四町分之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

十二月二日

(大友)義統(花押)(影)

本田治部少輔殿

一五三 大友家文書錄

○東京大学史料編纂所影写本  
大分県史料三二

府内堺町ヨリ出  
火シ高崎城罹災  
ス

(天正七年)  
二月四日、自府内堺町出火、高崎城罹災、

○府内ノ出火ニヨル、高崎城罹災ニハ疑問多シ。傍證史料ナキモ後考ノタメ掲グ。

一五三 田原親家書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

其表動亂ニ付出  
勢スルヲ告ゲ馳

就便宜一筆令申候、其表動亂之次第、不及是非候、然者其方事、從取前無別儀以心懸、今更惣勘切

走セシム

親家在府

妙見岳登城專一  
ナリ

留守番トシテ在  
府  
情況ヲ報ジ動靜  
ヲ通報セシム

阿蘇衆慮外ノ企  
ニ付南郡衆ヲ以

寄江、被差籠候旨、案中候、爰元御評議相調候間、御出勢火急候、可御心安候、殊<sup>(飯田)</sup>麟清、今度之忠

貞無比類儀と申、<sup>(田原)</sup>親家<sup>(田原)</sup>在府之儀と申、何様一稜取合、不可有餘儀候、追而以坪付、可示給候、其

元通路次第何とぞ、<sup>(宇佐郡)</sup>如妙見岳、御登專一候、猶重々可申候、恐々謹言、

<sup>(天正九年乙)</sup>  
二月八日

<sup>(田原)</sup>  
親 家 在 判

飯田内記允殿 御宿所 上包田新

○『大友家文書録』ハ天正九年トス。「大友文書」天正八年二月十三日田原親家起請文写ノ第一条ニ、「一、親家進退之事、付耽在府之事」トアルヲ見レバ、天正八年二月八日ニ非ザルカ。コ、ニハシバラク「文書録」ニ從フ。

### 一五四 朽網宗歴鑑書狀

○鹿子木文書  
増補訂正編年大友史料二五

<sup>(端裏切封)</sup>  
「墨引」

尙々蒲池統虎無恙之由、御到來候哉、誠珍重候、同者如當國參上候へかしと存計候、尤道輝<sup>(念實)</sup>

同前、雖可遂御報候、御留守爲御番、在府候間、先者一人にて申候、

其以後不申通、心外之至候、仍前日從爲預御一通候之條、返札相調、津江迄差遣、以山侍可被相届<sup>(日田郡)</sup>

之由申事候、於參着者、濃々可爲御存知之條、不及申事候、然者此節阿蘇衆慮外之企、不及是非

候、因茲南郡衆申談、近日一行可相催覺悟候、親爲以御熟談、於御手合者、差急可被出候、舜三御



テ一行アルベシ

彦山ヲ打崩ス

事、當方一反之御地替、宣頓同前御隱住之由、尤肝要存候、御出勢可被待付之間、御満足可爲此節候、將又薩州之事、至龍造寺宿迄深重之條、(隆信)隆信於同意之仁者、豐州衆申合、可被懸地駄之段、被申越候、能々以御穿鑿、被成 御下知候、爲御存知候、隨而至彦山惡黨楯籠候之條、(田川郡)被向御人數、即時被打崩候、御勝利之次第可有御察候、其外麻生・宗像以手切致參上、(種美)秋月格護之一城笠木岳取破、抽忠儀候、何様兩筑之事者、不可入御手候、可御心安候、頓爲被仰合、其表御働有無、急度預御入魂、可得其意候、尙期來信候、恐々謹言、

(天正九年)  
十月十五日

(朽網鑑康)  
宗 歷(花押)

三 まいる御返  
申給へ

一五 宇佐宮社僧大師供記裏書

○水戸彰考館文庫藏  
東京大学史料編纂所謄写本

田原親家大將ト  
ナリ宇佐宮ヲ焼  
討ス  
浦部・府中衆親  
家ト同陣

去年天正九十一月十九日、大友殿義鎮法名宗麟義統代親家舍兄 御二男田原親家爲大將、同近江入道(田原親賢)紹忍・吉弘太郎統運以下豐後御一勢、當郡院内里郷諸侍安心院中務入道麟生・佐田彈正忠鎮綱、其外諸軍七千餘、至宮中取懸、親家陣者向ノ尾、吉弘同所、浦部・府中衆皆親家同陣、紹忍陣者山口、安心院ハ篠原、佐田ハ猪倉、橋津ハ北面高森ヲ相拘、荒寄ニ當山悉燒失畢、因茲大師供令怠慢、今年大樂寺上心乗坊、時ノ住圓祐ノ於假屋執行、當家衆之事、

大宮司宮成公基ハ大樂寺ノ上ノ要害取誘楯籠、宮中神人・御供所・厨家・宮掌・御伏人・花摘、其  
外宮外之水守以下迄差籠之、宮佐古一山・同所惣檢校益永統世ハ葦瑞泉寺ノ上要害取誘、令官以下  
蔀村中同心ハ差籠之、  
祝大夫官貫ハ本宅ニ楯籠之、○下  
略

一五六 大友義統書狀

○佐田文書  
增補訂正編年大友史料二五

新田某ノ上国辛  
勞ヲ賞シ扶持ヲ  
加ヘシム

新田掃部助事、今度節々上國、辛勞之條、加扶持度候、所柄之儀、(言次)道雪・(高橋)紹運被添心、預御入魂候  
者、判形可調遣候、通路難儀之砌、往反感入之條、別而可被加愛憐事、專一候、恐々謹言、

(年未詳)  
三月八日

(大友)  
義統(花押)

(紹運)  
高橋主膳入道殿

(道書)  
戸次伯耆入道殿

一五七 大友義統安堵狀

○円寿寺文書  
大分県史料九

(大友義統)  
(花押)

円寿寺八坊所領  
役免ヲ安堵ス

圓壽寺八坊拘分并役免之事、

笠和郷

笠和郷

笠和郷・荏隈郷  
 高田莊萩原村  
 積田莊内  
 津守村内  
 石垣莊内

一 笠和郷・荏隈郷之内、役免同光吉、  
 國宗・岩丸・八郎丸  
 一 高田莊萩原村之内、舞童給、  
 一 積田莊之内、石川寺・同新大般若經田、  
 一 津守村朝日寺・妙積寺・清淨寺、  
 一 石垣莊之内、禪歸庵・圓通寺、  
 以上

右前、永々不可有相違之條、彌祈禱無怠慢、可被抽精誠者也、仍如件、

天正十年朔月十日

一五六 一五八二年(天正十年)日本年報

○イエズス会の通信  
 大分県史料一四

府内の學林および由布(YU)の傳道所

府内八千戸アリ  
 學林設立

府内の町にはおよそ八千戸の家があると考えられましょう。この町は臼杵(臼杵郡)の城から十二マイル離れた所にあります。そしてまたこの町は豊後の中心的町であり、現在こゝには、若い王とその家臣總べてが住んでいるのです。この町には、昨年(天正九年)一つの學林が始めて設立されましたが、このことはすでに書きました。この學林には、現在の所、聖職者とイルマンとを通じて、コムパニア(イエズス会)の十三名がおる筈です。

日本語文典・辞書及び日本語ノ公教要理書ヲ完成

由布ノ伝道所

玖珠ニ地ヲ確保

本年二千五百人改宗

こゝでは、ラテン語學の習練のほかにも、その他多くの成果があげられているのです。日本語學を非常に勤勉に學んで、すべての者がすでに日本語を話し、確實に日本語によって説教を行つていきます。そして今年は、日本語の文典が完成し、さらに辭書が作成され、その他の著作や、日本語による公教要理書もできました。これはイルマン達が、我々の信仰に關する諸事に一層良く通じるように、そしてキリスト教徒達に一層良く教理問答によって教えることができるように、という目的でなされたのです。

この學林は、自からの費用によって、キリスト教徒達の大きな地帯を確保しております。これら地帯は、府内の周邊およそ十二マイルにあるのです。さらにまたユウの傳道所(由布(速見郡))については、こゝには一人のパードレと一人のイルマンとがおり、府内から二十四マイルの所にあり、やはり自からの費用によってクス(玖珠)(玖珠郡)の土地の地帯を確保してゐるのです。この地帯は、豊後の境界邊で極めて重要な部分を占めており、府内から四十五マイル離れた地帯にあります。

これらすべての地帯には、我々はおよそ五千人のキリスト教徒を有しております。これらの内、本年キリスト教徒となつたのは二千五百人に達します。これらの人達の内多くの人が相當に高貴な身分にあり主要な人物なのです。このようにして改宗への門が大きく開かれたのです。そして更に、我々が望んでいるようにヨーロッパから勞務者達がやって來た曙には、キリスト教徒の數は大きく増えることになりましょう。とはいへ、老王妃やその他豊後の大身の方々による迫害もありませんのです。これらの人達は改宗に對して非常に反對しておられるのです。しかしながら我々が主

豊後デハ二年間  
ニ三十年以上ノ  
成果アリ

信者一万二千人

上毛下毛兩郡売  
買人ハ上市計屋  
与三兵衛ノ所ニ  
罷着クベシ

は、(天友宗麟)フランチェスコ王に命を與えられて、神の攝理によってこの王を、豊後の國におけるキリスト教の支柱として、お選びになったのです。従ってあらゆる困難は、すべて容易に克服されることでしょうか。というのも、我々が見るごとく、現在迄の二年間に、豊後の國においてはこの王のおかげで、その前の三十年間におけるもの以上の成果があげられています。この三十年間にはキリスト教徒の数はやっと二千人に達したに過ぎず、そしてそのすべてが身分の低い人や、一般民衆だったのですが、現在ではその数は一萬二千人に及び、その中には多数の大身の方々や、高貴な身分の方々がいるのです。

略○下

二五 田原紹忍親賢書狀(紙切)

○蠣瀬文書  
大分県史料八

(端裏切封)  
「(墨引)」

一符之内、上市岩田與三兵衛入道事、計屋之儀候條、上毛郡・下毛郡賣買人、彼者所江罷著肝要之段、可被申付候、爲存知候、恐々謹言、

十一月九日

(田原親賢)  
紹忍(花押)

清成式部允殿

岡部宮内入道殿

150 大友府蘭義  
鎮條數覺

○大友文書  
大分県史料二六

(包紙ウハ書)

「義統公御條數書 被先憲法每事」

覺

子義統ノタメ条  
条ヲ書キ置ク  
先ノ憲法

一郡諸郷庄公事  
沙汰

調方

近習・召仕等ノ  
領地公事

國中諸侍重縁

政道閉目ニオケ  
ル近習・諸侍ノ  
召籠・留置  
一郡・諸郷庄衆

- 一 被先憲法、每事以思惟被加下知、可爲簡要之事、
- 一 一郡同諸郷庄公事沙汰令出來、以閉目之上、闕地等於有之者、方分并役所へ被申付、裁判之人被任申旨、堅固可被加下知事、
- 一 就調方之儀、宿老被申談候題目相定候事、次以直之分別、被申付候儀相定候事、殊當方之法儀、凡無其紛候事、
- 一 近習其外召仕候人、於領地自然公事以下出來之時、動直被差遣檢使取沙汰、從前々稀之子細候之條、向後穿鑿可爲專一事、
- 一 國中諸侍重縁等申結候刻、爲義統被加詞候事、自然者可依人候歟、縱申人雖有之、輕々敷取沙汰、從前々無之候事、
- 一 就政道閉目等之儀、或國之衆、或近習其外諸侍中、號召籠、徒被留置候事、太不可然事、
- 一 一郡并諸郷庄衆之儀、連々以愛憐、奉公連續候様、有度事ニ候、在陳等幾度も馳走之事候之間、所々之人數、一人も無懈怠様、可有分別事、

笠 和 郷

近辺奉公

義統兄弟

屋敷普請  
石火矢・手火矢

糧等ノ事

近習等不斷堪忍ノ輩

盛岡

人躰ヲ撰ブコト

一 近邊奉公立柄、時宜仕合、<sup>(マ)</sup>臆意等、恣之様躰以外ニ候、第一大酒雜談麁相之躰、不及是非候之條、是又堅被申付候ハテハ、國家之大綱不可過之候事、

一 義統兄弟同好中之儀、爲義統別而被添心、何篇入魂不及申候事、

一 屋敷普請等、折々無油斷被申付肝要候、殊石火矢・手火矢彌數ヲ被申付、玉藥等湛々其心懸專一存候事、

一 糧等之事、是又自然之時、不被事闕様、才覺專要之事、

一 近習其外不斷至堪忍之輩、不應其身公役、同衣裳等ニ至迄、分過之馳走、更不然候、就中不退召仕辛勞之人へハ、先慈悲被加不便專一候、當國計之儀候之間、憐愍之外不可有之事、

一 盛岡之儀、是又可被<sup>(マ)</sup>横退事

一 撰人躰、心持等ヲ能々被見切、近邊へ可被召仕事肝要候、縱雖爲忠儀之筋目、於不覺悟之輩者、近邊へ可被召置事、太不可然事、

一 右之條々、凡存出次第書付申候、近來老ニほれたる申事に候へ共、餘々<sup>(マ)</sup>世上笑止ニ見及候之條、大形書注候、於無分別者、愚老罷出、推參之儀會而成申間敷候、此謂被相心得候て、義統へ可被申達候、以上、

天正十二年卯月三日

<sup>(志賀親守)</sup>  
道輝

<sup>(田原)</sup>  
親家

<sup>(大友府蘭、義鏡)</sup>  
(花押)

笠和・荏隈・高田萩原村坊領等ヲ安堵シ祈禱ヲ勤行セシム

一六一 大友義統安堵狀

○円寿寺文書  
大分県史料九

笠和・荏隈・高田萩原之内、當坊領舞童給并別當給之事、如前々、可有存知候、殊諸點役檢斷不入之儀、任先證之旨、令免除候、然者全寺務、勤行祈禱等、不可有怠慢之儀候、猶曰杵四郎左衛門尉可申候、恐々謹言、

(天正十三年頃)  
九月廿六日

(大友)  
義統(花押)

(法)  
清性坊寛清

○『雉城雜誌』「總社山圓壽寺」条ニ、円寿寺ニ「東井・佛性・法性・實相・寶幢・幽栖ノ六坊ヲ建」(『大分県郷土史料集成』地誌篇)トアリ。清性坊ハ、法性坊ノ誤訛ナラン。

一六二 浦上宗鐵書狀

○城内文書  
大分県史料一一

(包紙ウハ書)

辻間彈正忠殿 御宿所

浦上長門入道  
宗鐵

沖浜迄ノ運送ヲ依頼ス

(笠和郡)  
猶々兩寺之公米、何とても沖濱まで運送之儀、頼存候、必々申上、御感候やうに、取合不可有無沙汰候、

笠和郷



山香日差村公米津出ノ馳走ヲ賞シ披露スルヲ告グ大善寺・浄土寺公米ヲ辻間宅所ニ津出セルヲ沖浜ニ運送セシム

筑前表戦況注進ヲ謝シ益々警戒スベキヲ報ス薩州謀略ハ京ニ急報ス宗麟相談ノタメ在府ス

折く馳走之段、珍珠へ參陣候者、可申上候、爲御存知候矣、(已上カ)

態用一書候、仍山香日差村公米之事、津出之剋者、別而馳走之由承及候、必々遂披露、被成御感

候之様、可申上候、當時者、日田郡へ大殿様供奉仕、堪忍仕候間、無其儀候、仍大善寺・浄土寺ニ

公米、其方宅所へ津出之由承候、近來雖無心存候、沖濱へ運送之儀、頼存候、木付所へ先々預置度

候間、是非其馳走憑存候、必可達上聞候、爲御存知候、恐々謹言、

(天正十三年カ)  
十二月八日

(浦上)  
宗鐵(花押)

辻間彈正忠殿 御宿所

一六三 大友宗滴義鎮書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

就筑前表立柄之儀、對宗筌細書之趣、(意四)如披見候、被添心候次第案中候、殊筑紫無云甲斐之躰、絶言

語候、於于今者、其堺之儀、可及氣遣之由承候、從爰元推量同前之條、其心懸聊非不油斷候、然者薩

劔叟京都背御下知、如此之謀畧、不及是非候之條、則早艘差上候、愚老叟茂旁爲相談、頃者節々

令在府候、辛勞之段可有推量候、猶重々可申候、恐々謹言、

(カ)(天正十四年)  
七月十九日

(大友義鎮)  
宗滴 在判

堤新介入道殿

千石秀久・長宗  
我部元親等ヲ沖  
浜ニ派シ毛利勢  
ヲ發向スルヲ告  
ゲ忠ヲ致サシム

千石秀久等ヲ沖  
浜ニ派シ毛利勢  
出陣ヲ告ゲ越度  
ナキ様忠ヲ抽  
シム

一六 豐臣秀吉朱印狀(紙切)

○五条家文書  
史料彙集

於今度其面、粉骨之至被聞召届候、然者千石權兵衛尉・長宗(秀久)我部其外四國衆、至沖濱差越候、并毛(元親)  
利・吉川(隆景)・小早川門司面へ令渡海、可及行由被仰出候、此剋候間、彌無越度候様、可抽忠節事、肝  
要候也、

(天正十四年)  
十月三日

(豊臣秀吉)  
(朱印)

(鎮定)  
五條とのへ

一六五 豐臣秀吉朱印狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

於今度其表粉骨之至、被聞召届候、然者千石權兵衛尉・長曾我部其外四國衆、至沖仲濱差越候、并毛(元親)  
利・吉川(隆景)・小早川門司表へ令渡海、可及行由被仰出候、此節候間、彌無越度様、可抽忠節事、肝要  
候也、

(天正十四年)  
十月三日

(豊臣秀吉)  
御朱印

(統虎)  
立花左近將監とのへ

一六 豊臣秀吉朱印狀

○問注所文書  
増補訂正編年大友史料二七

千石秀久等ヲ沖  
浜ニ派シ毛利勢  
出陣ヲ告ゲ越度  
ナキ様忠ヲ励マ  
シム

於今度其面、粉骨之至、被聞召届候、然者千石權兵衛尉・長宗我部、其外四國衆、至沖濱差越候、

并毛利・吉川・小早川、門司面へ令渡海、可及行由、被仰出候、此時候間、彌無越度候様、可抽忠

節事、肝要候也、

(天正十四年)  
十月三日

(豊臣秀吉)  
(朱印)

問注所刑部少輔とのへ

一七 上井覺兼日記

○島津鑑康所藏本  
大日本古記録

志賀道輝土持久  
綱ヲ誘イ島津氏  
ニ一味セシム

(天正十四年十月八日) (親守) (上野ヶ、豊前田川郡) (久綱) (天正六年)  
去四日、志賀道輝前より、あかの村ニ罷居候矢野内藏助と申者まで被申越候ハ、土持殿事、先年之

遺恨深重ニ候らん、然共、今度ハ京都より加勢共候、左候へハ、天下之弓箭ニ罷成候間、是非以分

別入へく候由申候、ケ様之義、即拙者まで被仰由也、道輝より被申候趣、具被仰顯候、尤肝要ニ存

候、先く、あなたより申旨ニ、何と様にも任られ、京都見次之躰、又ハ豊後國中様子等被聞拔候

て、可然由申候也、右説にも、千斛權兵衛、二百程にて來候、高崎邊ニ居由申候、長曾我部、是も

二百計にて、にうの嶋ニ在由候、召烈候衆も、兵具等然く不帶、商人なと様の、無分者と聞得候由

仙石秀久ハ高崎  
城ニ長曾我部信  
親ハ丹生島城ニ  
入ル

也、又去月合之比、(日向臼杵郡)本々縣之者にて候、此間豊へ罷居、頃又落來候、其説にも同前候、豊下々ハ、加勢之躰見候て、結句頼少存由申候也、此晚、越ニ立候てより、城之様ニ罷歸候也、衆中十人計同心申候、

一六 大友義統書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

高崎城ニ登城普  
請馳走セルヲ賞  
ス

今度至高崎、令登城、別而辛勞、殊普請等之儀、預馳走之由、祝着深重候、彌無油斷、覺悟肝要候、猶田原近江入道可申候、恐々謹言、

(稻忍・親賢)  
(天正十四年カ)  
十一月廿一日

(大友)  
義 統 在 判

賀來社大宮司殿

一七 豊臣秀吉書狀案

○大友松野文書  
大分県史料二五

国侍逆心ニ付島  
津軍府内侵入  
上方人勢ヲ待ツ  
ベシ  
備前・淡路・阿

(符箋)  
「豊後侍從殿 秀吉様」  
於其國侍逆心相企輩有之由候、然處筑後面へ(大友)義統・千石・長宗我部(元親)雖相動候、右通付而、無異儀人數、至府内打入候由、先以可然候、其國之儀、聊爾無動手堅被申付、上方之人數、可被相待候、右馬頭かたへも、被仰遣候、備前衆・淡路・阿波之在共、(者カ)爲先勢差遣候間、被得其意、少も無越度

笠 和 郷

波衆ヲ先勢トシ  
テ遣ハス

様、分別肝要候也、

○尾書カズ。以下続目ヨリ欠カ。

140 豊臣秀吉條々事書

○豊公遺文  
増補訂正編年大友史料二七

急度手立之儀ニ付、森勘八・毛利兵吉兩人、以一書遣之候間、被得其意、無越度様、分別尤候事、

一、龍造寺色立候上は、島津方、豊後江打入候者共、可爲敗軍と被思召候事、

一、淡路・阿波之者共、一萬餘被仰付而、豊後江被差遣候之間、(小阜川)隆景・(吉川)元春・(孝高)黒田勘解由に相付候

人數、合壹萬五千計も、豊後府内江移候は、島津敗北之段、案の内可爲候事、

一、其方人數、壹萬五千程、兩三人召連候は、豊後衆竝、仙石權兵衛尉・長曾我部・阿波・淡路

の者共、掛て都合三萬餘も、可有之候間、此人數ニ而、敵合戦をも不懸仕所ニ陣取、被相堅、於

有之者、敗軍之段、案の内ニ而候、左候は、太刀も刀も不入、手つかまへたるへく候事、

一、右人數ニ而も、於不破軍は、關白殿、御出馬を、一騎懸に被出ハ、島津可刎首候事、

(天正十四年)  
極月二日  
(豊臣秀吉)  
(花押)

(孝高)  
黒田勘解由とのへ

秀吉軍豊後府内  
ニ入ラバ島津軍  
敗北セン

豊後・四国衆ニ  
黒田軍加ハラバ  
敵敗軍案ノ内ナ  
リ

右人數ニテ克テ  
ズバ自ラ出馬ス  
ベシ

豊後両口利運ニ任ス  
府内表マデ占領シ  
仙石・長宗我部敗北ス

### 一七二 島津義久書狀

○入田文書  
増補訂正編年大友史料二七

誠到此境、遂發足候之處、兩口之諸城等、任利運候、爲如斯之祝意、使書竝鐵放到來、懇志之段、  
歡悅候、然者、從最前以御入魂之首尾、府内表迄輒屬所勘、剩千斛(仙石)・長曾我部敗北之儀、自他國々  
覺大慶不過之候、彌對殘黨被廻計略候者、一著不可有程候哉、猶巨細之旨、年寄可達之候、恐々謹  
言、

(天正十四年)  
拾二月廿日

(島津)  
義久(花押)

入田丹後入道殿

(宗和・義実)

### 一七三 フロイス日本史

○豊後篇三  
松田毅一・川崎桃太訳

○第七〇章、「豊後の最後の破壊、および本年当初の出来事について」。「勝津留史料」一三一号ニ收ム。本文省略。府内及ビ沖ノ浜ノ焼失ニ関ス。  
(一五八七・天正十五年)

一七三 大友義統感狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

薩軍府内乱入ニ  
付籠城防戦セシ  
忠ヲ賞シ弥馳走  
ヲ励マシム

(今度カ)之

□薩摩。惡黨、國中ニ令現形、既至府内亂入候之處、遂籠城、用心方普請等、無緩之由、乍案中

感入候、休庵任下知、彌可被勵馳走事、肝要候、必取鎮、一稜可賀之候、恐々謹言、

(大友義鎮)

(天正十五年)

(大友) 義 統 在判

堤新介入道殿

一七四 長宗我部元親書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

御札拜披本望之至候、連々承及候條、從是可申□處。抑去年以來被盡粉骨、御忠儀之段、都鄙無其

(伊予守和郡)

□付、洩 上聞候哉、御感被成 御朱印旨、御名譽□面目候、拙者儀、舊冬府内成行已後、日振島

令居□、去十三日至當城罷渡候、休庵様得尊意、可勵愚□儀、無私曲候、御進發彌火急、被仰出候

(マ)

間、御本□不可有幾程候、猶以可被募武威段、肝要候、旁追□可申達候、恐々謹言、

(天正十五年)

二月六日

長宗我部宮内少輔  
元 親 在判

○——佐伯太郎殿 御返報

(准定)

御感朱印ヲ成サ  
ル、ヲ賀シ日振  
島ヨリノ渡海及  
ビ秀吉軍ノ進発  
ヲ報ズ

一五 大友義統書狀(紙切)

○光照寺文書  
熊本県史料中世一

(包紙折封ウハ書)  
「邊春能登守殿

義統」

小早川隆景著陣  
指揮ニヨリ黒田  
孝高同心トシテ  
由布院ニ着陣シ  
府内ヲ攻略スル  
ヲ告グ

前六、(小早川隆景)中納言殿至小倉被成御著陣、諸軍依被仰遣、(大友)義統事、(孝高)黒田官兵衛尉方以同心、一昨日十一至由  
(速見郡)布院罷越候、然處、(玖珠郡)野上へ滞在之悪黨、昨日十二敗北之條、(大分郡)急度府内取懸、薩广之逆徒不洩一人、

可討果覺悟候間、此節可被勵忠儀事、肝要候、委細黒官被仰遣候間、不及口能候、猶重々可申候、  
恐々謹言、

(天正十五年)  
三月十三日

(大友)  
義統(花押)

邊春能登守殿

一六 豊臣秀吉朱印狀

○豊公遺文  
増補訂正編年大友史料二七

追て申遣候、

島津軍府内在陣  
ナラバ討果ス

一島津一類豊後之内府内江、此日比在陣候は、可討果候由、被仰遣候得共、薩摩之逆徒等、其以  
前に敗軍候は、不被及是非候、

一但豊後國之儀は、節所之由申候間、薩摩之者共、境目にて可打留と被思召候、乍去なまぬるに付

笠和郷



境目ニシテ打留ムベシ

薩軍豊後退却ニ付秋月種実ヲ攻略ス

薩摩ノ城々ヲ取卷クベシ

廿四五日頃ニハ小倉門司ニ出陣  
浅野・戸田一兩日中参着

島津軍討伐ノ戦況ヲ報ズ

入候ては、薩州へにけ入申候條、先へ人數をかさね押立候は、彼薩摩の大將居城、何ニても取卷可申候、

一 豊後に薩摩の者居候は、すぐに豊後へ關白殿被成御動座、可被仰付と思召候へ共、はや敗軍之由申越候間、秋月を此書立之者共に、おとりまかせらるへく候間、可得其意候、此者共先へ罷越候共、引返秋月高よりに陣取、被成御座候を、可相待候、中納言可申觸候由、申遣候、可得其意候事、

一 薩摩の奴原武篇面ニ而、一戦をいたしまけ候ては、不及是非候處ニ、合戦をもいたさず、先手の備を見、敗軍の段中くよわ者共、可被仰出様無之候、彼薩摩の臆ひやう者には、太刀もかたなも入ましく候間、追付追廻、城々を取卷可申事、

一 廿四五日比ニは、小倉・門司兩所迄、可相移候間、可得其意候事、

一 浅野彈正・戸田民部少輔、申付遣候、一兩日中に可参著候、先得其意候へき爲、被仰遣候也、

(長政)  
天正十五年  
三月廿日  
(朱印)

(孝高)  
黑田勘解由とのへ

三七 吉川元長書狀

○吉川家文書別集  
大日本古文書

正月十五・六日之御狀、我等病中到來候、其以後者失念候て、今日申聞候之間、拜見候、く、

豊後戸次ニ陣ス  
府内ノ薩軍ヲ破  
ル

秀吉関門着

所労大験アリ

豊後府内乱後ニ  
テ散々

去四日之尊書、昨日廿一到來拜見候、

一此表之儀、自赤間關州七八里先、(大分郡)豊後之内戸次と申所ニ居陣候、今度上勢大軍之由聞及候て、豊

後府内ニ罷居候薩州衆破軍候、戸次者府内より先にて候、自爰元陣易候て行候へ者、はや日向に

て候、上衆者此口へすきにて候、此方者一列ニ秋月へ仕懸度迄候、其議定一兩日中可相澄候、日

向にて候へ者、大篇之事にて候、大軍と申候て茂大事之行候、

一(秀吉)關白殿近日御關著之由候、昔之儀者、不存候、大將・大臣・官位人、遠國之御動座珍事候、併仲

アイ天王長門府御陣無紛事候條、尤候、此度ほと多人數武器以下、きれい無申計事候、歸陣御待

久敷之由尤候、既當殿之御動座之上者、御勝利不可有程之候條、各歸國不可遅々候、可御心安

候、先度茂御細書、至今日ニ御報延引迷惑候、

一某所勞得大験候、少茂御氣遣有間敷候、早如常々辛勞候へ共、不痛候、如仰母候者も、得験氣之

由、安堵此事候、

一此表爲何遊與も無之候、(大分郡)豊後府内茂亂後とハ乍申、散々事候、一所茂心之留無之候、

一以別紙、申儀憑存候、貴老御傳を受まて候、次一種御志千萬候、則三竹と兩吟可有御推量候、

萬々期後信之間、不能一二候、恐惶謹言、

(天正十五年)  
三月廿二日

(吉川)  
元長(花押)

(月伯惠雅)  
西禪寺 尊報

(切封ウハ書)  
一

治部少輔

笠和郷

三一七

一七六 豐臣秀吉書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

急度奉言上候、

一嶋津(大分郡)一類豊後府内居陣仕候條、於彼國悉可打果之由、令存知、爲先勢黒(孝高)田勘解由・蜂須賀阿波

府内滞陣中ノ島津軍ヲ攻略シ日向ニ追詰メ討捕ル

守・毛利右馬頭輝元・吉川治部少輔元清・小早川左衛門佐隆景・羽柴備前少將(宇喜多秀家)・羽柴中納言爲(秀長)

始、人數都(カ)十萬餘騎差遣、彼表五六里迄、被詰候之處、去月(カ)五日之夜大雨ニ紛、嶋津令敗

軍、日向國江令逃(カ)追詰、千餘討捕候、其内武者頸數多御座候、(カ)入事、

(カ)八日、秀吉關戸打越、豊前國小倉(企救郡)之(同)、畜嶺江令著陣、秋月爲(カ)罰(カ)

秀吉九州ニ入り  
秋月種実ヲ討ツ

騎差遣候事、

馬廻四萬餘騎召連、去朔日午刻豊前國板原(田川郡)替仕候處、近邊岩石與申候城を、熊井越中ト申(久重)

秀吉豊前板原ニ陣シ秋月ノ將熊井久重ヲ岩石城ニ攻メテ陥ル

相抱、路次之禍を成狼藉者候間、同朔日見計、馬(利家)ニ而申付候處、羽柴細川越中守・同丹後少

將・日野兵部少輔・松嶋侍從・前田又左衛門、此輩先懸申請、即時乘崩、一人も不漏、悉刎頸手

柄振之殿(殿)、難盡筆紙事、(カ)

(一脱カ)

秋月爲誅伐、右五萬騎ニ而秋月城を可取籠之由、(夜須郡)候處、秋月父子剃髮、妻子を御助候者、頭

(カ)刎之由、先手之陣江走入候間、不及是非、命を相助、城を請取候、左候而、豊前・豊後・

秋月種実降ル

秋月城ニ移リ仕  
置申付ケ薩摩ニ  
攻入ル

肥前・筑前之内ニ、敵當者一人も無之事、

一今月三日、秋月城江相移、逗留申、仕置悉申付、從其薩摩江打入、嶋津一類之頸を可勿事、案之  
内ニ候間、御心安被思召候様、可有御披露候、恐惶敬、  
(白脱カ)

(天正十五年)  
卯月三日

秀吉 御判  
(豊臣)

(マ) 有亭右大臣殿  
(晴豊)

勸修寺大納言殿  
(親綱)

山大納言殿 御披露  
(申)

### 一六 大友義統書狀

○日野文書  
大分県史料九

○(天正十六年)正月廿四日。「勝津留史料」一三二号ニ収ム。本文省略。

### 一七 大友義統安堵狀

○円寿寺文書  
大分県史料九

寛知退出跡ヲ寛  
全ニ安堵ス

當山中道坊寛知事、依□□仕合、退出之由候、然者在隈・笠和・高田萩原之内、坊領之儀、法印以  
(マ) 御載判、(無カ) □退轉様、可被仰付事肝要候、仍諸點□免許、(役カ) 檢斷不入之段、任前々之旨、永々不可有相  
違之趣、猶白杵四郎左衛門尉可□(申候)、恐惶謹言、

笠和郷

笠和郷

五月十七日

圓壽寺

寛全法印

御同宿中

(大友) 義 統 (花押)

三二〇

一八一 天正十六年參宮帳寫

○後藤作四郎文書  
大分県史料二五

○首  
略

府内たつ市衆

天正十六戊七月五日  
豊後大分之郡符内たつ市衆

佐藤彈正殿 新の三郎殿 かうの新左衛門殿

○中  
略

唐人町

天正十七年三月十三日(酉)  
豊後符中衆六人たう人まち

ゑんはい同與三郎殿 けんさん同新四郎殿

稻荷町

(箱) 荷  
ゐなり町石井新次郎殿

○中  
略

府内桜町

天正十七年三月廿二日  
豊後符内桜町 藤左衛門尉殿 同内府方

甚四郎殿

略○中

府内來迎寺

天正十七卯月一日

豐後大分郡符内來迎寺宗純

とうちん町

唐人町

伯井善助殿

略○中

府内金剛宝戒寺

天正十七年七月十日

豐後符内金剛寶戒寺 吉祥院長順坊

略○中

府内寺小路

(府内丸)

、豐後國丹江庄寺小路之内池邊孫三郎殿御一人也、

天正十八年卯月七日

府中桜町衆

天正十八年卯月十二日

、豐後符中桜町之衆十六人つれ

れうあん了尚入道殿 宗久入道殿

同甚五郎殿

與三衛門殿

勘解由殿

新一郎殿

宗三郎殿 善一郎殿

彌三郎殿

ちうい紹意入道殿

同御小人

源三郎殿

與三大郎殿 賀衛門殿

源十郎殿

おふくの代參り彌衛門殿

略○中

府中市之町衆

天正十八年九月一日

、豐後符中市之町之衆四人

笠和郷

笠和郷

宗之助大郎殿 高山甚之丞殿

宗之新五郎殿 宗之孫三郎殿

○中略

府中古川衆

天正十九年正月十九日  
豊後府中古川しゆ五人つれ

志村宗兵衛殿 二郎三郎殿

與三郎殿 又二郎殿 新三郎殿

○中略

府中稲荷町衆  
唐人町衆

天正十九年二月三日  
豊後府中 いなりまちしゆ六人  
唐人まちしゆ 二人

喜衛門殿 傳左衛門殿 吉衛門殿 新大郎殿、  
又唐人まちのしゆふくまん かけゆ殿 彦五郎殿 權左衛門殿

府中市之町衆

天正十九年二月四日  
豊後府中衆五人つれ 市之町宗左衛門殿

市之町宮内殿 市之町彌左衛門殿

桜町

さくら町内藏助殿 さくら町彌二郎殿

○中略

府中千手堂

天正十九年三月十一日  
豊後府中二人 千手堂しゅだう羽屋九右衛門殿

佐藤二郎三郎殿

府中市之町衆

略○中

天正十九年卯月六日  
、豊後符中市之町しゆ五人

宗之隼人助殿 述枝半衛門殿

秦之甚二郎殿 稱名寺之かんなり房

略○中

府中桜町唐人町

天正十九年卯月七日  
、豊後符中桜町 同唐人町四人つれ

月山 櫻町吉田彌四郎殿 善周坊

渡邊彦四郎殿

略○中

府中

天正十九年卯月十二日  
豊後符中しゆ三人

桜町 後小路

櫻町宗兵衛殿 うしろかうじ源三郎殿

はやし殿 かうじ一之助殿

略○中

府中下市衆

天正十九年卯月廿三日  
、豊後符中下市しゆ一人下村甚五郎殿

笠和郷



笠和郷

略 ○中

府中

天正十九年六月一日 三人  
、豊後符中林九左衛門殿

下村甚五郎殿

御ともの人一喜織部助殿

略 ○中

府中桜町

天正十九年  
六月廿三日  
、豊後符中しゆ

(大在)  
大さいしゆ二人

櫻町彌三郎殿 大ざいの新三郎殿

略 ○中

府中柳小路衆

天正十九年七月三日  
豊後符中柳かうちしゆ三人源七郎殿

藤大郎殿 孫大郎殿

略 ○下

(被證)

〔右天正十六年参宮帳  
豊後國大分郡乙津村後藤作四郎藏本、

明治二十年十一月編修久米邦武文書探訪ノ時、大分縣廳ニ托シテ之ヲ膽

寫ス、

一六三 丸山清忠書狀(紙切)

○清原宣雄所藏文書  
大分県史料二五

府中

(包紙ウハ書)

一(異筆)

符中

一北浦邊

高田

大神宮

福嶋御鹽燒大夫殿

御報

丸山越中守

清忠

(端裏切封)  
一(墨引)

千度杖ノ卷數ヲ  
謝シ木綿ヲ贈ル

追而木綿令進宮候、委細猶中村善三郎方、可被達候之條、先々可得貴意候、

御札令拜見候、仍爲御祈禱、千度之御杖并一色送給候、拜領過分之至候、於御神前、彌御祈念之

儀、別而奉頼候、宮細猶期後便、令省略候、恐々謹言、

七月二日

(丸山) 清忠(花押)

福嶋御鹽燒大夫殿

御報

笠和郷

寺家什物ヲ隨身  
セルヲ賞ス

一八三 大友吉統書狀案

○碩田叢史所収大智寺文書  
増補訂正編年大友史料二八

當時住物之墨蹟六幅、令披閱驚目候、今度正董以才覺隨身、於寺家貞心感悅無極候、別而令秘藏  
(寺什力)  
候、必以時分可顯其志候、猶曰杵四郎左衛門尉可申候、恐々謹言、  
(鎮理)

三月十四日  
(年未詳)

大友吉統在判

大智寺正董西堂

一八四 大友吉統政道條々事書

○大友文書  
大分県史料二六

(新包紙ウハ書)  
「禁中之御事 義統公御判物」

條々

政道条々ヲ子義  
述ニ遣ス  
禁中ノコト  
關ノ厚恩  
賀來社修理怠ル  
ベカラズ  
蔭山万寿寺ニ領

一禁中御事、倍可有崇敬事、  
付、昇殿當家覺之條、以時分可被上位事、  
一關白様 御厚恩之次第、永々不可有忘却事、  
付、京家之調可相履行、可爲國家長久之基事、  
一賀來社無怠慢、可被加修理事、  
付、關宮造營雖心懸、近年不得寸隙押移之條、義述可有才覺事、  
一依弓箭、諸寺家破却、非本意、然者蔭山付遣相應之領地、以再興立能直之牌、其外可被相定先祖  
(萬壽寺)

地ヲ付シ再興ス  
ベシ

國中諸侍ヲ鶴崎  
ニ移ス

京都路ノコト

藏納所ニ國東郷  
配當ヲ禁ス

南郡衆闕退ノ跡  
目ヲ忠ノ衆ニ充  
行フ

日田親永・田原  
宗龜・入田義実  
子孫ヲ育ムベカ  
ラズ

宿老聞次・飯番  
右筆

文書日記・重代  
太刀・刀

近辺へ妻子ヲ移  
ス

國中批判

之苦提所事、

一國中諸侍、爲可召置一所、(大分郡鶴崎)既到津留崎罷移上者、普請等彌可被申付事、

一當時京都爲路、各領地借置事誠心外、以時分代所可遣事、

一諸沙汰雜務以下、如先例宿老之扱勿論、以好縁者雖企内訴、不可有許容事、

一以聞懸短慮之出言、可爲永代之嘲事、

付、賞罰之一、能々可有分別事、

一南郡國之者、闕退之跡目、到當世之衆充行訖、仍不忠之子孫、就中日田親永・田原宗龜・入田宗和

一筋目永不可育置事、

一到隣國衆中、不可有隔心事、

一宿老聞次・飯番・右筆其外諸役者、義述以分別、可被申付事、

付、集會等依不同調延引之條、向後者加判衆聞次多人數不可然事、

一於侍者、郷庄雖爲無足之者、無差別可被加憐愍事、

付、數代之侍、於無器量者、不可有加恩、但奉公之模者、無相違可被申付事、

一文書日記并重代之太刀・刀以下、堅固可有格謹事、(護力)

一從往古雖爲國之衆、近邊江移妻子、可有馳走之段申之條、况近習通之衆、可准國之者之由、企所

望共、不可有同心事、

一或新參、或雖爲無故人、全奉公於正路之心底顯然者、似合之役等被申付、可召仕事、

一他郡之趣、殊國中批判等、湛々被立聞可有得心、於公事題目者、何ケ度茂被比申表、無後悔可有

成敗事、

笠和郷

吉統愛酒後悔

一 召仕女衆、法式之儀不新、自然於犯用之輩者、男女共可被處嚴科事、  
 一 於武邊者、不及稽古儀、弓馬之道、心懸不可有緩、殊諸藝連、可被嗜事、  
 一 吉統愛酒後悔深重、於義述者下戸一篇可然、雖然公儀遊慰之砌者、可有會釋事、  
 一 當家立柄、代々之置書、歴々在之條、可被守其旨事、  
 一 近年之置目、被得其意、於背政道者、雖爲懸目人、可有其沙汰事、  
 付 何篇油斷故、每々惡逆出來、自他以不珍之條、可被得其意之事、  
 以上

天正廿年二月十一日

吉統(花押)

大友義述まいる

一八五 大友吉統書状

○岡部忠右衛門文書  
萩藩関閱録二

沖ノ浜・佐賀関  
家島三各一雙遣  
シ置ク

如存知船數多候、白杵(海部郡)へ候てハ、すりたても成間敷候間、おきのそま(沖ノ浜)へ壹艘、佐賀關(海部郡)へ壹艘、家嶋(大分郡)  
 へ壹艘可遣置候、此由親家(田原)・壽仙談合候て、則可遣候、無申迄候へ共、日覆又はすりたてなと、不  
 可有油斷之由、可被申候、白杵へ召置候分、日々見舞可有裁判候、恐々謹言、

卯月三日

大友吉統判

岡部佐渡守殿

一六 由原山宮主坊掬分供田注文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○文祿三年正月九日。全文ヲ「賀来荘史料」一四六号ニ収ム。本文省略。

一七 豊臣秀吉朱印狀寫

○中川史料集  
北村清校注

(第三世秀成公譜)  
一、八月二十五日、(大分郡)今津留村御拜領、同所沖の濱御船着となる。依つて太閤より御書。  
(文祿三年甲午)

今鶴村四六二石  
余ノ代官ヲ仰付  
ク

豊後國大分郡内、今鶴村四百六拾貳石五升事、令執沙汰、可運上候、依爲舟着、御代官被仰付候也、

文祿三年八月廿五日

御朱印 秀吉公

中川修理大夫とのへ

## 一六 柴山勘兵衛記

○碩田叢史  
大分県立図書館蔵

慶長元年二月、亦、高麗ニ諸國ヨリ加勢渡リケル。

九州ヨリモ過半人數渡ル。(柴山)兩賀モ亦望テ渡リケル。重成ハ中川家ノ船着、(天分郡)沖ノ濱ト云所ニ、兩賀ノ屋宅有

リ。留守居トシテ居ケル也。居所ヲ此沖ノ濱ニ定ケル

事ハ、本來兩賀ハ討死ノ望故ニテ、能キ將ノ手ニ付テ

討死ヲスベシトテ、能キ將ヲ擇ムニ、上方ニテハ中川

清秀公ナリト見聞シ及テ頼申ケルハ、(マ)御請ケ申サセ給

ヒテ、偏ニ御念比ニ被仰ケルニヨリ、亦如何ナル縁ニ

カ、中川家ノ御事ハ兩賀一心ニ思ヒ入テ忠ヲツクシタ

ク被思ケルニヨリテ、豊後迄下リテ竹田ニ居ケル時、

兩賀申ケルハ、「某ガ儀ハ牢人者ノ事ニテ候ヘバ、御

家中ノ士衆、同前ニハ竹田ニハ居申マシク候。堺ニカ

ヘリ居申候テ、御出陣ノ時ハ何時ナリトモ、堺ヨリ馳

參リ御供イタスベク候」ト申テ有ケレバ、秀成公被仰

ケルハ、則、堺浦ニ居申様ニ、當地ニテ心ノマ、ニシテ  
居申様ニト、宣ヒケレバ、兩賀申ケルハ、「當地ハ筑  
紫遠島ノ儀ニテ候ヘバ、イクタビモ渡海ノ軍ハカク多  
ク御座有ベク候程ニ、舟軍ノ儀ハ、某ガマ、ニ被仰付  
候テ、海邊ヲ御知行ノ内ニ替地ニ被成テ、某ハ牢人分  
ニテ海邊ニ居申候テ、諸事ハカマイ不申シテ、御出陣  
ノ時バカリ御供イタス筈ニ被成被下候ハ、當地ニ居可  
申候ト申ケレバ、則、山口玄蕃頭殿ニ御申有テ、此沖  
ノ濱ヲモラハレケル。

○中略。兩賀千石ノ知行ヲ宛行ハル、モ、三百石ヲ養子勘  
兵衛ニ与へ、残り七百石ハ水父(夫)ノ兵糧トシ、七人ノ  
水父ヲ召シ寄スルコトニ係ル。

扱、兩賀、慶長元年正月ニ、沖濱ニ移リテ、亦自分  
ニ舟ヲ十艘作りテ、中川家ノ御用意ニシケルナリ。此  
外屋宅ヲ立テ土倉ヲ作り、堺ノ居宅ニ劣ラヌ様ニ行ヒ  
ケルナリ。本ヨリ金銀數多在之ニヨリ、思フ様ニ諸事  
ヲ叶ヘケルナリ。慶長元二月ニ、高麗ニ渡リケル。ア  
トニテ、重成普請ヲシタル也。同四月ニ、六右衛門ヲ

両賀見廻ニ、高麗ニ渡シケル。

同閏七月五日ニ、重成内室始テ平産有リ。同九日大地震シテ、沖濱ノ浦ヨリ潮ヲビタマシクセキ上、大波立テ、兩賀ノ屋敷海中ト成ル。重成イソギ家ノ系圖ト度々ノ感狀ノ入タル挾箱ト持鎧バカリヲ取出シテ、内室トタゞ二人、家ノ屋根ヲ脇差ニテ切ヤブリ、二人共ニ屋根ノ上ニ居テ有リケル所ニ、七尋バカリ有ル舟板、家ノ上ニ流レカ、リタリ。是ヲ幸ノ事ト思ヒテ、二人共ニ乗テ有ケレバ、引潮ニ沖ニ引出サレテ危キ事度々有リ。暫ク有リテ、波モ風モ鎮マルト思フ時ニ、小イサキ船ヲ押シテ來ル者有テ、「此船ニ乗ラセラレ候へ、タスケ申スベシ」ト云ケレバ、二人ナガラウレシクテ、急イデ舟ニ乗リタリ。書物ノ箱ヲモ鎗ヲモ取ノセテ、此者ニタスケラレ行ケルナリ。暫シノ閒ニ今津留ト云所ノ島ニ著ケルニ、此所モ大波ニ崩レテ、人家モ見ヘズナリケル。此所ノ氏神ニ天満宮有リ、二人共ニ爰ニ休居テ、ツカレヲハラシケル。内室ハ産ヲシ

テ五日目ノ事ナレバ、取分勞レテ有ナル。同十日ニ沖濱ヨリ吉右衛門、與右衛門、九良兵衛ナド、云家頼ノ者共尋テ來ルナリ。「汝等ハ、何トシテ助リタルゾ」ト重成問ヘバ、「崩レタル家ニトリ付テ、南ノ山ギハ迄、大波ニ打寄セラレタルニヨリ、則、山ニ上リ申テ候」ト申ス。「残りノ者共ハ如何ニ」ト問ケレバ、大方助リ申テ候」ト云。「女ハ誰々コソ助リタリ。亦タレト、コソ見ヘ候ハズ」ト申ス。「金銀ノ倉、武器、諸具ノ倉モツブレ候ヘドモ、金銀モ武器モ不失申」ト云。重成、先仕合ヨシトテ、其日、沖濱ニ歸リケル。先、カリヤヲ立テ居ルニ、世間ノ躰ヲ聞ニ、諸國皆一度ニ大地震セシナリ。扱重成危ク命助リテ、世間モシヅマリテ、小舟ヲ乘リテ來テ、助リタル者ヲ尋ルニ、我コソ夫ト云モノナシ。是ハ今鶴村ノ天満天神ノ加護ニテ助リケルトテ、是ヨリ重成天満宮ヲ信仰イタシケルナリ。

同年霜月ニ、今津留村ニ舟着替地ニ成。○下



○大地震・大津波ノ襲来ノ月日ヲ、閏七月九日トスルモノ、十二日或ハ十三日トスルモノ三説アリ。今後ノ検討ヲ俟ツ。

## 一八九 津山氏世譜

○津山チヨ子文書  
津田市大字下木

○上略

一慶長元丙申年正月兩賀朝鮮渡海に付、勤兵衛ハ跡ニ残り、沖濱に居リ居宅普請、大小船新艘仕立申付ル、上野主馬・横山助作を始、上下男女三十餘人留守ニ居ル、

一同年閏七月八日、重成室出産、男子生ル、

一同月十三日晝頃大地震ニ而、大波ゆり上居宅海となる、重成室出産以後六日目の事なれハ、血も未治らず、出生の小兒を抱て、夫婦共に天井に上ル、天井にも水上げるゆへ、脇指にて屋萱を切破て、二人共ニ屋の上に入り、系圖并感狀の箱と鎗を持って上ル、最早屋根も流んとする時に、兼而船を作らんとて調

置たる船板の七尋斗なるか流れよりければ、是を幸に貳人共ニ乗移り、鎗をも箱をも放さず持去れども、引鹽に沖に引出されて、幾度も波に打込れんとす、此時男壹人小船を漕來て、是に乗給へ、助け申さんと云、貳人なから嬉しくて、此舟に乗り移里、系圖の箱も鎗も取乘て、南を指て漕行、暫く有て或ル渚に漕寄せて、爰に上り給へと云、屋(か脱力)て彼男ハ見へす、此所も大波に崩れて人衆もなし、陸の方へ向て暫く行に、小き社有、此邊には人衆も少く有ゆへ、此所ハ何といふ村ニ而、此社ハ何の神を祭そと問ハ、爰は今津留と申所ニ而、社ハ天神なりと申ス、扱ハ我を助けしハ此神ならんとて、禮拜し暫く爰に休ミ居てつかれをはらし、人家に入て休息す、

○中略

一慶長元丙申年十一月、當夏沖の濱地震崩レニ付、秀成様御船着として今津留浦御拜領也、秀成様御上洛ニ付、未土地御受取無之、沖濱る往來し

て持、

一同二丁酉年正月廿五日、重成今津留に行而天神に參詣し、所の者共呼出し去年大波に小船乘來て助けたる者ハ誰なる哉と、方々尋けれども、我こそという者なし、扱は彌天神の加護なりとて甚深く信仰す、

一同年二月二日○中略

一同年冬沖濱替地として、今津留浦御拜領御受取相濟、勤兵衛茂居宅を移す、○下略

○前号「柴山勤兵衛記」ト同内容ナルモ、地震ノ日付ヲ十三日トセリ。

## 120 國東町興導寺大般若經奥書

○興導寺大般若經  
大分県史中世三

(第四二四卷)  
文祿五年丙申閏七月九日、大地震仕、豊後奥浜悉ク海成、人畜ニ二千餘死ス、前代未聞條、書付申早、(異筆)「奥浜計ニ一萬人死ストモ」(桜八幡社)當官司 豪泉記之、

○コノ大般若經六百卷ハモト桜八幡社(現國東町)所藏ナ

リシモ、神仏分離ニヨリ、明治四年九月、氏子等施主トナリ、同社神宮寺興導寺ニ移ストイフ(『大分県史』中世三)。

## 121 一五九六(慶長)年起つた

いくつかの奇蹟

○イエズス会の通信  
大分県史料一四

豊後の國について

この地震と同時に、豊後において起つた事件は非常に重大で且つ恐るべきことで、これを報告した彼の地から來たキリスト教徒の口からその報せを受けなかつたら、信用出來ないことでしょう。

豊後の最も古いキリスト教徒の一人が到着するのを待っていました。その男はピアジオと呼ばれ、立派な男で神を畏れ、めぐり合った大きな危険から逃れた男で、この地に到着するや、あの場所でも過したことをわれわれに物語りました。そして現在でも(そのことが起つてから既に二ヶ月にもなるのに) 自分自身をとり

戻してはいないし、自分の生國の瓦解の驚きを取り除くことが出来ないと言っています。

府内の近くに、三哩離れたオキノフアマ(神ノ)と呼ばれる大きな村があります。多くの船の寄港地であり、揚陸地です。この立派な男は、この地名にちなんでオキノフアマのピアジオと呼ばれ、豊後では良く知られていますが、それはこの男の家が各地から来る多くの人たちの收容所になっているからであります。この男の言うには、夜間突然あの場所に風を伴わず海から波が押しよせて来ました。非常に大きな音と騒音と偉大な力で、その波は町の上に七ブラッチョ(一ブラッチョ)は〇、五九四米以上も立上りました。

その後、高い古木の頂から見えたところによると、大變氣狂いじみた激烈さで、海は一哩も一哩半以上も陸地へ這入りこみ、波がひいたとき、沖ノ濱の町の何物をも残しませんでした。その町の外にいた人々は助かったが、あの地獄の巨人がつかまえた人々は、すべ

てのみこまれ、伴れ去られました。男、女、子供、老人、牡牛、牝牛、家その他無限の品物が持ち去られ、あらゆる物が、そこにかつて陸地がなかった如く、深い海に代えられました。ピアジオは何としても、そのようなことは想像もしませんでした。その時刻に妻、息子、召使いたちと家にいましたが、木造の彼の家が一瞬の中に波の上に浮ぶのを見ました。妻と息子はおぼれました。彼は少し泳いだあと助かりました。

しかしその上に、どうして、どのように逃れたのか知りませんが、その町から波で遠く運ばれてしまいました。くづれ始めていた家にいたピアジオは、何れもキリスト教徒である家人たちと大声でイエスとマリアの聖名を呼んでいました。一方彼の近くで善良な女たち(阿弥陀)がアミダの助けを求めていましたが、彼女らは心から頼みこみ、危険から彼女らを助けるようピアジオに願いました。しかし善良なキリスト教徒(ピアジオ)はあなた方が助かるよう悪魔の名を唱えていては、どう

して私があなた方を助けられるかと彼女らに答えていました。そこで善良な女たちは、彼と共に強くイエスとマリアを祈り始めました。そしてその困惑の中で大急ぎで目の前にあった家屋の材木を彼女らに差出して、イエスやマリアを祈っていた女たちの幾人かを助かるようにしました。多くの善良な女たちは、さし迫る危険の中でキリスト教徒になる誓いを立てました。

同じ海岸のオキノファミアの近くの四つの村、即ちハマ(浜脇カ)

オクイ・エクロ・フィンゴ(日出カ)・カフチラナロ及びサンガ

ノフチエクイの一部は同様に水中に没したと言われています。ハマオクイではキリスト教徒は一人だけだった

ので、多くの中でこの人だけが助かりました。これら港の中で沖の濱には非常に多くの船隊が泊っていました。その大部分はタイコウ(太閤)のもので、これらの船は王国（現在彼の持つている）の徴税のため豊後に来ていました。これらの船の多くは既に積荷を終って出帆の時を待っていましたし、他の船は積荷を始め

ていました。その外多くの商人の小舟がいましたが、これらの船についてピアジオは、確かに聞いたこととして次のように断定しています。即ちこれらの船は一隻さえも助からず、同一場所で碎け、全部が沈んでしまつたと。

府内の町は常に敵意を持ち、頑固でした。四十三年も神父が、修道會の修道士、教會及び貧しい良民のための病院があり、病氣の際に救援し、教義を教え、説教し、神聖なつとめをし、また教會の儀式を行っていました。そこにはその土地で生れたわづかのキリスト教徒がいましたが、その中にわれらの教會の近くに住む人がいました。(宗廟)フランチェスコ王は若し彼等がキリスト教徒になつたとしたら、彼にとり大變な喜びであり、また彼自身、彼等の代父になつたであろうと述べました。そういうことで、一方僧侶たちは彼等を迫害し、他方同じ町の人々は、日本中の町の中で、この町から修道會が公然とより多くの危害を、特別の恥辱を

うけた町でした。それだから大人のみなならず青年及び子供たちは両親から教えられ、悪魔から煽動されて、道路にわれわれの仲間が姿を現わす度毎に、突然大聲でののしり始め、われらの神、神父たちに恥辱を與えました。その後キリスト教徒になったフランチェスコ王から彼等のこんなひどい、邪惡なやり方をげしく禁止されていたが、何れにしてもキリスト教徒及び教會に對して彼等が持っていた反感を取去ることは出来ませんでした。時に、夕方われわれの家に火をつけたり、また家に矢を射たり、また教會や家に石を投げました。その上、教會に回って死人や子供の手足を投げました。その際に坊主たちは公然と、われわれが人肉を食べるため人間を殺しているのだと宣傳し、われわれに反對するにせの證人を立てました。このため、數年に亘ってわれわれの家の周圍を夜番する必要がありました。しかし最高の神、そして正しい裁判官、そして『余は罰し且つ賞を與う』と申された神は、先づ

彼等を(マ)重分なさまざまな苦難で見舞ったのです。この町はブンゴ王國の首都であり、富裕な商人が住んでおり、偶像の多くの寺があり、この町で大きな權力を持っていた坊主たちが出入りしていましたが、數年のうちに戰爭、疫病、飢、火災その他數多くの慘害で衰えて行きました。そこで、この町でヒエレミアがエルサレムの町について言った『多くの人々が住んでいた町が何んとさびれてしまったことか』という言葉がここで十分實證されました。王國の一般的破壊によって、かつて、この町も非常に破壊されましたが、それでも、最近數年間において、改めて人が住むようになりましたが人口は激減しました。そしてさまざまな王國に逃げていた賤民たちは、その状態で歸り、ここに居ついたので、既にその町に五千の家がありました。今や神のかくれたる判断により、この地震によって五千の家屋があつたと言われる町が、やっと二百になつたと言われています。また惡魔の二つの寺院しかなかつ

たものが、いづれも崩潰しました。そしてバステイア  
ーノと呼ぶ徳のあるキリスト教徒の小さい家は、この  
家にわれわれの神父が使いに行ったときは、ミサを唱  
えていましたが、崩潰した良民の家の中で立っていま  
した。

○中  
略

タイコウの徴税代理人で、良家の出であるが、性質  
極悪の男が府内に住んでいて、妾を持ち、この妾から  
男子をもうけていました。この妾の家が崩潰し、妾と  
子供を殺しました。そしてこの男にもう一人の男の子  
がいて、過去におけると同じ懲罪をうけるのを恐れ、  
またこの子を預ける安全な場所が見付からなかったの  
で、(高田丸)フアカタのキリスト教徒にたのみに來ました。キ  
リスト教徒たちはこの怖害を通りすぎるまで、彼等の  
許に子供を預りました。

○下  
略

一九二 玄與日記

○群書類従一一  
日記部

○上略。玄与、近衛信輔ノ供トシテ海路鹿兒島ヨリ九州東  
岸ヲ航シ帰洛ス。慶長元年閏七月廿三日細島ヲ立チ、豊後  
海部郡蒲江ニ着ス。

(慶長元年閏七月)  
夫より廿五日御船を出し。同國(米水津)よなふつとやらん。人

家すくなき浦に御着船也。此浦にて御發向有。○中 八

月一日御船を出し。海上壹里計過侍るに。○中 大島と

申浦へ其夜明し。三日にほと(保戸)いふ所へ着給ふ。雲(久保)ど

まりと申所。近くへみえければ。○中 夫よりさかの關(佐賀)

迄御着被成候。去七月十二日の地震の時、かみの關(上)と

申浦里は。大波にひかれて家かまともなし。命を失な

ふもの數をしらす。哀なる事ともなり。彼須磨の巻

に。高鹽におちて、むすめをば岡部の里へやり侍ると  
見えしも。ことほり思ひしられ侍りぬ。○下  
略

一三三 中川氏年譜

○中川史料集  
北村清士校注

(第三世秀成公譜)  
文祿五年丙申 (中川秀成) 御年二十七歲

一、閏七月十二日 或は九日ま 又は十三日た 暮頃より大地震、御船着沖の濱洪波上り、陥りて海となる。溺死する者十に七、八。船奉行柴山勘兵衛重成は、稀有にして死を免る。

一三四 威徳寺由來記

○威徳寺藏本  
大分市大字勢家

豊後國大分郡府中笠和郷沖濱瓜生山威徳寺由來書  
○首 義正ハ天資和順ニシテ眞言宗ニ皈依シ、剃髮シテ城北ノ瓜生島ニ草庵ヲムスヒテスナハチ義正坊トイヘリ、時ニ明應年中、六丁巳人々ノ傳ヲキキ、○中 蓮如上人ニ拜謁シタテマツリテ宗義ヲ求ム。○中  
第六世周安、時ハコレ文祿五(マ)丙申年十一月二十七日閏

七月十二日ノ晡時ニ、大地震動スルニ、海上瀕漕トナリ(瀕漕ノ誤カ)  
テ、潮水奔揚シテ嶋八分ハ海トナリ、其後ハ嶋漸々ニ崩レテ海路トナレ  
リ、身命ヲ免ル、者纔ナリ、シカレハ波動シツマリテ、迎舟ニ依テ沖濱ニウツリケル、ステニ本尊阿彌陀如來實如上人、御裏印ノ御寫實如上人、六字御名號蓮如上人、顯如上人御請取没失シ玉ヘリ、以下周安夢想ニヨリ本尊以下略。トニ係ル。

一三五 豊府紀聞

○大分県立図書館藏  
孔版本

○首 (第二十三早川主馬首伝略) 慶長元年丙申閏七月十二日晡時天下大地震、豊亦所々地裂山崩、故高崎山顛巨石悉落、其石互磨發火、既而震止、府内民皆安心身、或有浴者、或有食夕飯者、有未食者、時又鉅海大鳴動響諸人甚驚奇之、走于東西逃于南北、或視海邊、村里井水皆悉盡之、余時從巨海洪濤忽起來、洋溢于府内及近邊之邑里、大波至三時、神護山同慈寺之藥師堂一字巋然獨存之、然其佛

殿大傾斜、同境內菅神廟社不知流行方、又大殿之前流來旅船一艘十端帆也、積大豆半其船而無一人、如是罹大地震洪波、府城大夏小宅民屋等大半倒塌、不知人畜死者其數、又府城之西北二十餘町勢家古世家也、邑其地高、故民人步行瀉洪波半體、勢家名境內有禪寺之舊跡、名法藏寺不知開基、境地高故不鉅浪、且勢家村二十餘町北有名瓜生嶋、或又云沖濱町、其町縱于東西並於南北三筋成町、所謂南本町、中裏町、北新町、農工商漁人住焉、其瓜生嶋之境內皆悉沈沒而成海底、因之不溺死者纔其七分之一、或漂于小船、或乘于流家、或附于浮木、或寄于流櫃、五倫離散于互、激然流浮暫時而到西南山岸犬鼻邊、或又有到於蓬萊山等之高地免死者、頃刻而大汐收如舊、於是沖濱町流浮免死之人、漸々至于彼地來于此境、雖然皆裸程無衣且飢食、故同十三日味爽、求親屬及交隣之好、來于勢家村之民家、於是時勢家之民人育之、又勢家名主往于府城白此事、於時城主早川主馬首憐愍其民人飢裸之難、即賜衣布米錢以扶持之、於勢家

境內屢結茅屋使居之、再名沖濱町、沖濱及府中等民人飢死者七百八人牛馬不與、府之海邊村里皆如是、速見郡別府村沈沒之、沖濱道場盡沒龍王宮裏、故其無量壽畫像流浮于海上而不知行方、時道場五世之主周安、夢有僧告曰、道場尊像今在海岸、因之周安速到海邊求之、果得其繪像、大喜奉府主之許命、於新沖濱結茅屋安置之、道場復舊、勢家法專寺堂宇破壞、因之法泉寺五世住侶善西、營一宇於沖濱道場之西、再名法專寺、沖濱之鎮守天神漂流而到于勢家之境內、因勢家之名主收之、以再建諸春日祠之境內、長濱明神之神殿流來于春日山、(力)復建諸春日祠之境內、長濱明神祠及北濱明神並不知其開基、北濱明神不知其行方、府中本願堂宇破壞、於是菴主比丘尼受府主早川主馬首免許、營草屋勢家之村中住居之、再名本願、松坂八幡宮不知開基年代、神殿大破、故二日野氏稅所遷松坂神跡於祇園宮、同年七月下旬來旅船于府、舟主云、到洪波此地日、海水大半滅予之、豐府民人聞感之、○下略



〔第二十四福原高伝略〕

○上 同年三月三日來於豐後府内沖濱浦○中、  
略 (慶長二年)

(同三年七月)

同月二十九日大雨甚、因之鶴見嶽東北麓深淵大倍之、

又山頭崩落壘其深淵過半、是故淵水忽溢出成大河、急

流入于巨海、時速見郡朝日郷久光村流没、人畜死者四

十餘人也、○下  
略

○類似ノ内容ヲ記スモノニ「豊陽古事談」・「雉城雜誌」等  
アルモ省略。多クハ十二日説ナリ。

### 一九六 豊後國志

〔天分郡神祠、仏事項〕

住吉祠 在笠和郷勢家村地方沖濱、此祠舊在瓜生島、歷年  
最久、慶長之災湮滅、寛永二年 更立祠于此。

威徳寺 在笠和郷勢家村、本願寺實如弟子釋道正此郡人、  
永正十年、歸郷、請興道場、名威徳寺、初在沖

濱、故呼曰瓜生島道場、慶長災後八年、第五世周  
安更移營于此、

西應寺

在笠和郷勢家村沖濱、號廣度山、慶長災後、惟本  
尊彌陀佛像儼在、爲風雨所銷摩、四年、淨土寺四

靈雲寺

○一六号  
参照。

世馨譽上人立堂安之、使菴甫住焉、

### 一九七 勝山豐城世譜寫 歷代

○大分県立図書館蔵写本  
是永亀由仙編

慶長元年七月十二日、當イワウ灘より津浪起り、海邊  
(聞脱)

郡を沈没す。奈多宮本社拜殿樓門ノ鳥居殘なく沈没  
(國東郡)

す。神場洲といふは、文祿年中迄は、今の洲崎より南

の沖の方へ十町斗り洲有て、竝木の松原茂り榮へ、其

末に觀音の有て、○中 此州の内は波風なく旅泊の大船

小船も碇を入、纜を結事なく、天下無双の湊なりし

が、津浪に沈没して水底と成。今十町斗り沖に立たる

ミオ木は、觀音堂の跡水底ニ残りし岩尾の上に建る。

是は土人の船の爲に建置れし也。其外沈没少からず。

○下  
略

一六 千光寺鰐口銘

○宇佐・国東半島を中心とする文化財  
国東町千光寺

八坂庄東照寺ニ  
鰐口ヲ奉納ス

〔外区〕  
〔奉寶納、速見郡八坂庄東照寺之鰐口之夏、

右意趣者、武運長久、子孫繁昌爲也、施主善兩 宗榮 藤太郎 又次郎 新右衛門〕

〔内区〕  
〔于時慶長八年十月吉日、

大工駄原安信惣兵衛尉敬白、〕

大工駄原

付録

一 大分市大字(大分・勢家・駄ノ原・生石)・挟間町(成内)・別府市(成内)小字一覽表

大字	大分	勢家	駄ノ原
<p>草場、西大坪、西生佐、税所、東横前、顕徳寺、堀ノ口、川原新地、藪脇、上井東、下井東、  下井西、上井西、宮ノ前、元町、竜ヶ鼻、南前田、中前田、北前田、河原小路、沖、上鴨、下鴨、井垣、  新町浦、豊河原、中島、舞鶴、天神島、中島浦、千代ヶ洲、船頭町浦、船頭町、橋爪、吉田、  北中原、内金池、外金池、南河原、東新町、大ノ三、塩九升町、稻荷台、南中原、菜ノ本、西横前、  中州、大ノ二、万屋町、後小路町、古川町、米屋町、南新地、外堀、東大坪、長浜浦、内鴨手、  中鴨手、郷ヶ本、高見、古池尻、南金池、西餅田、大ノ一、城崎、西中原、外鴨手、東生佐、</p>	<p>ヤスリ、河原、東田室、西田室、七本木、下組、沖新田、東春岡、苜崎、新川、京泊、井尻、ベブ、  菅浦田、綿打、明珍、今在家、下ノ田、豊久、春日浦、上組、</p>	<p>西光寺裏、浜畑、豊久北浦、表中北側、表上北側、表上南、表中南、裏中北、裏上北、裏上南、  裏中南、藪ノ内、向ノスカ、福田寺、中原、シヨウケ田、鷺ヶ島、王ヶスカ、野中、犬鼻、豆粉田、  六反田、ゴンジヤク、カワラ田、鷺田、菴丁田、牛踏、川久保、河原、エボシ形、砂引、志手前</p>	<p>六反田、ゴンジヤク、カワラ田、鷺田、菴丁田、牛踏、川久保、河原、エボシ形、砂引、志手前</p>

<p>クジもと、塚田、油田、年田、武頭、三本松、片平、奥ヶ迫、柳井迫、箕畑、大高尾、岩ノ上、石ヒツ、長水、天神平、志手塚、山ノ神、長水村上、古畑、クラツバ、丸山、平原、梅山、一本松、立ノ塚、ダンダン、丸尾、榎井、打振、ミノ、荒牧、生石平、善神王平、奥ノ地、栗迫、勢駄志原、蛇田、下ノ田、エゴ、菖蒲田、</p>	<p>生石 宝崎、川向、フカウ田、宮師作、下ノ田、柿木、五月殿、西生石、東生石、前田、久保田、西ノ門、北浦浜、塩田北側、賀竜田北側、浜の市、海岸通、湊町通、松原通、</p>	<p>三芳 北村、東野地、深迫、塩俵、百畝町、大野地、立道、田平、地獄谷、山伏塚、中山、峠、八反田、下堂の本、鉾田、堂の本、九反田、一丁田、壹反小、折立下、押立下、折立、二重、申掛、堀切、カゲ塚、鳥越、栗山、笹原、福原、庄原、平原、猪木坪、字ノ辻、大谷、白迫、高伏、六反田、イドラ平、市坊迫、光政、西園、栗迫、宮畑、五反田、塔平、生田、フケ、堤下、前田、平、クス神、辻、後口平、竜甲、井ノ迫、</p>	<p>神崎 切通、蟹喰、小谷、平原、一ノ坂、道円、長尾、灘、牛ヶ谷、下り松、小迫、高尾、見内、堀ノ内、飯又、辻、小台、大ノ田、登り立、キンヤギ、蓮花寺、堀田、堂立、藤原、柿ノ平、長ヶ迫、芝原、小平、船河原、木戸、向イ、平原、神地、前田、武反田、鯨崎、神木、表屋敷、ウバヶ所、林後、長畑、茅場、小台原、水ノ元、黒岩、一ツ岡、梶原、勝地、仏崎、浪掛、秋田、御子畑、所畑、大間、通羅谷、老野、猿ヶ迫、台原、西米山、東米山、幸助、鳥越、名子迫、内ノ地、田島、峯宮ノ山、赤岩、竹ノ田、馬落、烏帽子石、城ノ腰、釜ノ口、四極山、ウト、平城、桐山、鳴川、</p>
--	--	--	---

市中心部 表示地	(挾間町) (別府市)	内成
<p>金池町(一〜五丁目)、上野町、金池南(一〜二丁目)、顕徳町(一〜三丁目)、大手町(一〜三丁目)、        要町、荷揚町、中央町(一〜四丁目)、府内町(一〜三丁目)、都町(一〜四丁目)、城崎町(一〜三丁        目)、長浜町(一〜三丁目)、錦町(一〜三丁目)、舞鶴町(一〜三丁目)、弁天町、泉町、豊町(一〜        二丁目)、碩田町(一〜三丁目)、中島西(一〜三丁目)、中島中央(一〜三丁目)、中島東(一〜三丁        目)、千代町(一〜四丁目)、住吉町(一〜二丁目)、豊海(一〜五丁目)、末広町(一〜二丁目)、新町        高砂町、寿町、大道町(一〜五丁目)、東大道(一〜三丁目)、桜ヶ丘、勢家町(一〜四丁目)、中春        日町、東春日町、西春日町、王子北町、王子中町、王子南町、王子西町、西ノ洲、新川町(一〜二        丁目)、</p>	<p>おどりば        ヲトリハ、タイ、コヘヤマ、テクチ、ナカツメ、ムカイウソ、イテウエ、ナノメ、ヲクツメ、        ミナミ、ニシノツル、フカサコ、ヲウハタケ、ミヤノモト、ヲヒラ、キリノキ、ハル、サカイ、        ナノメヒラ、ウソノ、ユワスイ、</p>	<p>(以下別府市編入)        アライ、ウト、ヲオノコウチ、アライヒラ、ヲサコ、ニタノハル、シモハタ、ツル、ヒカサコ、        ヒラのその、テンシンヒラ、コガの、ハサマ、ミノの、セイケ、オサキ、栗ノ木、追、フ子カワ、        中ノ追、セイハ、中田、太郎丸、園田、ヤケクロ、ヲカキ、谷尻、神ノ園、石城寺、コマツタイ、        ウソノ、丸山、前塚、トタイ、立石、トトロ、ヤマキワ、イタカヒラ、トラメン、オクダ、片平、        梶原、オモウシ、木ノ下、ヲハタケ、オモウシシタ、ユワスイ、カイカケ、フナキ、カイカケノシ、        サカイ、</p>

○笠和郷ノ範圍ニハ疑問点多シ。大字生石ノ半分ハ賀來莊ニ屬スト云フモ、字ノ境界不明。